

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 目次

### 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関連

|  | 頁  |
|--|----|
| <b>金融商品取引法施行令</b>                          |    |
| 私募・私売出し〔金商法施行令第1条の4、第1条の7、第1条の7の4、第1条の8の4〕 | 5  |
| 有価証券の売出しに該当しない有価証券の売出し〔金商法施行令第1条の7の3〕      | 8  |
| 有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し〔金商法施行令第2条の12の3〕   | 18 |
| 経過措置                                       | 25 |
| その他  | 27 |

### 特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し関連

30

### 有価証券店頭デリバティブ取引関連

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 証拠金規制〔金商業等府令第117条〕                   | 32 |
| 分別管理〔金商業等府令第137条の2、第140条の2、第141条の2等〕 | 39 |
| 不招請勧誘・ロスカットルール                       | 43 |
| その他                                  | 44 |

### 格付会社に対する規制の導入関連

|  |           |
|--|-----------|
| <b>信用格付の定義〔金商法第2条第34項〕</b>                 | <b>46</b> |
| 法人に類するもの〔定義府令第24条第1項〕                      | 46        |
| 主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級〔定義府令第24条第3項〕     | 46        |
| <b>信用格付業の定義〔金商法第2条第35項〕</b>                | <b>47</b> |
| 信用格付業から除かれる行為〔定義府令第25条〕                    | 48        |
| <b>訳文の添付〔金商業等府令第2条〕</b>                    | <b>50</b> |
| <b>金融商品取引業者等の禁止行為〔金商法第38条第3号〕</b>          | <b>50</b> |
| 投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付〔金商業等府令第116条の2〕 | 50        |
| 信用格付業者の登録の意義その他の事項〔金商業等府令第116条の3〕          | 55        |
| <b>定義〔金商業等府令第295条〕</b>                     | <b>57</b> |
| 子法人の定義〔金商業等府令第295条第2項第3号〕                  | 57        |
| 資産証券化商品の定義〔金商業等府令第295条第3項第1号〕              | 57        |
| 主任格付アナリストの定義〔金商業等府令第295条第3項第4号〕            | 62        |
| 格付担当者の定義〔金商業等府令第295条第3項第5号〕                | 62        |
| 信用格付行為の定義〔金商業等府令第295条第3項第8号〕               | 63        |
| 関係法人の定義〔金商業等府令第295条第3項第10号〕                | 63        |
| <b>登録の申請〔金商法第66条の28〕</b>                   | <b>64</b> |
| 外国法人の国内における代表者に準ずる者〔金商業等府令第297条〕           | 64        |
| 登録申請書の記載事項〔金商業等府令第298条〕                    | 64        |
| 業務の内容及び方法〔金商業等府令第299条〕                     | 65        |
| 登録申請書の添付書類〔金商業等府令第300条〕                    | 67        |
| <b>外国法人の国内拠点設置〔金商法第66条の30第2項〕</b>          | <b>68</b> |
| <b>業務管理体制の整備〔金商法第66条の33〕</b>               | <b>68</b> |
| ローテーション〔金商業等府令第306条第1項第2号〕                 | 68        |
| 業務の適性確保〔金商業等府令第306条第1項第4号〕                 | 79        |
| 法令等遵守〔金商業等府令第306条第1項第5号〕                   | 80        |
| 格付付与に用いる情報の品質確保〔金商業等府令第306条第1項第6号ロ〕        | 80        |
| モニタリング〔金商業等府令第306条第1項第6号ニ〕                 | 80        |

|   |            |
|---|------------|
| 過去に格付付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる商品に係る対応(金商業等府令第306条第1項第6号へ) | 81         |
| 利益相反防止(金商業等府令第306条第1項第7号)                             | 81         |
| 関連業務・その他業務による不当な影響防止措置(金商業等府令第306条第1項第8号)             | 83         |
| 資産証券化商品の発行者等に対する情報開示の働きかけ(金商業等府令第306条第1項第9号)          | 84         |
| 報酬等の決定方針(金商業等府令第306条第1項第10号)                          | 89         |
| 信用評価の結果に関する一般的性質に係る虚偽表示防止(金商業等府令第306条第1項第15号)         | 90         |
| 監督委員会(金商業等府令第306条第1項第17号)                             | 90         |
| ローテーション・監督委員会の適用免除の承認(金商業等府令第306条第2項・第3項)             | 91         |
| 二以上の信用格付業者による業務管理体制の共同整備(金商業等府令第306条第5項)              | 92         |
| 国外拠点に係る業務管理体制の整備要件の一部の適用免除の承認(金商業等府令第306条第6項)         | 94         |
| <b>格付関係者(金商業等府令第307条)</b>                             | <b>95</b>  |
| <b>禁止行為:密接な関係を有する場合の格付提供の禁止(金商法第66条の35第1号)</b>        | <b>96</b>  |
| 格付関係者との密接な関係(金商業等府令第308条)                             | 96         |
| 格付関係者が利害を有する事項(金商業等府令第309条)                           | 97         |
| <b>禁止行為:助言を行った場合の格付提供の禁止(金商法第66条の35第2号)</b>           | <b>97</b>  |
| 信用格付に重要な影響を及ぼすべき事項(金商業等府令第310条)                       | 97         |
| 禁止の対象から除かれる助言の態様(金商業等府令第311条)                         | 98         |
| <b>禁止行為:内閣府令で定める行為(金商法第66条の35第3号)</b>                 | <b>98</b>  |
| 特定の格付の事前約束の禁止(金商業等府令第312条第1号)                         | 98         |
| 金銭・物品の受領等の禁止(金商業等府令第312条第2号)                          | 99         |
| <b>格付方針等(金商法第66条の36)</b>                              | <b>100</b> |
| 格付付与方針等(金商業等府令第313条第2項)                               | 100        |
| 格付提供方針等(金商業等府令第313条第3項)                               | 101        |
| 格付方針等の公表方法(金商業等府令第314条)                               | 111        |
| <b>帳簿書類(金商法第66条の37)</b>                               | <b>112</b> |
| 作成すべき帳簿書類(金商業等府令第315条第1項)                             | 113        |
| <b>事業報告書(金商法第66条の38)</b>                              | <b>115</b> |
| 事業報告書の様式(金商業等府令別紙様式第28号)                              | 115        |
| 事業報告書の提出期限の承認手続(金商業等府令第317条)                          | 118        |
| <b>説明書類(金商法第66条の39)</b>                               | <b>118</b> |
| 説明書類の記載事項(金商業等府令第318条)                                | 118        |
| 説明書類の縦覧方法(金商業等府令第319条)                                | 121        |
| 説明書類の縦覧期限の承認手続(金商業等府令第320条)                           | 121        |
| <b>適用上の注意(金商業等府令第325条)</b>                            | <b>121</b> |
| 国外拠点における適用関係  | 122        |
| 経過規定(整備府令附則第8条)                                       | 123        |

## 指定紛争解決制度の創設関連

|   |            |
|---|------------|
| <b>金融商品取引法施行令</b>                         | <b>126</b> |
| 指定紛争解決機関の業務の委託(金商法施行令第19条の7)              | 126        |
| 異議の割合(金商法施行令第19条の8)                       | 126        |
| <b>保険業法施行令</b>                            | <b>127</b> |
| <b>金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令</b> | <b>127</b> |
| 指定の申請(指定紛争解決機関府令第2条)                      | 127        |
| 紛争解決委員(指定紛争解決機関府令第6条・第11条)                | 127        |
| その他                                       | 129        |
| <b>金融商品取引業等に関する内閣府令</b>                   | <b>131</b> |
| 登録申請書等の記載事項の変更の届出(金商業等府令第7条・第8条)          | 131        |
| 契約締結前交付書面等の記載事項(金商業等府令第7条・第8条・第82条・第174条) | 131        |
| 苦情処理措置及び紛争解決措置(金商業等府令第115条の2)             | 134        |
| その他                                       | 137        |
| <b>銀行法施行規則</b>                            | <b>137</b> |

|   |     |
|---|-----|
| 信金法施行規則                                   | 137 |
| 貸金業法施行規則                                  | 138 |
| 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令 | 140 |
| 保険業法施行規則                                  | 140 |
| 協同組合による金融事業に関する法律施行規則                     | 145 |
| 労働金庫法施行規則                                 | 145 |
| 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令              | 147 |
| 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令                       | 147 |
| その他                                       | 148 |

.その他

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 金融商品取引法施行令                | 149 |
| 組織再編成対象会社の範囲(金商法施行令第2条の2) | 149 |
| 無尽業法施行細則                  | 149 |
| 労働金庫法施行規則                 | 149 |

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

| 正式名称  | 略称         |
|---|------------|
| 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 58 号）           | 改正法        |
| 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令        | 整備政令       |
| 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令 | 整備府令       |
| 金融商品取引法                                       | 金商法        |
| 金融商品取引法施行令                                    | 金商法施行令     |
| 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令                     | 定義府令       |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令                              | 企業内容開示府令   |
| 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令                         | 特定有価証券開示府令 |
| 金融商品取引業等に関する内閣府令                              | 金商業等府令     |
| 金融商品取引業協会等に関する内閣府令                            | 協会等府令      |
| 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令            | 指定紛争解決機関府令 |
| 企業内容等の開示に関する留意事項について                          | 開示ガイドライン   |

「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関連

|   | コメントの概要  | 金融庁の考え方   |
|---|--|---|
|   | 金融商品取引法施行令   |   |
|   | 私募・私売出し〔金商法施行令第1条の4、第1条の7、第1条の7の4、第1条の8の4〕   |   |
| 1 | 「新株予約権(中略)が付されている有価証券」とは、新株予約権証券そのものを含むとの理解でよいか。   | 「新株予約権(中略)が付されている有価証券」には、新株予約権証券は含まれると考えていますが、明確化のため「新株予約権証券及び新株予約権(中略)が付されている有価証券」に規定を修正いたします。   |
| 2 | 金商法施行令第1条の4第2号ニ・第3号ハ、第1条の8の4第3号ロ(4)・ハ(3)(内閣府令で定める要件)では、いわゆる適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡禁止(転売制限)が規定されているが、これはいずれも、例えば海外において発行後、日本において業者が別途作成する書面で投資家に告知すれば足りるもの(つまり、社債要項や Terms and Conditions 等の発行関係書類に入っていないなくても良い)との理解でよいか。   | いわゆる適格機関投資家私募の要件である、「当該有価証券に取得者が適格機関投資家以外の者に譲渡することが禁止される旨の制限が付されていること」については、当該有価証券が国内に持ち込まれた後に、国内で流通する際に必要なものです。例えば、海外において発行後、日本において販売する際に、業者が別途作成する書面において、当該制限が付されていればよいものと考えられます。   |
| 3 | 金商法施行令第1条の4第2号、第3号において、「新株予約権証券等」の定義が定められているが、追加的に「法第2条第1項第17に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの」が挙げられている。この「性質」の解釈について、新株予約権とは、株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利(会社法第2条第21項)であることに鑑み、取得者が、発行者に対して行使することにより当該発行者の株式の交付を受けられるものと理解でよいか。  | 外国証券のうち新株予約権に限定すれば、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものが新株予約権証券等に含まれると考えられます。  |
| 4 | 転売制限について、当該有価証券に関する情報を記載した書面において記載することが要件とされているが、適格機関投資家等との取引の場面における実態を鑑みて、必ずしも取引ごとに交付する必要がなく、包括的な書面を利用しうる余地があることを認めてほしい。<br>例えば、プロ私募、少人数私募等において、転売制限が付される有価証券が特定されることが最低限必要であるとされる場合、投資家に渡す告知書には、転売制限の内容とそれが付される有価証券が記載されるホーム・ページの URL を記載し、当該ページには、プロ私募、少人数私募等の私募の類型ごとに対象有価証券及び各有価証券についての転売制限の内容を提供してお | 適格機関投資家に対する告知義務については、あらかじめ包括的に告知内容を記載した書面の交付(一定の要件を満たす場合は、電子交付も可能)を行った上で、適格機関投資家の同意があれば、個別取引ごとの告知は不要であると考えられます。<br>また、ご意見のように、適格機関投資家に対する場合に限り、かつ、その適格機関投資家の同意がある場合に限り、適格機関投資家に渡す告知書には、対象となる有価証券と転売制限の内容が掲載されるホーム・ページの URL を記載し、当該ページにおいて、適格機関投資家私募、少人数私募等の類型ごとに対象有価証券及び各有価証券についての転売制限の内容を提供し |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | く(投資家が閲覧すれば分かる状態に置く)という<br>ような仕組みを導入することは可能であるのと理<br>解でよいか。  | ておき、適格機関投資家はそのホーム・ページを<br>閲覧できるようにすることも可能であると考えら<br>れます。   |
| 5  | 金商法施行令第1条の7第1号旧金商法施<br>行令第1条の6第2号を引き継ぐものと思われる<br>が、第1条の7第1号に移した趣旨は何か。                                      | 当該改正は、金商法第2条第3項第2号八の規<br>定の整備に伴い、委任する規定が移動したこと<br>によるものであり、実質的な改正ではありません。  |
| 6  | いわゆる私売出しの人数通算について、過去1<br>月以内に同一銘柄の有価証券の売付け勧誘等<br>を同一の顧客に対して数回行った場合、人数通<br>算は1名として計算してよいか確認したい。             | 「有価証券の売出し」の判定に当たり、売付け<br>勧誘等の相手方の人数の計算は延べ人数で行<br>います。したがって、同一顧客であったとしても、<br>売付け勧誘等が数回行われた場合には、基本<br>的に、その都度勧誘者として計算することになり<br>ます。  |
| 7  | 適格機関投資家については、少人数私売出し<br>の多数の者の計算の対象にならないとの理解で<br>よいか。  | 「有価証券の募集」と同様、「有価証券の売出<br>し」の判定に当たっては、売付け勧誘等の相手<br>方に適格機関投資家が含まれ、当該有価証券を<br>取得した適格機関投資家から適格機関投資家<br>以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合(「適<br>格機関投資家私売出し」と共通の要件(金商法<br>施行令第1条の8の4第1号))に該当するとき<br>には、売付け勧誘等の相手方の人数から当該適<br>格機関投資家の数を除外して50名以上である<br>か否かを判断することになります。 |
| 8  | 金商法施行令第1条の8の3に規定する50<br>名については、開示ガイドライン2-2で示され<br>た有価証券の取得勧誘の相手方の計算方法の考<br>え方と同様、延べ人数により計算するという理<br>解でよいか。 | いわゆる「少人数私売出し」の通算規定におけ<br>る50名の計算方法については、有価証券の取<br>得勧誘の相手方の計算方法の考え方と同様、延<br>べ人数により計算する予定であり、その旨を企<br>業内容等に関する留意事項において明確化す<br>ることとします。   |
| 9  | 他者が行った売付け勧誘等について調査する<br>のはほとんど不可能であるため、他者が行った<br>勧誘の相手方の数は通算しないことを明示して<br>ほしい。                             | 売付け勧誘等に係る開示規制では、有価証券<br>の売出しを行う場合には当該有価証券の発行者<br>に有価証券届出書の提出を求めることとなり<br>ますが、その判断は、売付け勧誘等を行おうと<br>する者が過去1月以内に自身で行った売付け<br>勧誘等の相手方の人数を通算し、その結果を踏<br>まえて行うこととなります。このように、人数<br>通算は、他者が行った売付け勧誘等の相手方<br>の人数を考慮する必要はないと考えています。                          |
| 10 | 金商法施行令第1条の7の3及び開示ガイ<br>ドラインで売出しに該当しないとされたものも<br>除外されるとの理解でよいか。   | 金商法施行令第1条の7の3に規定される取<br>引については、当該規定の対象になると考えら<br>れます。  |
| 11 | 金商法施行令第1条の8の4柱書には、「次<br>に掲げるすべての要件に該当する場合」とある<br>ところ、同令第1条の8の1第1号の要件を充<br>足していることを前提とした場合、同令第1<br>条の8の4    | ご意見のとおり、金商法施行令第1条の8の<br>4第2号の要件に該当しているのであれば(少<br>人数私募により発行された有価証券について<br>少人数私募の譲渡制限に従って売付け勧誘等<br>が行  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | 第2号の要件を充足すれば(つまり、同令第1条の7第2号に掲げる要件のいずれかに該当した有価証券の売付け勧誘等を行う場合、当該要件に従って行っているのであれば)、同令第1条の8の4第3号には、「前号に掲げる場合以外の場合においては」とあることから、同号の要件に該当する必要性はないとの理解でよいか。  | われる場合)、同令第1条の8の4第3号の要件に該当する必要はありません。  |
| 12 | 特定投資家のみを相手方とし、かつ、50名未満の者を相手方として行う場合は、金商法施行令第1条の8の4第1号の要件に該当するとの理解でよいか。  | その売付け勧誘等が特定投資家私売出しの要件を満たさないという前提の下で、特定投資家のみを相手方とし、かつ、50名以上の者を相手方として行う売付け勧誘等でないときには、同令第1条の8の3第1号の要件に該当するものと考えられます。   |
| 13 | 金商法施行令第1条の8の4第3号八に定める要件は、例えば、口数が50口未満の振替債(例えば短期社債)の売付け勧誘等であれば、すべての要件に該当するというものとしてほしい。これが認められない場合、高い機動性が求められる短期社債取引の特性を踏まえると、発行・流通市場に対し甚大な影響(機能不全、市場縮小等)を及ぼしかねないと危惧される。  | 定義府令第13条の7第3項第1号八において、社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていればよい旨を規定することといたします。   |
| 14 | 金商法第2条第4項第2号八には、「前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合」とあるが、「以外」は「イ及びロに掲げる場合」にはかかるとの理解でよいか。つまり、「イ及びロに掲げる場合」のいずれにも該当しない限り、多数の者(50名以上の者)を相手方として第1項有価証券の売付け勧誘等を行った場合でも、金商法施行令第1条の8の4の要件を充足する限りにおいては、同法第2条第4項第2号八のいわゆる少数私売出しに該当するとの理解でよいか。<br>また、同令第1条の7第2号の要件によりいわゆる少数私募を行った短期社債について、その後、売付け勧誘等を行う場合、取得勧誘時の要件に従って当該売付け勧誘等を行えば、同法第2条第4項第2号八のいわゆる少数私売出しに該当するとの理解でよいか。 | 金商法第2条第4項第2号八の「前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合」において、「以外」は「前号に掲げる場合」と「イ及びロに掲げる場合」の両方にかかります。したがって、多数の者(50名以上の者)を相手方とした第1項有価証券の売付け勧誘等は少数私売出しには該当しません。<br>また、金商法施行令第1条の7第2号の要件により、いわゆる少数私募を行った短期社債について、その後、売付け勧誘等を行う場合、取得勧誘時の要件に従って当該売付け勧誘等を行った場合、同令第1条の8の4第2号により、同法第2条第4項第2号八のいわゆる少数私売出しに該当すると考えられます。 |
| 15 | 新株予約権証券等の少数勧誘に該当するための要件から一括譲渡をはずしてほしい。現在、私募、私売出しのいずれについても新株予約権についてはかかる譲渡制限が課せられていないところ、もともと譲渡制限が課せられた状態で取得したものでない新株予約権について、新たに譲渡の際にこのような制限が課せられると買い   | ご意見を踏まえ、一括譲渡の制限が新株予約権証券にかからないよう、この規定における新株予約権証券等から新株予約権証券を除くよう規定を修正いたします(金商法施行令第1条の8の4第3号ロ(4))。   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>手を見つけることが困難となり、プライベート・エクイティ(未公開株式等への投資を行い、収益力を高めた上で上場させるか他の投資家に売却するビジネス)の案件において、企業価値を高めた後に新株予約権を売却して案件として終了させることに著しい支障を生じ得る。プライベート・エクイティでは、当初から株式の形で出資することが望ましくないため、新株予約権投資の形を取ること、さらに、他の投資家に売却する際に当該他の投資家も新株予約権投資の形態を希望することも多く、現在の案は実務に対してのインパクトが大き過ぎる。新株予約権の少数私募にも現在はかかる一括譲渡の要件はないため、発行時、流通時のいずれにおいても、譲渡制限が課されていない新株予約権の投資残高は多いと考えられるが、一括で買受けることができる買い手を探さなければ投資案件を終了することができないのでは、新株予約権投資の形を取って行われている現在のプライベート・エクイティビジネスを縮小させることとなるのは明らかであり、我が国における産業育成に深刻な影響を与えかねないと危惧される。</p> |  |
| 16   | <p>同一の有価証券について、顧客の属性等により、同時期に少数私募及び少数私売出しを併用することは可能との理解でよいか。可能である場合、勧誘人数の管理はどのように行えばよいか(少数私募と少数私売出しの勧誘人数を合算して管理するか、それぞれの勧誘人数を管理する)。</p>  | <p>顧客の属性により同時期に少数私募及び少数私売出しが並存するという現象が想定できませんので、回答を差し控えさせていただきます。</p>  |
| 17   | <p>外国証券売出しが可能な有価証券についても、業者の選択により私売出しをすることを可能としてほしい。</p> <p>また、その際、金融商品取引業者の保護預かりによらず、自社で海外カストディアンに口座を有してそこで保管をする投資家、具体的には銀行や信託銀行などの投資家を念頭に、同一の有価証券についてA社が私売出しを行っており、B社が外国証券売出しを行っているケースで、前述のような投資家がA社から買ったものをB社に売った場合、B社は転売制限を外すことができるようにしてほしい。</p>  | <p>外国証券売出しが可能である有価証券についても、私売出しの要件に該当する場合には、私売出しを行うことはできるものと考えています。ただし、少数私売出しを行う場合には、当該有価証券の所有者数等の情報を日本証券業協会に報告しなければなりません。</p> <p>ご指摘の場合には、B社に外国証券売出しの有価証券と私売出しの譲渡制限が付された同じ銘柄の有価証券が混在することになります。このような場合には、譲渡制限が付された有価証券について、外国証券売出しを行うことができるよう規定します。</p> |
| <p>有価証券の売出しに該当しない有価証券の売出し(金商法施行令第1条の7の3)</p> |  |  |
| 18   | <p>開示ガイドライン2 - 8では、コマーシャル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、か</p>  | <p>ご意見のとおり、改正後においても 金商法第2条第1項第15号に掲げる有価証券の少数私募の要件については、現行どおり「コマーシャ</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | つ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパーの枚数が 50 枚未満である場合を、取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する要件とされ、短期社債取引にも準用されている。これは、短期社債取引の実務において、発行者が証券会社や銀行等のディーラーと相対で条件等を交渉し、引受けが行われた後、さらに相対で個々の投資家に販売されるのが通常であり、このような場合は発行者から個々のディーラーごとに一つの発行があるとの解釈に基づくものと考えられる(一回の発行における取得勧誘対象者は常に一人)。改正後においてもかかる考え方を維持し、ディーラーが買い付ける短期社債の口数が 50 口未満であること(ディーラーを通じて 50 名以上の投資家に分売されていく可能性がないこと)をもって、取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する要件としてほしい。 | ル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパーの枚数が 50 枚未満である場合」とし、また、少人数私売出しの要件について同様とする旨を開示ガイドラインに関する留意事項において明確化します。   |
| 19 | 「当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券」から、短期社債は除外されとの理解でよいか。除外されない場合、高い機動性が求められる短期社債取引の特性を踏まえると、発行・流通市場に対し甚大な影響(機能不全、市場縮小等)を及ぼしかねないと危惧される。   | 定義府令第 10 条の 2 第 1 項第 3 号において、短期社債については同一種類の有価証券から除外することとしております。  |
| 20 | 口数が 50 口未満の振替債(例えば短期社債)の売り気配等の公表は「有価証券の売出し」に該当しないとの理解でよいか。   | 社債、株式等の振替に関する法律の規定により、加入者が知ることができる措置をとらなければならないとされている行為を履行することをもって、ただちに有価証券の売出しに該当するものではないと考えます。   |
| 21 | 「当該有価証券の公正な価格形成及び流通の円滑を図るために行うもの」とはどのような趣旨か。例えば、いわゆるブロックトレード等は、市場価格に影響を与えないように市場外で行われるが、有価証券取引である以上は収益を上げること等も目的としている。このような別の目的が併存する取引であっても許されとの理解でよいか。  | 「当該有価証券の公正な価格形成及び流通の円滑を図るために行われるもの」という要件は、「その有価証券の売買を取引所金融商品市場において行うことにより、市場価格に大きな影響を及ぼすと懸念される場合において、市場価格に影響を及ぼさず、その有価証券の流通が円滑に行われるように行う有価証券の売買」という趣旨です。したがって、基本的にこのような趣旨で行われるブロックトレード等の有価証券の売買について、有価証券の売出しに該当しないものとするものです。 |
| 22 | 「取引所金融市場における当該有価証券の売買価格とおおむね同額の範囲で行うもの」という要件を削除してほしい。あるいは条文を「適当と認められる価格で行うもの」と変更いただきたい。金商法施行令案の表現では、取引所におけ   | 金融商品取引業者等又は特定投資家が他の金融商品取引業者等又は特定投資家と行う取引所金融商品市場によらないで行う既開示の有価証券の売買のうち、取引所金融商品市場価格に影響を及ぼさないように行われるものについ   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>る取引とは別に柔軟な取引を認める市場外取引の趣旨が没却されると考えられるうえ、「おおむね」の範囲も極めて不明確であり、予見可能性に欠ける。売出し規制違反は刑事罰が科せられることを考慮すると罪刑法定主義に違反する可能性がある。</p>  | <p>て、「有価証券の売出し」に該当しないものとするものです。したがって、基本的には、その売買価格は取引所金融商品市場における売買価格に近似する価格に限られるものと考えられます。</p> <p>しかしながら、その売買価格は取引所金融商品市場の取引時間外に当該発行会社に発生した事象、海外の金融商品市場における売買価格等が反映されることを考慮し、「取引所金融商品市場における売買価格を基礎として、取引状況等を勘案して適正な価格」に規定を修正いたします(金商法施行令第1条の7の3第4号)。</p> |
| 23 | <p>「適当と認められる価格で行うもの」と変更した場合も含めて、「価格」とは取引所の価格を基準として、手数料及びリスク等を考慮した価格での取引を含むということで考えてよいか。具体的な内容を開示ガイドライン等で明確にしてほしい。</p>  | <p>当該規定の「価格」とは、金融商品取引所等の有価証券の価格を基準として、手数料及びリスク等を考慮したものであると考えられます。</p>   |
| 24 | <p>売出しの適用除外となる市場外の売買に付されている「当該有価証券の公正な価格形成(中略)を図るため」という要件を削除するか、または、「公正な価格形成を損なわずに行うもの」としてほしい。</p> <p>市場外取引は市場での価格を参考にするものの、最終的には相対で決められるため、かかる目的の存在を厳密に立証することは実務上困難である。</p>   | <p>金融商品取引業者等又は特定投資家が他の金融商品取引業者等又は特定投資家と行う取引所金融商品市場によらないで行う既開示の有価証券の売買のうち、取引所金融商品市場価格に影響を及ぼさないように行われるものについて、「有価証券の売出し」に該当しないものとするものです。</p> <p>ご指摘の「公正な価格形成を損なわずに行うもの」は、結果として「公正な価格形成を図るために行うもの」と同義であると考えられます。</p>  |
| 25 | <p>金商法第58条の2ただし書、金商法施行令第17条の3第1号又は2号により、外国証券業者が国内の者を相手方として行う当該各号に定める行為のうち、有価証券に係る取引は、これらは国外より行われる行為であり、金商法第2条第6第項に定める売出し行為に該当しないとの理解でよいか。また、金融商品取引業者がこれらの有価証券の取引を代理又は媒介した場合も同様に考えてよいか。もしも、これらがテクニカルに該当するのであれば、特に金商法施行令第17条の3第1号イ、ハ及びヘに掲げる国内の相手方の業務に差し支えることが危惧されるため、金商法施行令第1条の7の3により売出し規制の適用除外としてご処置いただきたい。</p> | <p>ご意見の行為については、金商法施行令第1条の7の3第5号における、「外国証券業者による譲渡制限のない海外発行証券の金融商品取引業者等又は適格機関投資家への売付け」に該当し、「有価証券の売出し」に該当しない有価証券の取引になると考えられます。</p>   |
| 26 | <p>金商法施行令第1条の7の3第6号について、具体的には、どのような取引を想定しているか。</p> <p>また、銀行、外国業者も含まれるか等、業者間の業者の範囲を教えてください。特に、本項目は、</p>   | <p>当該規定は譲渡制限のない海外発行証券の金融商品取引業者等間での売買について、認可金融商品取引業協会への報告を条件に「有価証券の売出し」に該当しない取引とするものです。</p> <p>金商法施行令第1条の7の3第5号において、</p>   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | いわゆる卸しビジネスでの業者間取引を想定したものと理解されるが、そうであれば、実際の取引において有価証券を日本に持ち込む際に外国業者が関わるので(日本の金融商品取引業者へは外国業者が売り付ける)、外国業者も含まれないと卸しビジネスの継続が不可能となる。金融商品取引業者に相当する外国業者も含むものとしてほしい。   | 外国証券業者による譲渡制限のない海外発行証券の金融商品取引業者等又は適格機関投資家への売付けについて、「有価証券の売出し」に該当しない取引とするものです。   |
| 27 | 業者間取引については、修正予定事項では、「卸売り又は投資を目的とした」ものが、日本証券業協会への通知を要件として「売り付け勧誘等」からの除外となっていたが、別紙5(1)-では、「投資者への販売等を目的として」となっているが、これは同様のスコープとの理解でよいか。そうである場合、「投資を目的とした」とは、「他のものによる有価証券の取得または譲渡を仲介する目的(つまり、取次ぎ)は含まれないが、その他の目的であれば広く含まれる」と解してよいか。 | 金商法施行令第1条の7の3第5号において、譲渡制限のない海外発行証券の金融商品取引業者等間での売買は、いわゆる卸売りを目的としたものに限られると考えられます。   |
| 28 | 業者間の取引のみならず、第一種金融商品取引業を行う者が買手となる取引も情報格差や販売圧力がかかるというようなプライマリー取引の性質を通常持たないし、買手となった業者が日本証券業協会に通知を行うことも含めて、新しいセカンダリー取引のルールを遵守すれば弊害はほぼ皆無と思われる。業者間取引に限定する理由について教えてほしい。  | 業者間取引以外について金商法施行令第1条の7の3の規定を修正いたします。  |
| 29 | 「有価証券の売出し」から除外される金融商品取引業者等の業者間取引については、日本証券業協会への「通知」が必要となるが、当該通知は、事前通知の意のみならず、事後報告の意も含むということによいか。  | 譲渡制限のない海外発行証券の業者間取引を行う金融商品取引業者等は、当該譲渡制限のない海外発行証券の銘柄、数その他の内閣府令で定める事項を認可金融商品取引業協会に報告する必要があります。<br>当該報告については、ご意見のとおり、事後報告を含むものと考えられます。 |
| 30 | 金商法施行令第1条の7の3第7号は、投資家が金融商品取引業者を通じて購入した有価証券を当該金融商品取引業者またはその他の金融商品取引業者を通じて売却する行為(セカンダリー取引であると考えられる)を、売出し規制の適用除外とするための規定との理解でよいか。そうでないならば、投資家が金融商品取引業者を通じて購入した有価証券を当該金融商品取引業者またはその他の金融商品取引業者を通じて売却する行為を適用除外としてほしい。               | 当該規定は、有価証券の所有者が発行者、発行者関係者又は金融商品取引業者等でない場合における譲渡制限のない有価証券の売買について、「有価証券の売出し」に該当しないものであるものであり、ご意見のような取引についても、適用除外の対象になると考えられます。        |
| 31 | 上記が売出し規制の適用除外であるとした場合、改正前の金商法第23条の14第1項ただし  | 有価証券の所有者が発行者、発行者関係者又は金融商品取引業者等でない場合における譲  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | 書及びその準用規定の同法第 27 条(企業内容開示府令第 14 条の 16 第 2 項、特定有価証券開示府令第 21 条第 2 項、外国債券等開示府令第 11 条の 15 第 2 項)により投資家が取得した国内非開示の外国証券については、改正法の施行の時点では私募・私売出しの譲渡制限を付されず、投資家が当該有価証券を購入した先の金融商品取引業者またはその他の金融商品取引業者を通じて売却する行為は、この条項の適用範囲であるとの理解でよいか。   | 渡制限のない有価証券の売買については、「有価証券の売出し」に該当しないものとしており、当該有価証券が譲渡制限のない有価証券であり、当該投資家がこれらの者に該当しない場合には「有価証券の売出し」に該当しないものと考えられます。なお、譲渡制限が付された有価証券の場合には、その譲渡制限に従った譲渡を行う必要があります。   |
| 32 | 金商法施行令案第 1 条の 7 の 3 第 7 号について、どのような取引を想定しているか。まず、投資家の当初の購入が外国証券売出しの場合を想定しているように思われる。この場合、投資家は、外国証券情報の提供等の義務を負わないことになる。当初販売した業者が買い取る場合は特に問題がないと思われるが、投資家が他の業者に転売しようとする、当該他の業者は、外国証券情報のない有価証券を取得することになる。この場合、かかる業者は、投資家が当初取得した方法(売出しまたは外国証券売出し)をどのように知ることができるのか。                      | 例えば、個人投資家が売出し又は外国証券売出しにより取得した有価証券を売付ける場合、有価証券の売出しに該当しません。次にかかる個人投資家から当該有価証券を譲り受けた金融商品取引業者等は、転売制限が付いているかは個人投資家から確認できます。当該金融商品取引業者等が当該有価証券を売付け勧誘等を行うときは、売出し又は外国証券売出しをすることが想定されます。既開示有価証券でないなど私売出しの要件を満たすときは私売出しも可能です。 |
| 33 | さらに、かかる業者が当該債券を再販売する場合は、外国証券売出しを行うか、または私売出しを行うという選択を認めてほしい。選択の余地がないとすると、当該有価証券について外国証券情報の提供等を行わない、また法律上の責任を回避したいという業者は、購入をしないことになると思われ、外国証券売出しが機能しなくなるおそれがある。   | 既開示有価証券でないなど私売出しの要件を満たすときは私売出しも可能であると考えられます。  |
| 34 | 次に、投資家の当初の購入が当初私募又は私売出しの場合を想定すると、これは本項には該当しない。すると、投資家は、購入した有価証券を、業者に売る場合は、売出しにあたらないようにするため、転売制限を業者に提供する必要があると思われるが、投資家が転売制限を提供しない場合には、どのような結果となるのか。私法的な権利の移転は業者が善意無重過失でなければ認められるとしても、転売制限については消滅するとの理解でよいか。そうすると、取得した業者は、改めて売出し、外国証券売出し又は私売出し等のルールに従って、当該有価証券を販売することになるというとの理解でよいか。 | 有価証券法理の解釈に従います。金融商品取引業者等が善意無重過失で取得した場合、転売制限も消滅すると考えられます。ただし、売却した投資家の性質、有価証券の性質及び金融商品取引業者等の調査能力等を勘案した結果、重過失が認定されることも考えられます。  |
| 35 | また、買い取った業者が再販売を行なう場合は、投資家より転売制限の告知があった場合で   | 私売出しにより取得した有価証券が外国証券売出しの要件に該当すれば、外国証券売出しを   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | も、外国証券売出しを行うことも認めてほしい。現行法でプロ向け私募証券の一般投資家向け売出しが認められていることと同様の仕組みである。  | 行うことはできると考えられます。  |
| 36 | 金商法施行令第1条の7の3第9号に規定する「社債券その他内閣府令で定める」は「社債券その他の内閣府令で定める」ではないか。   | ご意見を踏まえ、当該規定を「社債券その他の内閣府令で定める有価証券」に修正いたします。   |
| 37 | 本邦企業が海外で発行したCBを、当該発行体企業を相手方として、取引することについても「有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引」としてほしい。  | その発行者又はその発行者に当該有価証券の売付けを行おうとする者(その者に対する当該有価証券の売付けを行おうとする者を含む。)に対する有価証券の売付けは「有価証券の売出し」に該当しないことといたします。  |
| 38 | 一般投資家を相手方とする取引所金融商品市場外取引についても「有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引」としてほしい。<br>また、本邦開示会社は、株券やCBについて総額1億円以上の外国における売出しが開始された場合に臨報の提出が義務付けられているが、単なるセカンダリーの売買として海外投資家に勧誘が行われることは、新設された金商法施行令第1条の7の3により売出しから除外された場合、提出事由としては現行どおりの運用との理解でよいか。 | 一般投資家を相手方とする取引所金融商品市場外取引については、情報の非対称性等を勘案し、譲渡制限のない有価証券でその所有者が発行者、発行者関係者(役員、発起人、主要株主、子会社、金融商品取引業者等等)以外の者である場合の売買について「有価証券の売出し」には該当しないことといたします。<br>金商法施行令第1条の7の3の規定により「有価証券の売出し」に該当しない有価証券の取引は、金商法第2条第4項に規定する売出しに該当しないため、臨時報告書の提出事由には該当しないものと考えられます。<br>(注) 募集と同様に、50名未満の者を相手方として行うものを提出事由から除くことについて検討いたします。                |
| 39 | 証券会社が購入し、保有している有価証券の在庫の一覧表を投資家に提供するという行為は現在実務的に日常的に行われている。当該在庫一覧表に実際の取引価格は含まれておらず、投資家の求めに応じて、証券会社が改めて取引価格を提示し、合意した場合に初めて受注することになる場合は、当初の在庫一覧表を送付する行為は、売出し規制の適用除外としてほしい。   | 金商法施行令第1条の7の3は、有価証券売買の実務等を踏まえつつ、投資者保護の観点から、「有価証券の売出し」として開示規制を課す必要性が低いと考えられる有価証券の売買について、「有価証券の売出し」に該当しないものとして規定するものであり、法規制の原則に鑑み、新たな取引を追加することは不可能であると考えられます。<br>しかしながら、ご意見の行為については、金商法施行令第1条の7の3第11号に規定する、「金融商品取引業者が顧客のために取引所金融商品市場又は外国金融商品取引所における有価証券の売買の取次ぎを行うことに伴う有価証券の売買」の一連の行為と看做することが可能であることから、開示ガイドラインにおいて、明示いたします。 |
| 40 | 当該条項は、勧誘を行うことなく顧客から受注した場合に当該注文に応じて行う売付けは、売  | 当該規定は、金融商品取引業者等が顧客からの注文に従って行う有価証券の売付けについ  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | 出しに該当しないとの理解でよいか。   | ては、「有価証券の売出し」に該当しないものとしており、ご理解のとおりであると考えられます。   |
| 41 | 金融商品取引業者等は顧客に対して恒常的に市場動向及び個別の発行会社に係る情報等(所謂リサーチ情報)の提供を行っているが、たまたま顧客から当該リサーチ情報の対象となっている会社の発行する有価証券の買付注文を受けた場合に当該買付注文に応じて行う売付けを行った場合は、有価証券の売出しに該当しないとの理解でよいか。  | ご意見のような、金融商品取引業者等が顧客からリサーチ情報の対象となっている会社の発行する有価証券の買付注文を受けた場合に、当該買付注文に応じて売付けを行った場合は、金商法施行令第1条の7の3第11号により、「有価証券の売出し」に該当しないものと考えられます。   |
| 42 | 金商法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場における取引の委託の媒介、取次ぎ、代理(例えば、海外上場の株式の買いを顧客に勧誘して、顧客から委託注文を受けるとき。)についても、国内の取引所金融商品市場における取引の委託取引と同様、「売出し」に該当しない取引との解釈を明らかにするか、金商法施行令案に規定してほしい。  | ご意見を踏まえ、金融商品取引業者が顧客のために取引所金融商品市場又は外国金融商品取引所における有価証券の売買の取次ぎを行うことに伴う有価証券の売買については、「有価証券の売出し」に該当しないよう規定いたします(金商法施行令第1条の7の3第11号)。  |
| 43 | 金商法第2条第8項第2号に規定する有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理についても「有価証券の売出し」に該当しない取引との解釈を明らかにするか、政令案に規定してほしい。   | 有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合であれば、すべて有価証券の売出しに該当しないとは考えられません。   |
| 44 | 有価証券の委託取引については、金商法第2条第2項の定義により、有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理(同法第2条第8項第3号口)、ならびに有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理(同項第2号)の行為はすべて売出しに当たらないとの理解でよいか。<br>また、この中には外国金融商品市場に上場している外国有価証券の VWAP ギャランティー取引等、顧客の注文の履行のために証券会社が海外市場から玉を仕入れて後に顧客と国内店頭取引を行うケース及び顧客と国内店頭取引を行った後に海外市場から玉を仕入れるケースも含まれると考えてよいか。 | 当該規定は金融商品取引業者等が顧客のために取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における有価証券の売買の取次ぎを行うことに伴う有価証券の売買について、「有価証券の売出し」に該当しない取引とするものです。<br>また、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、ご意見のような行為についても、「有価証券の売出し」には該当しない取引であると考えられます。                        |
| 45 | 「有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引」は、いわゆる「私売出し」に該当しない取引となるのか、それとも、「有価証券の売出し」に該当しなければ、私売出しとなるのか確認したい。  | 金融商品取引法では、50名以上を相手方とする等の要件に該当する売付け勧誘等(既に発行された有価証券の売付けの勧誘等)を「有価証券の売出し」と定義し、適格機関投資家のみを相手方とし、又は50名未満を相手方とする売付け勧誘等で一定の要件に該当するものをいわゆる「私売出し」と規定しています。<br>一方、金商法施行令第1条の7の3に規定する有価証券の取引は、一見、「有価証券の売出し」に該当しそうですが、その取引の内容、形態等 |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | <p>から「有価証券の売出し」として開示規制を適用しないことが適切であり、又は開示規制を適用する必要性が低いものについて、「有価証券の売出し」に該当しない取引として規定するものです。</p> <p>したがって、「有価証券の売出し」に該当しない売付け勧誘等がすべて「私売出し」に該当するというものではありません。</p>   |
| 46 | <p>発行開示規制の適用対象外となる国債証券・地方債証券等について、「有価証券の売出し」の適用除外取引としてほしい。</p>  | <p>現在、開示規制の適用除外とされている当該有価証券について、「有価証券の売出し」の適用除外とすることは、今回の「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しの趣旨とは直接関連しないことから、適用除外とすることは考えておりません。</p>  |
| 47 | <p>公募債や売出債などの国内既開示債券のセカンダリー取引についても「有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引」としてほしい。</p>  | <p>国内既開示債権の売出しについては、有価証券届出書の提出は免除されますが、情報の非対称性等の観点から投資者保護を図るため、当該有価証券の所有者が発行者関係者である場合、当該売出しを行う金融商品取引業者等が当該売出しに係る引受人である場合等においては目論見書の作成義務を課すこととしています。したがって、国内既開示債権のセカンダリー取引をすべて「有価証券の売出し」に該当しないこととするのは困難です。なお、金融商品取引業者等に対する法定帳簿に関する規制については、一定の要件に該当しなければ従来どおりの適用となります。</p>  |
| 48 | <p>金融商品取引業者が、公募債や売出債の発行者又は発行者の関係者であったとしても、セカンダリーを担う市場・セールス部門は、プライマリーで内部者情報を扱う引受部門と業務隔壁(チェーンズウォール)を設け、かつ、内部者情報に触れた場合は当該情報が公表されるまで当該発行体の銘柄を扱えないよう措置するよう法に求められ、かつ、各金融商品取引業者において措置しており、通常、発行者の情報を知る立場にないため、そのセカンダリー取引は一般の投資家と情報に差異が生じていないと考える。</p> <p>したがって、金商法施行令第1条の7の3において、金融商品取引業者の公募債・売出債のセカンダリー取引も差別なく除外すべきである(さもなくば、内閣府令において、金融商品取引業者による自社及び自社関係者の公募債・売出債のセカンダリー取引を、企業内容開示府令第4条第4項において有価証券通知書の提出義務から</p> | <p>転売制限のない有価証券については、情報の非対称性等を勘案し、その所有者が発行者、発行者関係者(役員、発起人、主要株主、子会社等)及び金融商品取引業者等以外の者である場合の売買について「有価証券の売出し」には該当しないこととします。一方で、転売制限のない有価証券の売買の当事者の双方がこれらの者である場合(金融商品取引業者等間の売買は専門業者間取引に該当し、他の規定が適用されるため除く。)についても、「有価証券の売出し」に該当しないこととします。</p> <p>このような趣旨に鑑みれば、金融商品取引業者等が発行者又は発行者関係者である債権のセカンダリー取引について、一律に「有価証券の売出し」に該当しないとするは適当ではないと考えられます。</p> <p>なお、有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である発行者、当該有価証券(株券、新株</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>の除外、同府令案第 11 条の 2 第 2 号において目論見書の作成・交付義務から除外してほしい。)</p>  | <p>予約権証券等)の所有者であって発行者の子会社又は主要株主・役員・子会社の役員又は発起人等、当該有価証券を他の者に取得させることを目的として上記の者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等、有価証券の引受人(法第 2 条第 6 項第 1 号に掲げる行為を行う者を除く。)に該当する金融商品取引業者等に該当しない場合には有価証券通知書の提出、目論見書の作成・交付義務は生じません。</p> <p>金融商品取引業者内にセカンダリー取引として有価証券の売買を担うトレーディング部門とプライマリー段階で引受業務を行った引受部門との間の情報隔壁の構造が確立し、その情報隔離が実際に継続的に機能している場合、トレーディング部門が通常の売買業務の一環として行った売買は、形式的には上記の義務を負う場合に該当するときであっても、実質的にはトレーディング部門と引受部門は別法人と考えられるため、有価証券通知書の提出、目論見書の作成・交付義務の対象とはならないと考えられます。</p> |
| 49 | <p>ある一定の時点にて提示する気配(市場 close 時点での offer-bid 等)について、当該価格による取引の保証を行わずかつ「売却の意図」を有していない旨が明確に記載されている場合は、勧誘に該当しないとの理解でよいか。</p> <p>なお、この価格の提供は個別の顧客から求められて提供する場合に限られず、ホームページ等で広く周知する場合も含んでほしい。投資家にとって、保有有価証券等の参考時価を知ることは評価損益の把握、売買判断の一助として必要なものと考えられ、証券会社等に問い合わせるよりもホームページ等で照会できれば利便性が高まることを理由とする。</p> | <p>有価証券の性質、取引の実態その他の個別具体的な状況によっては、ご意見のような場面でも有価証券の売付け勧誘等に該当することがあると考えられます。</p>   |
| 50 | <p>金商法施行令第 1 条の 7 の 3 について、セカンダリー的な販売勧誘については法定開示を求めないという実態に即した整備をすることが改正の趣旨と理解しているが、売出しの要件から「均一条件」が抜けたことによりプライマリー的な経済実態を有しないセカンダリー取引であっても条文上「有価証券の売出し」に該当するものとして規制を受けることとなる。したがって、「セカンダリー取引」を可能な限り具体的に定義して頂き、売出しに該当しないものとして追加してほしい。</p> <p>なお、金商法第 13 条第 1 項にかかる内閣府令での対応が予定されているようでもあるが、売出</p> | <p>ご意見として承ります。なお、当該規定は、有価証券売買の実務等を踏まえつつ、投資者保護の観点から、「有価証券の売出し」として開示規制を課す必要性が低いと考えられる有価証券の売買について、「有価証券の売出し」に該当しないものとして規定しています。</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>しにあたるものについて目論見書作成義務を免除するという技術的な対応よりも、本来的に開示の必要性があるかの問題であるため、施行令での対応を強く希望する。</p>   |   |
| 51 | <p>公募債や売出し債などの国内既開示債券は、金商法第4条第1項第3号により売出しの届出の必要はない。また、同法第13条第1項にかかる目論見書作成義務の適用除外で手当てされ、法定帳簿についても業府令で実務上の負担なく移行できるように手当てされるので、業者としては引受人(同法第2条第6項)に該当しない限り、目論見書作成義務等は負わないとの理解でよいか。</p> <p>今般改正における法定開示の適用除外を検討する基本的枠組みの観点からすれば、本来的には金商法施行令での対応を希望する。</p> | <p>金商法第3条で適用除外有価証券として掲げられているものについて、届出書提出義務の除外及び目論見書の交付義務の除外については、そのような理解でよいと考えられます。もっとも、同条では「この章の規定は適用しない」とされており、開示規制の章の適用除外だけを問題としています。「有価証券の売出し」の定義規定は開示規制の章にはありませんので、金商法施行令第1条の7の3で対応すれば金商法第3条の規定と抵触することになります。</p>                                       |
| 52 | <p>私募又は私売出しにより譲渡制限が付されている有価証券を買取って、譲渡制限に従って販売する場合はセカンダリー取引であるため、売出し規制の適用除外としてほしい。</p>  | <p>当該有価証券は私売出しに該当し、有価証券の売出しには該当しないものと考えられます。</p> <p>既に転売制限が付された有価証券については、従来どおり、転売制限に従った譲渡が必要です。また、例えば、既に少人数私募又は少人数私売出しにより譲渡制限が付されている債券を投資家から買い取った業者が、当該譲渡制限に従って投資者に再販する場合には、少人数私売出しの要件である日本証券業協会における1,000名管理の対象としないよう企業内容等の開示に関する留意事項において明確化することといたします。</p> |
| 53 | <p>価格情報の提供や気配を表示する行為については売出しに該当しないことを明確にしてほしい。</p> <p>価格情報の提供や気配の表示は、顧客がマーケットを知るための参考情報の提供に過ぎない。したがって、顧客が当該情報を見た上で、あらためて取引を依頼する際に提供される価格情報(ファーム・プライス)こそが勧誘のための価格情報提供である。当該ファーム・プライスが50名以上に行われて初めて「売出し」と整理されるとの理解でよいか。</p>                              | <p>個別具体的な状況によっては有価証券の売付け勧誘等に該当することがありますので、規定で明確化することに適さないと考えられます。有価証券の性質、取引の実態その他の個別具体的な状況によっては、お示しの場面でも有価証券の売付け勧誘等に該当することがあります。</p>  |
| 54 | <p>証券会社が提供するトレーディング・プラットフォームやウェブサイトアクセス権を与えられた顧客だけが、能動的に各証券会社の提供する価格情報を閲覧する場合は、勧誘が行われていないため売出し行為とはみなされないとの理解でよいか。</p>  | <p>有価証券の性質、取引の実態その他の個別具体的な状況によっては、お示しの場面でも有価証券の売付け勧誘等に該当することがあります。アクセスの制限の程度、売買行為の完遂に至るまでの一連の手続において当該閲覧行為がどの程度売買の執行に寄与するか等が判断す</p>  |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  |   | べき要素と考えられます。ここで、注意喚起又は免責事項の記載も判断すべき要素の一つですが、決定的な要素ではありません。  |
| 55   | 証券会社が在庫の有無に係らず、取り扱うことのできる債券につき前日の終値を記載して顧客に提供する行為は売出し行為に該当しないと理解でよいか。   | 有価証券の性質、取引の実態その他の個別具体的な状況によっては、お示しの場面でも有価証券の売付け勧誘等に該当することがあります。取り扱うことのできる債券である以上、在庫の有無は必ずしも重要ではありません。   |
| 56   | <p>現行、登録金融機関が投資法人の投資証券の売買の媒介をすることは金商法第 33 条第 2 項第 2 号により許容されている(同法第 2 条第 8 項第 2 号)。他方、改正案では、金融商品取引所に上場されている投資法人の投資証券については一口の売付け勧誘等を一人の相手方に対して行う場合も「有価証券の売出し」に該当することとなり(同法第 2 条第 4 項第 2 号八、金商法施行令第 1 条の 4、第 1 条の 8 の 4 第 3 号イ(1))、売主(売出人)のため上場投資有価証券の売買の媒介をすることは「有価証券の売出しの取扱い」に当たることになるとも考えられる。</p> <p>他方、上記金商法第 33 条第 2 項第 2 号は、登録金融機関が投資証券について行うことのできる行為から「有価証券の売出しの取扱い」を除いているため、改正後は登録金融機関は上場投資証券の売買の媒介を行うことができないと解釈されるおそれがあるのではないかと。そのような結論は、今般の改正の目的である有価証券の売出しに係る開示の適正化とは関係がないものであるため、かかる形態における取引を「有価証券の売出し」の定義から除外するなどの措置が必要ではないかと。</p> | <p>ご意見のとおり、上場投資有価証券について、当該有価証券の発行者が、同一種類の有価証券として内閣府令で定めるもの(投資口等に係る利益の分配の内容が同一である投資証券)であって、金商法第 24 条第 1 項各号のいずれかに該当するものを既に発行していれば、いわゆる少数私売出しの要件に該当しないため、当該上場投資有価証券の売付け勧誘等を行う場合には、「有価証券の売出し」に該当します。</p> <p>なお、ご指摘のような登録金融機関の行為が「有価証券の売出しの取扱い」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して判断する必要があると考えられます。</p> |
| <b>有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し(金商法施行令第 2 条の 12 の 3)</b> |   |   |
| 57   | 外国証券売出し対象有価証券の要件として、「当該有価証券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること」とされているが、どのようなものが行為が該当するのか。  | 「外国証券売出し」を行うことができる要件の一つである「国内における売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができる」ことには、例えば当該外国証券を販売した証券会社がウェブサイトにて価格情報を掲載している場合や、証券会社が顧客に対し、価格情報が提示されているサイトのリンク先に関する情報を提供又は公表する場合、顧客から照会を受けた証券会社が即時に顧客に対し電話又は口頭で回答できる場合等が該当すると考えられます。金融商品取引業者等によるホームページによる参考時価の提供等も該当するものと考えられます。                |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | いずれにせよ、どのような場合がこれに該当するかは、個別事例ごとに判断する必要があると考えられます。   |
| 58 | 「インターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。」とあるが、「その他の方法」とは具体的にどのような方法を想定しているのか。例えば、情報ベンダーが提供している場合、一般の個人投資家が通常はそのサービスの提供を受けることは無いと思われるが、その他の方法に含まれると考えてよいか。あるいはまた、金融商品取引業者が情報ベンダー等から株価情報を取得し、HPで公開する場合、「その他の方法」に該当するとの理解でよいか。 | <p>投資者にとって、即時又は迅速に、無料又は通常の通信費用程度の低廉な費用で、売買価格に関する信頼できる情報が取得できる場合であれば足够了。ご提案の方法がこれを満たす場合は当該要件に該当すると考えます。</p> <p>いずれにせよ、どのような場合がこれに該当するかは、個別事例ごとに判断する必要があると考えられます。</p>   |
| 59 | 「売買が継続して行われている」とは、約定に至る売買が常時行われていなくとも、上場している場合、マーケットメーカーがいる場合、その他常時価格を提示している業者がいる場合など、継続して売買が行われ得る状態にある場合であればよいとの理解でよいか。また、市場の急変などにより、一時的に売買が停止しても差し支えないとの理解でよいか。   | 「売買が継続して行われている」とは、約定に至る売買が常時行われている場合以外には、上場されている場合、マーケットメーカーがいる場合、その他常時価格を提示している業者がいる場合など、継続して売買が行われ得る状態であればよいと考えられます。また、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、市場の急変などにより、一時的に売買が停止した場合においても、通常において、上記の状態となっているのであれば、継続して売買が行われ得る状態にあると考えられます。 |
| 60 | どこであれ、流通市場があることが重要であると考えられるため、発行直後についてマーケットがないような場合でも、流通市場が存在することが確実に見込まれるような場合については、救済措置を設けてほしい。   | <p>日本で外国証券を売り付ける時点で、外国における流通市場が、少なくとも同時に存在することは必要であると考えられます。日本において先に市場ができて外国の市場が後追いとなった場合、日本での売付け勧誘行為が実質的にはセカンダリー取引といえないからです。</p> <p>また、外国国債、外国地方債及び外国特殊法人債については、当該有価証券のほか、当該有価証券の発行者が発行する同種の有価証券の売買が外国において継続して行われていることで足りることとしています。</p>    |
| 61 | 要件として、「金融庁長官指定の取引所(指定外国金融商品取引所)に上場されていること」及び「指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき発行者の情報が入手できること」とあるが、指定の根拠についてガイドラインなどで明確にしてほしい。   | <p>指定外国金融商品取引所については、金融庁告示により指定することとします。</p> <p>また、指定外国指定外国金融商品取引所の定める規則に基づく発行者の情報については、金融長官が適当であると認めるところによって作成された財務計算に関する情報が含まれることが考えられます。</p>  |
| 62 | 外国証券売出しを行うにあたっては「当該外国証券が発行された外国の法令又は指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、発行者の  | 外国証券売出しを行う際に必要とされる有価証券の発行者の経理その他の発行者の情報については、日本語又は英語により記載され、当該  |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>財務(経理)に関する情報その他の内閣府令で定める情報(日本語又は英語で記載されたものに限る。)が発行者により公表されており」といった要件が課されている。</p> <p>当該規定は外国の法令及び取引所の規則において「日本語」又は「英語」での公表が義務付けられているものでなければ外国証券売出しの要件を満たさないとの意か。そうである場合、現地の言語で公表されている情報を発行者又はその関係者、および金融商品取引業者や情報ベンダーが「日本語」又は「英語」に翻訳する方法は認めてほしい。</p> | <p>情報が発行者により公表されている必要があります。</p> <p>当該情報について、発行者又はその関係者、および金融商品取引業者や情報ベンダーが翻訳することは可能ですが、当該情報を公表する責任を負っている者は発行者その他これに準ずる者である必要があると考えられます。</p>  |
| 63 | <p>「発行者の経理に関する情報その他の内閣府令で定める情報」とあるが、「経理に関する情報」の内容とは具体的に何か。発行体がBS、PLのみを公表しているだけでよいのか、それともその内訳やそれ以外の情報までを指すのか。</p>   | <p>「経理に関する情報」については、「公益又は投資者保護のため金融庁長官が適当であると認める基準に従って作成された情報」又は「発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定する」指定外国金融商品取引所の定める規則に基づく情報になります。この金融庁長官が適当であると認める会計基準又は指定外国金融商品取引所を指定するための基準となる会計基準は、日本基準、国際会計基準又は米国基準を考えていますので、「経理に関する情報」はこれらの会計基準により作成された財務諸表ということになります。</p> |
| 64 | <p>「EDINET」で発行者の情報が開示されていれば、「発行者の財務情報が入手できる」という要件を満たすということを認めてほしい。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、有価証券報告書を提出している場合については発行者の財務情報の取得容易性を問わないこととします(金商法施行令第2条の12の3各号)。</p>   |
| 65 | <p>外国証券売出し対象有価証券のうち、外国地方債及び外国特殊法人債については、政府保証が必要であるとされているが、当該要件を削除してほしい。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、当該要件を削除するよう規定を修正いたします(金商法施行令第2条の12の3第1号・第2号)。</p>   |
| 66 | <p>「金融商品取引所」とは、金商法第80条第1項の規定により免許を受けた者のみを用いるため(金商法第2条第16項)、金商法施行令第2条の12の3第4号口の「外国の金融商品取引所」は「外国金融商品取引市場開設者」(金商法第60条の2第1項第6号)などとすべきではないか。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、当該規定を「外国の金融商品取引所(金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。)」に規定を修正いたします(金商法施行令第12条の3第4号口)。</p>   |
| 67 | <p>金商法施行令第2条の12の3第4号八の「当該外国債券が発行された外国」とは、必ずしも債券の発行地国のみを指すものではなく、ある外国において当該債券が存在していれば「当該外国債券が発行された外国」に該当するという理解でよいか。</p> <p>仮に前者の解釈をとる場合、A国を発行地とす</p>   | <p>ご指摘の「発行された外国」という文言を修正いたします(金商法施行令第2条の12の3第4号)。</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>る債券が B 国の指定外国金融商品取引所に上場され、(当該指定外国金融商品取引所の定める規則ではなく)B 国の法令により発行者の経理に関する情報等が公表されている場合には、「発行された外国の法令...に基づき」に該当せず、同号口の要件を満たさないことになると考えるが、この場合において B 国の当該指定外国金融商品取引所の定める規則に基づく公表でも可とする以上、B 国の法令に基づく公表でも可とすべきでないか。</p>  |   |
| 68 | <p>ユーロ円 C B (日本国内の金融商品取引所に上場する株券の発行会社が欧州で発行する新株予約権付社債券)の国内販売は従来禁じられておらず、既に国内の店頭取引において大きな流通市場が形成されているため、</p> <p>適格機関投資家向け勧誘及び少数人向け勧誘の対象から除外しないほしい。</p> <p>「当該新株予約権の行使により引き受けられ、又は転換されることとなる株券が指定外国金融商品取引所に上場されていること」という要件について、取引所金融商品市場に上場されていることも含めてほしい。</p>  | <p>日本で上場している株券に転換可能な債券は、同債券に付いていた転売制限が株券に転換されると消滅すると考えるのは無理があり、転換後の株券に転売制限が付いていると考えると同一株券で上場されていて転売制限の付いていないものと混同が生じて判別がつかなくなるため、適格機関投資家向け勧誘及び少数人向け勧誘の対象として適さないと考えられます。</p> <p>外国に流通市場がなければ実質的に外国証券と言えませんので、国内の取引所金融商品市場を加えることは認められません。</p> |
| 69 | <p>債券について、「現地での継続的な売買」の概念に第三国市場での流通を加えてほしい。</p> <p>特に、金商法施行令第2条の12の3第1号から第3号の各号イにおいて「当該債券の発行者の属する国」を「発行国」として定義を固定しているため、それを受けて流通要件を規定している金商法施行令第2条の12の3第1号口、第2号八、第3号八では「当該発行者の属する国の国内市場」に限定されてしまっている。</p> <p>これらの種類の債券であっても、ユーロ市場(ユーロ債)や米国市場(ヤンキー債)など他国市場での発行・流通の実態がある。</p> <p>第1号の外国国債、第2号の外国地方債、第3号の外国特殊法人債も措置していただきたい。(特に、第3号の外国特殊法人債に該当すると思われる、国際機関の発行する債券(金商法施行令第2条の11の適用を受けないもの。具体的には北欧投資銀行や欧州投資銀行など)は、「当該債券の発行者の属する国」というものが存在しない点、留意願いたい。)</p> | <p>ご意見のとおり、金商法施行令第2条の12の3各号において、「外国」と定義することにより、発行者の属する国(発行国)に限定することなく、第三国における流通の状況についても考慮することが可能なものとしております。</p>   |
| 70 | <p>欧州投資銀行(European Investment Bank)のように、日本の加盟していない条約により設立された機関が発行する債券がある。金商法第3条の</p>  | <p>欧州投資銀行のような国際機関が発行する債券については、金商法第2条第2項第17号に掲げる有価証券のうち同項第3号に掲げる有価証</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>開示免除とはならないが、字義通り考えると、特定の国の「特別の法律による法人が発行する債券」(金商法第2条第1項第3号)ともいえないと考えられる。ただ、法の趣旨からすれば、「特別の法律」の法律には条約も含まれるとの理解でよい。</p> <p>かかる前提に立った場合、このような発行体の債券は、金商法施行令第2条の12の3第4号本文の「外国債券」として扱ってよい(条文の適用性)。</p> <p>このような特定の国に帰属していない発行体の場合、同条同号口でいう、「当該外国債券が発行された外国において」の「外国」とは、特定の国を明示することができず、「条約の加盟国のうち少なくとも一カ国において」と読み替えてよい(適用性)。</p>                         | <p>券の性質を有するものとして取り扱うことが考えられます。</p> <p>したがって、このような債権については、一定の要件を満たす場合には「外国証券売出し」に該当することとなります。この場合の要件としては、当該債権の売買価格の関する情報の入手が容易であり、かつ、当該債権の売買が継続して行われている外国の法令に基づいて発行者に関する情報が公表されていることとなります。</p>    |
| 71 | <p>指定外国金融商品取引所に上場しているか、外国において当該外国債券の売買が継続しているかを求めているが、前者の「取引所上場」の要件は、流通市場の要件と開示要件のいずれを指しているかが判別しづらい。これらの2つの要件は別個に取り扱ってほしい。</p>  | <p>「指定外国金融商品取引所」に上場されていることという要件の趣旨は、外国に当該有価証券の流通市場があることにあります。そのため、当該指定外国金融商品取引所に上場されていても継続して売買が行われていないことが明らかである場合は、当該要件の充足について疑義が生じる場合があります。</p>   |
| 72 | <p>社債について、元本の償還及び利息の支払いを親会社が保証している場合等において、「親会社等」が日本若しくは外国の法令又指定外国金融商品取引所の規則等により法定開示されていれば、外国証券売出しの対象証券としてほしい。</p> <p>なお、外国社債の場合、無制限かつ無条件の保証会社である親会社の上場があれば、発行者の上場がなくても外国証券売出しの対象とされることであるが、日系企業のMTNプログラムを確認したところ、多くの企業においてキープウェルアグリーメントやクレジットサポートアグリーメントが付されているのみで親会社の保証が付されていない状況である。外国証券売出しの要件を「親会社の無制限かつ無条件の保証」に限定すると、発行会社の資金調達に影響が出るものと考えられる。</p> | <p>金商法施行令第2条の12の3第6号八において、海外発行債券の発行者の経理その他の発行者に関する情報について、海外発行債券の発行者の親会社が指定外国金融商品取引所の規則に基づき、当該親会社の経理その他の当該親会社に関する情報を公表している場合には、海外発行証券の発行者は、保証を受けている旨、保証を受けている親会社の名称及び発行者の事業の内容等を公表する旨規定しています。</p> |
| 73 | <p>外国証券売出しが可能な株券、債券の範囲は金商法第2条第1項第17号に規定するものに限られているが、国内企業が外国において発行する証券の取扱いはどのように考えればよいか。</p>   | <p>国内企業が外国において発行する有価証券については、「株券」、「債券」の定義に含まれていると考えられます(金商法施行令第2条の12の3各号)。</p>  |
| 74 | <p>外国ETFおよび外国REITについても外国証券</p>  | <p>ご意見を踏まえ、外国ETF及び外国REITにつ</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>売出しを可能としてほしい。またETFについては、その組み入れた個々の銘柄についてまで、指定金融商品取引所での上場要件を求めるものではないこととしてほしい。</p>  | <p>いて、外国証券売出しの対象となるよう規定を修正いたします(金商法施行令第2条の12の3第8号)。</p> <p>また、外国ETFについては、当該ETF自身が指定外国金融商品取引所に上場されていればよいこととしています。</p>                                   |
| 75 | <p>有価証券の売出しの届出を要しない有価証券とその要件を列挙した金商法施行令第2条の12の3に、外国投資信託の受益証券と外国投資証券についても別途区分を設け、外国株式等と同様の要件の下に届出を免除すべきである。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、海外発行受益証券及び海外発行投資証券が外国証券売出しの対象有価証券となるよう規定を修正いたします(金商法施行令第2条の12の3第8号)。</p>  |
| 76 | <p>金商法施行令第2条の12の3第6号イ【修正後は第2条の12の3第9号イ】では、外国証券売出しに該当するための要件のひとつとして、「当該有価証券に表示される権利が次に掲げる有価証券のいずれかに該当すること」と定めているが、当該有価証券に同条第22項第4号に掲げる金融指標を対象とする取引に係る権利を表示する証券又は証書を含めてほしい。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、権利表示証券が「金商法第2条第22項第4号に掲げる取引に係る権利を表示するものであること」に規定を修正いたします(金商法施行令第2条の12の3第9号イ)。</p>   |
| 77 | <p>金商法施行令第2条の12の3第6号イ(1)【修正後は第2条の12の3第9号イ(1)】では、当該有価証券の売出しが外国証券売出しに該当するための要件のひとつとして、当該有価証券に表示される権利が上場株券等を対象とする取引に係る権利であることを定めているが、複数の上場株式をまとめたバスケットを対象とする本件有価証券については、各上場株式が取引所金融商品市場又は指定金融商品取引所に上場していれば要件を満たしているとの理解でよいか。</p>                                 | <p>権利表示証券が対象とする株券等又は社債券等が複数ある場合には、その対象とする株券等又は社債券等のすべてが取引所金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所に上場されていれば、要件を満たすものと考えられます(金商法施行令第2条の12の3第9号イ(1))。</p>                    |
| 78 | <p>金商法施行令第2条の12の3第6号ロでは、外国証券売出しに該当するための要件のひとつとして、「当該有価証券に表示されるオプションが将来の一定の時期において当該有価証券を所有する者の意思にかかわらず行使され、有価証券の売買その他の取引が行われないこと。」と定めているが、オプションは行使することによって取引を成立させることができる権利なので、オプションの自動行使により取引は成立するものの、決済が差金の授受によって行なわれ、現物の授受がなされない取引であれば、当該要件を充足すると考えてよいか。</p> | <p>ご意見等を踏まえ、当該要件については、「権利表示証券に表示された権利を行使することによって、将来の一定の時期において当該権利に係る取引が成立することをあらかじめ約するものであつて、当該取引について差金の授受が行われるものであること」と修正します(金商法施行令第2条の12の3第9号ロ)。</p> |
| 79 | <p>金商法施行令第2条の12の3第6号ハでは、外国証券売出しに該当するための要件のひとつとして、当該有価証券に転売制限が付されていることを定めているが、当該有価証券自体に</p>  | <p>当該規定については、検討の結果、削除することとしています(金商法施行令第2条の12の3第9号)。</p>  |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>転売制限が付されている必要はなく、販売する金融商品取引業者等が転売制限を付して売り付けることを求めているというとの理解で良いか。</p>  |  |
| 80 | <p>金商法施行令第2条の12の3第6号八では、外国証券売出しに該当するための要件のひとつである転売制限について、「当該有価証券を売り付けた金融商品取引業者等が当該有価証券を買い付ける場合以外の譲渡が禁止される旨の制限」と定めるが、金融商品取引業者等が売出人となる場合だけでなく、売出人は金融商品取引業者等ではないが金融商品取引業者等が売出しの取扱いを行う場合も含まれているという理解でよいか。また、金融商品取引業者等が当該有価証券を買い付ける場合とは、金融商品取引業者等の媒介、取次ぎまたは代理により売出人が当該有価証券を買い付ける場合も含まれるという理解でよいか。</p> | <p>当該規定については、検討の結果、削除することとしています(金商法施行令第2条の12の3第9号)。</p>  |
| 81 | <p>金商法施行令第2条の12の3第6号二では、国証券売出しに該当するための要件のひとつとして、当該有価証券の国内における売買価格に関する情報を容易に取得できることを定めているが、1分ごとに更新される直近の売買価格に関する情報や、30秒～数分程度の遅延売買価格情報がインターネット上に日本語で表示され、容易に取得することができれば、条件を満たしているとの理解でよいか。</p>   | <p>「国内における当該有価証券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得できること」とは、国内において当該有価証券が流通しており、投資者は容易に取得することができる売買価格情報に基づいて投資判断を行うことができることを意味するものです。したがって、売買価格に関する情報は、必ずしも、その投資者が実際に売買を行う価格である必要はなく、ご意見のような、1分ごとに更新される直近の売買価格に関する情報や30秒～数分程度の遅延売買価格情報がインターネット上に日本語で表示され、容易に取得すること可能であるのであれば、要件を満たすものと考えられます。</p> |
| 82 | <p>DRについては、DRの上場する取引所の規則又は当該取引所の所在国の法令により、DRの原株式の発行体の内容開示が行われている場合には、外国証券売出しの要件を満たしているか否かを外国証券売出しが可能であることの判断要件としないほしい。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、金商法第2条第1項第20号に掲げる有価証券については、当該有価証券が権利を表示する株券に対して取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所の上場を要件としないよう規定を修正いたします(金商法施行令第2条の12の3第10号)。</p>  |
| 83 | <p>「当該新株予約権の行使により引き受けられ、又は転換されることとなる株券が指定外国金融商品取引所に上場されていることを要件とする」とされているが、株券のDRが指定外国金融商品取引所に上場されていることを加えてほしい。</p>   | <p>「当該新株予約権の行使により引き受けられ、又は転換されることとなる株券が指定外国金融商品取引所に上場されていること」に代えて、「株券に係る権利を表示する預託証券(DR)が指定外国金融商品取引所に上場されていること」を要件とします。</p>   |
| 84 | <p>「外国証券売出し」された証券を「私売出し」として扱うこと、または、「私売出し」された証券を「外</p>   | <p>外国証券売出しの有価証券と私売出しの譲渡制限が付された同じ銘柄の有価証券が混在する</p>   |

|             |  |   |
|-------------|--|---|
|             | <p>国証券売出し」として扱うことを認めてほしい。</p> <p>現状も、同一の証券であっても、外国証券内容説明書の交付により販売が行われている場合と転売制限が付されて販売が行なわれている場合が並存しているが、実務的に対応できている。各金融商品取引業者のビジネス形態、顧客形態等の実情に合った取扱いを認めていただきたい。また、認めない場合には、外国証券売出しにかかる有価証券を一旦売買しただけで、それに伴って情報提供義務や法定責任を負わされることになってしまうが、これを敬遠して、かえって流通が滞るおそれがある。</p>   | <p>ような場合、譲渡制限が付された有価証券について、外国証券売出しを行うことができるよう規定します。</p> <p>逆に、「外国証券売出し」は「有価証券の売出し」の一環であり、「有価証券の売出し」を行った有価証券について「私売出し」を行うことはできません。</p>   |
| 85          | <p>外国の個別株を原資産とする有価証券店頭デリバティブ取引について、外国証券情報の提供又は法定開示の対象とすることが必要ではないか。</p>  | <p>金融商品取引法上、開示規制の対象は有価証券であるため、有価証券に該当しない店頭デリバティブ取引は開示規制の対象ではありません。</p> <p>ただし、外国の個別株の権利を表示する預託証券、外国の個別株の取引に係るオプションを表示するカバードワラント等の有価証券に該当する場合には、当該有価証券の取引が「有価証券の売出し」に該当すれば法定開示を行うこととなり、また、「外国証券売出し」に該当するための要件を満たす場合には「外国証券売出し」を行うことが可能です。また、「有価証券の売出し」に該当する場合には、有価証券届出書の提出等、法定開示の対象となります。</p>  |
| <b>経過措置</b> |  |   |
| 86          | <p>整備政令施行前に金商法第 23 条の 14 第 1 項ただし書きに基づく外国証券内容説明書で販売された有価証券(現行の企業内容開府令等に基づき、外国証券内容説明書の交付が不要であったり、顧客の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略した場合を含む)は、外国証券内容説明書を外国証券情報とみなすことで、従前どおりの販売を可能とするなどの方法が考えられるが、その際には以下の点について明確化してほしい。</p> <p>改正法施行前の外国証券内容説明書による勧誘を行って売りつけたものについては(少なくとも、施行日現在の保有者で施行日以降も保有する者に対しては)、当該外国証券内容説明書に対して、改正金商法第 27 条の 32 の 2 及び第 27 条の 34 の 2 で規定される「損害賠償責任」や「投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合の外国証券情報の追加提供」の義務は課され</p> | <p>改正法令施行前に法第 23 条の 14 第 1 項ただし書に基づく外国証券内容説明書で販売された有価証券については、次のような経過措置を規定することとしています。</p> <p>当該有価証券が改正後の「外国証券売出し」の対象有価証券であり、かつ、「外国証券売出し」を行うための要件に該当しているものについて売出しを行う場合は、「外国証券売出し」として「外国証券情報」の提供・公表が義務付けられますが、その「外国証券情報」の内容については、平成 25 年 3 月 31 日までの間、従来の外国証券内容説明書の内容でもよいとする経過措置です。この場合の「外国証券情報」は、その内容は「外国証券内容説明書」の内容であっても、改正金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 項に規定する「外国証券情報」ですので、改正金商法第 27 条の 32 の 2 及び第 27 条の 34 の 2 で規定される「損害賠償責任」や「投資判断に重要な影響を及ぼす事</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | ないこととしてほしい。  | <p>実が発生した場合の外国証券情報の追加提供」の義務は課されます。</p> <p>当該有価証券が改正後の「外国証券売出し」の対象有価証券でない場合は、当該有価証券の売買を行うときは、原則、「有価証券の売出し」又は「私売出し」を行うこととなりますが、従来どおり日本証券業協会の規則に基づいて「外国証券内容説明書」を勧誘の相手方に交付することを要件として、「少人数私売出し」としての譲渡を行うことができることとする経過措置です。この場合の「外国証券内容説明書」は「外国証券情報」ではありませんので、改正金商法第 27 条の 32 の 2 及び第 27 条の 34 の 2 で規定される「損害賠償責任」や「投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合の外国証券情報の追加提供」の義務は課されません。</p> |
| 87 | <p>適格機関投資家については、現行の企業内容開示府令において外国証券内容説明書の交付義務の対象から外れている。今回規定される外国証券情報については適格機関投資家に対しても提供義務があるように見受けられるが、既に外国証券内容説明書を用いて勧誘している有価証券に関しては改正法施行後も適格機関投資家等への交付義務はないとの理解でよいが。</p>  | <p>「外国証券情報」については、一定の要件に該当する場合、適格機関投資家への提供・公表は不要としますので、「外国証券情報」(その内容が外国証券内容説明書であるもの)についても、一定の要件に該当するときには、適格機関投資家への提供・公表は不要となります。</p> <p>「少人数私売出し」の要件としての「外国証券内容説明書」の交付は日本証券業協会の規則の定めるところによることとしており、交付方法についても当該規則によることとなります。</p>   |
| 88 | <p>これまで外国証券内容説明書による勧誘を行っていたものの中にも外国証券売出しの要件を満たさないものがあるが、このような有価証券については次のとおり取り扱ってもよいものとしていただきたい。</p> <p>イ)当該有価証券の保有者による一部売却の要請に応じてよいこと。</p> <p>少人数私売出しに関しては一括転売制限を付す必要があるが、当該有価証券の販売時にはその条件を明示しておらず、買取を行わないことは投資者にとって不利益となるため。また適格機関投資家私売出し、特定投資家私売出しに付される転売制限に関しても同様の取扱いとしていただきたい。</p> <p>ロ)当該有価証券に関し、日本証券業協会への通知を不要とすること。</p> | <p>外国証券売出しの要件に該当する有価証券の場合、外国証券内容説明書による勧誘を行った有価証券については、経過措置において外国証券売出しを行った有価証券とみなすことといたします。少人数私売出しにすることを禁じるものではありませんが、少人数私売出しにする必要はないと考えられます。</p> <p>外国証券売出しの要件に該当しない有価証券の場合、外国証券内容説明書による勧誘を行った有価証券については、経過措置において、転売制限を付さなくても私売出しが可能になると考えられます。</p>   |
| 89 | <p>施行後は、少人数私募で発行された銘柄を適格機関投資家私売出しにより転売することが可能になるとの理解であるが、施行前に既に少人</p>  | <p>施行前に少人数私募で発行された有価証券について、施行後に適格機関投資家私売出しにより譲渡することは可能であると考えられま</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>数私募で発行され、転売制限が付されている銘柄を、施行後に適格機関投資家私売出しで転売することは可能なか。可能であるとして、その場合の転売制限はどのようになるか。経過措置において明らかにしていただきたい。</p>  | <p>す。転売制限については、特に経過措置は設けませんが、少人数私募の譲渡制限に代えて適格機関投資家私売出しの譲渡制限が付されるものと考えており、その旨を告知することになります。</p>  |
|    | <p>その他</p>  |  |
| 90 | <p>「国内で既に発行された有価証券でその発行の際にその有価証券発行勧誘等が国内で行われなかったものとする」は、国内で発行された有価証券で発行時に勧誘行為がどこでも行われなかったものが含まれるように読めることから、「国内で行われなかったもの」は「外国のみで行われたもの」などとすべきではないか。</p>   | <p>国内で有価証券の発行勧誘等が行われなかった限り、当該有価証券は有価証券の募集及び有価証券の私募のいずれも行われていないものであり、外国証券売出しの該当可能性は否定されません。したがって、修正の必要はないと考えられます。</p>   |
| 91 | <p>「引受人」の定義(金商法第2条第6項)のうち、均一の条件が削除されたことから、同条項の政令で定める適用除外の範囲の変更がなされる予定である。今回の法改正では、「引受け」の本質的な要素の変更はなされていないため、従前同様、「引受け」は、募集や売出しを行う者の存在を前提に、当該者との間で、(引受審査等をした上で)金商法2条6項所定の行為を行うことであることを明確にしてほしい。</p> <p>なお、「引受け」の判断基準のひとつに、「大量」の販売圧力といった趣旨の説明がなされる場合があるが、販売圧力が生じるか否かはケースバイケースでもあり、この点を必要以上に重視して「引受け」の概念について判断すべきではない。言い換えれば、引受審査等を通じて発行者等に関する未公表の情報を知る者、「かつ」大量の販売圧力が問題となる場面に限定されるべきである。</p> | <p>「引受人」は、有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、次のいずれかを行うこととされている(金商法第2条第6項)。 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること(いわゆる買取引受け)、 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること(いわゆる残額引受け)。</p> <p>このうち、 については、有価証券の募集・売出し等を行っている発行者・売出人等から、顧客に取得させることを目的として、当該有価証券を取得する行為であると考えられます。</p>        |
| 92 | <p>チャイニーズウォールによって引受部門と情報が遮断されており、いわゆる情報の非対称性の問題となる部署ではないトレーディング部門の自己勘定による有価証券の取得行為も基本的には「引受け」に該当しないとの理解でよいか。</p>  | <p>既開示有価証券の売出し(特定募集等)については、有価証券届出書の提出は必要ないものの、有価証券通知書の提出及び目論見書の交付義務が課されることになるが、当該有価証券の所有者が発行者関係者(発行者、発行者の子会社等)以外の者である場合には、有価証券通知書の提出及び目論見書の交付を不要としています。一方、当該有価証券が発行関係者が所有するものについては、内閣府令において、有価証券通知書の提出及び目論見書の交付が義務付けられることとなりますが、当該有価証券は株券(権利行使等により株券を取得することになる有価証券を含む。)以外の有価証券である場合は、免除することとしました。この取扱いは、発行</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  | 者関係者が金融商品取引業者等であっても同様です。   |
| 93 | 外国有価証券の日本国内持込においては、外国有価証券をいったん取得(売残りリスクを負うことを予定するものではない。)した国内証券会社が、他の複数の国内証券会社に当該外国有価証券を販売し、かかる複数の国内証券会社が投資家に対して当該外国有価証券を販売する形態がとられることがあるが、その際に外国有価証券を当初取得する行為は「引受け」に該当しないとの理解でよいか。                                    | 外国証券売出しの対象となる有価証券を入手する行為は、有価証券の募集・売出し等を行っている発行者・売出人等から取得するものでなければ、基本的には「有価証券の引受け」に該当しないものと考えられます。  |
| 94 | 金商法第2条第4項第2号イのいわゆる適格機関投資家私売出し、同第2号ハのいわゆる少人数私売出しについては、金融商品取引業として掲げられていないように思われるが、これらの私売出しに係る勧誘行為自体については、金融商品取引業や登録金融機関業務に該当しないとの理解でよいか。<br>他方、金融商品取引業者等がかかる行為を行う場合は、金融商品取引業者等が行う「売買」(同法第2条第8項第1号)の勧誘として位置付けられるとの理解でよいか。 | 適格機関投資家私売出し及び少人数私売出しについては、金融商品取引業や登録金融機関業務には該当しないものとしています。したがって、金融商品取引業者等がこれらの行為を行う場合には、金商法第2条第8項第1号により、「有価証券の売買」として位置付けられることとなります。  |
| 95 | 定義府令第9条を改正して自己株式の処分を取得勧誘に分類するのであれば、自己株式の処分に際して風説を流布した場合に、金商法第173条第1項第1号が適用されるのか、第3号が適用されるのかが不明確になるため、金商法施行令第33条の7を改正して「有価証券の売付け等」の定義から自己株式の処分を除く必要があるのではないか。   | 自己株式の処分については、定義府令第9条により「取得勧誘類似行為」とされ、金商法第4条第2項の「有価証券発行勧誘等」となることから、同法第173条第1項第3号が適用されることになると考えられます。   |
| 96 | 金商法施行令第3条の2の3第3号に定める短期社債などについては、有価証券発行勧誘等だけでなく、有価証券交付勧誘等についても、金商法第23条の13第4項に定める告知を要しないとの理解でよいか。かかる理解が正しい場合、その旨を明文化してほしい。   | ご意見を踏まえ、金商法施行令第3条の3(旧第3条の2の3)に「有価証券交付勧誘等」を追加するよう規定を修正いたします。  |
| 97 | 「株券」と「新株予約権証券」を単に削除すると、外国株券と外国新株予約権証券について告知が必要になってしまうので、「外国株券」と「外国新株予約権証券」を追加すべきではないか。   | 少人数私募に加え少人数私売出しが追加されたため、株券等がどの取引により取得されたかについて告知する必要があると考えられることから、今回の改正を行ったものです。<br>なお、告知の方法については、適格機関投資家を相手方とする場合、あらかじめ包括的に告知内容を記載した書面の交付(一定の要件を満たす場合は、電子交付も可能)を行った上で、相手方の同意があれば、個別取引ごとの告知は不 |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     |   | 要であると考えられます。  |
| 98  | 50名の算出において、過去一定期間内の勧誘の相手方を通算する必要はないとの理解でよいか。  | 特定証券情報の提供又は公表を要しない50名未満の者を相手方として勧誘を行う場合の計算においては、過去一定期間内の勧誘の相手方を通算する必要はないと考えられます。        |
| 99  | 「有価証券の売出し」の定義の見直しにともない、金融商品取引業者においては、外国株式や外国債券の約定の取り扱いについて、システム対応を余儀なくされる。よって、改正法およびそれに係る政令・府令の施行は、パブコメに対する回答の公表後、システム対応・取り扱いルールの整備等が十分にできる期間を考慮し、実施してほしい。  | ご意見として承ります。   |
| 100 | 金商法第33条第2項第5号の改正及び金商法施行令第15条の19において「均一の条件で」という要件が削除され、「五十名以上の者を相手方として…行う場合」には、登録金融機関は金商法第33条第2項第2号から第4号までの有価証券(外国国債、株式、社債等)に係る差金決済型の店頭デリバティブ取引を行うことができないこととされたが、「五十名以上の者を相手方として…行う」とは、同一条件で行う店頭デリバティブ取引の相手方が50名以上になる場合をいうとの解釈でよいことを確認したい。 | 50名以上の者を相手方として、同一の有価証券(金商法第33条第2項第2号から第4号までに掲げる有価証券に限る。)に係る差金決済型の店頭デリバティブ取引を行うことはできません。 |

## ・特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し関連

|   | コメントの概要   | 金融庁の考え方  |
|---|---|--|
| 1 | 現行の金商業等府令第55条第1号が削除されているが、アマに移行していたプロがプロに復帰した場合、アマ成りしている間に締結した投資一任契約に関して、運用報告書等の交付義務が免除されるとの理解でよいか。   | ご理解のとおりです。   |
| 2 | 改正法の施行日前にプロの顧客が自己をアマとして取り扱うよう申出を行い、期限日が改正法の施行日以降に到来する場合において、当該顧客が期限日以降も引き続き自己をアマとして取り扱われることを希望する場合には、改正法の施行日以降に、金商法第34条の2第1項の規定による申出をする必要があるとの理解でよいか。 | ご理解のとおりです。   |
| 3 | 施行日前に期限日を記載した承諾書を交付した投資家については、施行日以後にプロからアマへの移行の申出がない限り、期限日後はプロとして取り扱うこととなり、アマ成りの効果の期限が自動的に無期限となるものではないとの理解でよいか。                                       | ご理解のとおりです。   |
| 4 | 改正法施行日以降、すでにアマに移行していたプロ顧客が当初定めていた期限日までの間にプロ戻りの申出をすることが想定されるが、この場合、当該プロ戻りの承諾以降は当該顧客をプロとして取り扱うことになるとの理解でよいか。  | ご理解のとおりです。   |
| 5 | 改正法施行日以降、すでにプロに移行していたアマ顧客が当初定めていた期限日までの間にプロ更新の申出をすることが想定されるが、この場合、新金商法第34条の3第7項の規定により、当該申出は期限日前1ヶ月以内でなければ行えないとの理解でよいか。                                | ご理解のとおりです。   |
| 6 | 改正法施行前に申出により、プロとして取り扱うこととしている顧客について、(施行前に徴求した)同意書に記載した期限日より前であっても、改正法施行日後はいつでも申出があればアマとして取り扱うこととしてよいか。  | 金融商品取引業者等は、特定投資家に移行した顧客が、特定投資家以外の顧客への復帰申出を行った場合、これを承諾しなければなりません(金商法第34条の3第10項、第34条の4第5項)。施行日前に特定投資家へ移行した顧客が期限日前に復帰申出を行った場合も同様です。 |
| 7 | 改正法施行日以降、すでにプロに移行していたアマ顧客が当初定めていた期限日までの間にアマ戻りの申出をすることが想定されるが、この場合、当該アマ戻りの申出以降は当該顧客をアマとして取り扱うことになるとの理解でよいか。  |  |
| 8 | プロに移行したアマの顧客は、期限日前でも申出によりアマに戻る事が可能とされているが、  | 保険会社等は、特定投資家に移行した顧客が、特定投資家以外の顧客への復帰申出を行っ   |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | <p>改正法の施行日前にアマの顧客が自己をプロとして取り扱うよう申出を行い、期限日が改正法の施行日以降に到来し、改正法の施行日以降、当該顧客が、期限日前に自己を再びアマとして取り扱うよう申出を行ってきた場合、利用者保護の観点から、当該申出に対し、保険会社等が承諾することは問題ないとの理解でよいか。</p> | <p>た場合、これを承諾しなければなりません(保険業法第300条の2、金商法第34条の3第10項、第34条の4第5項)。施行日前に特定投資家へ移行した顧客が期限日前に復帰申出を行った場合も同様です。</p>   |
| 9 | <p>特定投資家と一般投資家の移行手続きの見直しにおける施行日を決定するにあたっては、金融機関の実務に配慮していただきたい。</p>  | <p>改正法の施行は改正法の公布日(平成21年6月24日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされているところ(改正法附則第1条本文)、できるだけ早く利用者保護の徹底を図る要請と、改正法の施行に向けた金融商品取引業者等の準備期間の確保といった要請を総合的に勘案し、施行日を平成22年4月1日としました。</p> |

## 有価証券店頭デリバティブ取引関連

| コメントの概要            |   | 金融庁の考え方  |
|--------------------|---|--|
| 証拠金規制(金商業等府令第117条) |   |  |
| 1                  | 個別株、株価指数、債券ごとに一律に証拠金率を決定することは、市場のボラティリティの変化に柔軟に対応できないため、取引所でも使われているSPAN証拠金を導入すべきである。                    | <p>証券CFD取引を含む高レバレッジの有価証券店頭デリバティブ取引については、</p> <p>顧客保護(顧客が不測の損害を被るおそれ)</p> <p>業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ)</p> <p>過当投機</p> <p>の観点から問題があると考えています。</p> <p>このため、一日の対象資産の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することが基本と考えております。</p> <p>具体的には、</p> <p>個別株については、価格変動の上限を画する取引所の制限値幅の水準や、個別株に係る証拠金率の水準として、市場に普及している信用取引の維持証拠金率等を総合的に勘案して、想定元本の20%以上(=レバレッジ5倍以下)</p> <p>株価指数や債券については、変動の激しかった平成20年下半期における日経225平均や10年米国国債先物等の価格変動を勘案して、それぞれ、想定元本の10%以上(=レバレッジ10倍以下)、2%以上(=レバレッジ50倍以下)という水準としたところであります。</p> <p>なお、リスク管理等を踏まえ、業者の判断で適切に内閣府令で定める基準以上の証拠金の預託を受けることは妨げられるものではありません。</p> <p>最近、証券CFD取引といった個人を相手方とする取引が広がりを見せており、高レバレッジの証券CFD取引については、わずかな価格変動であっても、顧客が不測の損害を被るおそれがあるこ</p> |
| 2                  | レバレッジ規制は、すぐにでも施行してほしい。  |  |
| 3                  | 債券に係るレバレッジ(50倍)は高すぎる(証拠金率が低すぎる)のではないか。  |  |
| 4                  | レバレッジ規制は、投資家の選択の幅を狭めるだけであるため、反対。一方的な規制実施にはならないようにしていただきたい。  |  |
| 5                  | 自動ロスカットなどの様々な顧客保護策があるため、証拠金率については改正案により提示された水準よりも引き下げるべきである。  |  |
| 6                  | 株価指数CFD取引のレバレッジ(10倍)は低すぎる。  |  |
| 7                  | 債券や商品と比べて、個別株と株価指数が低すぎる。  |  |
| 8                  | 個別株の有価証券関連店頭デリバティブ取引の約定時必要預託額は100分の20と規制されているが、個別株式の信用取引の保証金は100分の30であり、過当投機抑制等の観点から、信用取引と同水準とすべきではないか。 |  |
| 9                  | 証券CFD取引に係るレバレッジ倍率規制の数字の根拠は何か。   |  |
| 10                 | 証拠金率については、日本証券業協会が提案している水準やシンガポール市場における現行方式と同等の水準(株価指数構成銘柄10%、その他株式20%、株価指数5%、債券2%)にするべき。               |  |
| 11                 | 証拠金規制については、経済的合理性、過当投機の防止、投資家保護の観点から適切な水準を設定すべきである。   |  |
| 12                 | 投資家のレベル(一般投資家・特定投資家)によって証拠金規制を分けるべきである。   |  |
| 13                 | 投資経験に応じて段階的にレバレッジを設定できる取引システムを構築すべきである。投資経験   |  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>が最も少ない人を想定してレバレッジ規制を行うと日本の市場の規模が縮小する。</p>  | <p>と等から、個人を相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引に証拠金規制を導入することとしたものです。</p> <p>高レバレッジ取引における業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ)や過当投機といった問題を踏まえれば、取引経験等によって例外を設けることは適当ではないと考えられます。</p>  |
| 14 | <p>投資者保護は、預かり金の保護とロスカットルールの徹底を行うことで足りるため、レバレッジ規制は不要である。</p>                                     | <p>証券 CFD 取引については、日本証券業協会が、10月2日に証券 CFD 取引ワーキング・グループの中間報告書を公表しており、この中で、ロスカットルールの義務付け等について、自主規制規則の制定の必要性が指摘されており、日本証券業協会において、自主規制規則が導入される予定です。</p> <p>ロスカット・ルールにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少するものの、高レバレッジ取引については、相場急変時等には、ロスカットが必ずしも適切に機能せず、顧客保護や業者のリスク管理の観点から問題が生じるおそれがあります。</p> <p>これに加え、高レバレッジ取引は、過当投機の問題もあります。</p> <p>したがって、ロスカットルールについて日本証券業協会において、自主規制が導入される予定ですが、これに加え、証拠金規制を導入する必要があると考えられます。</p> |
| 15 | <p>証拠金規制を導入するより先に、業者のサーバにおける注文処理能力やリスク管理体制(バックアップサーバがあるか等)を規制していただきたい。</p>                      | <p>業者におけるシステム整備等も含め、今後とも、金融庁として適切に監督してまいります。</p>   |
| 16 | <p>施行前に建てた取引に対し顧客が資金の手当てが出来ず、施行日時点で入金が出来なかった場合、本改正は、強制的に顧客のポジションの解消を求めるものと理解してよいか。</p>          | <p>ご理解のとおり、速やかに不足額が預託されない場合には、顧客と取引を継続することはできません。</p>  |
| 17 | <p>施行前に建てた取引について、証拠金の不足から顧客のポジションを解消することとなった場合、顧客に損失が発生する結果となるが、この対応は、逆に顧客保護の精神に反するものではないか。</p> | <p>本改正は、顧客保護、業者のリスク管理、過当投機の防止の観点から、個人を相手方とする証券 CFD 取引等の有価証券店頭デリバティブ取引について、証拠金規制を導入するものです。</p> <p>証拠金が不足したまま顧客との取引を継続した場合、わずかな価格変動によって顧客が不測の損害を被るおそれが大きく、顧客の保護に欠ける</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    |   | こととなると考えられますので、顧客との取引を解消する必要があると考えられます。  |
| 18 | 顧客のポジションの解消に伴う強制決済について、顧客が業者に対して不服申し立てや、公的斡旋機関に斡旋申立を行う可能性が考え得るが、斡旋となった場合は、業者側に、損失額の支払いや、斡旋費用の負担が求められる場合がある。これについて、当局側は、どのような対応・対策を講じられているか。   | 本改正は、顧客保護、業者のリスク管理、過当投機の防止の観点から、個人を相手方とする証券CFD取引等の有価証券店頭デリバティブ取引について、証拠金規制を導入するものであり、証拠金が不足したまま顧客との取引を継続した場合、わずかな価格変動によって顧客が不測の損害を被るおそれ大きく、顧客の保護に欠けることとなると考えられますので、準備期間中に、内閣府令改正の趣旨の説明を適切に行うこと等により、顧客の理解を得ることが適切と考えられます。 |
| 19 | 個人・法人を問わず、証拠金率はさらに引き上げるべきである。世界的に証拠金率を引き上げ実需とマネーの乖離を無くし、各金融機関には日々のポジショニングの金融庁への届出や金融機関・取引所システムのバッチ処理の統合を行うとともに、値動き・ポジショニングから影響を及ぼしそうなファンド・個人・法人(ファンドの場合はバックの金融機関)について公表を行うべきである。取引に係る融資についても公表を行い、資金を鮮明にするべきである。租税回避地を経由する取引を徹底的にマークし、バブルではない正常な市場運営と値段形成をあらゆる市場に反映させていきたい。 | ご指摘のように高レバレッジの証券CFD取引については、わずかな価格変動であっても、顧客が不測の損害を被るおそれがあることや、過当投機のおそれがあること等から、個人を相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引に証拠金規制を導入することとしたものです。<br>なお、最近、広がりを見せている証券CFD取引は個人向けが大宗であること等を踏まえ、今般の規制の対象は個人を相手方とする取引としました。                       |
| 20 | 証券CFD取引、特に店頭証券CFD取引については、公正な価格形成機能、価格のヘッジ機能という点で疑問があるところであり、この点については、産業界のニーズを含めて、十分な検討が必要である。なお、公正な価格形成機能との関係では、取引所への集中の意義を改めて検討すべきである。業界のニーズがあまり存しないにもかかわらず、消費者被害を惹起させる危険のある取引を行わせることは、健全な金融市場を維持する観点からも問題がある。   |  |
| 21 | 店頭取引のみならず、市場デリバティブ取引についても、顧客保護・業者のリスク管理・過当投機の防止という規制の目的は共通しており、店頭か取引所かで顧客の損失の大小が異なるものではないため、証拠金規制の対象とすべきではないか。  | 有価証券市場デリバティブ取引については、既存の商品との整合性も踏まえ、今般の証拠金規制の対象とはしておりませんが、顧客保護等の観点から適正な証拠金水準であることは必要であると考えており、上場認可において、適切に対応してまいります。  |
| 22 | 証券CFD取引の場合、顧客は業者の提供する価格を基に取引を行っており、これは質の悪い業者による顧客利益に反する価格操作行為を誘   | ご指摘を踏まえ、今後とも金融庁として適切に監督してまいります。  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>発する。このような行為から顧客を保護するために、業務行為準則において業者が顧客を公正に扱い、当該価格の計算方法(利用可能な場合は常に原市場価格を用いる等)を明確にするよう求めるといった措置が必要である。</p>  |   |
| 23 | <p>金商業等府令第117条第1項第29号は、注文に係る取引を成立させると、証拠金の実預託額が約定時必要預託額に不足することが明らかである場合であっても、その取引を成立させた上で、顧客に不足額を預託させ、預託がないときは成立した取引を継続してはならないという趣旨か。</p> <p>もしそうであれば、証拠金の実預託額が不足することが明らかとなった段階で、取引を成立させることを禁止するべきではないのか。改正案では、証拠金の不足が明らかであっても取引を拒絶することができず、取引を成立させなければならないように解釈でき、不適當である。</p>  | <p>第117条第1項第29号は、契約締結の前、又は契約の締結の後であれば直ちに証拠金を預託させることを義務付けるものです。ここでいう「直ちに」とは、合理的な理由なく時間的な猶予を許容する趣旨ではありません。</p> <p>なお、本号は、証拠金の不足が明らかである場合に、金融商品取引業者が取引を拒むことを禁止する趣旨ではありません。</p>         |
| 24 | <p>第117条第1項第30号において、顧客が不足額を預託しない場合に、取引関係を解消しなくてはならないとする趣旨は、外国為替証拠金取引と同様、ロスカット取引を義務付けるものか。仮に、ロスカット取引を義務付けるものでないとすると、証券CFD取引にもロスカット取引を義務付けるべきである。また、外国為替証拠金取引において義務付けられたロスカット取引は、決済方法として反対売買のみに限定していると考えられるが、証券CFD取引においては、反対売買のみならず、契約の解除等による取引関係の解消を認めるものか。その場合、なぜ、外国為替証拠金取引では契約の解除等が認められず、ロスカット取引という反対売買に決済方法を限定しているのか、理由を説明されたい。</p> | <p>第117条第1項第30号は、実預託額が不足する場合には、速やかに証拠金が預託されない限り取引を継続してはならないこととするものです。なお、日本証券業協会において、今後、ロスカットルールの義務付けに係る自主規制規則が導入される予定です。また、外国為替証拠金取引におけるロスカット取引は、金商業等府令上、反対売買に限定されているものではありません。</p> |
| 25 | <p>証券CFD取引は、取引期限が設定されず、現実数値による決済がないこと及び現物の受け渡しによる決済を行わないことという点で特徴があるから、既存の有価証券及び有価証券指標に係るデリバティブ取引との区別を図るため、上記の特徴を持つ取引として、証券CFD取引を政令において定義すべきである。</p>  | <p>ご指摘の定義については、取引期限が設定されないことについては、取引期限が設定されている証券CFD取引も存在していること</p> <p>現物の受け渡しによる決済を行わない点については、取引約款上現物の受け渡しを規定することで規制を潜脱するおそれがあること</p> <p>といった問題があり、必ずしも適切ではないと考えられます。</p>           |
| 26 | <p>証拠金等に充てることができる有価証券は、金融商品取引所が定めるものに限られるか。また、金融商品取引所が取引証拠金等に充てることが</p>   | <p>第117条第13項及び第14項の規定に基づき、証拠金等に充てることができる有価証券は、金融商品取引所が定めるものに限られます。また、</p>   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>できるものと定める有価証券は、顧客から要望があれば証拠金等に充てなければならないか。</p>   | <p>金融商品取引業者は、顧客の要望に係る代用有価証券を証拠金等に充てる義務を負うものではありません。</p>   |
| 27 | <p>代用価格について、金融商品取引所が定める額よりも少ない額を代用価格として金融商品取引業者が任意に定めて良いか。</p> <p>また、複数の金融商品取引所で同一の有価証券について異なる代用価格を定めている場合は、そのうちで最も多額である価格を代用価格としてよいか。</p>  | <p>代用価格について、金融商品取引所が定める額よりも少ない額を金融商品取引業者が任意に定めることは妨げられません。</p> <p>また、複数の金融商品取引所が同一の有価証券について定める代用価格のうち、最も多額である価格を代用価格とすることも、妨げられません。</p>   |
| 28 | <p>証拠金等の実預託額を、個別株、株価指数及び債券のそれぞれの有価証券関連店頭デリバティブ毎に区分して算出することは、以下の理由から不相当であり、有価証券関連店頭デリバティブ取引に限らず、全ての取引を一括して算出する方法を認めるべきである。</p> <p>1つのポートフォリオの中で同時に複数の取引を行う投資者にとって、ヘッジ効果を期待した特定の取引についてのみロスカット取引を強制される場合があり、不都合であること</p> <p>金融商品取引業者にとっても、顧客の債務不履行リスクの管理は全ての取引関係を一体として行うこと</p> <p>取引の種類毎にシステムを運用することにより、不要なコストが生じること</p> <p>第 117 条第 16 項にもとづき、金融商品取引業者が、顧客の実預託額が必要証拠金に充つるまで、不足に係る建玉以外の建玉についてもロスカット取引を行うことを求められているとすれば、顧客・業者双方にとって不利益であること</p> | <p>第 117 条第 16 項は、証拠金の実預託額について対象資産の種類ごとに算定することを定めたものであり、対象資産の種類ごとに管理することを求めるものではありません。</p>  |
| 29 | <p>顧客がオプションを付与する立場の当事者になる取引(いわゆる「オプションの売り」)を行う場合についての規定がないが、これは、顧客に対しそのような取引を行ってはならないということか。</p>  | <p>顧客がオプションを付与する立場の当事者になる取引は、第 117 条第 1 項第 29 号八に含まれ、証拠金規制の対象となります。</p>   |
| 30 | <p>金商業等府令案第 117 条第 19 項について、証券 CFD 取引は、同一の有価証券又は有価証券指標に係る売建玉と買建玉の対当する部分について、相殺等により、同一の価格で取引を決済したのと同様の効果が得られるので、売建玉と買建玉の数量差に相当する部分について、証拠金規制を行えばよいのではないか。</p> <p>つまり、外国為替証拠金取引と異なり、証券 CFD 取引はロスカット取引による反対売買を義務付けていないので、相殺や契約の解除等により、売建玉と買建玉の損失を数量差に相当する取引</p>  | <p>同一の有価証券又は有価証券指標に係る売建玉と買建玉の対当する部分についても、対象資産に係る市場の相場動向等によっては、同一の価格で取引が決済できるとは限らないことから、売建玉と買建玉の数量差に相当する取引の額ではなく、売建玉又は買建玉の少なくない額を基準とすることができることとしたものです。</p> <p>なお、証券 CFD 取引についても、日本証券業協会において、今後、ロスカット取引に係る自主規制規則が導入される予定です。</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>の額に限定することが可能であり、証拠金規制も当該部分に対して適用すれば足りる。</p> <p>したがって、原則として売建玉と買建玉の数量差に相当する部分につき証拠金規制を適用すれば十分であり、例外的に、売建玉と買建玉の対当する部分について建玉を解消する方法を反対売買に限定しているときは、金商業等府令案のとりの規制を行うべきである。</p>   |  |
| 31 | <p>金商業等府令案第 117 条第 20 項各号について、「有価証券の価格」の用語を使用しているが、これは「有価証券指標」に含まれており、不要ではないか。</p>  | <p>「有価証券関連店頭デリバティブ取引」には、当該取引に係る有価証券の現物の受渡しをもって決済を行う取引を含みます。よって、「有価証券の価格」にいう「有価証券」とは、有価証券関連店頭デリバティブ取引の対象となる有価証券の現物を意味しております。</p>                            |
| 32 | <p>金商業等府令案第 117 条第 20 項各号について、金融商品取引業者は、証券 CFD 取引の種類毎に取引単位を定めているはずであるから、取引の額は、取引単位に取引数量を乗じたものとなるはずであり、「取引単位に取引の件数又は数量を乗じて得た額」を取引の額とするよう規定を修正すべきである。</p>   | <p>「有価証券の価格又は有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額」とは、対象資産の価格に、金融商品取引業者が設定した取引単位も含めた取引数量を乗じて得た額を意味しております。</p>   |
| 33 | <p>改正案において定められた証拠金水準は、あくまでレバレッジの上限(保証金率の下限)を画するものであり、一律当該水準を適用することを認めるということではなく、上場市場や業種によりリスク度合いが異なる個別株の有価証券関連デリバティブ取引については、業者において個別に原資産の流動性・当該市場における信用取引の可否・および取引所取引で取扱う場合の保証金率の下限等を踏まえて、必要預託額を設定していくというリスク管理態勢が必要であると考えますが、そのような理解で差し支えないか。</p> | <p>業者のリスク管理等の観点から、金融商品取引業者の判断で適切に内閣府令で定める基準以上の証拠金の預託を受けることを妨げるものではありません。</p>   |
| 34 | <p>業者が、リアルタイムでモニタリングをするリスク管理システムを有していれば、業者も顧客も想定外の重大な損害を被ることはない。また、システムが常に作動して 24 時間取引ができる場合には、立会時間の制限のある取引所取引よりリスクが少ないとも考えられる。</p> <p>したがって、かかるシステムを有する業者については、少なくとも取引所取引に係る SPAN に基づく証拠金率より高い証拠金水準を課すべきではない。</p>                                | <p>高レバレッジ取引は、顧客保護、業者のリスク管理、過当投機の観点から問題があり、システムの整備状況等により証拠金規制の例外を設けることは適切ではないと考えられます。</p> <p>なお、証券 CFD 取引を取り扱う金融商品取引業者のシステムの整備状況等について、引き続き適切に監督してまいります。</p> |
| 35 | <p>FX取引における証拠金規制の全面施行(平成 23 年 8 月 1 日)までは証券 CFD 取引における証拠金規制についても、猶予期間を設けるといった</p>   | <p>証拠金規制については、準備期間等を考慮し、平成 23 年 1 月 1 日から施行することとしました。</p>  |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | 措置をとっていただきたい。  |   |
| 36 | <p>金商業等府令案では、個人である顧客が証券会社に対してプットオプションを売った場合において、証券会社が府令案第 117 条第 1 項第 30 号に基づき値洗いをした結果、「実預託額」が「維持必要預託額」に対して不足した場合、決済時に必要となる買付代金相当額(行使価格に取引数量を乗じた額)を超える証拠金を顧客に請求しなければならないケースが生じうる。プットオプションの売り方である顧客が将来負う債務の最大値は買付代金相当額であるため、当該金額以上の証拠金の請求は過剰であり顧客利益に反すると考えられる。</p> <p>ついては、プットオプションの売りにおける維持必要預託額について、買付代金相当額を上限とする旨の手当をして頂きたい。</p>   | <p>ご指摘を踏まえ、維持必要預託額については、顧客が将来負う可能性のある債務の額を上限とすることができるよう、規定を修正いたします(金商業等府令第 117 条第 8 項、第 18 項)。</p>  |
| 37 | <p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 29 号八では「顧客が、その所有に係る株券の買付けを成立させることができる権利を金融商品取引業者に付与するとともに、当該株券を当該金融商品取引業者に貸し付けるものを除く。」とされ、これは条件付貸借取引を証拠金規制の対象から除外する趣旨のものと思われるが、現状の取引実績としては個人法人を問わず株券に限らず ETF や REIT など上場投資信託を対象とした取引も行われている。</p> <p>これらの証券は市場性を有し合理的に価格が形成されていることに加え、公募などを通じて個人投資家にも広く販売されていることから一定の取引ニーズがある。また、当該取引は、レバレッジを効かせる取引でなく、損失は既に顧客が保有している有価証券に限定される。</p> <p>したがって、条件付貸借取引の取引対象として普通株式と ETF や REIT を区別すべき理由はないものと考えられる。ついては、本規定について、ETF や REIT といった上場投資信託も規制の対象とならないよう手当てしていただきたい。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、株券に限らず ETF や REIT に係る有価証券をも適用除外の対象とするため、規定を修正いたします(金商業等府令第 117 条第 1 項第 29 号)。</p>  |
| 38 | <p>実預託額が維持必要預託額に不足した場合、「速やかに」不足分を解消することが必要であるところ、「速やかに」の弾力的な解釈を希望する。すなわち、一定のロスカットラインを設定し、これを下回った場合は「直ちに」ロスカットが行われるが、預託額が不足しているものの、ロスカットラインを上回っている間は業者が顧客宛に連絡をし、顧客が不足金預託 / 決済 / 注視を選択可能と</p>  | <p>金商業等府令第 117 条第 1 項第 30 号は、同項第 29 号と異なり、不足額を顧客に通知した後に不足額を預託させることも想定しており、そのための事務処理に通常合理的に必要な期間を排除するものではありません。例えば、一営業日といった合理的期間内に不足額を預託させれば、同項第 30 号の規定を満たすものと考えられます。</p> |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>するという「猶予」を与えることにより、全体として「速やかに」不足分を解消していると解釈することができることを明確にしていきたい。</p>   |  |
| 39  | <p>顧客保護、業者のリスク管理の徹底、過当投機の抑制の観点から、証券 CFD 取引における証拠金規制導入が必要であるとの考えに賛同する。しかし、証拠金規制だけではなく、今後さらに一歩踏み込んだ参入規制や行為規制の導入を検討いただきたい。</p>   | <p>証券 CFD 取引については、日本証券業協会が、10月2日に証券 CFD 取引ワーキング・グループの中間報告書を公表しており、この中で、ロスカットルールの義務付けや再勧誘の禁止について、自主規制規則の制定の必要性が指摘されており、日本証券業協会において、自主規制規則が導入される予定であります。</p> <p>デリバティブ取引に係る勧誘規制のあり方については、12月17日に公表した「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子(案)」において、「取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者や利用者と引き続き意見交換を行い、来年前半を目途に結論を得よう検討を進める」こととされているところであり、引き続き検討を行っていきます。</p> |
| <p>分別管理(金商業等府令第137条の2、第140条の2、第141条の2等)</p> |   |  |
| 40  | <p>金商法第43条の2第1項第2号において、店頭デリバティブ取引のうち内閣府令で定めるもの(適格機関投資家等)を分別管理義務の対象から除外している。会社が当該内閣府令で定めるものとそれ以外のものを適切に区別しなかった場合、特に当該内閣府令で定めるものに該当するにもかかわらず法第43条の2の分別管理対象に含めている場合に、公認会計士又は監査法人による分別検証の範囲が不明確となり分別検証が困難となる。したがって、当該内閣府令で定めるものを分別管理義務の除外とする新設規定は許容規定とすべきである。</p> | <p>分別管理義務の対象から除外されている適格機関投資家等を相手方とする有価証券関連店頭デリバティブ取引に関し、顧客に返還すべき額を分別管理対象に含めた場合でも、法令に違反するものではありません。</p>   |
| 41  | <p>評価損益については、以下のとおり、現状の分別検証義務に比して検証上のリスクや検証時間・コストの増大が考えられるため、分別管理の対象とすべきではない。または、分別検証の対象外とすべきである。</p> <p>(1) 会社が提示した顧客の評価損益を公認会計士又は監査法人が検証する必要があるところ、検証基準日の分別金信託の計算基準日は会計年度末とは一致しないことから、財務諸表監査の</p>   | <p>顧客保護の観点から、顧客の評価益についても分別管理により保全される必要があると考えられます。また、その評価益の部分の分別管理に係る監査についても適切に行われる必要があると考えられます。</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>結果を利用することはできず、別途計算基準日の評価損益を検証することとなる。</p> <p>(2) 分別金信託必要額の算定において会社が評価額を控除している場合には、当該評価額の算定の妥当性を検証することとなる。このとき、担保となっている有価証券等、財務諸表監査で監査しないものが含まれてくる可能性があり、追加的な手続が必要となる。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の評価損益について、評価額の妥当性を検証する際に基礎となるものがない。</p>  |   |
| 42 | <p>外国市場デリバティブについても、市場デリバティブと同様、証拠金が海外の取引所に直接預託されているのであれば、預託分は分別管理の対象外であることを確認したい。</p>   | <p>証拠金が海外の取引所又は清算機関に直接預託され、金融商品取引業者に滞留しない場合については、分別管理の義務が生じないものと考えられます。</p>   |
| 43 | <p>対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等の顧客分別金信託の要件は、通貨関連デリバティブ取引等の顧客区分管理信託と同一の要件が規定されている。</p> <p>したがって、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等及び通貨関連デリバティブ取引等については、法令等に則って顧客ごとに必要となる信託額を計算した上で、一本の信託契約の中で合算して信託することを排除しないと考えているが、その理解でよいか。</p>   | <p>対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託と通貨関連デリバティブ取引等及びその他の店頭デリバティブ取引に係る顧客区分管理信託について、まとめて一つの信託契約を締結することは、法令の規定に則り、投資者保護に支障がない限りにおいて排除されるものではないと考えられます。</p> |
| 44 | <p>「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等以外のデリバティブ取引(市場デリバティブ取引を除く。)」については、「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等の顧客分別金信託」の要件に反しない限りにおいて、「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等」と一本の信託契約の中で合算して信託することも排除されていないという理解でよいか。</p>  |   |
| 45 | <p>金商法第 43 条の2において有価証券関連店頭デリバティブ取引の担保の分別管理義務を規定し、第 43 条の3において通貨関連デリバティブ取引の担保の区分管理義務を規定している。このうち、公認会計士又は監査法人による分別検証の対象は前者のみである。会社が有価証券関連店頭デリバティブ取引と通貨関連デリバティブ取引の両方を担保するために一括して顧客から金銭又は有価証券の預託を受けた場合において、その全てを 43 条の2に該当するものとして分別管理を行っているときには、分別検証の範囲が不明確となり、分別検証が困難となる。したがって両者を一括して分別することを認めるべきで</p> |   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | ある。   |   |
| 46 | 顧客と業者の間で、有価証券関連店頭デリバティブ取引のみならず、他の証拠金取引も行っている場合、顧客が業者に預託する証拠金は、必ずしも有価証券関連店頭デリバティブ取引の担保の目的に限るものではなく、証拠金取引一切の担保の目的として受領している場合がある。この場合、金商業等府令第117条第1項第29号及び第30号の預託の要否は、いかなる方法によって算出された証拠金を基礎として考えるべきか。  |   |
| 47 | 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引には、例えば個別株に関する店頭デリバティブ取引、株価指数に関する店頭デリバティブ取引、債券に関する店頭デリバティブ取引のように複数の種類が存在する。複数の種類のデリバティブ取引を取り扱っている場合でも信託契約は1つとして締結することができるかと理解しているが、その理解で正しいか。  | 法令の規定に則り、投資者保護に支障がない限りにおいて排除されるものではないと考えられます。   |
| 48 | 有価証券関連店頭デリバティブ取引と他の店頭デリバティブ取引を一体として信託する場合、以下について確認したい。<br>(1) 一括清算事由が生じたときにおける当該基本契約書に基づく特定金融取引のそれぞれにつき評価額を合算して得られる純合計額が、当該金融商品取引業者等の一の債権及び当該顧客の一の債務となるときには、信託すべき額を零ととらえることができるか。<br>(2) 一括清算事由が生じたときにおける当該基本契約書に基づく特定金融取引のそれぞれにつき評価額を合算して得られる純合計額が、当該金融商品取引業者等の一の債務及び当該顧客の一の債権となるときには、信託すべき額を当該業者が負担する債務額とそれぞれとらえることができるか。 | 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金については、金商業等府令第140条の3第2項において、顧客保護に支障のない限りにおいて、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第2条第6項に規定する一括清算の対象となる他の取引に係る顧客の評価損を控除することができることとしています。<br>また、通貨関連デリバティブ取引等に係る顧客区分管理金についても、金商業等府令第143条の2第3項において、同様に顧客保護に支障のない限りにおいて、一括清算の対象となる他の取引に係る顧客の評価損を控除することができることとしています。<br>よって、一体として信託する場合においても、顧客分別金及び顧客区分管理金それぞれについて上記規定に基づいて算定される必要があります。 |
| 49 | 「特定金融取引」には、対象となるデリバティブ取引等に関して行われる担保取引（Credit Support Annex (CSA)等に基づく担保取引はこれに該当すると解されている）も含まれる（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則第1条各号）。そのため、最初に府令第140条の2 / 現行府令第143条の2第1項第6号で受入れ担保額を認識しておきながら、第140条の3第2項 / 第143条の2第3項において再度受入れ担保額を認識する必要があるようにも読める。仮に、控除額の計算に再度受入れ  | なお、かかる趣旨を明確化するため、規定を修正いたします（金商業等府令第140条の3第2項、第143条の2第3項）。   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | 担保額を考慮しなければならないとすると、実質的に受入れ担保額を二重に計算することになってしまうため、第140条の2及び第143条の2第1項第6号で認識する金額が明確に除外されるような手当てをお願いしたい。   |   |
| 50 | 一般に、ISDA Master Agreementに基づく取引においては、担保取引(とくに英国法版 Credit Support Annex に基づくもの等。金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則1条1号参照。金商業等府令案140条の3第2項においても「特定金融取引」から担保取引を除いていない。)に係るものを含めて「純合計額」を算出することとされる場合がある。この場合、現在の金商業等府令案140条の3第2項の文言では、同項において控除されるべき「一の債権の額」の計算に当たり受入担保が控除されてしまい不当ではないか。 |   |
| 51 | 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等への分別管理義務の導入については、システム対応及び「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等の顧客分別金信託」に係る契約を新たに締結する必要があり、対応に時間を要することから、施行日までの一定の準備期間又は経過措置を設けていただきたい。   | 本改正の施行日については、早期の施行により速やかに顧客保護等を図るべき要請と、金銭信託に係る事務やシステム対応に要する期間を確保すべき要請を考慮し、平成22年4月1日としました。   |
| 52 | 金商業等府令第141条の3において、金融商品取引業者等は、個別顧客分別金額及び顧客分別金必要額を毎日算定しなければならないとの規定が新設されている。かかる算定義務については、現行法上も金商業府令第141条第1項第6号において顧客分別金信託の要件の一つとされてきたところであるが、重複して規定する必要はないのではないか。  | 金商業等府令第141条第1項第6号は、対象有価証券関連取引のうち、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を除く取引(同項第1号参照)に係る規定であり、金商業等府令第141条の3は、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る規定ですので、両規定は重複するものではありません。   |
| 53 | 金商業等府令第140条の3第2項について、「純合計額」の語の直後に「(当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。)」との限定が設けられている趣旨は何か。金商業等府令第143条の2第3項についても、同様に通貨関連デリバティブ取引等が除かれている趣旨は何か。   | 金商業等府令第140条の3第2項は、当該有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の額の算定に当たり控除できる額を定めるものであり、当該有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る評価損を控除できるとすることは同条第1項に規定されていることから、重複を避けるため、これを除くものです。金商業等府令第143条の2第3項においても同様の趣旨となっております。 |
| 54 | 分別管理の対象外とする有価証券関連店頭デリバティブ取引として、金商法施行令第1条の8の6第1号に該当する者を相手方とする取引が規定されていないのはなぜか。また、同条第2号  | 分別管理義務の対象外とする有価証券関連店頭デリバティブ取引については、投資家保護の観点と資金効率を阻害しない観点を比較衡量し、投資家保護に支障がないと認められる取引と   |

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
|                       | 口は株式会社に限定されているが、合同会社、組合などを除外しているのはなぜか。                                | して、有価証券関連以外の店頭デリバティブ取引に係る業規制の適用除外と同様の金融機関(第一種金融商品取引業者・登録金融機関)、適格機関投資家、資本金 10 億円以上の株式会社等を相手方とする取引を分別管理の対象外として規定しております。   |
| <b>不招請勧誘・ロスカットルール</b> |   |   |
| 55                    | 証券CFD取引には、不招請勧誘の禁止規定は適用されるのか。   | <p>金商法上、不招請勧誘の禁止の対象取引は、店頭金融先物取引に限られており、証券CFD取引は対象になっていません。</p> <p>証券CFD取引については、日本証券業協会が、10月2日に証券CFD取引ワーキング・グループの中間報告書を公表しており、この中で、再勧誘の禁止について、自主規制規則の制定の必要性が指摘されており、日本証券業協会において、自主規制規則が導入される予定であります。</p> <p>デリバティブ取引に係る勧誘規制のあり方については、12月17日に公表した「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子(案)」において、「取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者や利用者を引き続き意見交換を行い、来年前半を目途に結論を得よう検討を進める」とこととされているところであり、引き続き検討を行ってまいります。</p> |
| 56                    | 証券CFD取引には、なぜロスカットルールが義務付けられていないのか。                                    | 証券CFD取引については、日本証券業協会が、10月2日に証券CFD取引ワーキング・グループの中間報告書を公表しており、この中で、ロスカットルールの義務付けについて、自主規制規則の制定の必要性が指摘されており、日本証券業協会において、自主規制規則が導入される予定です。   |
| 57                    | 顧客が元本超過損を被ることを防ぎ、顧客を保護するため、ロスカットルールや顧客の保有ポジションに関する十分な情報提供等の義務づけが望ましい。 | ロスカット・ルールにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少するものの、高レバレッジ取引については、相場急変時等には、ロスカットが必ずしも適切に機能せず、顧客保護や業者のリスク管理の観点から問題が生じるおそれがあります。これに加え、高レバレッジ取引は、過当投機の問題もあります。これらの点を踏まえ、個人を相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引に、証拠金規制を導入することとしたものです。   |
| 58                    | 店頭FX取引においては不招請勧誘が禁止されているところであり、また、商品デリバティブ取                           | デリバティブ取引に係る勧誘規制のあり方については、12月17日に公表した「金融・資本市場  |

|            |  |   |
|------------|--|---|
|            | 引についても商品先物取引法により、不招請勧誘が原則として禁止される予定である。証券CFD取引についても、不招請勧誘が禁止されていることを、明らかにすべきである。   | に係る制度整備についての骨子(案)」において、「取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者や利用者と引き続き意見交換を行い、来年前半を目途に結論を得るよう検討を進める」こととされているところであり、引き続き検討を行っていきます。   |
| <b>その他</b> |  |   |
| 59         | <p>証券CFD取引を利用した不公正取引の防止については、証券CFD取引ワーキング・グループの中間報告書(10月2日 日本証券業協会)でも中長期的問題として認識されている。また、先般改正された商品取引所法 116 条 6 号では、取引所市場の相場を変動させる目的をもって、市場外商品取引をすることを禁止しており、本規定は商品CFD取引に関しても適用されるとされている。</p> <p>当該趣旨を証券CFDと別異に解する必要はなく、証券CFDを利用した取引所市場の相場の変動を目的とした取引は、金商法 159 条 1 項および 2 項により規制の対象となるものであり、これを取扱う金融商品取引業者としては、当該行為を発生させることのないよう、適切な審査体制を構築する必要があることを確認したい。</p> | <p>ご指摘の証券CFD取引を利用した相場操縦行為は、金商法第 159 条第 1 項及び第 2 項により禁止されております。</p> <p>また、金融商品取引業者等は、相場操縦を目的とするデリバティブ取引の受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でない認められる状況にならないように、その業務を行う必要があります(金商法第 40 条第 2 号、金商業等府令第 123 条第 1 項第 12 号)。</p> |
| 60         | 金商業等業府令第 117 条第 1 項第 29 号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」の対象外となる「決済のために行うもの」とは、どのような取引を想定しているのか。  | 例えば、顧客の建玉を解消するために行う反対売買が「決済のために行うもの」に当たると考えられます。  |
| 61         | 金商業等府令第 117 条第 1 項第 29 号八に「顧客が、その所有に係る株券の買付けを成立させることができる権利を金融商品取引業者に付与するとともに、当該株券を当該金融商品取引業者に貸し付けるものを除く。」と規定されているが、当該取引はいわゆる「特約(権)付株券等(消費)貸借取引」のことを指すのか。   | <p>いわゆる条件付株券貸借取引は、「顧客が、その所有に係る株券の買付けを成立させることができる権利を金融商品取引業者に付与するとともに、当該株券を当該金融商品取引業者に貸し付けるもの」に当たると考えられます。</p> <p>なお、株券に限らず ETF や REIT に係る有価証券をも適用除外の対象とするため、規定を修正いたします(金商業等府令第 117 条第 1 項第 29 号)。</p>         |
| 62         | 商品先物取引法が施行された暁には、店頭商品デリバティブ取引については同法に基づく分離保管等が要求されることになる(第 3 段階施行後の同法第 210 条)。1 つの基本契約書に基づき金融商品取引法で規制されるデリバティブ取引と店頭商品デリバティブ取引を行うことがあるため、これらの取引に係る担保につき一括して管理ができるよう、金融庁においても経済産業省と協議を   | 法令の策定に当たっては、投資家保護を適正に図る観点から、関係省庁と連携を図ってまいります。   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | 行っていただきたい。   |   |
| 63 | 業者の破産等により顧客に損害が生じることを防ぐため、顧客資産の分別管理の徹底と資本金要件の強化によって対応すべきではないか。   | 証券CFD取引を含む高レバレッジの有価証券店頭デリバティブ取引については、顧客保護（顧客が不測の損害を被るおそれ）業者のリスク管理（顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ）<br>過当投機の観点から問題があると考えていることから、有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理を義務付ける対応とともに、証拠金規制を導入する必要があると考えます。なお、金融商品取引業者等の財務の健全性やリスク管理等について、引き続き適切に監督してまいります。 |
| 64 | 金融商品取引業者等のリスク管理の観点から、資本金規制やヘッジ取引ポリシーを有すること、残留市場リスクと資本金の査定・管理及び当局への報告を行うこと等を求めることで対応することが望ましい。  |   |
| 65 | 金商業等府令第117条第15項については、実務的にどのような処理を予定しているか。<br>例えば、社債、株式等の振替に関する法律上、保有欄を区分するという制度はもうけられていないが、ここでは例えば日本銀行の「国債振替決済制度に関する規則」7条2号に規定する分別管理口に記載するような措置を想定しているとの理解でよいか。<br>他方で株式会社証券保管振替機構には必ずしも同様の制度はないが、どのような処理を予定しているか。 | 分別管理口や担保専用口を設けて記録するなど、法令の規定に則り、適切に記録される必要があると考えられます。  |
| 66 | 証券CFD取引への規制は、相談事例・被害事例が増加している等の実態を踏まえて行われるべきである。   | 改正法において、利用者保護の一層の充実を図るため、有価証券店頭デリバティブ取引に分別管理義務を導入したところです。<br>これに加え、顧客保護、業者のリスク管理、過当投機の防止の観点から、個人を相手方とする証券CFD取引等の有価証券店頭デリバティブ取引について、フォワードルッキングな対応として証拠金規制を導入するものです。  |

## 格付会社に対する規制の導入関連

|   | コメントの概要   | 金融庁の考え方   |
|---|---|---|
|   | 信用格付の定義(金商法第2条第34項)   |   |
| 1 | <p>企業の財務情報等の様々なデータを基にしたランキング情報は、財務情報等の順序付けにとどまり等級とまではいえないため、信用格付に該当しないとの理解でよいか。</p>   | <p>等級とは上下・優劣の順位を示す段階を意味し、通常ランキングは等級に該当するものと考えられます。ご質問にある企業の財務情報の様々なデータを基にしたランキング情報については、金融商品又は法人の信用状態に関する評価への該当の有無、定義府令第24条第3項各号に掲げる信用評価以外の事項を勘案して定められるものへの該当の有無に照らし、信用格付に該当するか否かを個別具体的に判断すべきものと考えられます。</p> |
|   | 法人に類するもの(定義府令第24条第1項)   |   |
| 2 | <p>格付会社は特定できる債務に対して信用格付を付与する場合と、債務を特定できない対象に対して信用格付を付与する場合がある。MTNプログラム、CPプログラムに対する信用格付は債務を特定できないため、法人に対する信用格付と整理すればよいか。MTNプログラム、CPプログラムから発行される個別の債券やローンを含む債務は金融商品に対する信用格付と整理すればよいか。金商法第23条の3に基づき発行者が登録を行う発行登録書に記載する募集又は売出しを予定している社債の発行予定額を対象とする信用格付は、発行登録書を提出する時点では債務を特定できないため、法人に対する信用格付と整理すればよいか。</p> | <p>社債等の発行に係るプログラムに対する格付は、法人の信用状態に関する評価を対象とする信用格付として整理できるものと考えられます。金商法第23条の3の規定による発行登録に係る格付についても、同様の整理で結構です。プログラムに基づき発行される債券やローンを含む債務に対する格付は、金融商品の信用状態に関する評価を対象とする信用格付であるとの整理で結構です。</p>                      |
|   | 主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級(定義府令第24条第3項)  |   |
| 3 | <p>定義府令案第24条第3項第2号において、「信用格付」から除外されるものの1つとして、「有価証券の発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業の遂行能力に関する評価の結果について表示した等級」が掲げられている。</p> <p>投資信託に対して評価会社が付与する運用成績、運用体制、内部管理体制等に関する評価の結果について表示した等級(いわゆるファンド格付、ファンド・レーティング)は、同号に掲げる等級に該当すると考えてよいか。</p>  | <p>投資信託に係る運用成績、運用体制、内部管理体制に関する評価の結果を記号又は数字を用いて表示した等級については、定義府令第24条第3項第2号の規定により、信用格付には該当しないものと考えられます。</p>  |
| 4 | <p>仮にファンド格付が信用格付に該当するとした場合、投資信託において運用権限の全部又は一部を他社に委託して運用が行われる場合や、外国投資信託において「有価証券の発行者」以外の運用会社が運用を行う場合には、「有価証券</p>  | <p>ご意見を踏まえ、定義府令第24条第3項第2号の「有価証券の発行者」を「有価証券の発行者その他の者」に修正いたします。</p>   |

|                                    |   |  |
|------------------------------------|---|--|
|                                    | <p>の発行者が行う」との要件を満たさないと解される。投資信託において運用権限の全部又は一部を他社に委託して運用が行われる場合や、外国投資信託において「有価証券の発行者」以外の運用会社が運用を行う場合における「資産の運用その他これに類似する事業の遂行能力に関する評価の結果について表示した等級」も、同号に掲げる等級に該当するよう修正してほしい。</p>  |  |
| 5                                  | <p>日本の投資家保護の観点からすれば、日本の市場・投資家に関連する範囲で、日本の規制を適用することで足りる。また、日本の市場・投資家に関連しない国外の発行体や有価証券等に関する信用格付についてまで、日本の規制を適用するのは過剰規制となりかねない。このような範囲外の格付につき、本項において「信用格付」の定義から除外する規定を設けることや解釈を明示すること等により、「信用格付」に当たらない旨を明確にしてほしい。</p> <p>例えば、円貨建て債券、日本で設立され、又は日本に本店がある発行体が発行する有価証券、裏付資産が日本にある資産証券化商品、オリジネーター及びアレンジャーがいずれも日本に本店がある資産証券化商品に関する格付に限定することが考えられる。</p> | <p>格付会社規制は、格付が投資判断の参考情報として金融・資本市場で広く利用されていることにかんがみ、我が国の資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護という目的から導入するものです。このような観点に照らせば、日本に持ち込まれるおそれのない格付については、規制の対象外となるものと考えられます。</p> <p>例えば、外国法人である信用格付業者の国外拠点が付与する信用格付のうち、国内の金商業者等が勧誘を行うことを前提とする金融商品の格付ではないこと、格付関係者が国内に住所を有しないこと(証券化商品の場合は主な原資産が国内に存在しないこと)との要件に該当する格付(非日本関連)に係る格付行為については、格付付与方針等に基づく格付の公表などの金商法の規制が適用されないものと考えられます。他方、外国法人である信用格付業者であっても、国内の拠点において付与されるものについては、非日本関連には該当せず、金商法の規制が適用されます。</p> <p>この場合、外国法人である信用格付業者における金商法の遵守の状況を明かにする観点から、信用格付業者において、非日本関連に該当するか否かを判断するための具体的な手続等について明確化を図るとともに、当該手続等に従って非日本関連に該当するか否かの仕分けを適切に行うことが求められるものと考えられます。</p> |
| <p><b>信用格付業の定義(金商法第2条第35項)</b></p> |   |  |
| 6                                  | <p>新聞社、雑誌社や情報ベンダー等が提供している企業や国に関するランキング情報は、これらの情報提供を反復継続して行なっているものではなく、「信用格付業」には該当しないとの理解でよいか。</p>   | <p>ご質問にあるランキング情報については、金融商品又は法人の信用状態に関する評価への該当の有無、定義府令第24条第3項各号に掲げる信用評価以外の事項を勘案して定められるものへの該当の有無に照らし、信用格付に該当するか否かを個別具体的に判断すべきものと考えられます。</p> <p>ランキング情報が信用格付に該当する場合に</p>  |

|                           |   |   |
|---------------------------|---|---|
|                           |   | <p>において、当該ランキング情報を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行っている場合には、信用格付業に該当しますが、業として行っているか否かは、当該行為を反復・継続して、かつ、対公衆性をもって行っているかを勘案し、個別具体的に判断すべきものと考えられます。</p>  |
| 信用格付業から除かれる行為〔定義府令第 25 条〕 |   |   |
| 私的格付〔第 1 号〕               |   |   |
| 7                         | <p>「格付関係者」に対してのみ提供する行為とは、「格付関係者」の親会社や包括承継先などの特定の利害関係者に対しても「閲覧に供することは不可」と言うことか。</p> <p>実務上格付依頼の時点で全ての格付を要求する先を特定するのは難しいことも考えられることから、事後的に格付会社との合意のもとで同対象者を拡大することも可能とすべきと考えるがどうか。</p>                        | <p>格付関係者の包括承継先については、格付関係者と同一と捉えられるものと考えられます。</p> <p>格付関係者の親会社については、信用格付の付与が当該親会社の要求に基づくものでない場合には、当該親会社は定義府令第 25 条第 1 号の「その他の者」に該当しないことから、同号の適用はなく、当該信用格付を当該格付関係者と当該親会社に対してのみ提供する行為は、信用格付業から除かれる行為には該当しないものと考えられます。</p> <p>ご意見にある事後的に信用格付業者との合意の下で「その他の者」の範囲を広げることが、改めて「格付関係者その他の者」の要求に基づき格付を付与することにより可能と考えられます。</p> |
| 8                         | <p>例えば、私募商品の投資家など、格付関係者以外の限定された範囲内の第三者は、「その他の者」に含まれるとの理解でよいか。</p>   | <p>定義府令第 25 条第 1 号の「その他の者」の範囲については、格付関係者以外の者であることのほか特段の制限は設けられておらず、私募商品の投資家なども含まれるものと考えられます。</p>  |
| 9                         | <p>「当該信用格付を第三者に提供し、又は閲覧に供するおそれがない場合」に関して、具体的な予定がないのであれば、この除外規定の適用があるとの理解でよいか。</p>   | <p>定義府令第 25 条第 1 号の「当該格付関係者その他の者が当該信用格付を第三者に提供し、又は閲覧に供するおそれがない場合」とは、例えば、当該格付関係者その他の者と守秘義務契約を締結するなど、当該格付関係者その他の者以外の第三者に提供し、又は閲覧に供するおそれがないことを確保するための措置を信用格付業者として講じている場合を指すものと考えられます。</p>  |
| 10                        | <p>日本の投資家保護の観点からすれば、日本の市場・投資家に関連する範囲で、日本の規制を適用することで足りる。また、日本の市場・投資家に関連しない国外の発行体や有価証券等に関する信用格付についてまで、日本の規制を適用するのは過剰規制となりかねない。このような範囲外の格付を本条において「信用格付業」の定義から除外する規定を設けてほしい。</p> <p>例えば、円貨建て債券、日本で設立され、又は</p> | <p>格付会社規制は、格付が投資判断の参考情報として金融・資本市場で広く利用されていることにかんがみ、我が国の資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護という目的から導入するものです。このような観点に照らせば、日本に持ち込まれるおそれのない格付については、規制の対象外となるものと考えられます。</p> <p>例えば、外国法人である信用格付業者の国外拠点が付与する信用格付のうち、国内の金</p>  |

|                        |   |   |
|------------------------|---|---|
|                        | <p>日本に本店がある発行体が発行する有価証券、裏付資産が日本にある資産証券化商品、オリジネーター及びアレンジャーがいずれも日本に本店がある資産証券化商品に関する格付に限定することが考えられる。</p>   | <p>商業者等が勧誘を行うことを前提とする金融商品の格付ではないこと、格付関係者が国内に住所を有しないこと(証券化商品の場合は主な原資産が国内に存在しないこと)との要件に該当する格付(非日本関連)に係る格付行為については、格付付与方針等に基づく格付の公表などの金商法の規制が適用されないものと考えられます。他方、外国法人である信用格付業者であっても、国内の拠点において付与されるものについては、非日本関連には該当せず、金商法の規制が適用されます。</p> <p>この場合、外国法人である信用格付業者における金商法の遵守の状況を明かにする観点から、信用格付業者において、非日本関連に該当するか否かを判断するための具体的な手続等について明確化を図るとともに、当該手続等に従って非日本関連に該当するか否かの仕分けを適切に行うことが求められるものと考えられます。</p> |
| <b>中小企業スコアリング(第2号)</b> |   |   |
| 11                     | <p>「その他これに類するものとしてあらかじめ定めて公表された範囲に属するものに限る。」(定義府令案第 25 条第 2 号)という文言は、「中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者に該当する者」と「法第 193 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により監査証明を受けなければならない者以外の者」の二つにかかるものとの理解でよいか。また、「あらかじめ定めて公表された」とあるが、これは各格付会社が法の立法趣旨に反しない範囲で独自に規定・公表するものとの理解でよいか。</p> | <p>定義府令第 25 条第 2 号の「これ」は、「中小企業者に該当する者」であり、かつ、「監査証明を受けなければならない者以外の者」に該当する者を指すもののご理解で結構です。</p> <p>「あらかじめ定めて公表された範囲」については、かつに該当する者その他これに類するものに該当することを前提として、信用格付業者において独自に定めることが可能との理解で結構です。</p>   |
| 12                     | <p>「主として」(定義府令案第 25 条第 2 号)とあるのは「当該法人」とそれ以下の格付手法に係る文言の両方にかかるものとの理解でよいか。そうでない場合、当初対象となっていた先が何らかの理由で要件を満たさなくなった場合等、例外的な事象をもってその業務全体が信用格付業として指定される事になることにもかんがみ、条項冒頭の「法人」の前にも「主として」を併記し、例外的な対象の混入をある程度認めてほしい。</p>   | <p>定義府令第 25 条第 2 号「主として」は、「客観的な指標に基づきあらかじめ定められた計算方法により算定」にかかります。ご意見のように同号の「法人」を「主として法人」とすると、法人の範囲をあらかじめ定めて公表する趣旨が損なわれ、規制の適用範囲が不明確となることから適当ではないと考えられます。</p>  |
| 13                     | <p>「その他これに類するものとしてあらかじめ定めて公表された範囲に属するもの」(定義府令案第 25 条第 2 号)とあるが、範囲を変更する場合にはその旨事前に公表すれば足りるか。</p>  | <p>定義府令第 25 条第 2 号の「あらかじめ定めて公表された範囲」を変更する場合には、変更後の範囲を適用する前に、あらかじめ変更された範囲を公表する必要があると考えられます。</p>  |
| 14                     | <p>中小企業を対象とする主として当該法人の信</p>   | <p>対象とする中小企業が第 25 条第 1 項第 2 号に</p>  |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | 用状態に関する客観的な指標に基づきあらかじめ定められた計算方法により算定する信用状態に関する評価において、対象とする中小企業が定義府令案第 25 条第 1 項第 2 号における法人以下の括弧書きにおける中小企業基本法による中小企業に該当しない場合において、あらかじめ定めて公表した範囲に属していれば、括弧書き後半にある「その他これに類するもの」に対する評価として、当該評価は本号の行為に該当するとの理解でよい。   | おける法人以下の括弧書きにおける中小企業基本法による中小企業に該当しない場合であっても、これに類する者に該当する場合には、あらかじめ定めて公表した範囲に属していれば、本号の要件は満たされるという理解で結構です。   |
| <b>訳文の添付(金商業等府令第 2 条)</b>                            |   |   |
| 15   | 金商業等府令案第 2 条(訳文の添付)、第 300 条(登録申請書の添付書類)、第 315 条(業務に関する帳簿書類)に関して、各条により日本語で作成または訳文を付すことを要するとされる提出書類のうち、とりわけ第 300 条に規定される添付書類に該当する文書は、役員その他の履歴書、各種証明書類、財務諸表(注記を含む)、格付推移スタディ等、多岐にわたり大量である。当社においては、そのほぼすべてが英文により作成されている。これら文書の日本語訳作成には多大の労力・時間・費用を要することが予想され、第 300 条に規定する添付書類については英文での提出を認めてほしい。 | 金商業等府令第 2 条の規定は、信用格付業者が金商法第 3 章の 3 及び関係政令・内閣府令の規定に基づき金融庁長官に提出する書類について、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付すことを求めるものです。<br>業務に関する帳簿書類(金商法第 66 条の 37)については、英語による作成が妨げられるものではありませんが、金商法第 66 条の 45 第 1 項の規定に基づく報告・資料提出、検査において、同項に基づき求められた資料等のうち、日本語により記載されていないものについては、その訳文を添付する必要があると考えられます。 |
| 16   | 当社の格付業務はグループとして統一された方法に従い海外所在のアナリスト等も参加して運営されており、業務に関する帳簿書類(金商業等府令案第 315 条)の多くはグループにおける公用語である英文での作成・保存が求められている。それゆえ、業務に関する帳簿書類作成における使用言語として英語を、また、金商法第 66 条の 45 による資料提出、書類検査等の際には英文による提供を認めてほしい。  |   |
| <b>金融商品取引業者等の禁止行為(金商法第 38 条第 3 号)</b>                |   |   |
| <b>投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付(金商業等府令第 116 条の 2)</b> |   |   |
| 17   | 金商業等府令案第 116 条の 2 第 1 号において掲げている信用格付とは、裏付資産の個々の資産(債券など)に対する信用格付との理解でよい。   | 資産証券化商品の原資産が複数存在する場合において、個々の原資産に係る格付は、金商業等府令案第 116 条の 2 第 1 号の規定により説明義務の対象外となる信用格付に該当し得るとの理解で結構です。  |
| 18   | 金商業等府令案第 116 条の 2 第 2 号に掲げている信用格付について、具体的にどのような格付を念頭に置いているのか。   | 金商業等府令案第 116 条の 2 第 2 号の規定では、例えば、通常の社債の勧誘資料において、信用格付業者以外の信用格付業を行う者(無登録業者)の付与した信用格付に係る記載がなされている場合であっても、当該社債又は当該社   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    |   | 債の発行者の信用状態に関する評価を対象とする信用格付を除き、説明義務の対象外とすることを念頭に置いています。   |
| 19 | 顧客のために投資を行う投資運用業者が、信用格付業者以外の信用格付業を行う者が付与する信用格付を利用して運用する(もしくは利用して運用する可能性がある)場合、投資一任契約等その運用に関する契約の締結について勧誘する際に金商法第38条第3号の義務が課されるか確認したい。   | 投資一任契約等の資産の運用に関する契約の締結についての勧誘においても、金融商品取引業者等が信用格付業者以外の信用格付業を行う者(無登録業者)が付与した信用格付を利用して金融商品取引契約の締結の勧誘を行う場合には、金商法第38条第3号の説明義務が課されます。   |
| 20 | 投資一任契約の勧誘資料の中に、投資対象とする有価証券の格付について定めている場合(例えば、AAA以上を50%以上組み入れるなど)も金商法第38条第3号の義務が課されるのか確認したい。   | 投資一任契約の勧誘資料において、信用格付業者以外の信用格付業を行う者(無登録業者)が付与した信用格付に係る記載がある場合には、金商法第38条第3号の説明義務が課されます。<br>他方、ご質問のように「AAA以上を50%以上組み入れる」などの一般的な記載のみの場合には、無登録業者の付与した格付を提供することには該当せず、金商法第38条第3号の説明義務の対象外となるものと考えられます。   |
| 21 | 投資一任契約の勧誘の際、顧客から投資対象とする有価証券についての格付指定(A以上の格付けをもつ有価証券に限る等)を受けるケースは、金商法第38条第3号の義務が課されないことを確認したい。   | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第38条第3号は、金融商品取引業者等に対する禁止行為として、信用格付業者以外の信用格付業を行う者(無登録業者)が付与した格付を提供して金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為を禁止するものです。   |
| 22 | ポートフォリオの存在を前提として行われる投資助言業務あるいは投資運用業務においては、過去の投資助言あるいは投資運用の実績の一環として、あるいはモデル・ポートフォリオの特性や運用ガイドラインの項目として、組入対象となる有価証券の最低格付基準や平均格付を示す場合がある。また、これらの業務において組入対象となりうる有価証券は必ずしも日本国内において発行・流通しているものに限定されず、信用格付業者による信用格付が行われていないこともありえる。このような場合には、実務的には日本国内における登録が行われていない海外の信用格付業を行う者の付与した格付を示すこととなる。このような場合に金商法第38条第3号の禁止行為を適用すると、組入対象となる有価証券の範囲が著しく狭まり、却って投資者の利益を損なう結果となりかねない。いずれの場合においても、過度に特定の有価証券に偏重した組入れが行われず、分散投資が行われている場合には、 | 投資助言・代理業や投資運用業に関する金融商品取引契約の締結の勧誘を行う際に信用格付業者以外の特定の信用格付業を行う者(無登録業者)が付与した信用格付を提供する場合には、金商法第38条第3号により説明義務を負うこととなりますが、一般的に特定の無登録業者や当該無登録業者の付与した信用格付に言及することなく、最低格付基準や平均格付を勧誘に用いる場合には、「信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付」を提供しているものとは認められず、第38条第3号の説明義務の対象にはならないものと考えられます。 |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付に該当すると考えられるため、金商業等府令案第 116 条の 2 に追加してほしい。例えば、次のような修正案が考えられる。</p> <p>金商業等府令案第 116 条の 2 に第 2 号として以下を追加し、金商業等府令案第 116 条の 2 第 2 号を第 3 号に繰り下げる。</p> <p>二 法第二条第八項第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号を対象とする金融商品取引契約の締結を勧誘する場合における組入有価証券の信用状態に関する評価を対象とする信用格付(過度に特定の有価証券に偏重した組入れが行われている場合を除く)</p>  |  |
| 23 | <p>一般的に、資産証券化商品は、原資産のリスク/リターンを証券化の仕組みを通じてそのまま(パススルーで)投資家に分配するケースが大半である(ABS CDO といったリパッケージ型 CDO のような高度な分散効果を利用した資産証券化商品は本邦では極めて稀有である。)。このようなパススルー型の資産証券化商品の場合、原資産の信用状態に関する評価を対象とすると認められる信用格付は、パススルー型であることをもって「実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付」として、常に当該規定の適用対象外として扱われてしまう可能性はないか。</p> <p>例えば、住宅金融支援機構が発行する資産担保証券は、パススルー型ではなく有担保の機構債なので、その原資産たる住宅ローン・ポートフォリオに関する信用格付は「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付」と認定されるのか。</p> | <p>資産証券化商品については、パススルー型の商品であっても、複数の原資産による分散効果・信用補完の採用等により、原資産の信用状態と資産証券化商品自体の信用状態は必ずしも実質的に同一とは評価できない場合も想定されます。このような場合には、金商業等府令第 116 条の 2 第 1 号の「実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付」には該当しないものと考えられます。</p> <p>ご質問にあるような資産担保証券の原資産である個別の住宅ローンに対する信用格付は、一般的には、金商業等府令第 116 条の 2 第 1 号の規定により、金商法第 38 条第 3 号の「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるもの」に該当するものと考えられます。</p> |
| 24 | <p>世界各地の拠点で信用格付業を行っているグループ会社の場合、日本にある拠点だけでなく、日本国外の拠点についても日本において信用格付業の登録を受け、日本法における信用格付業者に対する各種規制に服することとなり、1つの法人が複数の国の異なる規制を重複して受けることとなり、非効率であるだけでなく過重な負担となる。</p> <p>したがって、業者に対する説明義務から除外される「信用格付」として、金商業等府令案第 116 条の 2 において、当該国外拠点が日本と同等の規制又は同水準の規律(社内規程を含む。)の下で業務を行っていること等、一定の条件を満た</p>  | <p>格付会社規制は、格付が投資判断の参考情報として金融・資本市場で広く利用されていることにかんがみ、我が国の資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護という目的から導入するものです。格付は国境を越えて利用され、格付会社もグローバルに業務展開を行っており、このような格付会社に対する規制・監督の実効性を確保する観点から、外国法人も登録対象に含まれています。</p> <p>ご意見にある「1つの法人が複数の国の異なる規制を重複して受けることとなり、非効率であるだけでなく過重な負担」との点については、金商業等府令第 306 条第 6 項において、業務管理体</p>  |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>すものが付与した格付を追加してほしい。</p>   | <p>制の整備要件のうち一定の事項については、国外拠点の所在国における規制の具体的なアプローチと異なり得ることが想定されることを踏まえ、一定の要件が満たされる場合には、金融庁長官が個別免除の承認を行うことを可能とする枠組みを整備しています。</p> <p>金商業等府令第 116 条の 2 に規定する金融商品取引業者等の説明義務の対象外となる格付としては、資産証券化商品の原資産に対して個別に付与される格付など、当該格付が投資者の投資判断に及ぼす影響が限定的であるものを規定することとしています。金商法第 38 条第 3 号は、信用格付業者以外の信用格付業を行う者（無登録業者）の付与する格付は、金商法の規制の枠組みの下での格付プロセスを経たものではなく、格付方法・前提等に関する情報開示義務が課されていないことから、格付方法・前提等が明らかにされないまま投資者に提供され、投資者の投資判断を歪めるおそれがあることを踏まえ、金融商品取引業者等に対して無登録業者の格付利用に際して説明義務を課すものと考えられ、ご意見のように、信用格付業者のグループ会社（無登録）の付与した格付を本府令において除外することは適当ではないと考えられます。</p> |
| 25 | <p>金融商品取引業者等が顧客に提供する信用格付については、当初付与の時点では付与した者が信用格付業者として登録を受けていなくても、金融商品取引業者等が顧客に提供する時点において信用格付業者として登録を受けており、かつ現時点においても信用格付業者が当該格付の更新を続けていれば、説明義務の適用はないとの理解でよいか。このように考えないと、過去に付与した信用格付については、信用格付業の登録をとったとしても事実上勧誘に利用できないことになってしまう。</p> | <p>信用格付業者が登録以前に付与した信用格付であっても、ご質問のように金融商品取引業者等が顧客に提供する時点において信用格付業者の登録を受けている場合には、金商法第 38 条第 3 号に基づく説明義務の適用はないというご理解で結構です。</p>  |
| 26 | <p>以下の内閣府令等においては、金融機関等の説明義務につき、対象から除外される「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付」（金商業等府令第 116 条の 2 参照）の規定がないが、金融機関等が自社や業務委託先の信用力を示すために信用格付を用いる場合なども想定されることから、金商業等府令第 116 条の 2 と同様の除外規定を設けて欲しい。<br/>・銀行法施行規則案（第 14 条の 11 の 30、第 34</p>            | <p>預金者又は保険契約者等は、当該契約の相手方である銀行や保険会社等の信用力に関する信用格付情報を重要な判断材料として契約する可能性があること等を踏まえ、預金者又は保険契約者等の保護の観点から、自社の信用力に関する信用情報等についても、準用する金商法第 38 条第 3 号の説明義務の対象に含めることとしております。</p>  |

|    |  |                            |
|----|--|----------------------------|
|    | <p>条の2の30、第34条の53の17参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期信用銀行法施行規則案(第26条の2の28参照)</li> <li>・信用金庫法施行規則案(第170条の28参照)</li> <li>・保険業法施行規則案(第52条の13の23の2、第234条の26の2参照)</li> <li>・協同組合による金融事業に関する法律施行規則案(第110条の28参照)</li> <li>・労働金庫法施行規則案(第152条の27参照)</li> <li>・農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令案(第10条の29、第57条の31の16参照)</li> <li>・漁業協同組合等の信用事業等に関する命令案(第7条の30、第50条の31の16参照)</li> <li>・農林中央金庫法施行規則案(第85条の27、第147条の16参照)</li> </ul>  |                            |
| 27 | <p>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則案第234条の2第2号では、特定設立企画人等の説明義務につき、「当該投資証券募集等契約に係る投資証券以外の投資証券...の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付」を対象から除外しているが、投資証券の募集等に際して信用格付を示す有価証券は必ずしも投資証券に限られるものではなく、投資証券以外の有価証券についても信用格付を示すこともありうることから、「当該投資証券募集等契約に係る投資証券以外の有価証券」(下線部が変更部分)としてほしい。また、同様の理由により、以下の修正をしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令案第16条の2(現行案)「当該募集等契約に係る資産対応証券以外の資産対応証券」</li> <li>(修正案・下線部)「当該募集等契約に係る資産対応証券以外の有価証券」</li> <li>・特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令案第16条の2(現行案)「当該募集等に関する契約に係る受益証券以外の受益証券」</li> <li>(修正案・下線部)「当該募集等に関する契約に係る受益証券以外の有価証券」</li> </ul> | <p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p> |
| 28 | <p>金商法第38条第3号では、無登録の信用格付業者が付与した信用格付について、その信用格付</p>   | <p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p> |

|                                      |   |   |
|--------------------------------------|---|---|
|                                      | <p>が無登録の信用格付業者が付与したものであること等を説明することなく勧誘する行為を禁止しているが、「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める」信用格付についてはその禁止の対象から除外されている。</p> <p>これを受け、信託業法第 24 条の 2 において準用する金商法第 38 条第 3 号の規定を受けた信託業法施行規則案第 30 条の 24 では、「投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める」信用格付として、資産証券化商品の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信用格付等が規定されているところであるが、一方で、保険業法第 99 条第 8 項において信託業法第 24 条の 2（さらに同条が金商法第 38 条第 3 号を準用）の規定を準用する保険金信託（特定信託契約）については、このような投資者保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付に関する規定が設けられていない。信託業法施行規則案第 30 条の 24 と同様に、資産証券化商品の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信用格付等を、投資者保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付として規定すべきである。</p> |   |
| 信用格付業者の登録の意義その他の事項〔金商業等府令第 116 条の 3〕 |   |   |
| 29                                   | <p>金融商品取引契約の締結の勧誘時に金融商品取引業者は、当該信用格付を付与した者が金商法第 66 条の 27 の登録を受けていない者である旨及び金商業等府令案第 116 条の 3 に定められた事項を説明する必要があるが、その内容については無登録業者が公開している内容に基づき提供するものとの理解でよい。</p>  | <p>信用格付業者以外の信用格付業を行う者（無登録業者）が金商業等府令第 116 条の 3 各号に規定する事項を公表している場合には、当該事項を顧客に対して説明することにより、金商法第 38 条第 3 号の説明義務を果たすことが可能と考えられます。ただし、無登録業者には、法令上当該事項の公表が義務付けられておらず、当該事項が公表されていない場合には、無登録業者に対して個別に問い合わせをする等により、当該事項に係る情報を入手した上で、顧客に対して説明することが必要と考えられます。</p> |
| 30                                   | <p>金商法第 38 条第 3 号において金融商品取引業者に対して求められる信用格付を付与した者が金商法第 66 条の 27 の登録を受けていない者である旨及び金商業等府令案第 116 条の 3 に定められた事項の説明に関して、現在、信用格付業者各社は、格付付与の方針及びその方法の概要等につき概ねインターネット上のホームページ、あるいはパンフレット等において開示を行っており、これらの公開情報のみに基づく説明で十分であるとしてほしい。</p>  |   |
| 31                                   | <p>金融商品取引契約の締結の勧誘時に金融商品取引業者は、当該信用格付を付与した者が金商法第 66 条の 27 の登録を受けていない者であ</p>   |   |

|                              |   |   |
|------------------------------|---|---|
|                              | <p>る旨及び第 116 条の3に定められた事項を説明する必要があるが、その内容については無登録業者が公開している内容に基づき提供するものとの理解でよい。</p> <p>現在、信用格付業者各社は、格付付与の方針及びその方法の概要等において開示を行っており、これらの公開情報のみに基づく説明で十分であるとしてほしい。</p>   |   |
| 32                           | <p>信用格付を付与した者が格付方針や個々の信用格付に関する情報を公表しているとは限らないことから、金融商品取引業者等としても十分な情報が得られるとは限らないが、これらの事項が金融商品取引業者等にとって不明である場合には、不明である旨を告げれば足りるのか、あるいは、そのような信用格付を利用することを禁止する趣旨か、考えを示してほしい。</p>  |   |
| <b>信用格付業者の登録の意義(第1号)</b>     |   |   |
| 33                           | <p>金商業等府令案第 116 条の3第1号の「法第 66 条の 27 の登録の意義」が「信用格付業者を登録制とする趣旨」を意味するのであれば、立法者の意図でもありと考えられる。金融商品取引業者等がそれぞれ異なったことを顧客に告げるよりも、立法者の意図を本府令、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針又はパブリック・コメントに対する回答に明示いただき、それを金融商品取引業者等が顧客に対して告げる方が顧客の誤解を生まないものと思料する。</p> | <p>「登録の意義」とは、登録を受けていないことに伴い課されていない規制の概要を意味するものと考えられます。</p> <p>金商法第3章の3第2節(業務)及び第3節(経理)に関する規制の概要について説明することが求められますが、金融商品取引業者等が説明すべき具体的内容については、金融商品取引契約や信用格付の利用の態様、顧客の知識等に依じて個別に判断されるべきものと考えられることから、当局があらかじめ説明すべき具体的内容を明示することは適当ではないと考えられます。</p> |
| 34                           | <p>金融商品取引業者等が無登録業者の付与した信用格付を利用する場合の告知事項として金商業等府令案第 116 条の3第1号に定められる「法第六十六条の二十七の登録の意義」とは、登録を受けていない者については金商法に基づく規制が適用されないということを抽象的に告げれば足りる趣旨か、あるいは、金商法に定められる信用格付業者に対する規制の詳細を説明することが必要となる趣旨か、告知すべき具体的な内容を示してほしい。</p>               |   |
| 35                           | <p>金商法第 38 条第3号、無登録格付業者が付与した格付を利用した勧誘を行う際の説明義務に関し、金商業等府令案第 116 条の3第1号「登録の意義」とは具体的に何を指すのか。</p>   |   |
| <b>信用格付を付与した者に関する事項(第2号)</b> |   |   |
| 36                           | <p>金融商品取引業者等が無登録業者の信用格付を提供して金融商品取引契約の締結の勧誘を行う際に説明しなければならない事項の1つとし</p>   | <p>金融商品取引業者等が信用格付業者以外の信用格付業を行う者(無登録業者)の信用格付を提供する場合には、無登録業者の実体につい</p>  |

|                               |   |  |
|-------------------------------|---|--|
|                               | <p>て、「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称」を定めている(金商業等府令第116条の3第2号口)。</p> <p>同号イにおいて「商号、名称又は氏名」が説明事項として定められており、これに加えて、法人である場合に役員の氏名又は名称まで説明事項とする必要性は、投資者の投資判断を歪めることを防止する観点からかんがみて乏しいのではないか。</p> | <p>ても投資者に対して明らかにしておく必要があり、無登録業者が法人である場合には、役員の氏名又は名称を説明事項とする必要があると考えられます。</p>   |
| 信用格付の前提、意義及び限界等(第3号・第4号)      |   |  |
| 37                            | <p>顧客に対して、信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付について、「金融商品取引法第六十六条の二十七(登録)の登録の意義」、「信用格付の前提、意義及び限界」を告げることなく提供して、特定保険契約等の締結の勧誘をする行為を禁止しているが、「登録の意義」及び「信用格付の前提、意義及び限界」については、具体的にはどのような内容及び記載の水準を想定しているのか。</p>   | <p>「信用格付の前提、意義及び限界」とは、信用評価の基礎となるもの、信用評価の結果として表示される記号等が意味するもの、信用評価の対象に含まれるものと含まれないものとの間の境界をそれぞれ意味するものと考えられます。</p> <p>金融商品取引業者等が説明すべき具体的内容・水準については、信用評価の対象の特性・顧客の知識等に応じて個別に判断されるべきものと考えられますが、信用格付業者が信用格付を提供・閲覧に供する場合には一定の情報を公表することが義務付けられていること(金商法第66条の36、金商業等府令第313条第3項第3号)に照らせば、これらと同等程度の水準の情報提供を行うことが、投資者保護の観点からは必要と考えられます。</p> |
| 38                            | <p>金商業等府令第116条の3第3号の「信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要」や同条第4号の「信用格付の前提、意義及び限界」は具体的にどのような内容を告知することが求められるのか、具体的な内容を示してほしい。</p>  |  |
| 定義(金商業等府令第295条)               |   |  |
| 子法人の定義(金商業等府令第295条第2項第3号)     |   |  |
| 39                            | <p>金商業等府令第295条第2項第3号の「子法人」には、孫会社のみならず、孫会社の子会社(曾孫会社)や孫会社の孫会社(玄孫会社)も含まれるか。議決権の過半数の保有関係が続いている限り、介在している会社の数を問わず、グループ内で自社より下位にある会社は全て対象となるか。</p>   | <p>「子法人」とは、金商法第66条の45第2項において、法人がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の法人をいうものとされ、この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子法人又は当該法人の一若しくは二以上の子法人がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の法人は、当該法人の子法人とみなすこととされています。従って、議決権の過半数を保有している関係があれば、介在している法人の数を問わず、いわゆる孫会社、曾孫会社なども「子法人」に含まれるものと考えられます。</p>  |
| 資産証券化商品の定義(金商業等府令第295条第3項第1号) |   |  |
| 40                            | <p>金商業等府令第295条第3項第1号の「資産証券化商品」の定義について、他国の定義と異なると、同様の規制においても適用範囲が異な</p>  | <p>貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>  |

|                                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
|                                 | ることになり、市場に混乱を生じるおそれがある。また、特にグローバルな格付機関の場合には、複数の規制捕捉範囲に対応する必要性に迫られ、地域(国)によってはコンフリクトが生じる可能性があり、実務的に取り扱いが困難である。他の主要国と協議の上、統一的な定義の導入を検討してほしい。  |   |
| <b>信託型・キャッシュ型の資産証券化商品(第1号口)</b> |  |   |
| 41                              | 金商業等府令案第 295 条第3項第1号口 の「信託受益証券等」について、特定有価証券開示府令第1条第5号に規定する信託受益権その他に限定されており、有価証券以外の資産が信託財産となるような証券化商品の多くを占める信託受益権等が除外されている。よって、この点につき、修正してほしい。  | ご意見を踏まえ、金商業等府令第 295 条第3項第1号口 の規定を修正いたします。 |
| 42                              | 金商業等府令案第 295 条第3項第1号の「資産証券化商品」に該当する「信託受益権」が「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」第1条第5号に規定する「信託受益権」つまり金商法第2条第2項第1号および第2号に掲げる権利のうち、信託財産を主として有価証券に対する投資に充てて運用を行う「有価証券投資事業権利等」(金商法第3条3号)と定義されている。しかし、信託を利用して流動化・証券化を行う場合、信託財産を「主として有価証券に対する」「投資」に充てて「運用」を行う事例は稀有であり、この定義では流動化・証券化のために信託を利用する事例の太宗が対象外となる。一方で、「信託受益権等...に係る債務の履行について の原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を充てること。」との要件が定義されているが、信託は財産管理の制度であり、信託の受益債権は「信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権」(信託法第2条第7項)であることから、当該定義ではおよそ全ての「信託受益権」を意味するとも解される。よって、本条の「信託受益権」については、金商法第2条第2項第1号および第2号に規定する「信託受益権」と定義すべきではないか。 |   |
| 43                              | 信託受益権の形態をとる証券化商品の中には、金銭信託を行った上で、信託勘定によってオリジネーターから対象資産を購入することにより、スキームを組成するものもあり、このような商品についても「資産証券化商品」に含まれるよう  | ご意見を踏まえ、金商業等府令第 295 条第3項第1号口 の規定を修正いたします。 |

|                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
|                                 | にすべきと考えられる。よって、この点につき、修正してほしい。  |  |
| <b>シンセティック型の資産証券化商品(第1号ハ・ニ)</b> |   |  |
| 44                              | 金商業等府令第 295 条第3項第1号ハ 及び同号ニ では、「原資産に係る損失の危険」の全部又は一部を特別目的法人又は信託に移転することが「資産証券化商品」の要件とされているが、「原資産に係る損失の危険」を対象とするのではどのような危険を移転する取引までが対象となるのか範囲が不明確かつ広範になりすぎるものと考えられ、これらの規定がいわゆるシンセティック型の証券化商品を念頭に置いたものであれば、信用状態の変化に起因する「原資産に係る損失の危険」に限定すべきである。 | ご意見を踏まえ、金商業府令第 295 条第3項第1号のハ 及びニ の「原資産に係る損失の危険」を「原資産の信用状態の変化に起因する損失の危険」に修正いたします。   |
| 45                              | 「原資産に係る損失の危険の全部又は一部を第三者から受託者に移転させる契約が締結されていること」については、受託者が固有財産によって「原資産に係る損失の危険」を負担するものではなく、信託財産によって負担するものを企図しているとの理解でよいか。  | 金商業等府令第 295 条第3項第1号ニ においては、受託者が固有財産によって「原資産の信用状態の変化に起因する損失の危険」を負担するものではなく、信託財産によって負担するものを企図しているという趣旨であり、ご理解のとおりで結構です。            |
| <b>信託受益証券等について(第1号ロ・ニ)</b>      |   |  |
| 46                              | 様々な証券化類似の商品も存在する中で、信託受益権等については、資産証券化商品としての性質を有する信託受益権等を明確に区別することは著しく困難と思われ、一切の信託受益権等を金商業等府令第 295 条第3項第1号の資産証券化商品の定義に含めた上で、資産証券化商品に関する個々の特則において調整するという建付けもあり得ると考えられる。この点について、配慮してほしい。  | 金商業等府令第 295 条第3項第1号の資産証券化商品の定義は、信用格付業者に対する規制の適用関係を明確化するために規定するものであることを踏まえ、同号では、信用格付の付与の対象となることが想定される商品に係る信託受益権等を規定することとしています。    |
| 47                              | 信託のうち、流動化・証券化に利用されるもののみを法令上明確に定義することは困難である。本件定義は、あくまで信用格付業者の規制を目的としたものであり、広く一般的にいわゆる証券化・流動化商品としての信託を意味するものではないとの理解でよいか。   | 金商業等府令第 295 条第3項第1号における資産証券化商品の定義は、信用格付業者に係る規制に関する適用関係を明確化するために定めるものであり、信用格付の付与の対象となる限度において規制の対象となるという理解で結構です。                   |
| <b>資産証券化商品からの除外要件(第1号ヘ・ト)</b>   |   |  |
| 48                              | 金商業等府令第 295 条第3項第1号イ・ロ・ハ・ニのスキームに共通だが、単純な単一の格付け対象をリパッケージ、あるいはリンクするような加工がなされた金融商品で、当該金融商品のリスクの所在が専ら当該単一の格付け対象をリンク・スルーすることにより明らかなものは「資産証券化」と定義する必要がないのではないか。   | ご意見を踏まえ、資産証券化商品からの除外要件として、金商業等府令第 295 条第3項1号への規定を追加いたします。<br>へに該当する有価証券又は資金の貸付けに係る債権に関する格付関係者については、金商業等府令第 307 条第3項において規定しております。 |
| 49                              | 国債のリパッケージ商品や基金の証券化など、   |  |

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
|                     | <p>特定の債務者に対する債権のみを原資産とし、原資産と出来上がった商品の信用状態が実質的に一致するようなもの(いわゆるリパッケージ商品)については、原資産と同等に取り扱うのが合理的であるが、形式的に金商業等府令第295条第3項第1号の「資産証券化商品」に該当するようなものについても、「資産証券化商品」の定義から除外すべきである。なお、かかる除外を行う場合には、第307条の「格付関係者」の範囲を調整するなどの所要の修正も必要と考えられるので、留意してほしい。</p>  |   |
| 50                  | <p>銀行の100%信用補完の付いたABCP(マルチセラー型が一般的)は、金商業等府令第295条第3項第1号の定義では資産証券化商品に該当するものと思われるが、当該商品については、格付関係者として、原資産の譲渡人の氏名又は名称(もしくは業種や規模及び所在地)に代えて信用補完者である銀行の名称を公開するべきではないか。なぜならば、銀行の100%信用補完スキームでは、最終リスクの所在は当該信用補完を実施した銀行にあるため、銀行名の公表の方が有益であると考えられるため。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、資産証券化商品からの除外要件として、金商業等府令第295条第3項1号トの規定を追加いたします。</p> <p>ご意見にあるいわゆる銀行のフルサポート型のABCPについては、第295条第3項第1号トにより資産証券化商品から除外され、第307条第3項により銀行が発行する有価証券又は銀行に対する資金の貸付けに係る債権として取り扱われ、信用補完を行う銀行が格付関係者に該当するものとして、第313条第3項第3号ホに基づきその名称の公表が求められます。</p> |
| 51                  | <p>いわゆる銀行によるフルサポート型のABCPについては、格付け分析のプロセスにおいて信用補完を行う銀行の信用力に依拠する考え方となっており、アセットファイナンスというよりも銀行に対するコーポレートファイナンスとして市場参加者にも認識されている商品である。よって、このような商品については、金商業等府令第295条第3項第1号の「資産証券化商品」に含まれないことを明確にしてほしい。「資産証券化商品」とする場合でも、金商業等府令第313条第3項第3号ホに基づき氏名又は名称を公表すべき格付関係者のうち同第307条第2項第1号に掲げる者に代えて、信用補完を行う銀行の名称の公表としてほしい。</p> |   |
| <p>告示(第1号ホ・チ関係)</p> |  |   |
| 52                  | <p>本件告示案第1号・第3号は、それぞれ「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(パーゼル 告示)第1条第43号・第45号に定める「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」又は「コモディティ・ファイナンス」に該当すると評価されている有価証券又は資金の貸付</p>  | <p>本告示は、信用格付業者に対する規制の適用関係の明確化を図る観点から、金商業等府令第295条第3項第1号チに基づき資産証券化商品から除外されるものについて指定するものです。いわゆるプロジェクト・ファイナンス(告示第1号)、オブジェクト・ファイナンス(告示第2号)、コモディティ・ファイナンス(告示第3号)に対して信用格付が付与される場合には、形式的に金商業</p>  |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>けに係る債権を対象としたものと理解してよいか確認させていただきたい。</p> <p>かかる理解が誤っているようであれば、具体的にどのような有価証券又は資金の貸付けに係る債権が本件告示案の対象となるのか、明確に判断ができるよう表現を改めていただきたい。なお、上記理解が正しいのであれば、バーゼル告示第1条第43号において「特定の事業」の具体例として挙げられているもののうち、「化学プラント」について、本件告示案第1号における「特定の事業」の具体例には掲げられていない点は規定を修正していただきたい。</p>  | <p>等府令第295条第3項第1号イ・ニに該当する場合であっても、継続する特定の事業に対する評価という側面を有する点で資産証券化商品の信用格付とは性質が異なるものと考えられることから、本告示において指定するものです。</p> <p>本告示は、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(金融庁告示第19号)(バーゼル告示)第1条第43号、第44号及び第45号の規定を踏まえたものですが、個別具体的な適用については、銀行の経営の健全性確保の観点から定められるバーゼル告示と信用格付業者に対する規制の適用関係の明確化を図る観点から定める本告示との趣旨・目的の違いも踏まえた対応が必要と考えられます。</p> |
| 53 | <p>バーゼル告示第1条第43号及び第45号に対応して本件告示案第1号及び第3号が提案されているのに対して、「事業用不動産向け貸付け」の定義を定めるバーゼル告示第1条第46号に対応する規定は本件告示案では提案されていない。この点、本件告示案第1号の「特定の事業」に不動産事業を含むと解することや本件告示案第2号の「有形資産」に不動産を含むと解することは、日本語の表現としては素直であるように思われるものの、バーゼル告示第1条第46号に対応する規定が本件告示案にはあえて設けられていないことにかんがみると、不動産を裏付資産とする資産証券化商品は本件告示案の対象とはしない(従って「資産証券化商品」に該当する)ことを意図しているものと推測する。以上の推測が正しいようであれば、本件告示案第1号及び第2号について、不動産を裏付資産とする資産証券化商品は含まれないことが明確になるよう規定を修正していただきたい。</p> | <p>本告示は、信用格付業者に対する規制の適用関係の明確化を図る観点から、金商業等府令第295条第3項第1号イに基づき資産証券化商品から除外されるものについて指定するものです。いわゆる事業用不動産向け貸付けは、利払い及び返済の原資が主として当該不動産の賃貸料や不動産の売却代金等当該不動産からの収益に限定されるものであることを踏まえ、本告示第2条において規定しておりません。なお、第2条第2号の「有形資産」を「有形資産(不動産を除く。以下この号において同じ。)」に修正いたします。</p>  |
| 54 | <p>「支配権を有しているもの」との記述が具体的に想定する形態としては、例えば企業買収で用いられることの多い、上記に第1号・第3号に該当する事業を営む株式会社の株式をSPCが保有している場合についても該当し、よってその資金調達を、デット及びエクイティ双方で行う際の「シェア・ファイナンス」と呼ばれる「SPCによる株式保有を介した支配権」を引当てとしたデット性の資金調達に対しても適用される、すなわち当該有価証券または資金の貸付けに係る債権につい</p>   | <p>本告示は、信用格付業者に対する規制の適用関係の明確化を図る観点から、金商業等府令第295条第3項第1号イに基づき資産証券化商品から除外されるものについて指定するものです。いわゆるプロジェクト・ファイナンス(告示第1号)、オブジェクト・ファイナンス(告示第2号)、コモディティ・ファイナンス(告示第3号)に対して信用格付が付与される場合には、形式的に金商業等府令第295条第3項第1号イ・ニに該当する場合であっても、継続する特定の事業に対する</p>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | でも資産証券化商品から除かれると理解してよいか。   | 評価という側面を有する点で資産証券化商品の信用格付とは性質が異なるものと考えられることから、本告示において指定するものです。<br>ご質問にあるような株式を保有しているSPCに対してデット性及びエクイティ性の資金調達を行うシェア・ファイナンスについては、個別具体的な事情に応じ、告示第1号から第3号までの該当性について判断されることとなります。   |
| <b>主任格付アナリストの定義(金商業等府令第295条第3項第4号)</b> |  |  |
| 55                                     | 金商業等府令案第295条第3項第4号において「信用格付の付与に係る過程に関与する主たる格付アナリスト一名」とあるが、案件によっては複数名のチーフ・アナリストの関与があるケースもある。その場合も主たる格付アナリスト一名を定める必要があるのか。主任格付アナリストは案件により複数名でもよいのではないか。  | 「主任格付アナリスト」は金商業等府令第306条第1項第2号イの規定に基づき一定期間継続関与が制限される者であることから、規制の適用関係を明確にするため「一名」としております。同号は、格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するための措置を規定するものであり、このような趣旨に照らせば、「主任格付アナリスト」は、実質的に見て信用格付の付与に係る過程に主たる関与を行う者であることが必要と考えられます。<br>なお、格付提供方針等(第313条第3項第3号八)において、「信用格付の付与に係る過程に関与した主任格付アナリストの氏名」の公表が求められていますが、当該規定は、主任格付アナリスト以外の「信用格付の付与に係る過程に関与した者」の氏名の公表を妨げるものではありません。 |
| <b>格付担当者の定義(金商業等府令第295条第3項第5号)</b>     |  |  |
| 56                                     | 金商業等府令案第295条第3項第5号の「格付関係者が利害を有する事項」とあるが、以下金商業等府令案で用いられるこの文言は第309条に規定されている内容を意味すると理解してよいか。  | そのような理解で結構です。金商業等府令第295条第3項第5号の「格付関係者が利害を有する事項」を「格付関係者が利害を有する事項(第三百九条に掲げる事項をいう。以下この章において同じ。)」に修正いたします。   |
| 57                                     | 金商業等府令案第295条第3項第5号の「信用格付の付与に係る過程に関与する格付アナリスト」とは、当該信用格付に関する信用状態の分析及び評価の進める上で中心となる者(いわゆる主担当アナリストと副担当アナリスト)を意味すると理解してよいか。付与に至るプロセスのどこかで少しでも関与したアナリストを全て含むとなると「格付担当者」の範囲がいたずらに拡大してしまい、実務上対応が極めて困難となるため限定的かつ明確にしてほしい。 | 金商業等府令第295条第3項第5号の「信用格付の付与に係る過程に関与する格付アナリスト」とは、当該信用格付に係る信用状態の分析・評価の進める上で重要な関与をする格付アナリストを指すものと考えており、具体的には、主任格付アナリスト及びこれを補助する格付アナリスト(複数名の場合も想定されます)が該当するものと考えられます。   |
| 58                                     | 金商業等府令案第295条第3項第5号の「構成員」とは、格付委員会において投票権を有するアナリストを意味すると理解してよいか。金商業等   | 「合議体の構成員」とは、合議体において信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定に参画する権限を有する者であ  |

|                                    |   |   |
|------------------------------------|---|---|
|                                    | 府令案第 299 条第 13 号、第 306 条第 1 項第 2 号口、同項第 6 号イ、第 315 条第 1 項第 1 号ニに規定する「構成員」についても同様か。格付委員会には、担当以外のアナリストも投票権がないかたちで参加することがあるが、そのような投票権のないアナリストを含むとなると「格付担当者」の範囲がいたずらに拡大してしまい、実務上対応が困難となってしまうことからその範囲を限定的かつ明確にしてほしい。   | り、当該決定に係る投票権を有しない格付アナリストは該当しないものと考えられます。<br>上記の考え方は、金商業等府令第 299 条第 13 号、第 306 条第 1 項第 2 号口、同項第 6 号イ、第 315 条第 1 項第 1 号ニの「構成員」についても同様と考えられます。 |
| 信用格付行為の定義(金商業等府令第 295 条第 3 項第 8 号) |   |   |
| 59                                 | 金商業等府令案第 306 条第 1 項第 7 号においては「信用格付業に係る」とあり、同条同項同号イの条文中の「信用格付行為」は信用格付業の信用格付行為と解することができるが、同条同項 8 号においては、「信用格付行為」が単独で用いられているため「信用格付業の信用格付行為」なのか単に「信用格付行為」なのか不明瞭となっている。しかし、同条の参照元である金商法第 66 条の 33 第 1 項では、「信用格付業を公正かつ格的に遂行するため」と明示されているため、同条同項 8 号の「信用格付行為」は「信用格付業の信用格付行為」と解することが妥当であると考えている。条文による記載が異なることにより異なる解釈が発生する不合理があることから、それぞれの条項において「信用格付業に係る」と限定するか、第 295 条第 3 項第 8 号の定義において「信用格付業に係る」と追記することで限定すべきである。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第 295 条第 3 項第 8 号の「行為」を「行為(信用格付業に係るものに限る。)」に修正いたします。  |
| 60                                 | 金商業等府令案第 295 条第 3 項第 8 号で定義されている「信用格付行為」は、信用格付業として行うものに限られるとの理解でよいか。金商法の規制に服するのは信用格付業であることから、信用格付業者が行う「信用格付行為」については、あくまで信用格付業として行うものに限られるべき。信用格付業から除かれる行為(定義府令案第 25 条各号)が含まれるべきではないし、信用格付を付与せずに「提供し、又は閲覧に供する行為」の範囲が曖昧で広くなりすぎるおそれがある。  |   |
| 関係法人の定義(金商業等府令第 295 条第 3 項第 10 号)  |   |   |
| 61                                 | 「関係法人」は「信用格付行為を業として行うもの」とされているが(金商業等府令案第 295 条第 3 項第 10 号)、信用格付業から除かれる行為(定義府令案第 25 条各号)を業として行う者や、信用格付を付与せずに「提供し、又は閲覧に   | 関係法人については、「信用格付行為を業として行うもの」と規定されており(金商業等府令第 295 条第 3 項第 10 号)、信用格付行為は、信用格付を付与し、又は提供し若しくは閲覧に供する行為と規定されている(第 295 条第 3 項第 8 号)こ                |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>供する行為」のみを行う者は含まれるべきではない。</p> <p>仮に が含まれる場合には、信用格付を「提供し、又は閲覧に供する行為」の範囲を限定して、明確にしてほしい。例えば、金融商品取引契約の締結の勧誘を行う際に金融商品取引業者が信用格付を顧客に示す行為は、「提供」に該当しないこととすべき(金商法第 38 条第 3 号参照)。</p>  | <p>とから、信用格付を付与せず、「提供し又は閲覧に供する行為」のみを行うものも関係法人に含まれます。</p> <p>信用格付業者がグループで一体で業務を行う際、信用格付を付与せず、「提供し又は閲覧に供する行為」のみを行う法人と共同して行う場合も想定され、当該法人に係る情報についても登録申請書の記載事項として求めることが必要と考えられること等を踏まえ、上記の規定を定めています。</p> <p>なお、ご意見のように「金融商品取引契約の締結の勧誘を行う際に金融商品取引業者が信用格付を顧客に示す行為」について「提供」に該当しないこととした場合には、金商法第 38 条第 3 号の規定の意義が失われることから、適当ではないと考えられます。</p> |
| <b>登録の申請(金商法第 66 条の 28)</b>               |   |  |
| 62  | <p>登録申請書及びその添付書類の作成・提出(金商業等府令案第 296 条、第 298 条、第 300 条)についても、格付方針等の策定・公表と同様に(金商業等府令案第 314 条第 2 項)、グループ会社と共同して行うことを認めてほしい。登録申請書記載事項の変更の届出(金商業等府令案第 304 条)についても同様。</p>   | <p>信用格付業者の登録は法人単位で行うことを基礎としていることから、二以上の法人が共同して登録申請を行うことを可能とする枠組みとはしていません。但し、外国法人については、国内における代表者等を定めて登録申請書を提出しなければならない(金商法第 66 条の 28 第 1 項)とされていることから、二以上の外国法人について共通の代表者等を定め、当該代表者等を通じて登録申請書の提出等を同時に行うことは可能と考えられます。</p>   |
| <b>外国法人の国内における代表者に準ずる者(金商業等府令第 297 条)</b> |   |  |
| 63  | <p>金商業等府令案第 297 条は、金商法第 66 条の 30 第 2 項ただし書により国内に営業所又は事務所を開設することなく登録を受ける場合について規定している。たとえば、グループ内の A 国拠点が既に同国の規制監督を受けているという前提で、日本においては、A 国拠点及び B 国拠点の両海外拠点を登録対象とする場合において、A 国拠点による登録のためにその営業所又は事務所を新たに設立することは事務上・コスト上の負担を伴うものであり、また、上記ただし書の趣旨に照らせば不要とできるように思われる。従って、上記ただし書に基づき、B 国拠点在日支店の代表者を A 国拠点の国内代表者に準ずる者として認定してもらおうとともに、A 国拠点及び B 国拠点の申請手続を併せ行うことの許容を検討してほしい。</p> | <p>金商法第 66 条の 28 第 1 項の「これに準ずる者として内閣府令で定める者」は、金商法第 66 条の 30 第 2 項但書の規定により国内拠点の設置が免除される場合においては、国内拠点の業務を担当する者が観念できないことがあり得ることから規定されているものであり、国内拠点の設置が免除されていない場合について適用が予定されるものではないと考えられます。</p>   |
| <b>登録申請書の記載事項(金商業等府令第 298 条)</b>          |   |  |

| 共同して信用格付を行う他の登録申請者又は信用格付業者(第2号) |  |  |
|---------------------------------|--|--|
| 64                              | <p>金商業等府令案第 298 条第 2 号の「共同して信用格付行為を行う」とはどのような場合か。必ずしも個々の格付行為を共同して行っているか否かが基準となるのではなく、グループで一体経営や体制整備が行われているかなど、総合的に判断されるとの理解でよいか。</p>                           | <p>信用格付行為とは、信用格付を付与し、又は提供若しくは閲覧に供する行為をいう(金商業等府令第 295 条第 3 項第 8 号)とされ、これらの行為を共同で行う場合には、「共同して信用格付行為を行う」場合に該当します。「共同」の考え方について、例えば、1 回でも信用格付の付与に係る過程を共有したことのみをもって「共同」とした場合には、対象範囲が無限定に拡がり、かえって登録申請者の業務の実態が不明確になるおそれもあることから、「共同」に該当するか否かについては、登録申請者の業務運営の考え方や実態を踏まえ、個々の信用格付行為を共同して行う蓋然性などに照らして総合的に判断されるべきものと考えられます。</p> |
| 格付アナリストを監督する責任を有する者(第5号)        |  |  |
| 65                              | <p>当社では「信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者」(金商業等府令案第 298 条第 5 号)は各格付部門毎のグローバル最高責任者が該当すると考えるが、この理解が適切かどうか確認したい。</p>  | <p>「信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者」としては、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストが日常的に行う業務を監督する立場にある者を想定しております。いかなる役職の者がこれに該当するかについては、各信用格付業者における権限分配・業務フローの構築状況等により異なり得ることから、その実態を踏まえ個別具体的に判断すべきものと考えられます。</p>   |
| 66                              | <p>金商業等府令案第 298 条第 5 号に「信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者」とあるが、階層的な(ピラミッド的な)管理体制を敷いている場合、どのレベルの管理者をもって監督責任を有するとするのか分かりにくい。監督責任を有する「役員又はこれに準じるもの」としてはどうか。</p> | <p>信用格付の付与に係る過程において格付アナリストが日常的に行う業務を監督する立場にある者を想定しており(例:ストラクチャード・ファイナンス部門の統括責任者)、必ずしも「役員又はこれに準じるもの」に限定する必要はないと考えられます。</p>  |
| 業務の内容及び方法(金商業等府令第 299 条)        |  |  |
| 67                              | <p>業務方法書の作成(金商業等府令案第 299 条)についても、格付方針等の策定・公表と同様に(第 314 条第 2 項)、グループ会社と共同して行うことを認めてほしい。業務方法書の変更の届出(第 305 条)についても同様。</p>   | <p>業務方法書の記載事項(金商業等府令第 299 条)は、業務管理体制の整備(第 306 条第 1 項)に関する事項であり、業務管理体制の整備は同一グループ内の二以上の信用格付業者が共同して行うことが認められている(第 306 条第 5 項)ことから、業務方法書の作成(第 299 条関係)及び変更(第 305 条関係)についても、同一グループ内の二以上の信用格付業者が共同して行うことが可能と考えられます。</p>  |
| 業務運営に関する基本原則(第1号)               |  |  |
| 68                              | <p>「業務運営に関する基本原則」(第 299 条第 1 号)とは会社の使命、社是に当たるものと理解し</p>  | <p>ご指摘のように、「業務運営に関する基本原則」とは、「会社の使命、社是に当たるもの」との</p>   |

|                                    |  |   |
|------------------------------------|--|---|
|                                    | て良いか。行動規範をもってこれに代替することは可能か。  | 理解で結構です。行動規範(金商業等府令第299条第41号)としては、信用格付業者並びにその役員及び使用人が遵守すべきプリンシプルを具体的に定めたものを想定しており、業務運営に関する基本原則の代替となるものではないと考えられます。  |
| <b>業務執行の方法(第2号)</b>                |  |   |
| 69                                 | 「業務執行の方法」(金商業等府令第299条第2号)とは会社法上の当社の業務執行体制なのか、格付付与に至る過程を意味するのか。   | 「業務執行の方法」としては、登録申請者が信用格付業に係る具体的な事業活動を行うために構築している基本的な業務フロー等を想定しています。   |
| <b>信用格付行為の内容・信用格付の対象事項の区分(第4号)</b> |  |   |
| 70                                 | 「信用格付行為の内容」及び「信用格付の対象となる事項の区分」(金商業等府令第299条第4号)とはそれぞれ何を意味するのか。格付定義による区分か、格付対象先区分か、商品別の区分か、様々な切り口が考えられるがどうか。   | 「信用格付行為の内容」とは、信用格付を付与し、又は提供し若しくは閲覧に供する行為をどのような形態で行っているかについて記載を求めたものです。<br>「信用格付の対象となる事項の区分」とは、信用評価の対象となる法人又は金融商品についての区分を想定しています。  |
| 71                                 | 金商業等府令第299条第4号の「信用格付業の信用格付行為の内容」とは、信用格付行為における「信用格付を付与する行為」かつ「提供し若しくは閲覧に供する行為」として提供するサービスに関する事との解釈で良いか。<br>「信用格付の対象となる事項の区分」とは、格付会社が判断することを前提として、事業債、ソブリン、資産証券化商品等という程度の区分でよいか。 |   |
| 72                                 | 金商業等府令第299条第4号において「業として行う信用格付行為」とあるが、金商法第66条の28第2項第2号では「信用格付業の業務の内容及び方法として内閣府令で定める事項」とあることから、「業として」という文言により信用格付業に限定されているとの理解でよいか。  | 金商業等府令第295条第3項第8号において、信用格付行為は信用格付業に係るものに限ることを規定することから、第299条第4号の「業として行う信用格付行為」は、信用格付業から除かれる行為(定義府令第25条)に該当するものは含まれないものと考えられます。   |
| <b>関連業務の範囲(第28号)</b>               |  |   |
| 73                                 | 「信用格付行為に関連する業務」(金商業等府令第299条第28号)とあるが、関連するとは具体的にどういうことを指すのか。関連するしないの判定基準は何か。「関連業務」か「その他業務」かの違いが関係するのは第299条第40号における格付業務との混同を避ける措置についてのみと思われるが、両者を分ける必要はあるのか。                     | 「信用格付行為に関連する業務」とは、信用格付業の業務と必ずしも利益相反の関係にない付随的な業務のうち、信用格付業者において利益相反が生じる可能性を最小化するための措置や信用格付業務と誤認防止措置を自主的に講じるべきものを指すものと考えられ、例えば定義府令第24条第3項及び第25条に係る行為を行う業務が一例として挙げられると考えられます。 |
| 74                                 | 金商業等府令第299条第28号に関して、ある業務が「関連業務」と「その他業務」のいずれに   | 信用格付業者には、関連業務の範囲を自ら定め、これに係る行為が信用格付行為に不当な影   |

|                              |   |  |
|------------------------------|---|--|
|                              | <p>当たるかは、信用格付業者が、各業務の性質等を勘案して合理的に判断することが想定されているとの理解でよいか。「関連する」という用語は抽象的であるので、具体的な基準があるのであれば示してほしい。</p>  | <p>響を及ぼさないための措置の概要を説明書類に記載することが求められます(金商業等府令第318条第3号ト参照)。</p>  |
| 登録申請書の添付書類(金商業等府令第300条)      |   |  |
| 役員の範囲(第1項第2号)                |   |  |
| 75                           | <p>「取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるもの」(金商業等府令第300条第1項第2号)とあるが、「準ずる者」「同等以上の支配力を有する」とは具体的にどのような者(こと)を指すのか。</p>   | <p>「取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」に該当するか否かについては、個別具体的に判断されるものと考えられますが、例えば、業務執行の決定及び業務執行の監督を行う機関の一員として取締役と同等以上の権限が与えられている者などが該当し得るものと考えられます。</p>  |
| 独立委員が独立性を有していると認める理由(第1項第5号) |   |  |
| 76                           | <p>「独立性を有していると認める理由」は金商業等府令第306条第1項第17号イに規定されていることが充足されているということをもって充足しているとの理解でよいか。</p>  | <p>金商業等府令第306条第1項第17号イに規定する独立委員の形式要件を満たす場合であっても、個別具体的事情に応じて、大株主企業、主要取引先などの出身者については、独立した立場とは言い難いケースがあり得ると考えられることから、信用格付業者が当該信用格付業者の事情にかんがみ当該者の独立性の考え方について明らかにする必要があると考えています。</p>  |
| 貸借対照表・損益計算書(第1項第8号)          |   |  |
| 77                           | <p>金商業等府令第300条第1項第8号において求められる計算書類の提出については、連結計算書類の提出も認めてほしい。</p> <p>また、外国法人の場合、計算書類を和文で作直す作業が非常に煩雑であるため、外国法人の設立準拠法及び母国の会計基準に従って作成された、英文の計算書類の提出で足りるものとしてほしい。</p> | <p>登録申請者における資産・負債の内容、収益及びその内訳等は、当該申請者が行う信用格付業に係る利益相反等の状況を把握する上で重要と考えられることから、登録申請書の添付書類として貸借対照表、損益計算書の提出を求めることとしております。これらの計算書類については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成することが必要ですが、様式等について特段の定めはなく、上記の趣旨に照らして必要十分な情報が記載されていることを前提として、外国法人の設立準拠法及び母国の会計基準に従って作成された計算書類の提出が排除されるものではありません。信用格付業者の登録は法人単位で行われることから、原則として、登録申請者毎の計算書類の提出が求められます。なお、金融庁長官に提出する書類については、特別の事情により日本語をもって記載することができない場合には、その訳文を添付することが必要です(金商業等府令第2条)。</p> |
| 信用状態の変化に関する統計その他の情報(第1項第9号)  |   |  |
| 78                           | <p>金商業等府令第300条第1項第9号におい</p>   | <p>金商業等府令第300条第1項第9号の統計そ</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>て提出が求められる統計その他の情報を記載した書面について、対象となる信用格付を含め、具体的にどの範囲の情報を記載するかについては、信用格付業者が合理的に判断して決定するものであり、その情報の範囲がわかるようにこの書面に記載すればよいとの理解でよい。</p>  | <p>他の情報としては、例えば、各信用格付業者の格付分類毎の過去のデフォルト率、デフォルト率の変化や格付遷移等に関する情報などが想定されますが、統計の作成方法、基準等の具体的な内容については、投資者の投資判断に資する分かりやすいものとなるよう、各信用格付業者において決定すべきものと考えられます。なお、信用格付業者間での比較が可能となるよう標準化された基準を定めることについては、今後の検討課題と考えられます。</p>  |
| <b>外国法人の国内拠点設置〔金商法第 66 条の 30 第 2 項〕</b> |  |  |
| 79                                      | <p>金商法第 66 条の 30 第 2 項の「内閣府令で定める場合」として何を規定する予定か。</p> <p>二以上の信用格付業者（登録申請者）が共同して信用格付行為を行う場合において、そのうちの一の信用格付業者（登録申請者）が、国内の法人である場合又は、国内に営業所又は事務所を有している外国法人である場合は、他の信用格付業者（登録申請者）は新たに国内に営業所又は事務所を設置する必要がないことを明確にしてほしい。具体的には、国内拠点の設置義務がないことを明文で認めてほしい。仮に他の信用格付業者（登録申請者）が 又は の国内拠点を自己の営業所又は事務所として登録する方策がとられる場合には、課税上の問題が生じないようにしてほしい。</p> | <p>外国法人については、投資者保護や検査・監督の実効性を確保する観点から、原則として、国内拠点の設置を義務付けることとされています（金商法第 66 条の 30 第 2 項本文）。但し、外国の行政機関等の適切な監督を受けると認められる場合として内閣府令で定める場合には、国内拠点の設置が免除されることとされています（同項但書）。現時点において当該内閣府令の定めはありませんが、今後、投資者保護、相互主義や国際協調の観点に照らして、必要に応じて検討されることとなります。</p> <p>二以上の信用格付業者（又は登録申請者）が共同して信用格付行為を行う場合には、当該二以上の信用格付業者（又は登録申請者）全体について共通の国内拠点の設置が投資者保護や検査・監督の実効性を確保するためには必要と考えられます。従って、ご意見にあるように、二以上の信用格付業者（又は登録申請者）が共同して信用格付行為を行う場合において、そのうちの一の信用格付業者（又は登録申請者）が 国内の法人である場合又は 国内に営業所又は事務所を有している外国法人である場合であっても、外国法人である他の信用格付業者（又は登録申請者）についての国内拠点の設置は必要と考えられます。</p> |
| <b>業務管理体制の整備〔金商法第 66 条の 33〕</b>         |  |  |
| <b>ローテーション〔金商業等府令第 306 条第 1 項第 2 号〕</b> |  |  |
| 80                                      | <p>規制当局は、アナリストのローテーション義務付けの目的が、金商業等府令第 295 条第 3 項第 4 号に定義される主任格付アナリスト（主任アナリスト）及び同項第 5 号に定義される格付関係者（発行体、オリジネーター、アレンジャーを含む。）の間における長期間のビジネス上の関係から生じる潜在的な利益相反の可能性を低減する</p>   | <p>本規制は、格付アナリストが同一の案件に長期間関与することになると、発行者等との間で癒着が生じ、独立性・公正性が損なわれる可能性が生じること、格付は、あらかじめ定められた特定のアナリストによって決定されるものではなく、信用格付業者によって決定されるべきものであることにかんがみ、発行者等との間の癒着</p>  |

ことであると示唆してきたように思われる。しかし、最終的に重要なのは信用格付の質を担保することであり、質が伴わなければ利益相反の管理は無意味なものになってしまう。実際に、当社は、利益相反の問題に対応する一方で、信用格付プロセスの質の確保に全力を尽くし、予め定められたローテーションの方法を用いることなくこの問題に効果的に対処してきたと考えている。利益相反の可能性がローテーションにより提言するという考え方に異を唱えるものではないが、当社は、現時点では当社のプロセスが、利益相反が格付決定に影響することを管理するのに不十分であるとは考えていない。

一般的な考え方として、ローテーションは、信用格付業務を担当する主任アナリストを定期的に変更するよう求めており、一見するとアナリストと格付関係者との間の長期間に及ぶ関係を解消するための簡潔かつ理解し易い方法であるように思われる。理論的には、ローテーションにより、特定の発行体を永続的に担当するアナリストが当該発行体を不適切に優遇する可能性が減り、かつ新しいアナリストが格付関係者に新鮮な観点をもたらすことにもなる。ローテーションがなされれば担当アナリストの活動が後任者により精査されるため、ローテーションが行われることを認識している担当アナリストの不適切な行動は更に抑制される。このような議論にも相応の価値があるのではないかとも思われる。しかし、ローテーションの仕組みによって、分析の質が不必要に低下するならば、本末転倒な結果となることを危惧する次第であり、詳細な検討が必要である。

金商業等府令案第 306 条第 1 項第 2 号のローテーションの仕組みにおいては、特定の信用格付に関わる主任アナリストは、5 年の期間を超えて当該信用格付の付与に係る過程に関与し続けることはできず、その後 2 年間は同じ信用格付の付与に係る過程に関与することができない。当社において、主任アナリストは格付関係者との連絡窓口となり、特定の発行及び / 又は発行体についての調査及び分析を指揮する責任者である。主任アナリストは、格付委員会が信用格付にあたって検討及び決定するために必要な情報を収集、整理、分析する。主任アナリストは、その分野において専門家であり、事業体格付アナリストは、担当会社及びその会社が事業を営む業界に

に対する牽制機能を果たしながら、格付プロセスの品質を確保するために導入するものと考えられます。

本規制では、格付プロセスの品質確保の観点からは、格付アナリストの専門的知識の蓄積が重要な要素であることも踏まえ、主任格付アナリストのローテーションと信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を行う合議体(格付委員会)の委員の3分の1のローテーションの選択制としており、いずれも発行者等との間の癒着に対する牽制機能を果たしながら、格付プロセスの品質確保することに資するものと考えられます。

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
|                       | <p>おける専門家である。資産証券化商品の信用格付は案件ベースで行われるため、アナリストは特定の種類の取引の専門家となる。主任アナリストの中には、長い時間をかけて、その分野における分析に関する信用格付の権威となる者もいる。主任アナリストの有する知識と経験は非常に貴重であり、市場へ提供する徹底的な分析のためにも重要である。当社は、実際には、事業体格付の分析の場合においては、主任アナリストの担当した発行及び発行体の分析をバックアップ・アナリストにも行わせている。しかし、当社の主任アナリスト及びバックアップ・アナリスト間の関係は、必ずしもランクや年功によるものではなく、バックアップ・アナリストは、必ずしも主任アナリストを後任となるよう訓練されている訳ではない。実際に、1人のアナリストがある発行体の主任アナリストとなり、別の発行体のバックアップ・アナリストとなることがあれば、後者の発行体の主任アナリストが、前者のバックアップ・アナリストになる可能性もある。</p> |  |
| <p>各措置の選択(第1項第2号)</p> |  |  |
| <p>81</p>             | <p>金商業等府令第 306 条第1項第2号において「次のいずれかの措置がとられていること」とあるが、各措置の選択は案件毎、委員会毎の選択ということが可能との理解でよいか。</p>   | <p>本規制は、格付アナリストが同一の案件に長期間関与することになると、発行者等との間で癒着が生じ、独立性・公正性が損なわれる可能性が生じること、格付は、あらかじめ定められた特定のアナリストによって決定されるものではなく、信用格付業者によって決定されるべきものであることにかんがみ、発行者等との間の癒着に対する牽制機能を果たしながら、格付プロセスの品質を確保するために導入するものと考えられます。</p> <p>本規制では、格付プロセスの品質確保の観点からは、格付アナリストの専門的知識の蓄積が重要な要素であることも踏まえ、主任格付アナリストのローテーションと信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を行う合議体(格付委員会)の委員の3分の1のローテーションの選択制としており、いずれも発行者等との間の癒着に対する牽制機能を果たしながら、格付プロセスの品質確保することに資するものと考えられることから、同一の信用格付業者において を併用することは排除されないものと考えられます。</p> <p>但し、 を併用する場合、本規制が独立した立場において公正かつ誠実に業務を遂行す</p> |

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
|                     |  | <p>るための措置であることに照らせば、個別案件毎に を恣意的に選択適用することは認められず、あらかじめ の併用方法について基準を定めておくことが必要と考えられます。</p>   |
| 同一の格付関係者(第1項第2号イ・ロ) |  |   |
| 82                  | <p>金商業等府令案第306条第1項第2号イにおいて「同一の格付関係者」とあるが、同一とは法人格ベースと考えてよいか。また、ある会社の格付を担当していた者が、その会社の担当を外れた後、その会社がアレンジする、あるいはオリジネーターである証券化案件等の格付に関与した時も、連続しているものと見做すのか。また、資産証券化商品の場合には、第307条2号に定める四類型の格付関係者のうち、一つの関係者でも同一であればローテーションの対象として考えなければならないということか。そうした場合は対象範囲があまりに拡大し、実務的な対応も相当程度複雑となる。ローテーションの趣旨を勘案しても、資産証券化案件とそれ以外の案件とは切り離すとともに、資産証券化商品については「格付関係者が利害を有する事項」の定義を第309条の内容とすることにより、アレンジヤーが同一の場合のみをもって連続の対象と考えるというのではどうか。</p> | <p>格付関係者が法人である場合には、「同一の格付関係者」であるか否かは当該法人ベースで判断することを想定しています。</p> <p>資産証券化商品については、通常、同一の案件について格付関係者が複数となることが想定されるところ、これらの者の組合せが実質的に同一である場合に限り「同一の格付関係者」に該当するものと考えられます。</p> <p>具体的には、資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合には、通常、 オリジネーター(金商業等府令第307条第2項第1号の原資産の主たる保有者又は第2号の第三者)、 アレンジヤー(同項第4号の事務の受託者)の二者が格付関係者に該当するところ、 及び の両者が同一の者である場合に「同一の格付関係者」に該当するものと考えられます。</p> <p>上記の考え方は、金商業等府令第299条第5号、第306条第1項第2号ロ、第318条第3号イについても同様です。</p> |
| 83                  | <p>金商業等府令案第307条にて信用格付を付与する対象ごとに格付関係者が定義されている。同条に定められている通り、格付関係者が複数存在する。第306条第1項第2号が求める業務管理体制の整備において、格付関係者の一部が異なった場合、同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付には該当しないと理解でよいか。</p>   |   |
| 84                  | <p>いわゆるローテーション・ルールに関する金商業等府令案第306条第1項第2号の「同一の格付関係者」とは、格付関係者のうち誰が同一の場合を指すのか、不明確であると考え。例えば、資産証券化商品についていえば、第307条第2項に列記されたオリジネーター・SPC・アレンジヤーがすべて同一の場合にはじめて「同一の格付関係者」に該当するのか、このうちの一部の格付関係者のみが同一の場合でも「同一の格付関係者」に該当するのか、明確にする必要が存在すると考える。また、複数の引受人やアレンジヤーが関与した場合に、後の案件で引受団やアレンジヤー団のうちの一部の交代があった場合</p>   |   |

|                                   |  |                        |
|-----------------------------------|--|------------------------|
|                                   | に「同一の格付関係者」に該当するのか、明確にする必要が存在すると考える。これらの点についての考えを示してほしい。また、監督指針等何らかのかたちで明確な基準を公表してほしい。   |                        |
| 85                                | 「同一の格付関係者」とは、全ての格付関係者が同一という意味か。「同一の格付関係者」とは誰が同一であることを指すのか明確にほしい。金商業等府令案第299条第5号、第306条第1項第2号ロ、第318条第3号イについても同様か。  |                        |
| 86                                | 事業会社の信用格付の格付関係者は、一般的に社債を発行する法人(つまり、発行体)などを意味するとされているが、資産証券化商品に関しては、SPC、オリジネーター、アレンジャー等を含むとされており、ローテーションの要請のご趣旨が不明瞭になっていると思われる。資産証券化商品におけるSPCは、通常特定の取引のためだけに設立されたSPCであり、従って、それをローテーションの基準として使用することは意味がないように思われる。一方、オリジネーター及びアレンジャーの数は日本において限られており、それらを別個に扱うことは主任アナリストがローテーションにより担当できる取引を厳しく制限することになる。さらに、アレンジャーは一般的に当社が格付する全ての商品に存在し、従って、主任アナリストが異なる商品にローテーションする場合であっても、それでもなお、主任アナリストは以前の職務で関与したアレンジャーによる制限を受ける可能性がある。資産証券化商品のローテーション・ルールにおいては、このような特殊な市場環境をかんがみて、資産証券化商品の格付関係者は特定のオリジネーターとアレンジャーの組み合わせであることを明確化してほしい。 |                        |
| <b>主任格付アナリストのローテーション(第1項第2号イ)</b> |  |                        |
| 87                                | 主任アナリストの専門及び重要性にかんがみれば、金商業等府令案第306条第1項第2号イの5年のローテーションは、信用格付の質の担保の観点からはネガティブな面がある。主任アナリストの知識及び経験のレベルは、当然のことながら時間とともに高まるものであるが、5年後の次のローテーション後に再びリセットされることとなる。当社は、質に関するリスクと、ローテーション・ルールがない場合に格付関係者との長期的な関係を有する主任アナリストに生じるおそれのあるリスクとの間で、バランスを取ることが必要と考え  | 貴重なご意見として参考にさせていただきます。 |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>ている。当社は、主任アナリスト及び格付関係者の関係について長期にわたり変化がない場合には、利益相反があると認識されるリスクについて理解しており、主任アナリストとして5年後にローテーションすることについては質の低下の防止という工夫を要する局面もありえる。潜在的なリスクがあるものの、5年のローテーションについては対処可能であり、当該ルールを設けることに断固反対するものではない。</p>  |  |
| 88 | <p>主任アナリストがコンタクトを有する格付関係者を基準とする資産証券化商品に関するローテーションの代替として、アセットの種類毎のローテーションも有効であると思われる。発行体/オリジネーター/アレンジャーの組み合わせをローテーションの決定要因とするのではなく、主任アナリストは異なるアセットの種類に関与することになる(例えば、ABS から CMBS へ、CMBS から RMBC へ)。</p>  | <p>本規制は、格付アナリストが同一の案件に長期間関与することになると、発行者等との間で癒着が生じ、独立性・公正性が損なわれる可能性が生じること、格付は、あらかじめ定められた特定のアナリストによって決定されるものではなく、信用格付業者によって決定されるべきものであることにかんがみ、発行者等との間の癒着に対する牽制機能を果たしながら、格付プロセスの品質を確保するために導入するものと考えられます。</p> <p>ご提案の方法では、アセットの種類が異なっても格付関係者が同様である場合には、本規制の趣旨が果たせない可能性があり、適当ではないと考えられます。</p>  |
| 89 | <p>金商業等府令第 306 条第 1 項第 2 号イに関して、5年のローテーションの影響は予想の範囲内であり一般的なものであるが、前主任アナリストが以前の職務のうち分析に関する部分に2年間参加しないことが求められている(ローテーション後の隔離の条項が存在する)ために、ローテーション・ルールは致命的な影響があると考えている。前主任アナリストを、以前前主任アナリストが主導していた分析プロセスに参加できないようにすることにより、前主任アナリストが最も高いレベルで職務を行うことができる唯一の領域から当該前主任アナリストを隔離することになるおそれがある。専門分野の中には、1名の主任アナリストが業界全体をカバーしている場合もある。また、前主任アナリストは、既に習得したスキルを活用することができないために新しい専門分野について学ぶことが要求され、かつ新しい分野についても主任アナリストとして5年間しか関与できないと認識した場合、当該前主任アナリストの、高いレベルで職務を行うモチベーションが低減するおそれがある。これらを踏まえると、格付会社が前主任アナリストのスキルを高いレベルに保持するた</p> | <p>金商業等府令第 306 条第 1 項第 2 号イにおける「関与」とは、「主任格付アナリストとしての関与」という意味であり、主任格付アナリストとしての関与以外の関与(例:格付委員会への参加、分析・評価の作業への関与)が禁止されるものではないと考えられます。</p> <p>規制の明確化・潜脱防止の観点から、5年間継続して関与した後の関与禁止期間を定めることは不可欠と考えており、発行者等との間の癒着に対する牽制機能を果たすとの本規制の趣旨に照らせば、2年間の関与禁止期間を定めることが適当と考えられます。</p> <p>なお、「発行体、アレンジャー等の市場仲介者又は他の格付会社が、前主任アナリストの技能を高く評価し、アナリストにその技能を引き続き活用する機会を提供する可能性がある。このような事態となった場合、機密情報は危険にさらされることになる。」との点については、金商業等府令第 306 条第 1 項第 7 号イ 及び の規定による利益相反回避措置、同項第 12 号の規定による情報管理・秘密保持に係る措置等により、適切な対応が図られることが求められると考え</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>めには、前主任アナリストが以前担当していた業界を担当する(格付プロセスに参加することを含む。)ことが好ましいと考える。また、前主任アナリストを分析業務(格付委員会における議論への参加を含む。)から外すことは、格付会社が特定の信用格付に関して一貫性と安定性を失うことに繋がる。</p> <p>それほど極端ではない場合において、前主任アナリストの利用されていないスキルは、その所属する格付会社の中よりその外で高く評価される可能性がある。発行体、アレンジャー等の市場仲介者又は他の格付会社が、前主任アナリストの技能を高く評価し、アナリストにその技能を引き続き活用する機会を提供する可能性がある。このような事態となった場合、機密情報は危険にさらされることになる。また、アナリストが格付会社間で移籍することが常態化すれば、時間とともに格付会社毎の特長がなくなり、その結果市場に対して不利益かつ重大な影響を及ぼすものとなり得る。</p> <p>金商業等府令案第 306 条第1項第2号イの基本の5年のローテーションは負担となるが、当社として対処することは可能であると考えている一方、2年間の隔離は格付会社業界及び市場の両方に広範囲にわたる悪影響をもたらすかもしれないと考えている。当社としては、ローテーション後の2年間の隔離を削除するよう、このルールを修正してほしい。制限の対象は主任アナリストの分析に関する主要な役割(格付関係者との連絡を含む。)に限られるものとし、特定の発行体(資産証券化商品の場合は、発行体、オリジネーター及びアレンジャー)のために格付委員会に参加することを含めて信用格付に関する分析の補助をする役割において引き続き前主任アナリストが関与することを許容することは、人的資源をより良く利用し、市場における一貫性と安定性を確保することにつながると思われる。当社は、このルールの修正が必要であると考えており、検討してほしい。</p> | <p>られます。</p>  |
| 90 | <p>金商業等府令案第 306 条第1項第2号において「五年間継続して」とあるが、この継続の始期は法の施行日を基準とするとの理解でよいか。</p> <p>また、継続期間の算定は主任格付アナリストとして関与した期間のみとの理解でよいか(格付アナリストとして4年担当した後、主任格付アナリス</p>   | <p>登録日以降に信用格付の付与に係る過程に関与した時点が「五年間継続」の起算点になるものと考えられます。</p> <p>金商業等府令第 306 条第1項第2号イにおける「関与」とは、「主任格付アナリストとして関与」という意味であり、「継続」については、関与して</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>トとしてさらに4年担当した場合は5年間継続に該当しない)。</p> <p>「関与」という言葉が3回出てくるが、全て「主任格付アナリストとして関与した」という意味との理解でよいか(例えば、A社の格付担当主任格付アナリストが、同社が組成に関する事務の受託者である金融商品の格付委員会に格付委員として出席した場合は当てはまらないとの理解でよいか)。</p> <p>「継続」とは関与していない期間が2年以上ない場合は「継続」と見做されるということか。</p> <p>措置口を選択した場合、イの措置適用に必要なローテーション管理はする必要があるのか。</p>                   | <p>いない期間が2年未満である場合は「継続」と見做されると考えられます。</p> <p>第306条第1項第2号口を選択した場合には、同号の要件は満たされることから、同号イの要件を満たすための措置を講じる必要はないものと考えられます。</p> |
| 91 | <p>金商業等府令案第306条第1項第2号において、「五年間継続して関与」及び「その後二年間当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関与」とは、あくまで主任格付アナリストとして関与との理解でよいか。</p>  |   |
| 92 | <p>いわゆるローテーション・ルールに関する金商業等府令案第306条第1項第2号イに定める「五年間」は、当該主任格付アナリストが属する格付会社の信用格付業の登録日から起算されること(言い換えれば、同主任格付アナリストが同登録日以前に四年間、同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に継続して関与していた場合でも、同登録日以降五年間は、同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に継続して関与できること)について、確認したい。</p>   |   |
| 93 | <p>金商業等府令案第306条第1項第2号イの現在の記載は曖昧であるため、明確化してほしい。同号イでは、主任アナリストのローテーションの要因となる5年間には、主任アナリストとしての関与した期間のみならず、主任アナリスト以外として関与した期間も含まれ、そのため、主任アナリストが主任アナリストになる前に特定の信用格付に関与していた場合、当該時間が5年の計算に含まれるように思われる。極端な場合、バックアップ・アナリストが当該役割に5年間を費やし、主任アナリストとして後を継ぐ場合は、当該アナリストは直ちにローテーションすることが要求されるのか。5年間の関与を、主任アナリストとしての継</p> |   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | 継続的な関与に限定することを明記してほしい。  |   |
|    | 格付委員会の構成員のローテーション(第1項第2号口)  |   |
| 94 | <p>金商業等府令案第306条第1項第2号口のローテーションの方法に基づき、格付機関が最終的な信用格付に達するために委員会を利用する場合は、少なくとも格付委員会の構成員の3分の1は格付委員会毎に変更されなければならないとされている(但し、資産証券化商品以外に係る格付に関しては、同一事業年度内に同一の格付関係者が利害を有する事項について2以上の信用格付を付与したときは、当該2以上の信用格付を1の信用格付とみなすと理解している。)。確かに信用格付の決定において議決権を有するアナリストをローテーションすることにはなるが、このローテーション・ルールによっては、格付会社と発行体間の主要な接触を通じて発展した緊密な関係により生じる利益相反の可能性が低減されることにはならない。同時に、このローテーション・ルールは、適切に配置する人材の管理及び提供について甚大な負担をかけることになる。</p> <p>金商業等府令案第306条第1項第2号口のローテーションの方法を利用する格付会社は、格付委員会の3分の1以上を定期的に変更しなければならないとされている。このルールは、数値要件が満たされる限り、変更されるべき者については要件を課していない。したがって、このローテーションの方法を選択する格付会社は、格付委員会の機能及び付与される特定の信用格付に対する影響が最も少ないアナリストをローテーションすることが予想される。重要性の低いアナリストをローテーションすることによって要件が満たされるならば、格付関係者と関係を有する可能性が高い構成員(具体的には主任アナリスト及び委員会の議長)はローテーションされない可能性が高いと思われる。結果として、このルールは、格付関係者と長期的に個人的関係を築くことを防止するものにはならない。</p> <p>格付会社が金商業等府令案第306条第1項第2号口のローテーションの方法を選択した場合、業務を管理する費用は多額となる可能性がある。第一に、特に資産証券化商品について、格付委員会を招集し開催することができるか否かという点に悪影響が生じる。当社は、格付委員会の開催にあたり、定例のスケジュールや常任の構成委員を定めていない。必要がある場合(格付</p> | <p>本規制は、格付アナリストが同一の案件に長期間関与することになると、発行者等との間で癒着が生じ、独立性・公正性が損なわれる可能性が生じること、格付は、あらかじめ定められた特定のアナリストによって決定されるものではなく、信用格付業者によって決定されるべきものであることにかんがみ、発行者等との間の癒着に対する牽制機能を果たしながら、格付プロセスの品質を確保するために導入するものと考えられます。</p> <p>格付付与に係る作業は、主任格付アナリストと発行者等との間で意見交換を実施し、これに基づき主任格付アナリスト及び担当アナリストが協働して分析・評価を行い、その結果を踏まえて複数のアナリスト等により構成される格付委員会において格付を決定する、といったプロセスを経ることが通常と考えられます。このうち、主任格付アナリスト( )又は格付委員会の委員( )のローテーションが考えられますが、格付プロセスの品質確保の観点からは、格付アナリストの専門的知識の蓄積が重要な要素であることも踏まえ、主任格付アナリスト及び格付委員会の委員の双方についてローテーションを求めることはせず、主任格付アナリストのローテーションと格付委員会の委員の3分の1のローテーションの選択制としています。</p> <p>なお、ご意見にある「重要性の低いアナリストをローテーションする」との点については、信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を行う合議体(格付委員会)に「重要性の低いアナリスト」を議決権者として参加させること自体が、金商業等府令第306条第1項第6号イの「信用格付業の業務を適切かつ円滑に遂行し得る専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保するための措置」との関係から問題になり得ると考えられます。</p> |

関係者の行為によるか、市場の変化によるか、又は特定の種類の信用格付のために利用される手法の変更等の内部的な理由によるかを問わない。)に、影響を受ける可能性がある信用格付の主任アナリストが情報を評価・分析し、格付委員会による検討に値するか否かを決定し、それから各自の監督者と共に、格付委員会の業務や構成員を決定する。事業会社である発行体については定期的にレビューされるが、必ずしも定例化したスケジュールが設けられているわけではない。事業会社であるか資産証券化商品であるかを問わず、全ての信用格付のための格付委員会は全て、必要に応じて開催される。格付委員会の時期及び内容は、参加者が個別に参加の通知を受けるまで参加者には知らされない。このような環境においてローテーションの要件を機能させるには、必要に応じて格付委員会に参加することが可能である十分な数のアナリストを確保するために多大な追加の人材が必要となるように思われる。特に、この負担は、ルールにより格付委員会毎にローテーションを行うことが要求される資産証券化商品の格付委員会については、必要以上に増大すると予想される。ときには、数日間及び数週間にわたって格付委員会を行うこともある。ローテーション要件に従うためには、一部のアナリストを除外して別の格付委員会に含めることが必要となり、欠席又はスケジュールの調整がつかない場合に備えて待機する追加のアナリストを置く必要が生じる可能性がある。

金商業等府令案第 306 条第1項第2号口のローテーションの方法について、資産証券化商品以外の信用格付については1事業年度の特例が認められている一方で、資産証券化商品に対しては格付委員会毎のローテーションが要請されているのはどのような理由によるものなのか。当社は、ローテーション・ルールが適用されるのは、一連の分析により行われる資産証券化商品の当初の格付アクションであり、当初格付の付与以降の格付アクションを行うモニタリングチームには必ずしも適用される訳ではないという趣旨であると推測している。この趣旨が正しければ、モニタリングのための格付委員会のローテーションに関する要件は、資産証券化商品以外の信用格付に関する要件と同一にするべきと考えられる。

格付会社は、金商業等府令案第 306 条第1項

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>第2号口のローテーション・ルールを遵守するために多くの措置を講じる可能性がある。格付会社は、このローテーション・ルールを遵守し、格付委員会に参加することが可能なアナリストの全体数を確保するために、アナリストの数を増加させる必要がある。追加のアナリストを維持する費用は、信用格付を付与する費用に直接影響する。また、格付会社が、各格付委員会に参加させるアナリストの数を減少させることを選ぶ可能性もある。当社においては、格付委員会が格付アクションを行うことを可能にするためには、当該格付委員会に3名以上のアナリストが参加することが必要である。しかし、実際には、多くの格付委員会は、追加の専門知識のインプット及びより深い議論を可能とするために、補足メンバーを加えて行われている。同様の慣行を有する格付会社には、将来の格付委員会に参加する資格を持つ十分な数のアナリストを維持するために、参加者の数を減少させる強いインセンティブが働いてしまうと思われる。このように、第二のローテーション・ルールは、信用格付を付与する費用を著しく増加させ、格付の質を低下させる可能性があるが、利益相反の可能性を減少させるという目標にほとんど資するものではないと考えている。したがって、当社としては第二のローテーション・ルール全体を削除してほしい。</p> |  |
| 95 | <p>金商業等府令案第306条第1項第2号口において「連続して(中略)付与に係る過程に関与しない」とあるが、「資産証券化商品以外の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合」の「連続して」の意味は、前年度の同一の格付関係者にかかわる信用格付の付与に係る過程に全て参加した者のみを指すと理解してよいか。また、この場合、同一年度間に一度でも合議体構成員の三分の一の構成員が前年度から「連続して」いない者であれば良いと理解してよいか。合議体の構成員とは議決権を有する者と理解してよいか。また、緊急を要するにもかかわらず、本条項を充足する格付委員会が開催できない場合も想定されるが、その場合には格付を付与出来ないという事ではなく、なんらかの善処策が講じられていれば弾力的に運用出来るようにして頂きたい。</p>  | <p>本規制は、信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を行う合議体(格付委員会)の構成員について、同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る格付委員会を複数回行う場合、直前の格付委員会の構成員の3分の1以上の交替を求めるものです。資産証券化商品以外の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合(例:社債格付)には、格付プロセスの連続性にかんがみ、同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付(例:同一の発行者が複数回に渡り発行する社債)については、同一事業年度内に限り、格付委員会の構成員の3分の1以上の交替を行うことを義務付けないこととしております。</p> <p>同一事業年度内に一度でも3分の1以上の交替を行った場合には、その時点において発行者等との癒着に対する牽制機能が生じることから、本規制の要請を満たすものと考えられま</p> |

|                            |  |   |
|----------------------------|--|---|
|                            |  | <p>す。</p> <p>「合議体の構成員」としては、信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定に影響を及ぼし得る者を想定しており、議決権を有する者が該当するものと考えられます。</p> <p>本規制は、発行者等との間の癒着に対する牽制機能を果たしながら、格付プロセスの品質を確保するため、業務管理体制の整備要件の一つとして導入するものであり、禁止行為として定めるものではありませんが、業務管理体制の整備においては、緊急を要する場合が生じることも念頭に置いて、本規制が遵守できないような事態が生じないよう適切な措置を講じることが必要と考えられます。</p> |
| 96                         | <p>いわゆるローテーション・ルールに関する金商業等府令第306条第1項第2号のうち、最終的な意思決定を行う合議体の構成員について定める口の読み方について、合議体の構成員の3分の1以上を交代させれば足りる(例えば、合議体の構成員がA、B、Cの3名であった場合には、A、B、Dとすれば足りる)趣旨と理解しているが、そのような読み方でよいか確認したい。上記の理解でよいとすれば、現状の文案では、合議体の構成員の3分の1未満の者しか連続して関与してはならない(すなわち、合議体の構成員の3分の2以上を交代させなければならない)という趣旨にも読みうることから、表現調整してほしい。</p> | <p>金商業等府令第306条第1項第2号口は、例えば、信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を行う合議体の構成員がA・B・Cの三者であった場合において、次回の合議体の構成員をA・B・Dの三者とすることにより、3分の1以上の構成員が連続して関与しないとの要件を満たすものと考えられます。</p>   |
| 97                         | <p>金商業等府令第306条第1項第2号口について、3分の1の構成員を交替させれば足りるとの理解でよいか。</p> <p>また、資産証券化商品に関する格付については、非常に厳しい規制となっており、資産証券化商品に関する格付と他の格付とで規制を区別する合理的根拠が見当たらず、また、実務上過大な負担となってしまうので資産証券化商品に関する格付についても他の信用格付けと同様の扱いを認めてほしい。</p>   | <p>金商業等府令第306条第1項第2号口は、信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を行う合議体の構成員について、一定の場合にはその3分の1以上の交替を求めるものとの理解で結構です。</p> <p>なお、資産証券化商品については、通常、同一の案件について格付関係者が複数となることが想定されるところ、これらの者の組合せが実質的に同一である場合に限り「同一の格付関係者」に該当するものと考えており、実務上過大な負担となるものではないと考えられます。</p>  |
| 98                         | <p>金商業等府令第306条第1項第2号口の括弧書きに関して、ABCP等のいわゆるプログラム格付については、どのような単位で一の信用格付とみられるのかについて、考えを示してほしい。</p>   | <p>ABCP等のプログラム格付は、法人の信用状態に関する信用格付として、同一事業年度内に二以上の信用格付を付与したときは、当該二以上の信用格付を一の信用格付とみなして、第306条第1項第2号口の規制が適用されることとなります。</p>  |
| 業務の適性確保(金商業等府令第306条第1項第4号) |  |   |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 99  | <p>金商業等府令案第 306 条第 1 項第 4 号八の「損失の危険の管理」は、具体的にどのようなものを想定しているのか。信用格付業者は、トレーディングや貸付等によるエクスポージャーを抱える業務を行わない。</p>   | <p>「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」としては、信用格付業者が行う業務に応じて生ずる可能性があるリスクとして想定されるものに照らし、これらのリスクの現実化を未然に防止するための手続・機構、及びリスクが現実化した場合の対処方法等に係る体制等が考えられます。「損失の危険」は、トレーディングや貸付等によるエクスポージャーに係るものに限られるものではなく、各信用格付業者の業務の内容・規模その他の事情により異なり得るものであり、各信用格付業者において個別具体的に判断されるべきものと考えられます。</p> |
| 法令等遵守〔金商業等府令第 306 条第 1 項第 5 号〕            |  |   |
| 100                                       | <p>金商業等府令案第 306 条第 1 項第 5 号に関して、法令等遵守責任者の設置義務については免除規定がない。日本における業容等に照らし、法令等遵守責任者の設置については、兼任等の代替策が許容されるかどうか確認したい。</p>   | <p>法令等遵守責任者がその職責を果たし得るのであれば、専任であることまで求められるものではないと考えられます。もっとも、金商業等府令第 306 条第 1 項第 10 号イにおいて、法令遵守責任者の報酬の額が信用格付業の業務の実績を受けないことが要求されており、会社の業務の実績によって報酬額について影響を受ける役職にある者については、法令等遵守責任者の兼任は認められません。</p>  |
| 格付付与に用いる情報の品質確保〔金商業等府令第 306 条第 1 項第 6 号ロ〕 |  |   |
| 101                                       | <p>金商業等府令案第 306 条第 1 項第 6 号に関して、情報の品質を積極的に確認するためのデューデリジェンスまでは要求されないとの理解でよいか。</p>   |   |
| 102                                       | <p>金商業等府令案第 299 条及び第 306 条において、格付に用いられる情報について十分な品質を確保するための措置が求められている。当社は行動規範において発行体・同代理人に適時、正確、完全な情報提供を呼びかけ、格付に用いる情報が十分な品質を確保するための合理的な措置を講じており、十分な情報が得られないと判断する場合は格付を行わない。また、格付及び関連コメントの公表に先立ってその写しを発行体・同代理人に提供して事実の正確性と非公開情報有無の確認に努めている。しかしながら、このことは情報が真正であることの検証又は監査を行なう義務を当社が負うことを意味せず、かかるデューデリジェンスに関わる責任はオリジネーターや発行体等に属する。この点を確認したい。</p> | <p>金商業等府令第 306 条第 1 項第 6 号ロでは、個々の格付に係る信用評価の対象、格付付与に係る過程の特性に応じ、信用格付の付与に係る過程の品質管理の観点から、適切な措置を講じることが求められますが、必ずしも信用格付業者自身がデューデリジェンスに積極的に関与することまで求めるものではありません。</p>   |
| モニタリング〔金商業等府令第 306 条第 1 項第 6 号ニ〕          |  |   |
| 103                                       | <p>金商業等府令案第 299 条第 1 項第 17 号及び第 318 条第 1 項第 3 号ニ では「独立した立場から</p>   | <p>そのような理解で結構です。金商業等府令第 299 条第 1 項第 17 号及び 318 条第 1 項第 3 号ニ</p>   |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     | <p>検証を行う機能」と書かれており、本号では「検証を適正に行う機能」となっているが、両者は同じことを意味しているとの理解でよいか。</p>  | <p>の「独立した立場から検証を行う機能」を「検証を適正に行う機能」に修正いたします。</p>  |
|     | <p>過去に格付付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる商品に係る対応(金商業等府令第306条第1項第6号へ)</p>  |  |
| 104 | <p>金商業等府令第306条第1項第6号へにおいて「設計が信用格付業者にとって新規のものである場合」とあるが、設計が新規というのはどういったものを指すのか。新規であってもリスク判断的には簡単なものも多く、新規であるという理由だけで格付付与の可能性を特別に検証する必要はない場合も多い。通常の格付プロセスにおいても格付委員会において格付内容の妥当性は審議される訳であり、「従来とは大きく異なる格付手法の確立が必要である場合等」としてはどうか。</p>                            | <p>ご意見を踏まえ、金商業等府令第306条第1項第6号へを「資産証券化商品(当該資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合に限る。)の信用状態に関する評価を対象とする信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置」に修正いたします。第299条第1項第19号、第313条第3項第3号へ及び第318条第3号二についても同様に修正します。</p> <p>「著しく異なる場合」に該当するか否かについては、当該設計が既存の資産証券化商品と異なる度合いやその格付への影響等を総合的に勘案し、合理的な基準に基づき信用格付業者において決定すべきものと考えられます。ご質問にある「従来とは大きく異なる格付手法の確立が必要である場合」も「著しく異なる場合」に含まれるものと考えられます。</p> |
| 105 | <p>「新規」(金商業等府令第306条第1項第6号へ)とは、資産証券化商品の設計の細部が異なれば直ちにこれに当たるということではなく、信用格付業者が当該設計が既存の資産証券化商品と異なる度合いやその格付への影響等を総合的に勘案してその該非を合理的に判断することが想定されているとの理解でよいか。</p>   |  |
|     | <p>利益相反防止(金商業等府令第306条第1項第7号)</p>  |  |
| 106 | <p>金商法第66条の33第1項では、「信用格付業を公正かつ的確に遂行するため」と明示されており、かつ、金商業等府令第306条第1項第7号において「信用格付業に係る利益相反を防止するため」とあるが、同号イでは「信用格付行為」としか記載されていないため、同号イにおいては指し示す範囲が法文よりも拡大しており不合理である。よって、同号イの「信用格付行為」を「信用格付業に係る」という限定を行うか、金商業等府令第295条第3項第8号の定義において「信用格付業に係る」と追記することで限定すべきである。</p> | <p>ご意見を踏まえ、金商業等府令第295条第3項第8号の「行為」を「行為(信用格付業に係るものに限る。)」に修正いたします。</p>  |
|     | <p>利益相反のおそれのある有価証券の売買等(第1項第7号イ)</p>   |  |
| 107 | <p>「利益相反のおそれがある有価証券」(金商業等府令第306条第7号イ)とは具体的にどのような有価証券のことか。たとえば、格付担当者が格付をしようとしている有価証券のことを指すのか。指す場合、国債のような広く流通しているものも含まれるのか。利益相反の意義が不明確なため確認したい。</p>   | <p>信用格付業者又はその役員若しくは使用人は、格付関係者と内閣府令で密接な関係を有する場合には、当該格付関係者に係る格付の提供等を行うことが禁止されており(金商法第66条の35第1号)、格付関係者との密接な関係として、信用格付業者又はその格付担当者が当該格付関係者が発行者である有価証券の保有者である場合が規定されています(金商業等府</p>   |

|                     |   |   |
|---------------------|---|---|
|                     |   | <p>令第 308 条第 1 項第 3 号)。従って、格付担当者が自ら保有している有価証券の格付の提供等は禁止されることとなります。</p> <p>なお、国債等は禁止対象から除かれることを明確にするため、第 308 条第 1 項第 3 号の「有価証券」を「有価証券(法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券(同項第一号及び第二号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。))を除く。)」に修正いたします。</p> <p>金商法第 66 条の 35 は、信用格付業者に対し、利益相反回避等の観点から、特にその要請の強い事項について、一定の行為を行うことを禁止するものですが、禁止行為に該当しない場合であっても、利益相反又はそのおそれのある行為(特定行為)については適切な対応が求められており(金商業等府令第 306 条第 1 項第 7 号)、同号イ の規定は、上記の禁止行為の実効性確保の観点からも重要であると考えられます。「利益相反のおそれのある有価証券」の具体的な範囲は、信用格付業者の業務の実態及び本規定の趣旨を踏まえ、信用格付業者において決定すべきものと考えられます。</p> |
| 融資関係等(第 1 項第 7 号イ ) |   |   |
| 108                 | <p>金商業等府令案第 306 条第 1 項第 7 号イ (i) に関して、全ての融資について一律の対応が求められているものではなく、例えば少額の融資を受けているに過ぎない場合など、融資の金額に応じて、信用格付業者の判断において適切と考えられる対応をとることが求められているとの理解でよいか。</p>  | <p>融資の金額に応じて利益相反の程度は異なると考えられることから、融資の金額に応じて信用格付業者の判断において適切と考えられる対応をとることが求められているとの理解で結構です。</p>   |
| 109                 | <p>金商業等府令案第 306 条第 1 項第 7 号イ (i) において、格付関係者から融資(債務の保証及び担保の提供を含む。)を受ける行為は利益相反又はそのおそれのある行為とされている。本件規定は登録信用格付業者の行為のみを対象としており、一例としてその最終的な親会社が融資等を受ける行為は対象外であることを確認したい。また、登録信用格付業者が行う経常的な銀行取引に随伴して、例えば一時的な当座貸越が発生した場合、これに該当することとなるかどうかについても併せて確認したい。</p> | <p>金商業等府令第 306 条第 1 項第 7 号イ の規定は、利益相反のおそれがある場合の類型について列記し、各々の場合について利益相反回避措置を講じることを求めるものです。</p> <p>(i) では、信用格付業者が格付関係者から融資等を受けている場合を規定しており、信用格付業者以外の者が受けている融資等は対象外となります。但し、利益相反回避措置については、同号イ において「次に掲げる措置を含む。」と規定されているように、列記されている措置に限定されるのではなく、信用格付業者の親会社等が格付関係者から融資等を受ける場合についても、当該融資の態様、親会社等と信用格付業者との関係等に照らし、特定行為に該当するか否</p>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  |   | かについては、個別具体的に判断すべきものと考えられます。   |
| 110  | 金商業等府令案第 306 条第 1 項第 7 号イ ( ) に関して、銀行法第 16 条の 3 第 1 項では、銀行又はその子会社は、国内の会社の議決権については、合算して、その基準議決権数(総株主等の議決権の百分の五を乗じて得た議決権数)を超える議決権を取得し、又は保有してはならないとしている。銀行法との整合性をとり、「百分の五を超える」と変更すべきである。 | 銀行法第 16 条の 3 第 1 項の規定は、銀行経営の健全性確保等の観点を踏まえたものであり、利益相反のおそれがある場合の例示としての本規定(金商業等府令案第 306 条第 1 項第 7 号イ ( ))と直接的な関連性を有するものではなく、ご指摘のような修正は適当ではないと考えております。 |
| 111  | 「多額の金銭」(金商業等府令案第 306 条第 1 項第 7 号イ ( ))とあるが、何との比較においての多額の金銭なのか。基準はあるのか。  | 本規定では、同一の格付関係者から受領する「信用格付行為に係る役務以外の役務の対価」の「信用格付行為に係る役務の対価」に対する割合をベースに「多額」であるか否かを判断することを想定しています。具体的な割合については、社会通念に照らし、信用格付業者において定めることが適当と考えられます。     |
| 112  | 「多額」(金商業等府令案第 306 条第 1 項第 7 号イ ( ))に当たるか否かは、会社の規模等を踏まえて、信用格付業者が判断するものであるとの理解でよいか。   |  |
| <b>役員等への就任の働きかけ(第 1 項第 7 号イ )</b>                      |   |  |
| 113  | 金商業等府令案第 306 条第 1 項第 7 号イ の趣旨は何か。「働きかけ」や必要な「措置」が何かを理解するために趣旨を明確にしてほしい。  | 本規定は、格付担当者が格付関係者の役員等に就くことを目的として自ら働きかけを行うことが認められると、格付関係者に招聘された後の経済的利得・社会的地位等を見込んで、格付担当者の信用評価に係る判断が歪められ、信用格付業の公正かつ的確な遂行に支障を来たすと考えられることを踏まえたものです。     |
| 114  | 「これに準じるもの」(金商業等府令案第 299 条第 25 号)とはどのようなものを指すのか。   | 「役員又はこれに準ずるもの」の範囲は、本規定の趣旨に照らし、格付関係者に招聘された後の経済的利得・社会的地位等をもたらすと考えられる役職として、個別具体的に判断されることとなるものと考えられます。   |
| 115  | 「役員又はこれに準ずるもの」(金商業等府令案第 306 条第 1 項第 7 号イ )とあるが、具体的にはどういう役職か。  |  |
| 116  | 「これに準ずるもの」(金商業等府令案第 306 条第 1 項第 7 号イ )とはどのようなものを指すのか。   |  |
| <b>離職した格付アナリストに係る過去の関与案件の検証(第 1 項第 7 号イ )</b>          |   |  |
| 117  | 「付与に係る過程に関与した場合」(金商業等府令案第 306 条第 1 項第 7 号イ )とは格付委員会に格付委員として参加した場合も含むということか。   | 「付与に係る過程に関与した場合」とは、信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を合議体で行う場合において、当該合議体の構成員として参加した場合も含まれるとの理解で結構です。   |
| <b>関連業務・その他業務による不当な影響防止措置(金商業等府令第 306 条第 1 項第 8 号)</b> |   |  |
| 118  | 金商業等府令案第 306 条第 1 項第 8 号に関して、「信用格付行為」は信用格付業に係るものと理解している。その理解において、関連業務は信用格付行為に関連する業務であるため、中小規模の格付会社においては、信用格付業と関連業   | 金商業等府令第 295 条第 3 項第 8 号の「行為」を「行為(信用格付業に係るものに限る。)」に修正することから、第 306 条第 1 項第 8 号の「信用格付行為」は信用格付業に係るものとの理解で結構です。   |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     | <p>務の人員配置に関して、人的リソースの観点から兼務という形をとらざるを得ない。そのため、不当な影響を及ぼさないための措置とは、IOSCO 基本行動規範に述べる付随業務において利益相反が生じる可能性を最小化するという趣旨に沿った措置(例えば、関連業務の従事者が関連業務の手数料交渉に参加することを防止する措置および関連業務の従事者の報酬が関連業務の手数料の影響を受けない措置)が想定されているとの理解でよいか。</p> | <p>本号は、信用格付業者の機能の整備を求めたものであり、特定の組織・機構の設置を義務付けるものではありません。具体的に必要な措置の内容は信用格付業者ごとに異なるものと考えられ、各信用格付業者には、その規模や業務の状況に応じた適切な業務管理体制の整備が求められることとなります。</p>   |
|     | <p>資産証券化商品の発行者等に対する情報開示の働きかけ(金商業等府令第 306 条第1項第9号)</p>  |   |
| 119 | <p>「検証」(金商業等府令案第 306 条第1項第9号)とは、IOSCO の「信用格付機関の基本行動規範」1.9 に規定されているモニタリングを指しているとの理解でよいか。</p>  | <p>金商業等府令第 306 条第1項第9号の規定は、証券監督者国際機構(IOSCO)の「信用格付機関の基本行動規範」(IOSCO 基本行動規範) 2.8 「信用格付機関は、業界として、ストラクチャード・ファイナンス商品の発行者やオリジネーターに対し、これら商品に関する全ての関連情報を公表し、これによって、投資家及び他の信用格付機関が、当該発行者及び/又は当該オリジネーターと格付付与の契約を行った信用格付機関とは独立した自らの分析が可能となるよう、働きかけなければならない。(後略)」の規定を踏まえたものであり、本規定中の「分析」が同号の「検証」に対応するものと考えられます。IOSCO 基本行動規範 1.9 に規定されている「モニタリング」を指すものではないと考えられます。金商業等府令第 299 条第 29 号、第 318 条第 3 号子における「検証」についても同様です。</p> |
| 120 | <p>金商業等府令案第 299 条第 29 号に記載されているような発行体・オリジネーターに開示を求める内容の定義や開示状況の監視といった役割を格付機関がその義務として担うのではなく、必要と判断される場合は発行体及びオリジネーターに対する直接の規制として実施されるべきものとする。</p>   | <p>金商業等府令第 306 条第1項第9号の規定は、IOSCO 基本行動規範 2.8 「信用格付機関は、業界として、ストラクチャード・ファイナンス商品の発行者やオリジネーターに対し、これら商品に関する全ての関連情報を公表し、これによって、投資家及び他の信用格付機関が、当該発行者及び/又は当該オリジネーターと格付付与の契約を行った信用格付機関とは独立した自らの分析が可能となるよう、働きかけなければならない。信用格付機関は、ストラクチャード・ファイナンス商品の発行者が、格付が付与された商品に関する全ての関連情報を公表していると当該信用格付機関に報告したか、又は当該情報が非開示に止まっているかに関して、それぞれの格付の発表において開示しなければならない。」との規定を踏まえたものです。</p>  |
| 121 | <p>金商業等府令案第 306 条第1項第9号は、格付会社に対し、資産証券化商品に関連して、格付関係者による信用格付の決定のために格付会社に提供された情報の開示を促すよう要求している。これと類似のルールが、(i) 格付関係者による「レート・ショッピング」の実施を阻止すること、及び(ii) 概して投資家に対する情報の普及を促進することを目的として、他の法域において検討されてきた。当社は、この目的の最終目標に</p>   | <p>金商業等府令第 306 条第1項第9号の規定は、IOSCO 基本行動規範 2.8 「信用格付機関は、業界として、ストラクチャード・ファイナンス商品の発行者が、格付が付与された商品に関する全ての関連情報を公表していると当該信用格付機関に報告したか、又は当該情報が非開示に止まっているかに関して、それぞれの格付の発表において開示しなければならない。」との規定を踏まえたものです。</p>  |

同意しており、意図が同じであるならば、金融庁の取組みに賛同する。ただし、当社が信用格付のプレスリリースを行うのは、当社の結論の理由に関する情報を投資家に提供するためであり、格付関係者が当社に提供したデータを公表するか否かは当社の分析と無関係と考えている。

金商業等府令案第 306 条第 1 項第 9 号イは、格付会社は、「第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目を整理して公表すること」を要求している。「第三者が…重要と認められる」の意味は定義されておらず、曖昧である。各投資家は、各種の情報に異なる評価を与える可能性があるため、規定の定義を明確化することが重要であると考え。何が「重要と認められるか」を格付会社が判断することが求められているのであれば、投資家の責任で行われるべきことを格付会社に義務付けている点で不適切である。同号イの文言が曖昧なままとなるのであれば、格付会社が潜在的に重要である全ての分野を含めた必要以上に総括的な項目リストを作成することが助長される懸念がある。

より多くの情報を公的に開示する義務はその情報の保有者に課されるべきであり、そのような義務付けを促進し求めていくのは規制当局の役割ではないだろうか。金商業等府令案第 306 条第 1 項第 9 号ロにおいて、格付会社は、格付関係者に対し、同号イに基づき格付会社が整理して公表した情報の開示を行うよう「働きかけを行う」ことを要求されている。これは、格付会社に、業務に直接関連しない一定の行動を促すものであり、格付会社に対して規制当局の役割を課すものであると思われる。上記情報を開示する又は開示しない権限を格付関係者が有しているため、格付会社は結果を制御できないと思われる。それが全ての資産証券化商品について要求されており、この点に関して格付会社には適切な強制力がないことから、「働きかけを行う」ことが形骸化してしまう可能性が高いのではないかと考える。格付関係者に対して情報の開示を促し、要求までも行う者としては、規制当局がより適切であるといえる。

金商業等府令案第 306 条第 1 項第 9 号ハについては、金融庁は慎重にドラフトを作成しており、格付関係者が対象の情報を実際に開示したか否

本規定では、信用格付業者に対して、第三者が資産証券化商品の格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目を整理して公表すること、格付関係者に対し、当該資産証券化商品に関する情報の公表等の措置を講じるよう働きかけること、当該働きかけの内容及びその結果について公表すること、を求めるとしております。

本規定の枠組みは、我が国の証券化市場の特性を踏まえたものであり、第三者が独立した立場において資産証券化商品の格付の妥当性について検証することが可能となるよう、本規定に基づき、信用格付業者において適切な対応がなされることが必要と考えられます。

|                                |   |   |
|--------------------------------|---|---|
|                                | <p>かを調査する格付会社側の義務が排除されている。格付会社は、開示が行われたか否かを聴取し、その回答を公表することのみを要求されている。これは恐らく、格付関係者に対して情報を開示するよう一定の公式な圧力をかけるものと思われる。格付会社に調査を要求するという選択肢をとっていた場合には、意図されていない業務負担を格付会社に課し、信用格付の費用を必要以上に上昇させていたと予想される。開示させることが真の目的であるならば、規制当局が規制上の手段を通じて開示を要求することが適切な措置であると思われる。</p> |   |
| 適用範囲(第1項第9号)                   |   |   |
| 122                            | <p>第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性を検証することができるための措置(金商業等府令案第306条第1項第9号)について、適用範囲を教えて欲しい。新規発行(プライマリー)案件に限られるとの理解でよいのか。</p>   | <p>金商業等府令第306条第1項第9号は、資産証券化商品の格付の妥当性について、第三者が独立した立場において検証することが可能となるような措置を講じることを求めるものであり、基本的には、新規案件として格付を付与する場合を念頭に置いています。</p> <p>信用格付の更新時においては、信用状態の変化に伴い適時適切な対応が迫られ、格付関係者に対する情報開示の働きかけを行うことに実務上の困難を伴うことも想定されることから、全ての場合について一律的に本規定に基づく対応が求められるものではありませんが、本規定の趣旨に照らして、実務上の適切な対応が講じられることが望ましいものと考えられます。</p>                            |
| 妥当性評価のための重要情報項目の整理・公表(第1項第9号イ) |   |   |
| 123                            | <p>「妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目」(金商業等府令案第306条第1項第9号イ)は独自に決めるものと理解して良いか。</p>  | <p>具体的な情報の項目は、日本証券業協会の自主規制規則(「証券化商品の販売等に関する規則」)に盛り込まれている標準情報レポート・パッケージ(SIRP)や、信用格付業者が格付を付与する際に発行者等に対して要求する情報のリストなども参考にしつつ、資産証券化商品の特性等を踏まえ、信用格付業者において決定されるべきものと考えられます。</p> <p>資産証券化商品は、典型的なものから個別性の強いものまで様々であり、典型的なものについては、SIRPを参考にすることが考えられる一方、個別性の強いものについては、各信用格付業者における格付付与に係る方法も区々であると考えられることから、信用格付業者間で項目を統一することを求めることはしていません。</p> |
| 124                            | <p>「第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目」(金商業等府令案第306条第1項第9号イ)とは、具体的にはどのような情報が想定されるのか。例えば、金商業者や格付会社が格付を付与する際に発行会社に要求するリストのようなものを想定しているのか。</p>  |   |
| 125                            | <p>金商業等府令案第306条第1項第9号イに規定する項目に関して、格付会社間で項目が異なると、市場を混乱させないか。</p>   |   |
| 格付関係者に対する情報の公表等の働きかけ(第1項第9号ロ)  |   |   |
| 126                            | <p>「働きかけを行うこと」(金商業等府令案第306</p>  | <p>金商業等府令第306条第1項第9号ロの「働き</p>   |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     | <p>条第1項第9号口)とあるが、具体的働きかけは口頭によるものでも良いとの理解でよいか。</p>  | <p>かけ」の方法について特段の定めはなく、口頭で行うことを妨げるものではありません。同号八では「口に基づき行った働きかけの内容及びその結果」について公表が求められており、公表内容が事実と相違ないことについて事後的に検証可能とすることが必要と考えられることから、働きかけを口頭で行う場合も含め、働きかけの内容及びその結果は「格付関係者との交渉の経過を記録したもの」(第315条第1項第1号ト)として、帳簿書類として保存する必要があると考えられます。</p>   |
| 127 | <p>金商業等府令案第306条第1項第9号に明記された信用格付の妥当性とは、付与された格付の確からしさ(ベースシナリオ等の設定やその根拠が合理的で蓋然性が高く信頼度のあるものか)について検証することを意図しており、公表された情報で格付そのものを付与して比較するレベル(投資家はその情報を基に投資判断が可能な程度もしくは他の信用格付業者が格付できるレベル)までは意図していないとの理解でよいか。後者の場合、関係する契約書なども含め詳細で多岐な情報の開示が必要になり、当事者にとり守秘義務性の高い情報まで開示することとなるため、実務上大きな制約となる。</p> | <p>金商業等府令案第306条第1項第9号は、信用格付業者及び格付関係者以外の第三者が独立した立場において信用格付の妥当性について検証することができることを確保するためのものであり、他の信用格付業者が当該信用格付を付与した信用格付業者と同等の条件で信用格付を付与することを可能とすることまで予定するものではありません。</p> <p>同号口において、信用格付業者には格付関係者に対して情報開示を行うように働きかけることが要求されています。従って、例えば、資産証券化商品の組成に関する事務の受託者が守秘義務を負っている場合であっても、当該者が守秘義務を負っていることをもって形式的に開示が拒絶された旨を公表すれば足りるものではなく、例えば、資産証券化商品の原資産の主たる保有者の同意があれば当該情報を開示できる場合には、原資産の主たる保有者に対して情報の開示を働きかける必要があります。</p> |
| 128 | <p>金商業等府令案第306条第1項第9号イ及びロにおいて、秘密情報については契約により守秘義務が課せられているのが通常であるが、このような守秘義務は当然にして尊重されるという理解でよいか。なお、日本証券業協会が推奨する標準情報レポート・パッケージ(SIRP)においても、守秘義務が課されている情報については非開示とすることが認められており、各種規制での整合性の観点からも尊重されるべきものと考えられる。</p>   | <p>同号ロによる働きかけを受けて格付関係者が行う情報開示の方法については、法令上特段の定めはなく、情報を公表することが困難であるやむを得ない事情がある場合において、格付関係者との間で守秘義務契約を締結した上で必要な情報を提供する方法を採用すること自体は排除されるものではありません。</p>   |
| 129 | <p>金商業等府令案第306条第1項第9号に明記された信用格付の妥当性とは付与された格付けの確からしさ(ベースシナリオ等の設定やその根拠が合理的で蓋然性が高く信頼度のあるものか)について検証することを意図して、公表された情報で格付そのものを付与して比較するレベル(投資家はその情報を基に投資判断が可能な程度もしくは他の信用格付業者が格付できるレベル)のものまでは意図していないとの理解でよいか。後者の場合、関係する契約書なども含め詳細で多岐な情報の開示が必要になり本号口</p>  |  |

|                                   |  |   |
|-----------------------------------|--|---|
|                                   | に則り公表する場合、格付関係者にとって守秘義務性の高い情報まで開示することとなり実務上、大きな制約となる。  |   |
| 130                               | 金商業等府令案第 306 条第 1 項第 9 号イの「当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目」とは、付与された信用格付の確からしさについて検証することが出来る事項（ベースシナリオ等の設定やその根拠が数値で表せる等合理的で蓋然性が高く信頼度のあるもの）を意図しているものであって、他の信用格付業者が当該公表された事項をもって改めて当信用格付を付与できるほどの詳細の情報の項目を整理して公表することまでは意図していないと考えてよいか。なぜならば、後者の場合、関係する契約書なども含め詳細で多岐にわたる情報の開示が必要になり、また、守秘義務のかかる情報まで開示が求められることとなり、第 306 条 1 項 9 号ロに従い公表する場合、実務上障害があるため。 |   |
| 131                               | 「公表その他の…措置」（金商業等府令案第 306 条第 1 項第 9 号）には、例えば、守秘義務契約を締結した場合にその相手に個別に提供する等、公表以外の方法も含まれるとの理解でよいか。  |   |
| 132                               | 金商業等府令案第 306 条第 1 項第 9 号の公表の代替措置（「第三者が当該信用格付の妥当性について検証することができるための措置」として、具体的に何を想定しているか。   |   |
| 133                               | 金商業等府令案第 306 条第 1 項第 9 号ロについて、公表以外の「第三者が当該信用格付の妥当性について検証することができるための措置」として、当該資産証券化商品の保有者又はこれに投資をしようとする者が請求をした場合に、格付関係者等が、必要に応じて守秘義務契約を締結した上で、必要な情報を提供する体制を整えることも該当するとの理解でよいか、確認したい。また、同府令の修正又は監督指針等において、その旨を明確にしてほしい。   | 金商業等府令第 306 条第 1 項第 9 号は、信用格付業者及び格付関係者以外の第三者が独立した立場において資産証券化商品の信用格付の妥当性について検証することができることを確保するためのものであり、信用格付業者において、あらかじめ格付関係者が開示すべき対象者の範囲を当該資産証券化商品の保有者又はこれに投資をしようとする者に限定しているような場合には「第三者が当該信用格付の妥当性について検証することができるための措置」には該当しないものと考えられます。 |
| <b>働きかけの内容・結果の公表〔第 1 項第 9 号ハ〕</b> |  |   |
| 134                               | 金商業等府令案第 306 条第 1 項第 9 号ハにおいて、同号ロに基づく働きかけの内容及びその結果の公表が信用格付業者に求められている。働きかけの結果に関しては、信用格付業者が、格付関係者が開示している URL 等を信用格付  | 金商業等府令第 306 条第 1 項第 9 号ハは、信用格付業者が同号ロに基づき行った働きかけの内容及び信用格付業者の働きかけを受けた格付関係者における資産証券化商品に関する情報の公表の状況について、当該格付関係  |

|                                  |   |   |
|----------------------------------|---|---|
|                                  | の提供又は閲覧のために用いる書面に記載することによいか。  | 者から聴取した結果について、信用格付業者に対して公表を求める規定です。 については、格付関係者が資産証券化商品に関する情報を公表している場合には、当該格付関係者のホームページのURL等を信用格付の提供又は閲覧のために用いる書面等に記載することによる対応も可能と考えられます。   |
| 135                              | 金商業等府令案第 306 条第1項第9号に関して、働きかけや、働きかけの内容及び結果の公表は、いつの時点で行う必要があるのか。格付付与・提供・公表の後でもよいのか。  | <p>金商業等府令第 306 条第1項第9号は、信用格付業者及び格付関係者以外の第三者が独立した立場において信用格付の妥当性について検証することができることを確保するためのものであり、他の信用格付業者が当該信用格付を付与した信用格付業者と同等の条件で信用格付を付与することを可能とすることまで予定するものではありません。</p> <p>従って、同号口の働きかけ及び同号八の公表については、必ずしも信用格付を付与する前に行うことが義務付けられるものではありませんが、投資者に対する情報提供機能を十分に発揮する観点からは、信用格付の提供又は閲覧のために用いる書面等において同号八の公表も併せて行うことが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、やむを得ない事情により同号口の働きかけ及び同号八の公表を格付の公表後に行わざるを得ない場合でも、本規定の趣旨に照らし、可能な限り速やかに対応すべきものと考えられます。</p> |
| 136                              | 金商業等府令案第 306 条第1項第9号に関して、例えば、格付関係者が当該資産証券化商品に関する情報は未だ公表していないと信用格付業者に伝えるに留まっている状況においては、信用格付業者としては、「未公表」と公表すれば足りるとの理解でよいのか。 | <p>金商業等府令第 306 条第1項第9号八の公表については、投資者に対する情報提供機能を十分に発揮する観点からは、信用格付の提供又は閲覧のために用いる書面等において同号八の公表も併せて行うことが望ましいと考えられます。</p> <p>信用格付業者が同号口の規定による働きかけを行ったにもかかわらず、格付関係者において資産証券化商品に関する情報が公表されていないことが要因となって、付与した信用格付を遅滞なく公表することが妨げられることは適当ではないと考えられることから、格付公表時点において、格付関係者において資産証券化商品に関する情報が公表されていない場合には、その旨を公表すれば同号八の要請は満たされるものと考えられます。</p>   |
| 報酬等の決定方針〔金商業等府令第 306 条第1項第 10 号〕 |   |   |
| 137                              | 「当該信用格付の手数料の影響」(金商業等府   | 格付担当者とは、「格付関係者が利害を有す  |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>令案第 306 条第 1 項第 10 号口)とあるが、「当該」とは当該格付担当者が関与したものを指すとの理解でよいか。会社全体の収益状況に連動することは問題ないとの理解でよいか。</p>  | <p>る事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に關与する格付アナリスト及び当該信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を行う合議体の構成員をいう」とされており(金商業等府令第 295 条第 3 項第 5 号)、第 306 条第 1 項第 10 号口の「当該信用格付」とは、第 295 条第 3 項第 5 号において格付担当者との関連において規定されている信用格付を指すものであり、具体的には、格付担当者が自らその付与に係る過程に關与している信用格付を指すものとの理解で結構です。従って、一般的には信用格付業者全体の収益状況に連動することは問題ないとの理解で結構です。</p> |
| <p>信用評価の結果に関する一般的な性質に係る虚偽表示防止(金商業等府令第 306 条第 1 項第 15 号)</p> |   |  |
| 138   | <p>「評価の結果に関する一般的な性質」(金商業等府令案第 306 条第 1 項第 15 号)とあるが、何を意味しているのか。格付記号の定義を指すとの理解でよいか。</p>  | <p>本規定は、信用格付は、将来の不確定な信用リスクについて専門的知見に基づき表明される意見であり、事実の表明ではないものと解され、この点について投資者に誤解を与えないための措置が講じられることを確保するためのものです。「信用状態の評価の結果に関する一般的な性質」とは、このような信用格付の特性を意味するものであり、格付記号の定義とは異なるものと考えられます。</p>   |
| 139   | <p>「信用状態の評価の結果に関する一般的な性質」(金商業等府令案第 306 条第 1 項第 15 号)に関する虚偽表示等とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。</p>   |  |
| 140   | <p>信用格付業者の満たす管理要件に関しては賛同する。格付会社の行為規制はあるが、金融庁や他の行政機関より保証されたと誤解される「表示」に対しても金融庁として、何らかの措置も考えてほしい。</p>  | <p>金商業等府令第 313 条第 3 項第 5 号において、「信用評価の結果の妥当性について、金融庁長官その他の行政機関がこれを保証したものと誤解されるおそれがある表示を行わないこととされていること」が格付提供方針等の要件として規定されており、第 306 条第 1 項第 14 号において、「格付方針等に従い、信用格付業の業務を遂行するための措置がとられていること」が業務管理体制の整備要件として求められています。</p>   |
| <p>監督委員会(金商業等府令第 306 条第 1 項第 17 号)</p>                      |   |  |
| 141   | <p>金商業等府令案第 306 条第 1 項第 17 号に規定する監督委員会に要求される役割とは何なのか。「前各号に掲げる措置が適切に講じられることを確保するため」とあるが、具体的な役割については特に定めがないということか。</p>                                | <p>信用格付業者並びにその役員及び使用人には、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行すること(誠実義務)が求められています(金商法第 66 条の 32)。信用格付業者が信用格付業を公正かつ的確に遂行するため、業務管理体制の整備が義務付けられ(金商法第 66 条の 33)、その具体的な要件が金商業等府令第 306 条第 1 項第 1 号から第 16 号までに規定されていますが、信用格付業者による業務管理体制が適切に講じられているかを社外者からの視点も踏まえて検証する枠組みを整備することが必</p>   |
| 142   | <p>金商業等府令案第 306 条第 1 項第 17 号は、監督委員会の設置を規定している。同号の序言において、監督委員会は、格付業務の健全性及びコンプライアンスを主に取り扱う同項第 1 号から第 16 号の規定の監督に責任を負うと規定されている。条文には、監督委員会の多くの側面(発見</p> |  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>を報告する相手、委員会の議長、委員会を開催する頻度及びその機能方法を含むが、これらに限られない。)について記載がない。監督委員会の設置を規定している金商業等府令案第 306 条第 1 項第 17 号イにおいては、外部の又は「独立の」委員についての要件が記載されているが、誰が内部的に委員となることができるかに関する規定はない。この点に関して条文に規定されていないのは、金融庁がこの点につきプリンシパルベースのアプローチを採用しており、条文を遵守する限り監督委員会の運営方法につき各格付会社に委ねているためであると理解している。</p> | <p>要と考えられます。</p> <p>このような観点から、第 306 条第 1 項第 17 号において、専門性・独立性を有する者(独立委員)が参画する合議体(監督委員会)の設置に関する措置を講じることを求め、監督委員会には、第 306 条第 1 項第 1 号から第 16 号までに掲げる業務管理体制の要件として規定されている措置が適切に講じられていることを確保することを要求しています。</p> <p>監督委員会については、上記の求められる役割のほか、同号イの委員の専門性及び同号ロからホまでに掲げる独立委員に関する規定以外の特段の規定は設けられておらず、その権限・運営方法の細目は、各信用格付業者において、監督委員会がその役割を十分に果たすことができるよう適切に定められるべきものと考えられます。</p> |
| 143  | <p>会社法上の監査役の独立性確保の観点からは、監査役が会社の業務執行に係るのは問題と思われるが、監督委員会(金商業等府令案第 306 条第 1 項第 17 号)の機能をあくまで取締役会に対する報告乃至勧告に止め業務の執行を伴わないことにすれば、独立委員に当該信用格付業者の監査役が就任することも可能と考えるがどうか。</p>  | <p>監督委員会の権限・運営方法の細目は、金商業等府令第 306 条第 1 項第 17 号において規定する要件の下、各信用格付業者において、監督委員会がその役割を十分に果たすことができるよう適切に定められるべきものと考えられます。</p> <p>なお、監査役の監督委員会の独立委員への就任の可否について、本号では監査役の就任を禁じる規定はありませんが、会社法その他の関係法令によって定められる監査役の職務権限その他の規定に照らして判断すべきものと考えられます。</p>   |
| 144  | <p>「提出されること」(金商業等府令案第 306 条第 1 項第 17 号ホ)とあるが、文書によるもので無ければいけないという事か。「定期的」とあるが、頻度等に特段の制限はないとの理解でよいか。</p>   | <p>本規定は、監督委員会において独立委員の意見が適切に反映されることを確保するための枠組みです。独立委員の意見の提出方法・頻度については特段の制限は設けられていないことから、これらの事項については、各信用格付業者において、監督委員会がその役割を十分に果たすことができるよう適切に定められるべきものと考えられます。</p> <p>なお、監督委員会に提出された独立委員の意見は「監督委員会の議事録」(第 315 条第 1 項第 7 号)の内容として、帳簿書類に記載されるべきものと考えられます。</p>   |
| <p>ローテーション・監督委員会の適用免除の承認(金商業等府令第 306 条第 2 項・第 3 項)</p> |  |  |
| 145  | <p>グローバルな格付機関であっても、そのうち一部の拠点の人員が少ない場合、金商業等府令案第 306 条第 2 項の適用が認められるとの理解でよいか。世界各地に拠点がある場合であって</p>  | <p>一定の要件の下、二以上の信用格付業者について共同して業務管理体制を整備することが認められており(第 306 条第 5 項)、グローバルに業務展開を行う格付会社については、このような</p>  |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | も、個々の拠点の規模が大きいとは限らず、信用格付の品質確保の観点から、例外を認める必要がある。また、これを認めないと、グローバルな格付機関にとっても、新たな拠点の新設を困難とする。新たな拠点の設置に関する事情は、グローバルな格付機関と新規参入の格付機関とで、それほど差があるわけではないことを留意してほしい。   | 枠組みを利用して業務管理体制の整備を行うことが考えられます。金商業等府令第 306 条第 2 項又は第 3 項の規定は、上記の枠組みを前提として、「信用格付業者の役員及び使用人の数、信用格付業に係る業務の特性、規模、複雑性その他の事情を勘案し、当該規定を遵守することが困難」である場合につき、その適用についての検討がなされるものと考えられます。 |
| 146   | グローバルな格付機関であっても、そのうち一部の拠点の人員が少ない場合、金商業等府令第 306 条第 3 項の適用が認められると理解してよいか。世界各地に拠点がある場合であっても、個々の拠点の規模が大きいとは限らず、例外を認める必要がある。また、これを認めないと、グローバルな格付機関にとっても、新たな拠点の新設を困難とする。新たな拠点の設置に関する事情は、グローバルな格付機関と新規参入の格付機関とで、それほど差があるわけではないことを留意してほしい。 |  |
| 147   | 金商業等府令第 306 条第 2 項、第 3 項は一定の場合にアナリスト・ローテーション・ルールの適用又は独立委員を含む監督委員会設置義務を一定の条件の下で免除する規定であるが、この適用を受け得るか否かの基準が事前に公表または照会への回答により明らかにされることを要望する。  | 貴重なご意見として参考にさせていただきます。   |
| <b>二以上の信用格付業者による業務管理体制の共同整備(金商業等府令第 306 条第 5 項)</b> |  |  |
| 148   | 金商業等府令第 306 条第 5 項において、役員の共通性を要求する意味があるのか。役員の共通性は削除して欲しい。仮に役員の共通性を要求する場合、ここでいう「役員」は、全ての役員が共通であることを求めるものではなく、役員が一人でも共通であればよいとの理解でよいか。   | ご意見を踏まえ、金商業等府令第 306 条第 5 項、第 314 条第 2 項、第 319 条第 2 項の「共通の役員及び国内における代表者」を「共通の国内における代表者又はこれに準ずる者として第二百九十七条に規定する者」に修正いたします。   |
| 149   | 金商業等府令第 306 条第 5 項において、役員の共通性を要求する意味があるのか。役員の共通性は削除してほしい。<br>仮に役員の共通性を要求する場合、ここでいう「役員」は、全ての役員が共通であることを求めるものではなく、役員が一人でも共通であればよいとの理解でよいか。金商業等府令第 319 条第 2 項についても同様か。  |  |
| 150   | 金商業等府令第 314 条第 2 項について、信用格付業者が金商法第 66 条の 30 第 2 項但書の規定により国内拠点設置義務を免除される場合、信用格付業者が日本に支店を有しない以   |  |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     | <p>上、「国内における代表者」が共通であることは不可能であるので、そのような場合は「国内における代表者」が共通であることは求められないという理解でよいか。仮に「国内における代表者」に金商業等府令案第 297 条の国内における代表者に順ずる者を含むという趣旨であれば、その点を明確にして欲しい。金商業等府令案第 319 条第 2 項についても同様か。</p>  |   |
| 151 | <p>金商業等府令案第 306 条、第 314 条、第 319 条において、関係法人である複数の格付会社が共同して業務管理体制整備、格付方針等公表又は説明書類の縦覧を行うにあたり、共通の役員及び国内における代表者を有することが条件とされている。当社グループにおける格付業務はすべて、グループのシニア・マネジメントが定め、また IOSCO 基本行動規範に準拠した方針に従って運営されている。現在、海外拠点同士で役員の兼任はないものの、かかる事実がグループにおけるグローバルに一貫性をもった業務遂行を何ら妨げるものではない。本要件における共通の役員の必要性について再度検討してほしい。</p> |   |
| 152 | <p>信用格付業者が金商法第 66 条の 30 第 2 項但書の規定により国内拠点設置義務を免除される場合、信用格付業者が日本に支店を有しない以上、「国内における代表者」が共通であることは不可能であるので、そのような場合は「国内における代表者」が共通であることは求められないという理解でよいか。仮に「国内における代表者」に金商業等府令案第 297 条の国内における代表者に準ずる者を含むという趣旨であれば、その点を明確にしてほしい。</p>   |   |
| 153 | <p>「共同して信用格付行為を業として行う」(金商業等府令案第 306 条第 5 項)とはどのような場合か。必ずしも個々の格付行為を共同して行っているか否かが基準となるのではなく、グループで一体経営や体制整備が行われているかなど、総合的に判断されるとの理解でよいか。</p>  | <p>信用格付行為とは、信用格付を付与し、又は提供若しくは閲覧に供する行為をいう(金商業等府令第 295 条第 3 項第 8 号)とされ、これらの行為を共同で行う場合には、「共同して信用格付行為を行う」場合に該当します。「共同」の考え方について、例えば、1 回でも信用格付の付与に係る過程を共有したことのみをもって「共同」とした場合には、対象範囲が無限定に拡がり、かえって信用格付業者の業務の実態が適切に反映されないおそれもあることから、「共同」に該当するか否かについては、信用格付業者の業務運営の考え方や実態を踏まえ、個々の信用格付行為を共同して行う蓋然性などに照らして総合的に判断されるべきものと考えられます。</p> |
| 154 | <p>「共同して信用格付行為を業として行う」(金商業等府令案第 306 条第 5 項)とはどのような場合か。必ずしも個々の格付行為を共同して行っているか否かが基準となるのではなく、グループで一体経営や体制整備が行われているかなど、総合的に判断されるとの理解でよいか。第 319 条第 2 項についても同様か。</p>   |   |

|  |   |   |
|--|---|---|
| 155  | <p>金商業等府令案第 306 条第5項において、「二以上の信用格付業者」が共同することが要件とされているが、世界各地の拠点でグループ単位で信用格付業を行う場合、必ずしも全ての拠点が日本で登録を受けるとは限らない一方、グループレベルで体制整備を行っていることから、「信用格付業者」に限定せず、信用格付業を行う者と共同して体制整備を行うことも認めてほしい。</p>   | <p>二以上の信用格付業者が一体となってグローバルに業務を行っているとの実態も踏まえ、二以上の信用格付業者が共同して信用格付行為を業として行う場合には、当該二以上の信用格付業者が共同して業務管理体制を整備することができることを例外的に認めることとしておりますが、規制・監督の対象はあくまで登録を受けた信用格付業者であり、信用格付業者が信用格付業を公正かつ的確に遂行することを確保するためには、規制・監督の対象となる信用格付業者において業務管理体制の整備を行う必要があると考えられます。</p>  |
| 156  | <p>「共同して業務管理体制を整備する」(金商業等府令案第 306 条第5項)とはどういうことか。一方が一つを満たし、他方がもう一つの要件を満たすということによいか。例えば、要件を満たす法令等遵守体制は一方しか整っていない場合であっても、他方は法令等遵守体制の要件は満たしているという扱いになるとの理解によいか。</p>  | <p>「共同して業務管理体制を整備することができる」の規定としては、様々な局面が考えられますが、ご質問の件については、例えば、信用格付業者(外国法人)である場合において、国内に設置する営業所又は事務所(国内拠点)において、金商業等府令第 306 条第1項に規定する業務管理体制の整備要件を満たす場合には、当該拠点がグループ内の他の信用格付業者(外国法人)の国内拠点を兼ねることにより、当該他の信用格付業者についても、同項の業務管理体制の整備要件を満たすことになるとの効果をもたらすものと考えられます。</p> <p>一般的には、二以上の信用格付業者が相互に補完して業務管理体制を整備することを想定しており、二の信用格付業者(甲、乙)のうち、甲のみが業務管理体制の整備要件を満たし、乙については業務管理体制の整備要件を満たしていないような場合について、金商業等府令第 306 条第5項の規定により直ちに乙の業務管理体制の整備が不要ということにはならないものと考えられます。</p> |
| <p>国外拠点に係る業務管理体制の整備要件の一部の適用免除の承認〔金商業等府令第 306 条第6項〕</p> |   |   |
| 157  | <p>世界各地の拠点で信用格付業を行っているグループ会社の場合、日本国外の拠点についても日本法に従って業務管理体制を整備することとなると、過重な負担となり、現実的でない。したがって、国外の拠点については、例えば、金商業等府令案第 306 条第2項、第3項のような承認制の下、金商業等府令案第 306 条第1項の体制整備を免除する枠組みを設けてほしい。少なくとも、アナリストローテーション規定(金商業等府令案第 306 条第1項第2号)、退職者に係る見直し規定</p> | <p>業務管理体制の整備要件のうち一定の事項(第2号、第4号、第7号イ から まで、第9号及び第17号)については、国外拠点の所在国における規制の具体的なアプローチと異なり得ることが想定されることを踏まえ、これらの事項については、信用格付業者が他の代替的な措置を講じることにより公正かつ的確に業務を遂行することができることと認められること、当該代替的な措置を講じることにより公正かつ的確に業務を遂行することについて母国当局の適切な</p>   |

|                           |   |   |
|---------------------------|---|---|
|                           | (同項第7号イ)、妥当性検証のための情報公表措置(同項第9号)、監督委員会(同項第17号)については、国外拠点がこれらを遵守することは実際には不可能であることから、免除できるようにしてほしい。  | 監督を受けると認められること、との要件が満たされる場合には、金融庁長官が個別免除の承認を行うことを可能とする枠組みを整備します(金商業等府令第306条第6項、第7項及び第8項参照)。   |
| <b>格付関係者(金商業等府令第307条)</b> |   |   |
| 158                       | 「貸付けに関する事務(組成に関するものに限る。)の受託者」(金商業等府令案第307条第1項第1号)とあるが、具体的にはどのような役割を受託したものが含まれるのか。法人の長期優先債務のみを格付している場合であっても、当該法人が借り入れる、格付対象とはなっていない貸付けに関する事務の受託者も格付関係者となるのか。そうした情報を全て入手するのは困難とも思われ、かつ格付関係者が必要以上に増大してしまう事となるのではないか。ここでの当該法人は当該格付付与対象となる資金の貸付けに限定すべきではないか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第307条第1項第1号の「当該法人に対する資金の貸付けに関する事務(組成に関するものに限る。)の受託者」を「当該法人に係る組成に関する事務の受託者」に修正いたします。<br>なお、ローンのアレンジャーは、金商業等府令第307条第2号の「当該金融商品の組成に関する事務の受託者」に該当するものと考えられます。 |
| 159                       | 「資金の貸付け」(金商業等府令案第307条第1項第1号)には、少額の貸付けは含まれるべきでなく、重要な貸付けに限定すべき。また、すでに返済済みの貸付けは含まないとの理解でよいか。   |   |
| 160                       | 金商業等府令案第307条第1項第1号における「受託者」は、ローンのアレンジャーのみ(貸付けを行う金融機関は含まない。)を意味するとの理解でよいか。「当該法人に対する資金の貸付けに関する事務(組成に関するものに限る。)の受託者」を格付関係者とするのは、(いわゆる発行体格付ではなく)いわゆるローン格付のみであるとの理解でよいか。「組成」は、資金の貸付けの組成を意味するとの理解でよいか(金商業等府令案第310条第2号参照)。                                     |   |
| 161                       | 金商業等府令案第307条第1項第2号において、金融商品の状態に関する評価における格付関係者の定義を定めている。格付会社と金融商品の引受人には、直接的な契約関係、直接的な接触はない。そのような当事者を特定し管理することは実務的に不可能であるため除外してほしい。   | ご意見を踏まえ、金商業等府令第307条第1項第2号の「引受人」を削除いたします。  |
| 162                       | 金商業等府令案第307条第1項第2号ほか「当該金融商品の組成に関する事務の受託者」とは、スキームの立案や関係者間の調整を行う者(いわゆるアレンジャー)を指すとの理解でよいか。   | そのような理解で結構です。   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 163   | <p>「資産証券化商品」によっては、特別目的法人や信託が、多数のオリジネーターから原資産を取得し、あるいは損失の危険を引き受ける事例も存在するが、金商業等府令案第 307 条第2項第1号・第2号の「主たる保有者」「主たるもの」に該当するか否かの基準についての考えを示してほしい。また、監督指針等何らかのかたちで明確な基準(例えば、原資産の総額に対して一定の具体的な割合以上の原資産を譲渡し、あるいは損失の危険を移転した者に限って「主たる保有者」又は「主たるもの」と評価するといったような数値基準)を公表してほしい。</p> | <p>金商業等府令第 307 条第2項第1号の「原資産の主たる保有者」及び同項第2号の「第三者(主たるものに限る。)」に該当するか否かについては、例えば、資産証券化商品の原資産の数や各保有者における原資産の保有状況などに照らして個別具体的に判断する必要があると考えられます。</p> |
| 164   | <p>「組成に関する事務の受託者」(金商業等府令案第 307 条第2項第4号)とあるが、具体的にはどのような役割を受託したものまでが含まれると考えればよいか。例えば、SPCの業務受託者(会計事務所)は、現状日本の市場において寡占状況にあるが、こうした信用力に直接関係しない事務受託者も含まれると解すべきか。</p>   | <p>金商業等府令第 307 条第2項第4号の「組成に関する事務の受託者」は、いわゆるアレンジャーを指し、特別目的法人の事務に関する業務受託者(会計事務所)は一般的には組成に関する事務の受託者には該当しないと考えられます。</p>                           |
| 165   | <p>金商業等府令案第 295 条第3項第1号柱書では、金融庁長官が指定するものを「資産証券化商品」から除外することが規定され、同号ホでは金融庁長官が指定するものを「資産証券化商品」の対象に加えることが定められている。これらの指定の対象となる商品の「格付関係者」について、金商業等府令案第 307 条では特に定めは設けられていないが、どのように考えるべきか考えを示してほしい。</p>  | <p>金商業等府令第 295 条第3項第1号ホ及びチにおいて金融庁長官が指定するものに係る格付関係者を含める観点から、第 307 条第2項第1号及び第2号において、「(これらの者と実質的に同一であると認められる者を含む。)」を追加いたします。</p>                 |
| <p><b>禁止行為:密接な関係を有する場合の格付提供の禁止(金商法第 66 条の 35 第1号)</b></p> |   |   |
| <p><b>格付関係者との密接な関係(金商業等府令第 308 条)</b></p>                 |   |   |
| 166   | <p>「役員又はこれに準ずる者」(金商業等府令案第 308 条第1項第1号)とあるが、具体的にはどういった役職を指すのか。同二号に同じ。</p>  | <p>「役員又はこれに準ずる者」の範囲は、格付関係者からの経済的利得等を見込むことによって、信用格付業に係る利益相反が生じることを防止する必要があるとの本規定の趣旨に照らし、経済的利得等をもたらすと考えられる役職として、個別具体的に判断されることとなるものと考えられます。</p>  |
| 167   | <p>「準ずる者」の具体的な範囲を教えてください(金商業等府令案第 308 条第1項第1号及び第2号)。</p>  | <p>「役員又はこれに準ずる者」の範囲は、格付関係者からの経済的利得等を見込むことによって、信用格付業に係る利益相反が生じることを防止する必要があるとの本規定の趣旨に照らし、経済的利得等をもたらすと考えられる役職として、個別具体的に判断されることとなるものと考えられます。</p>  |
| 168   | <p>デリバティブ取引について「当該格付関係者に関するもの」(金商業等府令案第 308 条第1項第4号)とあるが、どういう意味か。当該格付関係者の信用力を対象としたデリバティブ取引(CDS等)との理解でよいか。</p>   | <p>当該格付関係者の信用力を対象としたデリバティブ商品も含まれますが、これに限らず当該格付関係者が発行する有価証券その他の金融商品に関するデリバティブ商品一般を含むものと考えられます。</p>   |
| 169   | <p>「デリバティブ取引(当該格付関係者が発行する有価証券又は当該格付関係者に関するものに限る。)」(金商業等府令案第 308 条第1項第4</p>  | <p>デリバティブ取引については、「当該格付関係者が発行する有価証券又は当該格付関係者に関するものに限る」こととされています。従って、</p>   |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | 号)の範囲を限定して、明確にしてほしい。例えば、指数構成銘柄など多数の有価証券に関するデリバティブ取引の場合に、その中に格付関係者が発行する有価証券が含まれていても、この規定の対象外となるとの理解でよいか。   | 例えば、指数の構成銘柄など多数の有価証券に関するデリバティブ取引において、当該多数の有価証券のうち当該格付関係者が発行する有価証券が含まれている場合など、実質的に当該格付関係者が発行する有価証券又は当該格付関係者との直接的な関連性が低いと認められるデリバティブ取引については、当該取引に関する権利を有する者である場合であっても、金商業等府令第 308 条第 1 項第 4 号に規定する場合には該当しないものと考えられます。   |
| <b>格付関係者が利害を有する事項(金商業等府令第 309 条)</b>              |   |   |
| 170   | 金商業等府令第 309 条第 3 号の規定は、法人については、(いわゆる発行体格付ではなく)いわゆるローン格付のみを念頭においているものであり、ここでいう「組成」は、当該法人に対する資金の貸付けの組成を意味するとの理解でよいか(金商業等府令第 310 条第 2 号参照)。                    | 金商業等府令第 310 条第 2 号を「金融商品又は法人の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合における当該金融商品又は当該法人の設計に関する重要な事項」と修正いたします。<br>ローン格付は金融商品の信用状態に関する評価に対応するものであり、法人の信用状態に関する評価に対応するものとしては、例えば、ABCP プログラムの格付などが考えられ、「当該法人の設計」としては、ABCP プログラムの設計などが想定されます。  |
| <b>禁止行為:助言を行った場合の格付提供の禁止(金商法第 66 条の 35 第 2 号)</b> |   |   |
| <b>信用格付に重要な影響を及ぼすべき事項(金商業等府令第 310 条)</b>          |   |   |
| 171   | 「組織形態並びに主要な資産及び負債の構成」(金商業等府令第 310 条第 1 号)とあるが、格付付与後の説明において、主要な資産及び負債の構成につきコメントする場合はどう考えるのか。(第 311 条も併せて解釈すれば)特定の格付水準を示して具体的な取引を勧奨することのみが許されないという意味との理解でよいか。 | 主要な資産及び負債の構成について、格付付与後に付与した信用格付に関する説明として組織形態並びに主要な資産及び負債の構成に関して説明すること自体は金商法第 66 条の 35 第 2 号の禁止行為には該当しないものと考えられます。ご質問の「特定の格付水準を示して具体的な取引を勧奨すること」の具体的内容が必ずしも明かではありませんが、信用格付の対象に係る組織形態、主要な資産及び負債の構成等について助言を行った場合には、当該信用格付の提供等は金商法第 66 条の 35 第 2 号の禁止行為に該当し、信用評価を行う前に、あらかじめ、定められた格付を当該信用評価の結果として提供すること等を格付関係者との間で約束する行為は、金商業等府令第 312 条第 1 号の禁止行為に該当するものと考えられます。 |
| 172   | 「債権の組成に関する重要な事項」(金商業等府令第 310 条第 2 号)とあるが、重要な事項とは具体的にこういったものを指すのか。   | 金商業等府令第 310 条第 2 号を「金融商品又は法人の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合における当該金融商品又は当該法人の設計に関する重要な事項」に修正いたします。   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 173   | <p>禁止行為を「組成に関する重要な事項」(金商業等府令案第 310 条第 2 号)とすることは、IOSCO 並びに米 SEC において禁止行為を「設計」としていることに比して、禁止行為を著しく拡大するものである。格付会社は、資産証券化商品を対象とする信用格付付与の過程において、アレンジャーの設計したスキームを所与として、格付方法の説明、契約書等に関する格付方法に基づくコメント、あるいは専門家等の意見を踏まえた問題点の指摘等、様々な事項について格付関係者に伝達する。これらは、投資者にとって極めて有用な行為であり、適正な信用格付業を行うために必要不可欠な行為である。これらの行為を「組成に関する重要な事項」と捉え、広く禁止することは、実質的に資産証券化商品の信用格付を禁止することを意味する。したがって、IOSCO 基本行動規範 1.14-1 の趣旨に沿う形で、「組成に関する重要な事項」を「設計に関する重要な事項」に修正すべきである。</p> | <p>ご意見を踏まえ、金商業等府令第 310 条第 2 号の「組成」を「設計」に修正いたします。</p>   |
| <b>禁止の対象から除かれる助言の態様(金商業等府令第 311 条)</b>      |  |  |
| 174   | <p>「格付付与方針等及びこれに関連する事項」(金商業等府令案第 311 条)とあるが、「これに関連する事項」とはどういったものを指すのか。個別具体的に明文化されている必要はあるか。</p>  | <p>金商業等府令第 311 条の「これに関連する事項」としては、金商法第 66 条の 36 第 1 項の規定により公表が求められる格付付与方針等(金商業等府令第 313 条第 2 項)において直接記載のない信用格付業者の格付方法の細目や前例等が該当するものと考えられます。当該事項の性質にかんがみ、必ずしも全てが個別具体的に明文化されている必要はないと考えられます。</p> |
| <b>禁止行為:内閣府令で定める行為(金商法第 66 条の 35 第 3 号)</b> |  |  |
| <b>特定の格付の事前約束の禁止(金商業等府令第 312 条第 1 号)</b>    |  |  |
| 175   | <p>金商業等府令案第 312 条第 1 号は、格付水準の事前確約を禁止する趣旨との理解でよいか。</p>  | <p>金商業等府令第 312 条第 1 号は、信用格付業者又はその役員若しくは使用人は、信用評価に先立ち、特定の格付の確約を(黙示的・明示的を問わず)行うべきではない(IOSCO 基本行動規範 1.14)との考え方を踏まえて規定するものです。</p>  |
| 176   | <p>金商業等府令案第 312 条第 1 号の記載については、「資産証券化商品の信用状態に関する評価についてのみ、格付付与方針等及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付けを格付関係者に対してあらかじめ提供する行為を除く」と除外規定が「資産証券化商品」のみに限定されているが、金商業等府令案第 295 条第 3 項第 1 号の規定には該当しないその他の仕組債の場合においても同様の行為を認めてほしい。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、金商業等府令第 312 条第 1 号の「資産証券化商品の信用状態に関する評価について、」を削除いたします。</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 177                                     | <p>金商業等府令第 312 条第 1 号に関して、例えば、有価証券届出書を提出して国内 CB を発行しようとする場合、発行決議時( = 有価証券届出書提出時)には発行する CB について格付けの取得が間に合わなかった等の理由で、当該届出書の取得格付け欄に、発行会社が過去に発行した社債の格付けを流用して、「格付機関から格を取得する予定である。」旨の記載を行い、条件決定にかかる訂正届出書提出時(又は、それ以前に)当該 CB の格付けが取得できた際に、当該訂正届出書で実際の取得格付けを記載することが実務上行われていたと考える。</p> <p>信用格付業者の禁止行為として、「信用評価を行う前に、あらかじめ、定められた信用格付を当該信用評価の結果として提供し、又は閲覧に供することを格付関係者との間で約する行為」が挙げられているが、実務上、発生する可能性のある上記のような事象についてその取扱いを確認したい。</p> | <p>金商業等府令第 312 条第 1 号は、信用格付業者又はその役員若しくは使用人が一定の行為を行うことを禁止するための規定であり、金商法第 5 条第 1 項の規定に基づき発行者が提出する有価証券届出書の記載事項について制約を課することを目的とする規定ではありません。有価証券届出書における取得格付の記載については、企業内容等の開示に関する内閣府令第 2 号様式などに基づいて行われるべきものと考えられます。</p>  |
| <b>金銭・物品の受領等の禁止(金商業等府令第 312 条第 2 号)</b> |  |  |
| 178                                     | <p>「業務上必要と認められるもの」(金商業等府令第 312 条第 2 号)とは具体的にどういったことを対象として考えているのか。インタビュー時に席上で出された弁当等値段が不明の場合はどう扱うのか。また、格付先製品等の額は原価で考えるのか。一般にも供与される頒布品等も対象か。同一日、同一人で総額 3 千円との理解でよいか。</p>   | <p>「業務上必要と認められるもの」としては、業務の一環として出席した会議その他の会合において格付関係者から提供を受ける弁当、茶菓等が対象となるものと考えられます。金額については、時価を基準とすることが適当と考えられますが、時価の把握が困難な場合には、社会通念上相当と認められる額を基準とすることも考えられます。なお、広く一般に無料で配布されるものについては、対象外と考えられます。</p> <p>「同一日における総額が三千円以下」は、同一の格付関係者から同一人に対する総額を基準とすることが適当と考えられます。</p>                       |
| 179                                     | <p>「信用格付業者の格付担当者が信用格付の付与に係る過程において、格付関係者から金銭又は物品(同一日における総額が三千円以下であり、かつ、業務上必要と認められるものを除く。)の交付を受け、その交付を要求し、又はその交付の申込みを承諾する行為。」は禁止の対象となっているが(金商業等府令第 312 条第 2 号)、発行体あるいは組成に関わるいわゆるアレンジャー、その他格付関係者が信用格付業者に対して支払う手数料、また契約に基づき支払われる実費等は当該禁止事項には該当しないものであるとの理解でよいか。</p> <p>信用格付業者が、一定の基準(商品)に基づ</p>  | <p>金商業等府令第 312 条第 2 号は、独立性確保、利益相反回避、格付プロセスの公正性確保等の観点から、特にその要請の強い事項について、一定の行為を行うことを禁止するために定めるものであり、格付担当者が個人的に金銭又は物品の交付を受けること等が禁止対象となるものと考えられます。説明書類において開示が求められている「信用格付業者と格付関係者との間の一般的な手数料の体系」(第 318 条第 2 号八)に基づき支払われる手数料、信用格付業者と格付関係者との間の契約に基づき支払われる実費等の交付を受けること等が本規定により禁止されるものではありません。</p> |

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
|                                | き請求する手数料、実費等は当然に支払うべきものと考え、除外の対象としてほしい。   |  |
| 180                            | 金商業等府令案第 312 条第 2 号において、禁止の対象となる金銭又は物品の交付は、格付担当者が個人的に交付を受けるものを意味するものであり、信用格付業者に対する報酬・手数料の支払を受けることは含まれないとの理解でよいか。  |  |
| 格付方針等〔金商法第 66 条の 36〕           |   |  |
| 格付付与方針等〔金商業等府令第 313 条第 2 項〕    |   |  |
| 信用格付の対象事項の区分〔第 2 項第 3 号〕       |   |  |
| 181                            | 「信用格付の対象となる事項」(金商業等府令案第 313 条第 2 項第 3 号)とは何か。「評価の前提となる事項」とはどのようなことを指すのか。「当該基準を採用する理由」とはどういう意味か。   | 「信用格付の対象となる事項の区分」とは、信用評価の対象となる法人又は金融商品についての区分を想定しています。<br>「当該基準を採用する理由」については、当該基準に関する詳細な説明により代替し得るものと考えられることから、金商業等府令第 299 条第 36 号イ、第 313 条第 2 項第 3 号の「及び当該基準を採用する理由」を削除いたします。     |
| 182                            | 金商業等府令案第 313 条第 2 項第 3 号イにおいて「信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準」とは、個々の符号(等級)に相当する信用格付の定義のことと考える。IOSCO 基本行動規範 3.5 では、信用格付機関が格付決定を行う際の用いた各格付分類(rating category)の意味を説明することとしており、その格付分類を採用する理由の記述を求めている。各格付分類の意味こそが格付の定義そのものであることから、本号については個々の符号(等級)に相当する定義を記載すれば十分である。したがって、「当該基準を採用する理由」を削除すべきである。   |  |
| 格付関係者に対する事実誤認有無の確認〔第 2 項第 4 号〕 |   |  |
| 183                            | 金商業等府令案第 313 条第 2 項第 4 号は、格付会社に対して、「事実の誤認の有無」について確認することを目的として、格付関係者が格付アクションの結果をその公表前に検討する機会を与えるよう要求している。更に、括弧内に、格付関係者が「意見を述べる」ことを可能とするために「合理的な時間」を与えるという要件が規定されている。この規定は、金融庁が IOSCO 規範の「実現可能な場合」という条件の代わりに事前の通知を要求し、「合理的な時間」を認めることを選択している点及び IOSCO 規範では「意見」という言葉を使用していない点を除き、IOSCO 基本行動規範 3.7 に基づく要件(当社は、これを当社の職務行動規範に組み入れている。)と類似している。 | 金商業等府令第 313 条第 2 項第 4 号では、「格付関係者が事実の誤認の有無について確認することが可能となるための方針及び方法」の一つの要素として、「格付関係者が意見を述べるために必要な合理的な時間を確保するための方針及び方法」を定めています。従って、ここでの「意見」は「事実の誤認の有無について確認」した結果に係るものに限られるものと考えられます。 |
| 184                            | 金商業等府令案第 313 条第 2 項第 4 号の文言   |  |

|                                 |  |  |
|---------------------------------|--|--|
|                                 | <p>は、格付関係者に「意見を述べる」ことを認めているという点で曖昧である。投資家が述べることを認められる意見は、信用格付期間による検討のため提示された信用格付のプレスリリース案において事実に関する情報に誤りがあること又は秘密情報が含まれていることのみに関するものと考えられるのであれば、当社は、括弧内の末尾は「事実に関する誤り又は当該情報の秘密性を理由として一定の情報が含まれるべきであること(又は含まれないべきであること)」に関して意見を述べる」と修正してほしい。</p> |  |
| 185                             | <p>「意見を述べる」(金商業等府令案第 313 条第 2 項第 4 号)の意味が、格付関係者に対して信用格付の決定に関する反論を認めることであるならば、信用格付の分析及び付与における格付会社の独立性に対する不適切な干渉となる。それが条文の文言の趣旨であるならば、当社はとしては断固として反対し、この規定から削除してほしい。</p>   |  |
| 186                             | <p>金商業等府令案第 313 条第 2 項第 4 号に関して、IOSCO 基本行動規範 3.7 には「実現可能な場合には」との条項が含まれているが、これは、格付関係者に対して事前通知をすること又は事前通知に対する回答を待つことが信用格付の公表を不合理に遅らせる場合には、信用格付を公表できるようにするためである。現在の条文案はこのコンセプトがそのまま残されているか明らかではなく、この点に関して明確化してほしい。</p>                            | <p>金商業等府令第 313 条第 2 項第 4 号では、「格付関係者が意見を述べるために必要な合理的な時間を確保するための方針及び方法」と規定しています。本規定は、格付関係者が事実の誤認の有無について確認をすることが可能となるよう、あらかじめ、合理的な時間を確保した上で、信用格付の付与に当たり信用格付業者が利用した主要な情報を格付関係者に通知することを求めるものです。このような前提の下、格付関係者が合理的な理由なく回答を引き延ばす場合など、当該通知に対する回答を待つことによって信用格付の公表が不合理に遅れることとなる場合には、格付の公表は付与後遅滞なく行われること(第 313 条第 3 項第 1 号)の要請を満たすことが困難になることから、格付関係者からの回答を待つことなく格付の公表を行うことも認められるものと考えられます。</p> |
| 格付提供方針等(金商業等府令第 313 条第 3 項)     |  |  |
| 格付付与後遅滞なく公表すること(第 3 項第 1 号)     |  |  |
| 187                             | <p>付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に関して、金商業等府令案第 313 条第 2 項第 4 号に掲げた方針に従った上で遅滞なく行われることを意味しているとの理解でよいか。</p>  | <p>ご理解のとおりです。</p>  |
| 広く一般に対する提供・閲覧に供すること(第 3 項第 2 号) |  |  |
| 188                             | <p>「閲覧に供する行為が広く一般に対して行われること」(金商業等府令案第 313 条第 3 項第 2 号)</p>   | <p>金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号において、インターネットの利用その他の方法により公表</p>   |

|                               |   |  |
|-------------------------------|---|--|
|                               | とは、インターネット上のサイトの場合には無料で不特定多数が閲覧できるページに掲載すべきということか。有料での掲示も排除するものではないとの理解でよいか。また、個別案件ごとに、格付けを公表する媒体の数・種類に差をつけることは、各格付業者の判断に任されているとの理解でよいか。                    | <p>することが求められる事項については、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保の観点に照らせば、基本的には無料で不特定多数が閲覧できるページに掲載すべきと考えられます。このほかに、より詳細な情報について、ご指摘のように、有料での掲示を行うこと、個別案件毎に公表する媒体の数・種類について差を設けることについては、各信用格付業者の判断に委ねられているものと考えられます。</p> <p>なお、インターネットの利用その他の方法により公表することが求められるもののうち、格付方針等（金商法第 66 条の 36 第 1 項）及び説明書類（法第 66 条の 39）については、常時公表されていることが必要であることを明確化するため、金商業等府令第 314 条第 1 項及び第 319 条第 1 項を「投資者及び信用格付の利用者が常に容易に閲覧できるよう公表しなければならない」と修正いたします。</p> |
| 189                           | 金商法第 66 条の 36 第 2 項において、信用格付業者は、格付方針等に従って「信用格付業」の業務を行わなければならないとされていることから、例えば定義府令案第 25 条第 1 号に規定する信用格付など、「信用格付業」から除かれるものについては、提供・閲覧を広く一般に対して行う必要はないとの理解でよいか。 | 信用格付業から除かれるものについては、金商法上の規制の適用外となるため、ご理解のとおりで結構です。  |
| 190                           | 国内に拠点を有しない外国法人の場合、信用格付を提供し、閲覧に供する場合の言語は日本語である必要がないことを確認してほしい。   | 外国法人である信用格付業者が国内の営業所又は事務所以外の拠点において信用格付を公表する場合については、必ずしもすべての情報について日本語による公表が義務付けられるものではありません。ただし、外国法人である信用格付業者が、国内の営業所又は事務所以外の拠点において公表する信用格付であっても、主に日本の投資家が利用することが想定される信用格付については、投資者保護の観点からは、日本語で提供されることが望ましいものと考えられます。  |
| <b>格付提供時の公表事項(第 3 項第 3 号)</b> |   |  |
| 191                           | 金商業等府令案第 306 条第 1 項第 9 号及び第 313 条第 3 項第 3 号等の情報開示規定について、細目を監督指針等で明確化するにあたっては、かかる明確化が実務運用の硬直化を招くおそれがあるというデメリットにも配慮してほしい。                                     | 貴重なご意見として参考にさせていただきます。   |
| 192                           | 金商業等府令案第 313 条第 3 項第 3 号に定める公表事項に関して、不動産証券化の場合、守秘義務が課された秘密情報が多く(第 3 号ルの事  | 金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号ルは、投資者が資産証券化商品の格付の根拠について理解することが可能となるよう、資産証券化商品  |

|                                       |   |   |
|---------------------------------------|---|---|
|                                       | <p>項には秘密情報が含まれる可能性がある。)、当該秘密情報なくしては正確な信用評価を下すことが困難である場合が多いことから、秘密情報には例外規定を設けるべきと考える。特に、テナントとの賃貸借契約の内容の開示は個人情報保護法の問題やプライバシーの侵害に当たる可能性もある。証券業協会が推奨する SIRP においても、守秘義務が課されている秘密情報については非開示とすることが認められており、各種規制の整合性の観点からも尊重されるべきものと考ええる。</p>                  | <p>の一般的な性質を踏まえて一定の事項について公表を求めるための規定であり、個人情報保護やプライバシー侵害の観点から問題となり得るような秘密情報についてまで公表することを義務付けるものではないと考えられます。</p>   |
| 193                                   | <p>情報開示規定の運用にあたっては、案件関係者以外への情報の公表を前提とした場合、発行市場の縮小を招く可能性があることや、中小企業がオリジネーターの場合は、情報の公表によって、営業資産の譲渡が資金繰り悪化を想起させるような風評リスクにさらされたり、公表された情報が当該資産証券化商品への投資以外の目的(中小企業の信用リスク判断の材料等)に転用されることにより、不利益を被るオリジネーターが生じることも考えられること等にかんがみ、関係者の不利益がなるべく生じないよう配慮してほしい。</p> | <p>格付関係者のうち資産証券化商品の原資産の保有者(オリジネーター)の名称については、例えば、診療報酬債権の証券化を行う病院や授業料債権の証券化を行う学校法人など、医療や教育などの業種の特性にかんがみ、当該名称が公表されるとレピュテーションに重大な影響が生じる可能性が高いと認められる場合など、実務上非公表とせざるを得ない場合も想定されることから、合理的な理由を付すことを前提に属性情報(業種、規模、所在する地域)の公表による代替を認めるための規定を整備しています(金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号但書)。</p> |
| 194                                   | <p>当社では付与した格付を公表する際に日本語と他言語の 2 通りで行う場合があるが、その場合、金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項は日本語で公表することとし、他言語での公表内容は特に同府令案に規制されず信用格付業者の裁量としてほしい。</p>   | <p>日本語による公表内容が金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げられている項目を網羅している場合には、これにより同号の要件を満たすものと考えられるため、別途、日本語以外の言語による公表を行う場合について、同号に掲げられている項目を網羅する必要はないと考えられます。</p>  |
| 195                                   | <p>金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号は、信用格付を提供し、又は閲覧に供する場合の公表事項を定めているが、当該規定は施行後に組成された証券化が対象であり、既存の証券化は対象外との理解でよいか。既存の証券化も対象となると格付関係者間で情報開示に係る事務負担等が増大し、場合によっては格付関係者からの格付け取り下げ等の事態も発生し市場が混乱することで市場に対する信認に影響が及ぶことが懸念される。</p>                                       | <p>金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号の規定は、信用格付業者の登録を受けた際に現に当該信用格付業者によって格付が付与されている金融商品の格付については、適用しないことを経過規定(附則第 8 条第 2 項)において明確化することとします。</p>   |
| <p>・格付関係者の氏名・名称の非公表(第 3 項第 3 号但書)</p> |   |   |
| 196                                   | <p>金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号但書の趣旨は何か。透明性確保の観点からは、適用場面を限定すべきではないか。「公表しない理由」として、どのようなものがあり、どこまで許容される</p>  | <p>格付関係者のうち資産証券化商品の原資産の保有者等(オリジネーター)の名称については、例えば、診療報酬債権の証券化を行う病院や授業料債権の証券化を行う学校法人など、医</p>   |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     | か。  | 療や教育などの業種の特性や規模等の個別具体的な事情にかんがみ、当該名称が公表されるとレピュテーションに重大な影響が生じる可能性が高いと認められる場合など、実務上非公表とせざるを得ない場合も想定されることから、合理的な理由を付すことを前提に属性情報(業種、規模、所在する地域)の公表による代替を認めるための規定を整備しています(金商業等府令第313条第3項第3号但書)。このような趣旨に照らせば、これを削除することは適当ではないと考えられます。また、上記の趣旨に照らせば、「公表しない理由」としては、オリジネーターの業種の特性、規模など、その属性に応じてオリジネーター名が公表された場合の影響等の個別具体的なかつ合理的な理由が求められるものと考えられます。このような趣旨を明らかにするため、第313条第3項第3号但書の「公表しない理由」を「公表しない合理的な理由」に修正いたします。 |
| 197 | 金商業等府令案第313条第3項第3号に関して、曖昧である一方で、ここでの本質的な問題は匿名性が正式に許容されていることである。この情報開示の領域における国際的な方向性は明らかであり、取引の基本情報の完全な開示を求めるものである。当社は、日本における資産証券化商品の多くが私的なものであると理解しているが、完全な開示を推奨し匿名性を阻止することが求められていると考えている。そのため、匿名性を許容する規定は削除されるべきであると考えている。 |  |
| 198 | 金商業等府令案第3項第3号但書は、「ホに掲げる事項(格付関係者の氏名又は名称)に代えて、同項第1号又は第2号に掲げる者の業種、規模及び所在地並びに公表しない理由を公表することができる。」としているが、規模・所在地を記載すると特定される度合いが高まり、実質的に氏名又は名称を記載することと同様の効果を招来する結果となることが懸念される。従って、規模・所在地は削除することを検討してほしい。                           | 金商業等府令第313条第3項第3号但書において、資産証券化商品の格付関係者のうち、原資産の保有者等(オリジネーター)の氏名又は名称については、その公表に代えて、当該オリジネーターの業種、規模及び所在する地域を公表しない合理的な理由と併せて公表するとの代替的な対応が認められています。オリジネーターの業種、規模及び所在する地域については、当該オリジネーターの氏名又は名称を非公表とすることに照らせば、当該オリジネーターが特定されない範囲内において、投資者に対する情報提供機能が著しく損なわれることのないよう配慮した記載が求められるものと考えられます。   |
| 199 | 金商業等府令案第313条3項3号に「ホに掲げる事項に代えて、同項第1又は第2号に掲げる者の業種、規模及び所在地」とあるが規模、所在地を記載すると特定される度合いが高まり実質的に氏名又は名称を記載することと同様の効果を招来する結果となることが懸念される。従って規模、所在地は削除することを検討してほしい。   | 具体的には、「業種」については、建設業、製造業、小売業、医療・福祉などの分類に基づく記載、「規模」については、総資産、売上高、従業員数などを基準とした分類に基づく記載、「所在する地域」については、原則として都道府県・政令指定都市の記載を想定しています。なお、このことを明確化するため、「所在地」を「所在する地域」に修正しています。  |
| 200 | 金商業等府令案第3号但書にある格付関係者開示の代替的方法において、「規模」、「所在地」は、格付関係者を特定できない程度に記載するとの理解でよいが。   | ただし、「業種」及び「規模」については、上記のものより詳細な分類に基づく記載が妨げられるものではありません。また、「所在する地域」については、業種・規模との関係において、その記載内容が異なり得る場合も想定され、例えば、  |
| 201 | 金商業等府令案第313条第3項第3号但書に「ホに掲げる事項(第三百七条第二項第一号又は第二号に掲げる者の氏名又は名称に限る)に代えて、同項第一号又は第二号に掲げる者の業種、規模及び所在地並びに公表しない理由を公表することができる。」とあるが、「規模及び所在  |  |

|                                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
|                                 | 地」は削除または「所在地」は最小行政区画までの表示とする等、格付関係者が特定しにくくなる規定に変更してほしい。なぜならば、「規模及び所在地」を記載すると格付関係者が特定される可能性が高く、実質的に氏名又は名称を公表することと同様の結果となることが懸念されるため。   | 同一都道府県・政令指定都市内において当該業種に該当する者が他に存在しない場合には、より広域のものを記載することも想定され、他方、同一都道府県・政令指定都市内において当該業種に該当する者が多数存在する場合には、最小行政区画を記載することも想定されます。                             |
| 202                             | 金商業等府令案第 313 条第3項第3号但書に定める例外的にオリジネーター名の開示をしない場合にかかる「業種、規模及び所在地並びに公表しない理由」の公表については、細かな公表を求めることで事実上オリジネーターを特定できる事態を防ぐよう配慮してほしい。とくに「所在地」については、都道府県名や政令指定都市名レベル(企業集積が低い地域においては、都道府県レベルであってもオリジネーターが容易に特定される可能性があるため、「北海道・東北地方」、「四国・中国地方」等のレベル)の記載で足りるかたちにしてほしい。 |   |
| 203                             | 金商業等府令案第 313 条第3項第3号但書に関して、「業種」「規模」「所在地」はどの程度具体的である必要があるか。例えば、「所在地」は都道府県を公表することで足りるか。   |   |
| 204                             | 金商業等府令案第 313 条第3項第3号但書「ホに掲げる次項(中略)に代えて、業種、規模及び所在地」(金商業等府令案第 313 条第3項第3号ただし書き)とあるが、「業種、規模及び所在地」はどの程度の格付関係者に係る特定性を持った内容であれば足りるか。(所在地の場合、都道府県だけでよいか、など)  |   |
| 205                             | 金商業等府令案第 313 条第3項第3号但書に関して、「業種」では機械製造業などの一般的な名称を、「規模」では大企業・中堅企業・中小企業、といった内容を、それぞれ開示すれば足りると理解してよいか。また、「所在地」の開示内容は、「業種」「規模」の開示内容とあわせて、事実上社名が特定されることがないよう、柔軟な対応が認められるとの理解でよいか。   |   |
| ・直近1年以内に講じられた監督上の措置の内容(第3項第3号イ) |   |   |
| 206                             | 金商業等府令案第313条第3項第3号イにおいて「信用格付業者である旨及び当該信用格付業者に対して直近1年以内に講じられた監督上の措置の内容」については個別案件のニュースリリースに記載せずに、当該事項をホームページに記載し、その部分を参照する URL をニュースリリースに記載するとの理解でよいか。  | 金商業等府令第 313 条第3項第3号イの「信用格付業者である旨及び当該信用格付業者に対して直近1年以内に講じられた監督上の措置の内容」は、金融商品取引業者等が法第 38 条第3号の規定の適用関係を判断する上で重要であり、かつ、投資者にとっても不可欠の情報と考えられることから、原則として個々の信用格付を提 |

|                                     |  |  |
|-------------------------------------|--|--|
|                                     |  | <p>供し、又は閲覧に供する際にニュースリリース等において一覧性のある形で公表することが必要と考えられます。</p> <p>他方、「直近1年以内に講じられた監督上の措置の内容」については、当該措置の内容等によっては、多くの記載を要することも想定されることから、このような場合には、監督上の措置の概要をニュースリリース等において公表し、具体的な措置の内容については、ご指摘のように、ニュースリリース等に記載せずに、当該事項をホームページに記載し、その部分を参照するURLをニュースリリースに記載するという方法を採用することも考えられます。</p> |
| ・格付付与の年月日〔第3項第3号ロ〕                  |  |  |
| 207                                 | <p>「信用格付を付与した年月日」(金商業等府令案第 313 条第3項第3号ロ)とは格付を決定した後公表した日との理解で良いか。格付決定後、格付関係者が当該格付を公表するかどうか、日にちをかけて検討するケースが多く、格付の決定日と公表日が異なるケースが少なくない。</p>   | <p>「信用格付の付与」は、信用格付を自らの権限において決定することをいうものと考えられ、「信用格付を付与した年月日」とは、信用格付を決定した年月日であると考えられます。なお、信用格付業者には、付与した信用格付を付与後遅滞なく公表することが求められています(金商業等府令第 313 条第3項第1号・第2号参照)。</p>   |
| ・格付付与につき信用格付業者を代表して責任を有する者〔第3項第3号ハ〕 |  |  |
| 208                                 | <p>「信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者」(金商業等府令案第 313 条第3項第3号ハ)とあるが、個人である必要があるのか。格付委員会が格付の決定機関であることから、そうした委員会の議決に参加したものは同等に責任を負うとも言える。格付業者を代表するという点で、代表取締役である必要があるのか。</p>  | <p>「信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者」については、信用格付の付与に係る過程の実態を踏まえて各信用格付業者において決定すべきものと考えられます。なお、信用格付の付与に係る最終的な意思決定を合議体で行う場合において、当該合議体の議長を定めている場合には、当該議長を「信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者」として公表することも可能と考えられます。</p>   |
| 209                                 | <p>「信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者」(金商業等府令案第 313 条第3項第3号ハ)は当該格付を決定する格付委員会の議長が該当する、との理解でよいか。</p>   |  |
| ・格付付与に当たり採用した基準・方法〔第3項第3号ニ〕         |  |  |
| 210                                 | <p>金商業等府令案第 313 条第3項第3号ニにおいて、「二以上の信用格付の付与に係る方法」について、その理由を述べるとあるのは、IOSCO 基本行動規範 3.3 に沿ったものと理解する。しかし、IOSCO 基本行動規範 3.3 の本旨は、信用格付付与に用いた主要な格付方法を表示すること、および表示した主要な格付方法のみを閲覧しただけでは金融市場における専門家が看過する可能性のある信用格付の重要な側面について補足することであると思料する。「二以上の信</p> | <p>ご意見を踏まえ、金商業等府令第 313 条第3項第3号ニを「信用格付の付与に当たり採用した前項第三号に掲げる事項(同号ロに掲げる事項にあっては、重要なものに限る。)及び信用格付の対象となる事項の概要」に修正いたします。なお、「重要なもの」には、主要な格付方法(信用格付の付与に係る方法)のほか、当該主要な格付方法のみでは投資者が当該格付の重要な側面を看過するおそれがある場合には、その事実及び他の格付方法に関する事項も含まれるもの</p>   |

|                                 |  |  |
|---------------------------------|--|--|
|                                 | <p>用格付の付与に係る方法」を採用した場合に限って、その理由を記載することは、IOSCO 基本行動規範の本旨に沿わないため、この条項をIOSCO 基本行動規範の本旨に沿った形に修正すべきである。なお、修正案としては下記のような案が考えられる。</p> <p>「信用格付の対象となる事項の区分及び信用格付の付与に当たり採用した前項第三号に掲げる事項のうち主要なもの(主要な格付方法のみを閲覧しただけでは金融市場における専門家が看過する可能性がある重要な側面についての説明を含む。)」</p>  | <p>と考えられます。</p>  |
| <p>・格付関係者からの依頼の有無等(第3項第3号ト)</p> |  |  |
| <p>211</p>                      | <p>金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号トに関して、格付関係者との間の既存の秘密保持契約により非公開情報を入手した事実自体についても開示が禁止されているものがあり、今回の改正により法令に基づき開示されてしまうとすると、既存の契約の当事者にとって不測の変更になる。また、現状そのような情報をデータベースとして保有しておらず、特に全世界的に把握することは過剰な事務負担となることから、後段を削除してほしい。</p> <p>仮に削除されない場合、これは、登録後に格付を新規に付与したもののみ適用する(登録前から発行体格付けが存在している発行体の個別証券に対する格付けについては適用除外とする)こととしてほしい。</p> | <p>金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号ト後段については、格付プロセスにおける格付関係者の参加の有無について投資者が実質的に判断するために重要な情報であると考えられ、IOSCO 基本行動規範 3.9 において「信用格付機関は、格付ごとに、その格付プロセスに発行体が参加したかどうかを開示するべき」とされていることから、削除することは適当ではないと考えられます。</p> <p>第 313 条第 3 項第 3 号の規定は、信用格付業者の登録を受けた際に現に当該信用格付業者によって格付が付与されている金融商品の格付については、適用しないことを経過規定(附則第 8 条第 2 項)において明確化することとします。</p>   |
| <p>212</p>                      | <p>「依頼」(金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号ト)の意味は、バーゼルと同義か。また、依頼を基礎付ける客観的な証拠が必要か。</p>  | <p>金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号トの「依頼」については、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件における「非依頼格付」の考え方も踏まえ、信用格付業者が依頼を受けて格付が開始されたことのみならず、信用格付の提供又は閲覧に供する場合においても依頼が継続していることを要するものと考えられます。</p> <p>金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号トでは、依頼によるものであるか否かにより、規制の適用関係が異なることから、当該規定の遵守状況を事後的に検証可能なものとする観点からも、依頼によるものであるか否かについての判断を基礎付ける資料を保存しておくことが必要と考えられます。具体的には、第 315 条第 1 項第 1 号ト</p> |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     |  | 及びちに掲げるものとして、上記の資料を帳簿書類として保存することが必要と考えられます。   |
| 213 | 「非公開情報」(金商業等府令案第 313 条第3項第3号ト)とは具体的にどういう意味か。金商業等府令案第1条第4項第 12 号で規定する「非公開情報」を意味するとの理解でよいか。その場合、同号後段(「自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報」)は、信用格付業と本来無関係であることから、対象外とすべき。   | ご意見を踏まえ、金商業等府令第 313 条第3項第3号トの「格付関係者に関する非公開情報」を「格付関係者から公表されていない情報(信用評価に重要な影響を及ぼすと認められるものに限る。)」に修正いたします。  |
| 214 | 金商業等府令案第 313 条第3項に規定する格付提供方針には、当該格付が依頼格付でない場合その旨及び非公開情報を入手したか否か(関与状況)についての公表を要する規定が含まれる。当社は各格付アクションの公表文(プレスリリース)及び当該分析レポートにおいて発行体等による関与状況を明らかにしている。これは当初の格付付与以降に関与状況が変化し得る可能性があるためである。他方、当該格付を発行体等からの依頼によらず付与した場合は初回格付アクションの公表文にその旨を記載し、その後は、初回格付アクションのプレスリリースを当社ウェブサイトにて参照可能である。当社は格付の「依頼」区分を当初の格付開始状況を表すものと定義している。仮に本規定による「依頼」区分が最新時点における手数料支払の有無を意味するとすれば、かかる情報は格付を行うための分析の質とは関わりのないものであり、強く異議を呈するものである。さらに、かかる情報を公表する場合、一例として、分析上は正当な格下げに同意しない発行体が格付手数料の支払停止を表明することで格付機関に対する圧力を行使することが可能となる。投資家への情報提供を続けるために当該発行体の格付を継続する場合、格付手数料の支払が停止されたことが公表される結果、当該発行体の同業者等も同様に格付手数料の支払停止等を求めるインセンティブとなるからである。これは“Issuers Pay”モデルに伴う利益相反のリスクを高める要因である。投資家の利益を損なう潜在的な可能性があるかかる規制が適切であるとは考え難く、再度検討してほしい。 | <p>金商業等府令第 313 条第3項第3号トの「依頼」については、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件における「非依頼格付」の考え方も踏まえ、信用格付業者が依頼を受けて格付が開始されたことのみならず、信用格付の提供又は閲覧に供する場合においても依頼が継続していることを要するものと考えられます。</p> <p>従って、当初の格付付与に係る格付関係者からの依頼の有無のみの公表に限られず、その後、当該格付の更新等の場合には、改めて格付関係者からの依頼の有無を確認した上で公表することが必要と考えられます。</p> <p>上記の考え方は、例えば、格付関係者からの依頼が得られない場合において、格付関係者からの依頼を受けることを目的として、信用格付業者が意図的に信用評価を歪めて格付を付与して公表するような行為を抑制する観点からも適当と考えられます。</p> <p>ご意見にある「分析上は正当な格下げに同意しない発行体が格付手数料の支払停止を表明することで格付機関に対する圧力を行使することが可能となる。投資家への情報提供を続けるために当該発行体の格付を継続する場合、格付手数料の支払が停止されたことが公表される結果、当該発行体の同業者等も同様に格付手数料の支払停止等を求めるインセンティブとなる」との点については、「分析上は正当な格下げに同意しない発行体が格付手数料の支払停止を表明することで格付機関に対する圧力を行使す</p> |

|                             |  |   |
|-----------------------------|--|---|
|                             |  | る」との事態は、本規定の有無に関わりなく理論上は生じ得るところ、当該事態が生じた場合において、格付関係者からの依頼が取り下げられた事実が公表されない場合には、投資者は当該事実を知らずに投資判断を行うことになり、当該格付に係る投資者への情報提供機能が却って損なわれることにもつながりかねず、ご指摘はあたらなと考えられます。  |
| ・格付の前提・意義・限界(第3項第3号リ)       |  |   |
| 215                         | 「信用状態の変化に関する情報が限定されている」(金商業等府令案第313条第3項第3号リ)とはどういうことを想定すればよいか。金商業等府令案第306条第1項第9号イに則り公表された「重要と認められる情報の項目」に関するものと限定した理解でよいか。また「当該信用格付の限界」とは、どの程度の内容が必要となるか。特定の「重要と認められる情報の項目」の変化に対して、格付けが影響を受ける可能性についての「リスク要因の指摘」程度でよいか。 | <p>金商業等府令第313条第3項第3号リの「信用状態の変化に関する情報が限定されている金融商品」としては、例えば、新たに開発・設計されたものであって、ヒストリカル・データが限定されている金融商品などが考えられます。「当該信用格付の限界」としては、例えば、上記のヒストリカル・データが限定されていることによって信用評価に及び得る影響などが考えられます。</p> <p>第306条第1項第9号イは、資産証券化商品の発行者等に対する情報開示の働きかけを行うにあたって、第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目を整理して公表することを求めるものであり、本規定とは直接関係を有するものではないと考えられることから、ご意見のように、第306条第1項第9号イの「重要と認められる情報の項目」に限定して解することは適当ではないと考えられます。</p> |
| ・格付付与に当たり利用した主要な情報(第3項第3号ヌ) |  |   |
| 216                         | 金商業等府令案第313条第3項第3号ヌの「情報」には非公開情報は含まれないとの理解でよいか。   | 公表されていない情報であっても、関係者の了解を得た上で信用格付業者が公表することも想定されることから、非公開情報が金商業等府令第313条第3項第3号ヌの「情報」に含まれる可能性はあると考えられます。   |
| 217                         | 信用格付けの付与に当たり利用した主要な情報の「概要」(金商業等府令案第313条第3項第3号ヌ)とは、具体的に何を意味するか。当該情報の具体的な内容ではなく、その項目を挙げれば足りることを確認したい。例えば、監査済み財務報告書を格付分析に利用したと記述することは対応可能かも知れないが、財務報告書の内容がどのようなものであったかを格付公表リリースの中で記述することは現実的でない。                          | 金商業等府令第313条第3項第3号ヌの「当該情報の概要」について、例えば、監査証明を受けた財務書類のように、当該情報の項目により、信用格付業者における情報の利用状況を投資者が把握することが可能と考えられる場合には、当該情報の項目を公表すれば足りるものと考えられます。このような場合に該当しない場合には、当該情報の項目のみならず、信用格付業者における情報の利用状況を投資者が把握することが可能となるような説明についても併せて公表することが必要と考えられます。  |
| 218                         | 金商業等府令案第313条第3項第3号ヌは   | 業務管理体制の整備の要件として、信用格付  |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     | <p>削除してほしい。</p> <p>そもそも品質確保措置が業務管理体制の一環として要求され、登録申請添付書類の一つとなっているだけでなく、説明書類によって毎年その整備状況を公表することになっているので、個別の格付行為及び主要情報毎に公表させる実益に乏しい。また、過剰な事務負担となる。</p>   | <p>の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するための措置や、当該情報について十分な品質を確保できない場合には、当該信用格付を付与しないための措置をとることが求められており(金商業等府令第 306 条第 1 項第 6 号ロ、ハ)、このような業務管理体制の整備の状況については、説明書類において開示することが求められています(第 318 条第 3 号ニ)。</p> <p>上記のような業務管理体制の整備がなされていることを前提として、個々の信用格付の付与に当たって信用格付業者が利用した主要な情報について、当該情報の品質を確保するために具体的にどのような措置が講じられたのかという情報は、投資者が当該信用格付を利用して投資判断を行うために重要と考えられます。更に、業務管理体制の整備についての自律的な対応を促すためにも、個々の信用格付について具体的な措置の概要の公表を求めることは必要と考えられます。従って、金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号ヌ を削除することは適当ではないと考えられます。</p> |
| 219 | <p>金商業等府令案第 313 条第 3 項第 3 号ヌ は削除してほしい。主要な情報のほとんどを当該格付関係者、弁護士事務所及び監査法人から入手するところ、格付関係者の氏名又は名称が別途公表事項に含められているため過剰といえ、弁護士事務所、監査法人及び税理士法人についてはそもそも公表する実益に乏しい。また、過剰な事務負担となる。</p> <p>仮に、削除が認められないとした場合、提供者の氏名ないし名称までは要求されず、「オリジネーター」、「アレンジャー」、「弁護士事務所」、「監査法人」などのカテゴリーの公表で足りるか。</p> | <p>信用格付の付与に当たり利用した主要な情報の提供者に関する情報は、当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要とあわせて、投資者が当該信用格付を利用して投資判断を行うために重要と考えられます。従って、金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号ヌ を削除することは適当ではないと考えられます。</p> <p>本規定の趣旨に照らせば、基本的には当該情報の提供者については、可能な限りその実体が明らかになるような記載が必要と考えられます。</p>   |
| 220 | <p>金商業等府令案第 313 条第 3 項第 3 号により、資産証券化商品における一定の状況下では、格付関係者の匿名性が確保されることになる。これにかかわらず、その後の同号の細分規定では、格付の付与に関連して利用した主要な情報の提供者の開示が要求されている。この条文は、匿名性の目的を無意味にするものであり、当社は、格付関係者の匿名性を確保できるよう、同号ヌを修正してほしい。</p>   | <p>金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号但書において、資産証券化商品の格付関係者のうち、原資産の保有者等(オリジネーター)の氏名又は名称については、その公表に代えて、当該オリジネーターの業種、規模及び所在する地域を公表しない合理的な理由と併せて公表すると代替的な対応が認められています。</p> <p>上記の趣旨に照らせば、同号ヌ の当該情報の提供者が氏名又は名称を非公表とするオリジネーターに該当する場合において、同号ヌにより当該オリジネーターの氏名又は名称の公表を求めることは適当ではないと考えられること</p>  |
| 221 | <p>金商業等府令案第 313 条第 3 項第 3 号ヌ 「当該情報の提供者」に格付関係者が含まれる場合は、当該格付関係者の氏名又は名称の公表は</p>  |   |

|                                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
|                                 | 不要と考えるが、念のため確認したい。なぜならば、第 313 条第 3 項第 3 号又「当該情報の提供者」に格付関係者が含まれる場合にその氏名又は名称の公表義務があるとすれば、その情報から格付関係者が特定できてしまう可能性があり、金商業等府令案第 313 条第 3 項第 3 号但書の規定を置いて、同号ホ「格付関係者の氏名又は名称」の公表に代替させた法目的が没却される懸念があるため。                                       | から、この場合には、同号ホのオリジネーターである旨を記載すれば足りるものと考えられます。  |
| 222                             | 金商業等府令案第 313 条第 3 項第 3 号又の「当該情報の提供者」に格付関係者が含まれる場合、格付関係者の氏名又は名称は公表しなくても良いとの理解でよいか。第 3 項第 3 号但し書の規定と平仄を合わせて、公表しなくても良い旨を明記してほしい。   |   |
| 223                             | 金商業等府令案第 313 条第 3 項第 3 号又の当該情報の提供者に格付関係者が含まれる場合、格付関係者の氏名、名称は公表しなくても良いとの理解でよいか。第 313 条第 3 項第 3 号の「ホに掲げる事項に代えて、…」の規定と平仄を合わせて、公表しなくても良い旨明記してほしい。   |   |
| ・資産証券化商品の格付に係る公表事項(第 3 項第 3 号ル) |   |   |
| 224                             | 金商業等府令案第 313 条第 3 項第 3 号ルの「損失、キャッシュ・フロー及び感応度の分析」とは、各格付会社が適宜定める方法で開示すれば足りるか。<br>また、「資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号又は数字その他の表示」とあるが、格付けの個別のレポートにおいて、当該格付けが資産証券化商品を対象としたものであることの注記が明示されていれば足りるか(必ずしも資産証券化商品以外とは別の記号を採用する必要は無いと考えてよいか)。 | 金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号ルの「損失、キャッシュ・フロー及び感応度の分析に関する情報」の具体的内容については、資産証券化商品の特性等に応じ、各信用格付業者において決定すべきものと考えられますが、投資者が当該資産証券化商品に係る信用格付の根拠を理解することができるよう、十分な情報を提供する必要があると考えられます。<br>金商業等府令第 313 条第 3 項第 3 号ルの「資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号又は数字その他の表示」については、原則として異なる格付符号(記号又は数字)を用いる必要があると考えられますが、格付符号に係る国際的整合性を確保する観点から、異なる格付符号を用いることが適当ではないと認められる場合には、異なる格付符号ではなく注記その他の方法により資産証券化商品に係る格付である旨を明示することも可能と考えられます。 |
| 格付方針等の公表方法(金商業等府令第 314 条)       |   |   |
| 225                             | 二以上の信用格付業者が格付方針等を共同して策定・公表できる旨の規定(金商業等府令案   | 金商業等府令第 314 条第 2 項は、格付方針等を定め、公表することについて二以上の信用格  |

|                                   |  |   |
|-----------------------------------|--|---|
|                                   | <p>第 314 条第 2 項)は、格付方針等の重要な変更の公表(金商業等府令案第 314 条第 3 項)にも適用があるか必ずしも明確でないため、重要な変更の公表についてもグループ会社と共同して行うことができることを明確にしてほしい。</p>  | <p>付業者が共同して行うことを認めるものです。同条第 3 項の規定による公表は、格付方針等の変更に伴い行われるものであること、金商法第 66 条の 36 第 1 項後段において「これを変更したときも、同様とする」と規定されていることに照らせば、金商業等府令第 314 条第 2 項は、同条第 3 項の規定による公表についても適用されるものと考えられます。</p>  |
| <p><b>帳簿書類(金商法第 66 条の 37)</b></p> |  |   |
| 226                               | <p>金商業等府令案第 315 条で規定されているのは、金商法第 66 条の 37 に「信用格付業に関する帳簿書類」となっていることから、関連業務等を除く信用格付業の対象となっているもののみについて規定しているものとの理解でよいか。</p>   | <p>金商法第 66 条の 37 では、「信用格付業に関する帳簿書類」を作成・保存することとされており、信用格付業以外の業務については対象外と考えられます。関連業務は、信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務をいう(金商業等府令第 299 条第 28 号)とされており、関連業務に関する帳簿書類の作成・保存は、金商法第 66 条の 37 の対象外と考えられます。</p>   |
| 227                               | <p>帳簿書類の作成は、信用格付業者が登録を受けて初めて適用される義務であることから、登録を受けた時点以降のものについて求められるものであり、登録を受ける前に遡って作成が求められるものでないとの理解でよいか。例えば、付与した信用格付に関する記録(金商業等府令案第 315 条第 1 項第 1 号)は、登録後に付与した信用格付についてのみ求められるとの理解でよいか。格付関係者が支払った手数料の記録(同項第 2 号)、監督委員会の議事録(同項第 7 号)、格付関係者との交渉の経過の記録(同項第 8 号)も、登録後に行われたものについてのみ作成が求められるとの理解でよいか。</p> | <p>金商法第 66 条の 37 の規定は、信用格付業者の登録を受けた日以降に行われる信用格付業に係るものについて適用され、登録を受けた日前行われる信用格付業に係るものについては、本規定に基づく帳簿書類の作成及び保存の義務はかからないとの理解で結構です。</p>   |
| 228                               | <p>帳簿書類の作成・保存(金商業等府令案第 315 条)についても、格付方針等の策定・公表と同様に(金商業等府令案第 314 条第 2 項)、グループ会社と共同して行うことを認めてほしい。</p>  | <p>帳簿書類の記載事項としては、付与した個別の信用格付に関する事項に係る記録のほか、法令等遵守、利益相反回避措置、監督委員会等に係る事項も含まれること(金商業等府令第 315 条第 1 項)、業務管理体制の整備については二以上の信用格付業者が共同して行うことが可能であること(第 306 条第 5 項)に照らし、帳簿書類の作成についても、二以上の信用格付業者が共同して行うことが可能となる枠組みを整備することが適当と考えられます。</p> <p>他方、付与した個別の信用格付に関する事項に係る記録は信用格付業者毎に保存することが適切と考えられること、二以上の信用格付業者が共同して業務管理体制の整備を行い、法令等</p> |

|                               |  |   |
|-------------------------------|--|---|
|                               |  | <p>遵守、利益相反回避措置、監督委員会等に係る事項について共同して帳簿書類の作成を行う場合であっても、当該事項は当該二以上の信用格付業者すべてにおいて共有すべきものと考えられることから、作成した帳簿書類の保存については、信用格付業者毎に行うことが必要と考えられます。</p> <p>以上を踏まえ、第 315 条第 3 項として、「二以上の信用格付業者(当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の国内における代表者又はこれに準ずる者として第二百九十七条に規定する者を有する場合に限る。)が共同して信用格付行為を業として行う場合には、当該二以上の信用格付業者が共同して帳簿書類を作成することができる。」との規定を追加いたします。</p> |
| 229                           | <p>量が膨大となり、準備する手間が煩雑となりうることから、帳簿書類につき、電磁的記録による作成・保存を認めてほしい(金商業等府令第 158 条第 2 項第 3 号、第 162 条第 2 項第 3 号、第 163 条第 2 項第 3 号参照)。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、金商法第 66 条の 37 の「保存」及び「作成」並びに金商法第 66 条の 39 の「作成」、「備え置き」及び「縦覧」を電磁的記録により行うことができるよう内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一、第二、第三及び第四を修正いたします。</p>   |
| 作成すべき帳簿書類(金商業等府令第 315 条第 1 項) |  |   |
| 230                           | <p>金商業等府令案第 315 条第 1 項第 1 号ホに関して、付与に至るプロセスのどこかで少しでも関与した関係法人を全て含むとなると範囲がいたずらに拡大してしまい、実務上対応が不可能となることから、「関与した場合」とは、当該信用格付に関する信用状態の分析及び評価を中心的に行う格付アナリスト又は格付委員会において投票権を有する格付アナリストが関係法人に所属する場合を意味するとの理解でよいか。</p> | <p>「関係法人が信用格付の付与に係る過程に関与した場合」とは、当該関係法人に所属する格付アナリスト等が 当該信用格付に係る信用状態の分析・評価の手續に重要な関与をした場合、及び 信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を合議体で行う場合において、当該合議体の構成員として参加した場合が該当するものと考えられます。</p> <p>上記の場合のほか、「信用格付の付与に係る過程」に形式的に少しでも関与した場合をすべて対象とするものではないと考えられます。</p>  |
| 231                           | <p>「重要な差異」(金商業等府令案第 315 条第 1 項第 1 号へ)とあるが、その判断基準は各格付会社に任せられるとういうことか。</p>   | <p>金商業等府令第 315 条第 1 項第 1 号への「重要な差異」における重要性の判断基準は、各信用格付業者において決定すべきものと考えられます。</p>   |
| 232                           | <p>金商業等府令案第 315 条第 1 項第 1 号トについて、当該信用格付に関する信用状態の分析及び評価の基礎となる資料を意味するとの理解でよいか。</p>   | <p>金商業等府令第 315 条第 1 項第 1 号トの「信用格付の付与の基礎となる資料」は、信用格付の付与の過程において利用した全ての資料を指すものではなく、信用格付の付与に係る過程の品質の管理の状況を事後的に検証できるように</p>  |
| 233                           | <p>「信用格付の付与の基礎となる資料(格付関係</p>   |   |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>者との交渉の経過を記録したものを含む。)(金商業等府令案第 315 条第1項第1号ト)とあるが、「基礎となる資料」は有価証券報告書、短信、ディスクロ、プレスリリース、など公表されている資料は含まないとの理解でよいか(つまり独自に入手したもののみ)。公表資料も含め全て帳簿として保存するのは現実的でないと思われる。また、重要性の高いものとはかく、全ての資料ということでは膨大な資料を保存する必要が生じ、非現実的と思われる。「基礎となる」とは重要性の観点から「主たる」と言う意味と解釈してよいか。また、「交渉の経過」とは何を意味しているのか。格付に異議が唱えられた時ということか。格付けに係るインタビュー、電話問い合わせ等も含め全部というのは困難。交渉経緯の概要といったもので十分ではないのか。</p> | <p>必要な資料を指すものと考えられます。例えば、格付付与の時点では公表されている資料であっても、帳簿書類の保存期間(5年間)中、いつでも入手可能であるものを除き、帳簿書類として保存すべき資料から除外すべきではないと考えられます。</p> <p>帳簿書類の作成・保存については、書面の作成・保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成・保存が認められる(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条、第4条、内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一・別表第三参照)ことから、非現実的のご指摘は当たらないものと考えられます。</p> <p>「格付関係者との交渉の経過」としては、例えば、発行者等の経営陣との面談の記録などが想定されますが、格付関係者との間で行った面談その他の交渉の全てについて詳細な記録を求めるものではなく、信用格付の付与の基礎となる資料の一環として、信用格付の付与に係る過程の品質の管理の状況及び法令等遵守の状況を事後的に検証できるように必要な範囲において、作成・保存が求められるものと考えております。</p> |
| <p>・格付付与方針等の基礎となる信用評価に関する書面(第1項第4号)</p> |  |  |
| 234                                     | <p>金商業等府令案第 315 条第1項の本文に「信用格付業者が作成すべき帳簿書類」とあり、格付会社を作成すべき帳簿書類を決めている。一方、同条同項第4号で「格付アナリストが作成した信用評価に関する書面」とすることは、文理上矛盾が生じる。したがって、金商業等府令案第 315 条第1項第4号は削除すべきである。</p>  | <p>第315条第1項第4号を「格付付与方針等の基礎となる信用評価に関する書面」に修正いたします。</p>  |
| <p>・格付関係者との重要な交渉経過の記録(第1項第8号)</p>       |  |  |
| 235                                     | <p>「重要な交渉」(金商業等府令案第 315 条第1項第8号)とは何を意味しているのか。「(信用格付行為に関するものに限る。)」とあるが、格付付与の過程に係る交渉ということか。営業段階での交渉は含まないと解釈してよいか。重要な判定は格付業者の判断との理解でよいか。なんらかの判定基準は存在するのか。</p>   | <p>金商業等府令第315条第1項第8号の「重要な交渉」としては、例えば、格付手数料に関する交渉などを想定しています。信用格付の付与の過程に係る交渉については、同項第1号トにおいて記録・保存が求められるものと考えられます。</p>  |
| 236                                     | <p>「交渉」(金商業等府令案第 315 条第1項第8号)とは、当該信用格付に関する信用状態の分析及び評価以外の、営業上の交渉(例えば、格</p>  |  |

|                            |  |   |
|----------------------------|--|---|
|                            | 付行為の対価の交渉)を意味するという理解でよいか。  |   |
| 事業報告書(金商法第 66 条の 38)       |  |   |
| 事業報告書の様式(金商業等府令別紙様式第 28 号) |  |   |
| 237                        | 様式第 28 号 「付与した信用格付の総数」とは、トランシェ毎に 1 件と数えるのか。また、期中で格付の見直しを行った場合の取扱は。モニタリング指定等の取扱は。より詳細な記入要領の作成を希望。   | <p>金商業等府令別紙様式第 28 号 の「信用格付の総数及び信用格付の対象となる事項の区分に応じた内訳」については、信用格付業の実務上の取扱いとの整合性も踏まえた上で、各信用格付業者において合理的な考え方に基づき記載することが必要と考えられます。なお、資産証券化商品について優先劣後構造に基づく階層化が行われており、階層別に格付が付与されている場合には、当該階層別に付与されている格付を一つとして集計することが適当と考えられます。</p> <p>期中において見直しを行う都度集計を行うことは想定していないことから、「付与した信用格付」を「当期末現在において付与している信用格付」に修正いたします。</p> |
| 238                        | 様式第 28 号 の「顧客」とは手数料支払人単体ベースとの理解でよいか。   | 顧客からの手数料収入への依存の度合いについては、本来は、顧客から直接受領する手数料に限らず、当該顧客の関連会社等から受領する手数料も含めて判断すべきものであり、特に依存の度合いが大きいと認められるもの(金商業等府令第 318 条第 2 号ロ )については、当該考え方を採用することとしていますが、金商業等府令別紙様式第 28 号 の「顧客の氏名又は名称及び金額」については、信用格付業に係る売上高に占める割合が小さい場合についても記載が求められることにも照らし、手数料を支払う顧客の単体ベースでも認められるものと考えられます。   |
| 239                        | 金商業等府令案第 316 条、第 318 条に関して、売上高、手数料受領額、信用状態の変化に関する情報等については、当社の格付業務がグループとして一体運営されていることから、グループ内の法人ごとに分別して記載することが困難である可能性があり、その場合は合算ベースでの記載を許容してほしい。また、売上高、手数料受領額等に含まれる信用格付以外の格付手数料を信用格付手数料から分別することも困難である可能性があることを理解してほしい。 | <p>信用格付業者の登録は法人単位で行われることから、各信用格付業者に提出が求められる事業報告書については、当該信用格付業者毎の情報を記載することが原則となりますが、二以上の信用格付業者が共同して業務管理体制の整備や格付方針等の作成・公表を行っている場合において、信用状態の変化に関する情報等、信用格付業者毎に把握することが困難である可能性があるものについては、当該二以上の信用格付業者が共同して作成するものを提出することが可能と考えられます。</p> <p>なお、業務管理体制の整備要件として、格付担当者の報酬等の額が当該信用格付の手数料</p>                              |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     |  | <p>の影響を受けないことを内容とする報酬等の決定方針を定めること(金商業等府令第306条第1項第10号口)、格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するための措置がとられていること(同項第11号)等が求められており、説明書類の記載事項として、信用格付業者と格付関係者との間の一般的な手数料の体系(第318条第2号八)が掲げられていることに照らせば、信用格付業者において信用格付の付与の対価として受領する手数料の額が把握されないことは通常は想定されないものと考えられます。</p>   |
| 240 | <p>別紙様式第28号1、及び「国内」は、日本国内との理解でよいか。「国内における格付」(1)とは、何を意味するか。国内の営業所又は事業所において信用格付業として付与した格付を意味するものであり、国内に営業所又は事業所がない場合は該当なしということか。外国法人の場合には、国内における情報についてのみ記載することとしてほしい。</p> <p>また、二以上の信用格付業者が共同して信用格付行為を行う場合においては、グループ全体の連結情報で足りることとしてほしい。</p> | <p>金商業等府令別紙様式第28号における「国内」とは、日本国内を意味するとの理解で結構です。「国内における格付」とは、国内の営業所又は事務所において信用格付業として付与した格付を意味するとの理解で結構です。</p> <p>外国法人である信用格付業者の国外拠点が付与する信用格付のうち、国内の金融商品取引業者等が勧誘を行うことを前提とする金融商品の格付ではないこと、格付関係者が国内に住所を有しないこと(証券化商品の場合は主要資産が国内に存在しないこと)との要件に該当する格付(非日本関連)に係る格付行為については、金商法の規制が適用されないものと考えられることから、非日本関連に係る記載は不要です。</p> <p>信用格付業者の登録は法人単位で行われることから、各信用格付業者に提出が求められる事業報告書については、当該信用格付業者毎の情報を記載することが原則となりますが、二以上の信用格付業者が共同して業務管理体制の整備や格付方針等の作成・公表を行っている場合において、信用状態の変化に関する情報等、信用格付業者毎に把握することが困難である可能性があるものについては、当該二以上の信用格付業者が共同して作成するものを提出することが可能と考えられます。この点を明確化するため、別紙様式第28号の注記事項として、「二以上の信用格付業者(当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の国内における代表者又はこれに準ずる者として第二百九十七条に規定する者を有する場合に限る。)が共同して信用格付行為を業として行う場合において、信用格付業者毎に把握することが困難</p> |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     |  | である場合には、合理的な説明を付した上で、当該二以上の信用格付業者が共同して作成する統計その他の情報を記載することができる。」を追加いたします。   |
| 241 | 別紙様式第 28 号 2 で提出を求められる計算書類については、連結計算書類の提出も認めてほしい。また、外国法人の場合、事業報告書を提出するために、計算書類を和文で作り直す作業が非常に煩雑であるため、外国法人の設立準拠法及び母国の会計基準に従って作成された、英文の計算書類の提出で足りるものとしてほしい。 | 信用格付業者における資産・負債の内容、収益及びその内訳等は、信用格付業に係る利益相反等の状況を把握する上で重要と考えられることから、事業報告書として貸借対照表、損益計算書の提出を求めることとしております。これらの計算書類については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成することが必要ですが、様式等について特段の定めはなく、上記の趣旨に照らして必要十分な情報が記載されていることを前提として、外国法人の設立準拠法及び母国の会計基準に従って作成された計算書類の提出が排除されるものではありません。信用格付業者の登録は法人単位で行われることから、原則として、信用格付業者毎の計算書類の提出が求められます。なお、金融庁長官に提出する書類については、特別の事情により日本語をもって記載することができない場合には、その訳文を添付することが必要です(金商業等府令第 2 条)。   |
| 242 | 二以上の信用格付業者が共同して信用格付行為を行う場合においては、統合した事業報告書の提出を認めてほしい。事業報告書の提出期限の承認申請(金商業等府令案第 317 条)についても、グループ会社と共同して行うことを認めてほしい。   | 信用格付業者の登録は法人単位で行われることから、各信用格付業者に対して事業報告書の提出が求められることとなります。事業報告書には、当該信用格付業者毎の情報を記載することが原則となりますが、二以上の信用格付業者が共同して業務管理体制の整備や格付方針等の作成・公表を行っている場合において、信用状態の変化に関する情報等、信用格付業者毎に把握することが困難である可能性があるものについては、当該二以上の信用格付業者が共同して作成するものを提出することが可能と考えられます。<br>事業報告書の提出期限の承認は、外国法人である信用格付業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後 3 月を経過した日までに事業報告書の提出を行うことができないと認められる場合に行われるものです(金商業等府令第 317 条第 3 項)。本規定は、各信用格付業者の本国の法令又は慣行により個別具体的に判断することを前提としたものであり、二以上の信用格付業者が共同して事業報告書の提出期限の承認申請を行うことを許容する必 |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | 要はないものと考えられます。  |
| <b>事業報告書の提出期限の承認手続〔金商業等府令第 317 条〕</b>  |  |   |
| 243                                    | <p>金商業等府令第 317 条(事業報告書の提出期限の承認の手続等)、第 320 条(説明書類の縦覧期限の承認の手続等)の各条において提出が求められている法律専門家の法律意見書が、申請書記載内容が真正且つ完全であることの確認を目的とするものであれば、社内弁護士による意見書で十分その目的を達すると考えられる。当該目的がそれ以上のものであり、社内弁護士による意見書では不十分である場合は、その理由につきご説明してほしい。</p>             | <p>金商業等府令第 317 条第 2 項第 3 号、同条第 4 項第 2 号、第 320 条第 2 項第 3 号、同条第 4 項第 2 号における法律専門家の法律意見書は、本国の法令又は慣行により本規制において定められる対応ができないことを確認するための疎明資料として提出が求められるものと考えられます。</p> <p>従って、法律専門家の法律意見書として社内弁護士の法律意見書を提出すること自体が否定されるものではありませんが、当該法律意見書については、確認対象となる事項との関係において、信用格付業者からの独立性・客観性が必要となる場合も想定されることに留意が必要と考えられます。</p>   |
| <b>説明書類〔金商法第 66 条の 39〕</b>             |  |   |
| <b>説明書類の記載事項〔金商業等府令第 318 条〕</b>        |  |   |
| <b>・10%超の手数料を受領している格付け関係者(第 2 号口 )</b> |  |   |
| 244                                    | <p>金商業等府令第 318 条第 2 号口 に掲げる条項は、格付会社が特定の顧客からの手数料収入に依存していることを確認し、利益相反防止を促進するためのものと理解する。このような趣旨に従えば、手数料収入は信用格付業に限定せず、一の格付関係者から信用格付業および信用格付業以外の役務から得た手数料収入の合計が、全社売上高に対する割合について、百分の十を超える手数料を得ている格付関係者の名称を記載することの方が妥当な記載事項であると考えられる。</p> | <p>金商業等府令第 318 条第 2 号口 の規定は、信用格付業者が特定の顧客からの手数料収入に依存していることを確認し、利益相反防止を促進するためのものと考えられます。信用格付業者については、兼業規制が設けられておらず、関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置を業務管理体制の整備要件として求めること(第 306 条第 1 項第 8 号)により、信用格付業の公正かつ的確な遂行を確保することとしています。従って、信用格付業者が信用格付業以外の業務を行うことも想定され、当該業務の規模によっては、信用格付業者の売上高に占める信用格付業に係る売上高の割合が相対的に低くなる場合も想定されます。このような場合、信用格付業以外の売上高を含めて計算すると、信用格付業に係る利益相反防止の促進という効果が薄れる可能性もあることから、手数料(信用格付の付与の対価として信用格付業者に支払われたもの)の信用格付業に係る売上高に対する割合を基準とすることとしています。</p> |
| 245                                    | <p>金商業等府令第 318 条第 2 号口 括弧書を削除してほしい。関連会社を含んだ手数料の把握は極めて困難である。</p>  | <p>顧客からの手数料収入への依存の度合いについては、顧客から直接受領する手数料に限らず、当該顧客の関連会社等から受領する手数料も含めて計算すべきものと考えられます。従って括弧書を削除することは適当ではないと考えられます。なお、信用格付業者が顧客に対して</p>   |

|                             |  |   |
|-----------------------------|--|---|
|                             |  | その関係会社等の範囲の確認を求める等の必要な対応を行ったにもかかわらず、回答が得られない場合など、信用格付業者が顧客の関連会社等を全て把握することが困難な場合も想定されるところ、本規定は、このような場合において実務上の困難を強いるものではありません。   |
| ・信用状態の変化に関する統計その他の情報(第2号口 ) |  |   |
| 246                         | 金商業等府令案第 318 条第 2 号口 に関して、対象となる信用格付を含め、具体的にどの範囲の情報を記載するかについては、信用格付業者が合理的に判断して決定するものであり、その情報の範囲がわかるように説明書類に記載すればよいとの理解でよいか。                   | 金商業等府令第 318 条第 2 号口 の統計その他の情報としては、例えば、各信用格付業者の格付分類毎の過去のデフォルト率、デフォルト率の変化等に関する情報などが想定されますが、統計の作成方法、基準等の具体的な内容については、投資者の投資判断に資する分かりやすいものとなるよう、各信用格付業者において決定すべきものと考えられます。なお、信用格付業者間での比較が可能となるよう標準化された基準を定めることについては、今後の検討課題と考えられます。  |
| 247                         | 金商業等府令案第 300 条第 1 項第 9 号においては「統計その他の情報を保有している場合には」となっているが、本規定では存在する事を前提としているが、これは必須事項ということか。統計の作成方法、基準等は格付業者の基準でよいとの理解でよいか。統計内容にかかわる要件はあるのか。 | 金商業等府令第 300 条第 1 項第 9 号においては、新規に信用格付業に進出して来る業者については、登録申請時点において統計その他の情報を保有していない場合も想定されるところ、これらの業者が当該情報を保有していないことのみをもって登録対象から除外されることのないよう、「統計その他の情報を保有している場合には」として、当該情報を保有していない場合も想定した規定となっています。<br>他方、説明書類は、信用格付業者の登録から一定期間経過後に作成・公表されるものであり、当該情報を保有していない場合は想定されないことから、説明書類の記載事項として公表を義務付けることとしています。 |
| ・格付履歴情報(第2号口 )              |  |   |
| 248                         | 金商業等府令第 318 条第 2 号口 に関して、信用格付業者が登録を受けた時点以降に付与した信用格付の履歴のみが対象となり、登録前に付与した信用格付は(登録後に提供し、又は閲覧に供するか否かにかかわらず)含まれないとの理解でよいか。                        | 金商業等府令第 318 条第 2 号口 の「付与した信用格付」とは、信用格付業者の登録を受けた日以後、直近の事業年度の末日までに付与したものを指すものと考えられます。従って、登録前に付与した信用格付の履歴に関する情報については、説明書類への記載が義務付けられないものと考えられます。   |
| 249                         | 金商業等府令案第 318 条第 2 号口 に関して、信用格付業として付与した信用格付に限られるものであり、例えば定義府令案第 25 条第 1 号に規定する信用格付など、「信用格付業」から除かれるものについては、対象とならないとの理解で                        | 金商業等府令第 318 条第 2 号口 の「付与した信用格付」とは、信用格付業として付与した信用格付に限られるものであり、信用格付業から除かれる行為(定義府令第 25 条)に係る信用格付の履歴に関する情報については、説明書類への  |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     | よいか。   | 記載が義務付けられないものと考えられます。  |
| 250 | <p>「付与した信用格付」(金商業等府令案第 318 条第 2 号口 )とあるが、当該事業年度末に存在する公表格付が対象との理解で良いか。「格付の履歴」とは何を意味するのか。</p>  | <p>金商業等府令第 318 条第 2 号口 の「付与した信用格付」とは、信用格付業者の登録を受けた日以後、直近の事業年度の末日までに付与したものを指すものと考えられます。説明書類の記載事項としては、信用格付を付与した日から一年以上経過したものに限られることから、直近の事業年度の前事業年度の末日までに付与した信用格付の履歴に関する情報が対象となります。</p> <p>金商業等府令第 318 条第 2 号口 の「履歴に関する情報」としては、個別の信用格付について、信用格付の付与した日及び付与した信用格付を時系列に整理したリストなどが考えられます。なお、格付の付与には、いわゆる格上げ、格下げ、据置き、取下げなどが含まれるものと考えられます。</p>   |
| 251 | <p>二以上の信用格付業者が共同して説明書類を作成する場合、金商業等府令案第 318 条第 1 項第 2 号口 の売上高は信用格付業者毎又は共同して説明書類を作成する二以上の信用格付業者の合算のいずれかで計算すれば足りることとしてほしい。</p> <p>二以上の信用格付業者が共同して説明書類を作成する場合、各項目は、各信用格付業者毎に記載することを要しない(すなわち数字であれば合算した数字で足り、その他の情報であればどの信用格付業者に関するものであるかを明示する必要はない)こととしてほしい。</p> | <p>金商業等府令第 318 条第 2 号口 の規定は、信用格付業者が特定の顧客からの手数料収入に依存していることを確認し、利益相反防止を促進するためのものと考えられます。二以上の信用格付業者が共同して説明書類の作成・公表を行う場合であっても、特定の顧客からの手数料収入の依存については、信用格付業者毎に確認する必要があると考えられます。従って、第 318 条第 2 号口 の「売上高」については、信用格付業者毎に計算すべきと考えられます。</p> <p>金商業等府令第 319 条第 2 項は、一定の要件の下で二以上の信用格付業者が共同して業務管理体制の整備を行うことが認められていることから、説明書類の記載事項である業務管理体制の整備の状況についても共同して作成・公表することを認めることが適当と考えられること等を踏まえた規定と考えられます。</p> <p>説明書類は、信用格付業者による投資者等への情報提供機能が適切に発揮されることを確保するとともに、信用格付業者について透明性を高めることを通じ、市場規律の下において、信用格付業者の業務の公正かつ的確な遂行について自律的な取組を促す観点から、重要な役割を果たすものと考えられます。このような観点から、説明書類の記載事項として規定されているものについては、上記の業務管理体制の整備の状況のほか、信用格付業者毎に把握することが困難な事項や信用格付業者毎の情報を記載す</p> |

|                                      |   |   |
|--------------------------------------|---|---|
|                                      |   | ると却って投資者等への情報提供機能が低下すると認められるものを除き、原則として、信用等级付業者毎の情報を記載することが適当と考えられます。   |
| <b>説明書類の縦覧方法〔金商業等府令第 319 条〕</b>      |   |   |
| 252                                  | 金商法第 66 条の 39 に関して、説明書類の備え置きが求められる「すべての営業所又は事務所」は、外国法人の場合、信用等级付業を行うため国内に設ける営業所又は事務所に限定されるとの理解でよいか。  | 金商法施行令第 18 条の 4 の 5 において、金商法第 66 条の 39 の「すべての営業所又は事務所」は、外国法人については「信用等级付業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所」と読み替えることが規定されています。従って、外国法人については、信用等级付業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所においてのみ、説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供することが求められることとなります。                             |
| 253                                  | 説明書類の縦覧に関して、量が膨大となり、準備する手間が煩雑となりうることから、説明書類につき、電磁的記録による作成・備え置きを認めてほしい(金商業等府令第 158 条第 2 項第 3 号、第 162 条第 2 項第 3 号、第 163 条第 2 項第 3 号参照)。   | 金商法第 66 条の 37 の「保存」及び「作成」並びに金商法第 66 条の 39 の「作成」、「備え置き」及び「縦覧」を電磁的記録により行うことができるよう内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一、第二、第三及び第四を修正いたします。  |
| <b>説明書類の縦覧期限の承認手続〔金商業等府令第 320 条〕</b> |   |   |
| 254                                  | 説明書類の縦覧期限の承認申請(金商業等府令案第 320 条)についても、説明書類の作成・公表と同様に(金商業等府令案第 319 条第 2 項)、グループ会社と共同して行うことを認めてほしい。   | 説明書類の縦覧期限の承認は、外国法人である信用等级付業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後 4 月を経過した日から説明書類の公表等を行うことができないと認められる場合に行われるものです(金商業等府令第 320 条第 3 項)。本規定は、各信用等级付業者の本国の法令又は慣行により個別具体的に判断することを前提としたものであり、二以上の信用等级付業者が共同して説明書類の縦覧期限の承認申請を行うことを許容する必要はないものと考えられます。 |
| <b>適用上の注意〔金商業等府令第 325 条〕</b>         |   |   |
| 255                                  | 金商業等府令案第 325 条は、格付会社が規制により干渉されるべきでないことについて定めている。この点につき本法律に規定はないが、金融庁は、この点に規則で触れることが妥当であると考えて同条を定めたのではないかとと思われる。しかしながら、当社は、米国及び EU の両方において法律レベルで行われているように、信用等级付及びそのプロセスに対する規制上の侵害を完全に禁じる規定にすることで、金商業等府令案第 325 条がより意味のある規定になると考えている。同条の言葉の使い方は熟慮の上のものであ | 金商業等府令第 325 条は、金融庁長官が業務改善命令、監督上の処分、報告の徴取及び検査の権限を行使する場合には、個別の信用等级付又は信用評価の方法の具体的な内容に関与しないよう配慮することを定めるものであり、本規定の適切な運用が重要と考えられます。   |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>ると思われ、同条がこのままの内容であるとすれば、当社としては、規制当局が同条の意味内容に注意を払ってほしい。信用格付や信用格付のプロセスの内容に対する干渉は、信用格付の独立性、信頼性、信用格付の価値に対する重大かつネガティブな効果を持つものであり、市場の不安定化に繋がるおそれがある。現在の金商業等府令案第 325 条のようにこの点に触れないままにするよりも、信用格付が独立した分析の結果であり、規制当局を含む第三者から干渉されないものであるという国際的な基準に対する日本のコミットメントに係るより確実なシグナルが確認されるべきと考えている。規制当局が現段階で本法律を改正することは実現可能な選択肢ではないと考えるが、当社としては、規制による干渉を禁じるよう同条の文言を修正してほしい。</p>  |  |
| <p align="center"><b>国外拠点における適用関係</b></p> |   |  |
| <p>256</p>                                | <p>当社は世界各国で信用格付の付与・提供を行っているが、改正金商法に基づく規制の対象となる基準は今般の内閣府令に示されていない。日本の投資家の利害に関わる度合いの高いものを対象とすることが合理的であり、具体的には以下の信用格付がこれに該当するものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本所在発行体の信用格付</li> <li>日本所在の発行体が発行する証券等格付</li> <li>日本所在のアレンジャー又はオリジネーターが日本の投資家向け販売のために依頼する証券化商品格付</li> <li>日本国内の資産を主たる裏付資産とする証券化商品格付</li> <li>上記以外で日本において円建てで発行される証券等格付</li> </ul> <p>上記以外のもの、例えば、日本所在発行体の海外にある子会社若しくは関係会社の信用格付及びその発行する証券等の格付又はソブリン格付、世界大手企業、銀行、公的金融に関する格付等については、その格付が日本において日本語で提供される場合であっても、日本の投資家を直接の販売先とする証券等の格付では必ずしもない。また、こうした格付が日本語で提供されることを以って日本の格付規制対象とされる場合、日本語による情報提供を抑制することとなり、一般経済情報として有用な情報の提供を妨げるおそれがある点でむしろ有害と考えられる。</p> | <p>格付会社規制は、格付が投資判断の参考情報として金融・資本市場で広く利用されていることにかんがみ、我が国の資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護という目的から導入するものです。このような観点に照らせば、日本に持ち込まれるおそれのない格付については、規制の対象外となるものと考えられます。</p> <p>例えば、外国法人である信用格付業者の国外拠点が付与する信用格付のうち、国内の金商業者等が勧誘を行うことを前提とする金融商品の格付ではないこと、格付関係者が国内に住所を有しないこと(証券化商品の場合は主な原資産が国内に存在しないこと)との要件に該当する格付(非日本関連)に係る格付行為については、格付付与方針等に基づく格付の公表などの金商法の規制が適用されないものと考えられます。他方、外国法人である信用格付業者であっても、国内の拠点において付与されるものについては、非日本関連には該当せず、金商法の規制が適用されます。</p> <p>この場合、外国法人である信用格付業者における金商法の遵守の状況を明かにする観点から、信用格付業者において、非日本関連に該当するか否かを判断するための具体的な手続等について明確化を図るとともに、当該手続等に従って非日本関連に該当するか否かの仕分けを適切に行うことが求められるものと考えられます。</p> |

| 経過規定(整備府令附則第8条) |  |
|-----------------|--|
| 257             | <p>信用格付業務は、格付依頼者と信用格付業者との契約に基づいて行われている。その契約の中には、非公表の案件が含まれる場合がある。このような非公表あるいは公表情報が限定されている格付対象が残存している場合には、後発的にできた法律により、既存契約を変更することは実務上困難を伴う。したがって、金商業等府令案第306条第1項第9号(資産証券化商品の原資産に関する情報開示の働きかけ)、第313条第3項第3号(格付提供方針等として掲げる公表すべき情報項目)、第318条第1項第2号口(説明書類に記載する格付履歴)の条項は、格付会社が信用格付業者として登録を受ける日(登録日)以降に当初の信用格付を付与した対象に限定し、登録日より前に当初の信用格付を付与した対象は、その対象が満期を迎えるまで、適用除外とすべきである。</p> <p>なお、発行体格付のように信用格付の対象が特定の債務を対象としていない場合には適用除外の終期が定まらないため、2年程度の経過期間内は適用除外とすることが妥当であると考えられる。</p> |
| 258             | <p>改正法施行前に組成された金融商品に対する改正法施行前に付された格付についての、改正法施行後に行う更新・見直しについても、改正法の適用対象となった場合混乱が生じるおそれが大きく、当事者が改正法の適用を受ける格付に移行することを希望した場合を除き、改正法の適用除外としてほしい。なお、かかる適用除外については、長期の商品もあり、改正法施行後一定期間に限り適用除外とするかたちではなく、改正法施行後の一切の更新・見直しを適用除外としてほしい。</p>  |
| 259             | <p>改正法施行後であっても当該格付を付した格付会社が信用格付業の登録を受ける前に付した格付については、同登録によって改正法が遡及適用されないとの理解でよいか、確認したい。また、改正法施行後信用格付業の登録を受ける前に金融商品に対して付した格付についての、同登録後に行う更新・見直しについて改正法が適用されるかどうかについて、考えを示してほしい。</p>  |
| 260             | <p>金商業等府令案第306条1項9号並びに第313条3項3号の規定は施行後に組成された案件が対象であり既存の案件は対象外との理解でよい</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>か。既存の案件も対象となると格付関係者間で情報開示に係る調整が発生し場合によっては格付関係者からの格付け取り下げ等の事態も発生し市場が混乱することで市場に対する信認に影響が及ぶことが懸念される。</p>  |
| 261 | <p>今次の法律、内閣府令案等においては「信用格付の付与」に係る定義が規定されていないが、格付が付与されている状態をもって信用格付を付与する行為と考えると、現在格付されていて公表されているものは全て即座に今次規制の対象となってしまう。一方で公表要件、帳簿の保存等、規制の全てを過去において最初に付与した案件についても要求されるのは実務上(特に資産証券化商品にあっては)難しい面があり、対象となる格付は(少なくとも資産証券化商品については)法の施行以降に初めて格付を付与した案件となるような経過措置を考えてほしい。</p>  |
| 262 | <p>改正法施行前に付された格付について改正法が適用されると、金融商品にかかるセカンダリー・マーケットに混乱を生じるおそれが大きく、改正法施行前に付された格付について改正法が遡及適用されないかたちとしてほしい。</p>   |
| 263 | <p>金商法第66条の33第1項により信用格付業者が整備しなければならない業務管理体制のうち、金商業等府令案第306条第1項第9号にかかる措置、および金商法第66条の36第1項により信用格付業者が公表しなければならない格付方針等のうち、金商業等府令案第313条第3項第3号にかかる格付提供方針等については、施行後に信用格付業者により信用格付を付与された商品が対象となり、施行前に信用格付機関により信用格付を付与された商品には、当該信用格付機関が施行後に信用格付業者となった場合でも適用がないものとするが、念のため確認したい。なぜならば、施行前に信用格付機関による信用格付を付与された商品も対象となると、公表が法令等によって義務付けられることがない前提で格付関係者から提供されていた情報について、法令等の施行により公表を要求されることになり、場合によっては格付関係者からの信用格付の取下げ等の事態も発生し、市場が混乱することで市場に対する信認に影響が及ぶことが懸念されるため。</p> |
| 264 | <p>金商業等府令案第306条第1項第9号イ～ハの措置は、いずれも登録後に付与する信用格付</p>   |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     | <p>についてのみ実施する必要があり、登録前に付与した信用格付に遡って適用されるものではないとの理解でよいか。過去に付与した信用格付について、後になって格付関係者に働きかけを行うことは現実的には極めて困難である。</p>   |  |
| 265 | <p>金商業等府令案第1項第9号は、第三者が独立した立場において信用格付の妥当性について検証することができる措置を講じることを求めているが、当該規定は施行後に組成された証券化が対象であり、既存の証券化は対象外との理解でよいか。既存の証券化も対象となると、格付関係者間で情報開示に係る事務負担等が増大し、場合によっては格付関係者からの格付取り下げ等の事態も発生し市場が混乱することで、市場に対する信認に影響が及ぶことが懸念される。</p> |  |
| 266 | <p>改正法施行前に組成されたプログラム格付について、改正法の適用関係についての考えを示してほしい。</p>   | <p>社債等の発行に係るプログラムに対する格付は、法人の信用状態に関する評価を対象とする信用格付として整理できるものと考えられます。法人の信用状態に関する評価を対象とする信用格付のうち、信用格付業者の登録を受けた際に当該信用格付業者によって格付が付与されている法人の格付については、当該登録を受けた日から2年間、金商業等府令第313条第3項及び第318条第2号ロの規定は適用しないことを経過規定(附則第8条第3項)において明確化することとします。</p>                        |
| 267 | <p>一部の格付機関では、個々の格付け理由についてのレポートを登録会員等にしか開示していないケースが見受けられるが、格付けの透明性確保等今回の改正趣旨にかんがみれば、広く一般に開示するのが妥当であると考えため、発行体格付けや社債券等について、過去に行われた格付け変更の理由も容易に閲覧できるような手当てを規定してはどうか。</p>  | <p>本規制の導入により既存の格付の利用者に不測の不利益が及ぶことのないよう、信用格付業者の登録を受けた際に当該信用格付業者によって格付が付与されている金融商品の格付については、情報開示等の一定の規制を適用しないこととしております(附則第8条第2項)。他方、説明書類の記載事項として、付与した信用格付の履歴に関する情報(付与から1年以上経過したものに限り)の公表を求めることとしており、このような枠組みの下、信用格付業者において、過去の信用格付に関する情報開示が促進されることが期待されます。</p> |
| 268 | <p>改正法施行前において、無登録業者による格付を提供した既存の顧客や契約締結の勧誘を実施した顧客がいる場合でも、改正法施行後は、既に配布した勧誘資料や説明内容の如何にかかわらず、改めて、無登録業者による格付を提供した勧誘を行わない場合には、特段の対応は不要との理解でよいか。</p>   | <p>法第38条第3号の規定による説明義務は、同号の施行日以降に金融商品取引業者等が無登録業者が付与した信用格付を提供して金融商品取引契約の締結の勧誘を行う場合において適用されるものであり、施行日前に行われた勧誘については、同号に基づく説明義務が課されるものではありません。</p>  |

## 指定紛争解決制度の創設関連

|                              | コメントの概要   | 金融庁の考え方   |
|------------------------------|---|---|
| 金融商品取引法施行令                   |   |   |
| 指定紛争解決機関の業務の委託(金商法施行令第19条の7) |   |   |
| 1                            | 改正法第156条の43に規定する政令事項が規定されていないのではないか。  | 金商法施行令第19条の7に規定しています。   |
| 2                            | 指定紛争解決機関の業務委託先について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第66条の指定も含むなどして、弁護士会も含めるべきである。   | 金商法第156条の43において、指定紛争解決機関による紛争解決等業務の委託先を「他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であって紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者」に限った趣旨は、金融分野の専門性等に鑑み、金融ADR制度が盛り込まれている法律の規定による指定に限定することが適当と考えられるためです。  |
| 3                            | <p>第2種業の多岐にわたる金融商品に対応し、不動産信託受益権に強みを有する「A紛争解決機関」、集団投資スキーム持分に強みを有する「B紛争解決機関」、デリバティブに対応する「C紛争解決機関」などが並列した場合、例えば、A紛争解決機関と契約を結んだ第2種業者に集団投資スキーム持分に関する紛争が生じた場合に、紛争解決等業務をA紛争解決機関で受け、「B紛争解決機関」に委託することは可能か。</p> <p>また、A紛争解決機関がB紛争解決機関を相談者に紹介し、B紛争解決機関が苦情の処理をすることや、A紛争解決機関やB紛争解決機関等複数の指定紛争解決機関と契約を結び、紛争の種類に応じて指定紛争解決機関を使い分けることは可能との理解でよいか。</p> | <p>ご質問にあるような場合に、A紛争解決機関がB紛争解決機関に対し、苦情処理手続又は紛争解決手続の委託を行うことは双方が指定紛争解決機関として指定を受けている限り、可能です。</p> <p>また、第2種金融商品取引関係業者が複数の指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結し、紛争の種類に応じて指定紛争解決機関を選択することも、その判断基準が合理的で投資家保護に支障を来たさない範囲において可能です。</p> <p>なお、第2種業の一部のみを専ら扱う機関として指定を行うことはできず、第2種業のすべての業務に対応できることが必要です。</p> |
| 異議の割合(金商法施行令第19条の8)          |   |   |
| 4                            | 業務規程に対する異議の割合を3分の1以下とすると、些細な問題で指定が阻止される事態を招きかねないと考えられることから、金商法施行令第19条の8に規定する業務規程に異議を有する金融商品取引業者の割合は、過半数に満たない割合とすべきである。  | 指定紛争解決機関は任意に設立されるものであり、存在しない場合を認めているにもかかわらず、設立されれば契約締結義務という新たな義務が生じることになります。円滑な紛争解決等業務に資するためには義務が課される金融機関に対し、意見を述べる機会を与えることにより、業務規程の内容を確認してもらうことが有益であり、単に設立の可否を決するという以上に、より慎重な手続をもって当該種別に属する金融機関の理解を得るため、単純多数決ではなく、異議の割合は3分の1以下であることを指定の要件としました。                                |

| 保険業法施行令                            |  |  |
|------------------------------------|--|--|
| 5                                  | <p>保険業法第 308 条の6において、指定紛争解決機関による紛争解決等業務の委託先を「他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であって紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者」に限ってはいるが、保険業法施行令第 44 条の7に規定されている委託先に(財)交通事故紛争処理センターおよび(財)日弁連交通事故センターを含め、現状と同様の紛争解決処理が図れるようにしてほしい。</p> | <p>保険業法第 308 条の6において、指定紛争解決機関による紛争解決等業務の委託先を「他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であって紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者」に限っています。このため、(財)交通事故紛争処理センター及び(財)日弁連交通事故センターに対しては、紛争解決機関としての指定が行われない限り、委託することはできません。</p> <p>なお、顧客から指定紛争解決機関に対して紛争解決の申立てがなされた場合には、当該指定紛争解決機関においてその紛争解決を図る必要があり、他の指定紛争解決機関及び保険業法施行令第 44 条の7に規定されている者に対してのみその業務を委託することが可能となっていますが、顧客は必ずしも指定紛争解決機関に対して紛争解決の申立てをしなければならないものではなく、(財)交通事故紛争処理センター及び(財)日弁連交通事故センターが紛争解決機関の指定を受けていない場合でも、顧客の選択により当該センターにおいて紛争解決を図ることは可能です。</p> |
| 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令 |  |  |
| 指定の申請(指定紛争解決機関府令第2条)               |  |  |
| 6                                  | <p>紛争解決機関の指定の申請をしようとする者は、例えば、特定第2種金融商品取引業務の内から同機関が対象としたいと考える業務に限定して申請をすることができるとの理解でよいか。</p>  | <p>紛争解決機関としての指定の申請をしようとする者は、例えば、特定第2種金融商品取引業務の一部に限定を付すことを前提とした申請は基本的に認められず、紛争解決等業務の種別に応じた対象業務すべてに関する苦情処理手続及び紛争解決手続の実施等を行えることが必要です。</p>   |
| 紛争解決委員(指定紛争解決機関府令第6条・第11条)         |  |  |
| 7                                  | <p>指定紛争解決機関府令第6条に規定する業務規程で定めるべき事項に、「紛争解決委員に関する人員数及び構成並びに選任基準等に関する事項」を追加すべきではないか。</p>   | <p>紛争解決委員に関する人員数及び構成に関する事項を業務規程に加えることは、各業態における紛争等の状況に応じた適切かつ柔軟な対応が求められるものであり、一律に業務規程において定めることは適当でないと考えられます。ただし、指定にあたっては、こうした事項について、指定紛争解決機関としての実効性の観点から審査する必要があることから、指定紛争解決機関府令第5条第3項第6号において、紛争解決委員の候補の確保の状況を指定申請書の添付書類として求めることとしています。</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  | <p>なお、紛争解決委員の選任基準に関する事項については、金商法第 156 条の 50 第 3 項及び指定紛争解決機関府令第 11 条第 2 項及び第 3 項に規定されており、業務規程において定める必要はないと考えられます。</p>   |
| 8  | <p>紛争解決委員について、指定紛争解決機関府令第 11 条に規定する者以外の人材が必要となった際、各指定紛争解決機関が柔軟かつ迅速に対応できるようにすべきである。</p>   | <p>ご意見のように、各業態の実態に応じ、指定紛争解決機関府令第 11 条に規定する者以外の人材が必要となることも想定されますが、あらかじめ、こうした人材を網羅的に規定することは困難であると考えられます。このため、同府令第 11 条第 3 項第 4 号において、金融庁長官が同等以上の知識及び経験を有すると認められた者を紛争解決委員適格者とすることができるよう規定しています。</p>   |
| 9  | <p>紛争解決委員について、従来有している専門家としての知識のみならず、紛争解決委員の質の維持・向上の観点から、中立・公正であるための実質的な研修や新たな知識等向上のための措置を採ることを各指定紛争解決機関に求めるべきである。</p> <p>また、指定紛争解決機関についても、組織の質の維持・向上の観点から、組織全体としての研修体制及びその後の研修管理体制を十分に図ることを求めるべきである。</p> | <p>ご意見のように、研修を行うことや組織全体としての研修体制及びその後の研修管理体制を十分に図ることは、有用であるのは確かですが、具体的にどのような対応をとるかについては、利用者保護の観点から個々の指定紛争解決機関において適切に判断されるものであると考えられます。</p> <p>また、指定紛争解決機関については、金商法第 156 条の 39 において、「紛争解決等業務を適確に実施するに足る技術的な基礎を有すること」や「役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」等が要件とされており、これらの要件に該当しないこととなったときは指定の取消しが行われることとなります。</p>  |
| 10 | <p>特別調停案が作成される場合には、弁護士は、単なる「助言」措置に留まらず、紛争解決委員として共同手続実施者となるべきことを制度的に担保する規定を設けるべきである。</p>  | <p>指定紛争解決機関の紛争解決委員は、一定の経験年数を経た弁護士のほか、認定司法書士、公認会計士、消費者問題専門家のほか、金融機関において業務を行い専門的な知識を有する者なども資格を有することとしております。このうち、金融機関における勤務経験のみを有するものについては単独では紛争解決委員としての業務を行えないこととし(改正金商法第 156 条の 50 第 3 項柱書第 2 文)、紛争解決の公正を期しています。また、紛争解決委員が弁護士でない場合は、同法第 156 条の 44 第 4 項第 4 号により、弁護士の助言を得られることとしており、法令の解釈適用に関し専門的知識を得ることができる仕組みになっております。</p> <p>金融分野における裁判外の紛争解決においては、このような手当をしてあるため、専門的な知</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    |   | <p>見に基づき、公正中立な解決策を得られるものと考えています。</p> <p>この点は、特別調停案についても同様と考えますが、特別調停案については、手続実施基本契約により金融機関において原則として受諾義務を課し、訴訟に進んだ場合には当該特別調停案が訴訟物となる可能性があることも、指定紛争解決機関においては十分認識しておく必要があると考えられます。</p>  |
| 11 | <p>指定紛争解決機関府令案第11条第1項第4号に規定する紛争解決手続の当事者と利害関係を有する者であるため紛争解決委員から除外される「当該申立てに係る金融商品取引業務等業務関連紛争について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者」のうち、手続時点で当事者の代理人若しくは補佐人である者については、「金融商品取引業務等業務関連紛争について」との限定は不要ではないか。</p>   | <p>利害関係を有する者の範囲については、必要の範囲において合理的に定められるべきものであると考えられます。</p> <p>また、協会等府令第20条においても、あっせん委員の利害関係を有する者の範囲について、指定紛争解決機関府令第11条第1項第4号と同様の要件が求められており、紛争解決委員の利害関係等の範囲についても、合理的な範囲であると考えられます。</p>  |
| 12 | <p>指定紛争解決機関府令案第11条第1項第5号に規定する当事者と利害関係を有する者である「当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から3年を経過しない者」について、弁護士等の紛争解決委員については3年の待機期間は長すぎる。待機期間を3か月などとし、待機期間中であっても収入を得ている額が一定額以下もしくは申告所得等の一定割合以下であるなど、職務の公正を保ちうる事由があれば就任可能などとすべきである。または、そもそも各指定紛争解決機関の規則に任せるのがよいのではないか。</p> | <p>金融ADR制度については、中立・公正な紛争解決の実施のため、紛争解決委員が紛争の当事者と利害関係を有するなど、紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがあることを排除する必要があり、紛争解決委員については、人格が高潔で見識の高い者であることを要件としています。</p> <p>また、協会等府令第20条においても、あっせん委員に関し、指定紛争解決機関府令第11条第1項第5号と同様の要件が求められており、弁護士等の紛争解決委員についても、「3年」という期間は適切なものと考えられます。</p>                |
| 13 | <p>紛争解決委員が1人の場合、当該紛争解決委員の判断で提示された特別調停案に対し、紛争の当事者のうち顧客は拒否することができるのに対し、加入金融商品取引関係業者には応諾義務がある。特別調停案の公正性を確保するため、複数の紛争解決委員によって議論を行った後に特別調停案が提示されるよう紛争解決委員の数を複数とする、又はすべての紛争を対象とすることができない場合には、一定額以上の紛争の場合に限り、複数とするなどの修正をしてほしい。</p>                                   | <p>ご質問のように、事案の内容によっては紛争解決委員が1人で紛争解決手続を行うことも想定されますが、紛争解決の中立性・公正性を確保する観点から、紛争解決委員は少なくとも1人は弁護士又は消費生活専門相談員等でなければならないこととしていることから、紛争解決委員が1人である場合には、当該委員は弁護士又は消費生活専門相談員等となります。</p> <p>全ての事案について又は一定額以上といった金額の多寡に応じて紛争解決委員を複数とするについては、紛争解決機関において実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p> |
|    | その他   |  |
| 14 | ある金融商品取引業者が、第1種金融商品取  | 指定紛争解決機関との手続実施基本契約の締   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | 引業、第2種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、指定第1種紛争解決機関、指定第2種紛争解決機関、指定投資助言・代理紛争解決機関及び指定投資運用紛争解決機関が存在する場合には、それぞれの指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結する必要があるとの理解でよいか。   | 結義務は登録を受けている業務の種別ごとに課されるものです。   |
| 15 | ある金融商品取引業者が、例えば、貸金業法に基づく貸金業者でもあるときは、当該者は、金商法及び貸金業法に規定する金融ADR制度に係る措置の両方を講じなければならないとの理解でよいか。   | ご理解のとおりです。  |
| 16 | 改正法上の「苦情処理手続」及び「紛争解決手続」には、商品先物取引に関するトラブルの解決手続は含まれないとの理解でよいか。   | ご理解のとおりです。  |
| 17 | 改正法上の指定紛争解決機関に、商品先物トラブルが持ち込まれた場合、当該指定紛争解決機関はどのような対応をとるのか。  | 商品先物トラブルについては、改正法上の指定紛争解決機関の業務の範囲外であり、取扱うことはできません。このような場合、当該指定紛争解決機関の判断に委ねられることとなりますが、商品先物トラブルの解決を行っている機関等の紹介等を行うことが考えられます。   |
| 18 | 加入金融商品取引関係業者は、顧客からの苦情の解決の申立てがなくとも、紛争解決手続の申立てができるとの理解でよいか。  | 金商法第156条の50第1項に規定するとおり、紛争解決手続については、当事者(加入金融商品取引関係業者又はその顧客)からの申立てに基づき開始することとされていることから、顧客からの苦情解決の申立てがなくとも、加入金融商品取引関係業者は紛争解決手続の申立てが可能です。<br>なお、利用者との間で生じた苦情への対応等を金融機関が十分に尽くさず、安易に紛争解決へ移行することは適当でないと考えます。 |
| 19 | ADRの活性化のためにも金融分野で柔軟な対応を促進するような政省令の可能性を検討することを望みたい。<br>また、一般利用者の取引当初、当該取引におけるADR機関の存在と利用について必ず説明するような方策も必要ではないか。<br>さらに、金融ADRの活性化のためにも、法律家からは問題提起されにくく問題点として、ADR促進法第6条第5号を柔軟に運用してほしい。 | 貴重なご意見として承ります。<br>ご意見のとおり、取引当初に一般利用者に対しADR機関の存在と利用について説明する方策が必要であることから、金商業等府令第82条では契約締結前交付書面の記載事項に手続実施基本契約を締結しているADR機関の商号又は名称を記載することを求めています。  |
| 20 | 指定紛争解決機関府令第2条、第4条及び第11条第1項は、改正法上、府令に委任する規定がないのではないか。   | 一般的に、国民の権利、自由を制限したり、国民に義務を課すことを直接的な内容としない手続的な事項については、法律の特別の委任が無くとも、いわゆる実施命令として規定することができます。また、指定解決機関府令の  |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  |   | 制定文において、「同法を実施するため」同府令を定める旨を規定しています。   |
| 21   | 指定紛争解決機関府令案第12条第2項第4号に規定する「金融商品取引業等業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面」は、和解案が記載された書面という理解でよいか。<br>また、書面が作成されないことも想定されるのか。           | 「金融商品取引業等業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面」の記載事項は、合意された和解案のみならず、和解成立日や当事者の氏名、紛争解決委員の氏名等を記載することが考えられますが、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。   |
| <b>金融商品取引業等に関する内閣府令</b>                          |   |  |
| <b>登録申請書等の記載事項の変更の届出(金商業等府令第7条・第8条)</b>          |   |  |
| 22   | 金商業等府令案第7条第1号に規定する登録申請書の記載事項が変更されたことにより、登録申請書の別紙様式も変更されているが、指定紛争解決機関が存在しない場合には、記載内容の変更は生じないため、金商法第31条に基づく変更届出は必要ない旨を明確にしてほしい。 | 金商業等府令第8条第5号において、登録申請書の添付書類である業務方法書については、指定紛争解決機関が存在しない場合に必要となる苦情処理措置、紛争解決措置を記載することとなっているため、変更届出が必要となります。  |
| 23   | 改正法の施行に伴い、金商業等府令案第7条に規定する登録申請書の再届出及び同府令案第8条に規定する業務方法書の再届出が必要との理解でよいか。その場合、その時期はいつか。   | 金商法の施行に伴い、登録申請書については、施行日となる平成22年10月1日から2週間以内に、業務方法書については、施行日となる平成22年10月1日以降遅滞なく、変更の届出が必要です。<br>なお、指定紛争解決機関の存在の有無により、いずれかを提出すればよいと考えられます。   |
| 24   | 苦情の解決のための体制についての業務方法書の変更記載が必要となるが、変更の届出には一定の猶予期間が設けられるのか確認したい。  | 指定紛争解決機関が存在しない場合には、各金融商品取引業者等は、業務方法書において、苦情の解決のための体制として、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載する必要があります。<br>当該業務方法書の変更届出については、金商法第31条第3項に基づき、遅滞なく届け出る必要がありますが、各金融商品取引業者等に対する行為規制(苦情処理措置及び紛争解決措置の構築義務)の施行日は平成22年10月1日となっており、一定限度の猶予期間があると考えられるため、それ以上の猶予期間は設けていません。 |
| 25   | 金商業等府令案第8条第5号に規定する業務方法書の記載事項に変更があった場合の変更届出の起算時点はいつか。また、当該変更届出はいつまでに出さなければならないのか。さらに、届出の期間の設定に当たっては、適切な日数を確保してほしい。             | 業務方法書の変更届出については、施行日となる平成22年10月1日以降遅滞なく、届け出る必要があります。  |
| <b>契約締結前交付書面等の記載事項(金商業等府令第7条・第8条・第82条・第174条)</b> |   |  |
| 26   | 契約締結前交付書面等の記載事項が改正されているが、当該事項の変更は、契約当事者間の   | 改正法施行前に契約を締結し、その後新たに金融商品取引契約を締結していない場合は、契  |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>変更契約に基づくものではないため、契約締結前書面等を交付する必要はないとの理解でよいか。</p> <p>仮に、新たな契約締結前交付書面等を交付する必要があるとした場合、その時期はいつからになるのか。再交付が必要な場合には、法令等の施行前の事前交付又は施行後の一定期間に再交付することを可とするなどの経過措置を講じてほしい。</p>                   | <p>約締結前交付書面を再度交付する必要はないと考えられます。</p>  |
| 27 | <p>金商業等府令第 82 条第 15 号ロに規定する「苦情処理措置及び紛争解決措置の内容」について、改正法施行前に契約を締結した投資一任契約等の顧客に対して、改正法施行後、改めて契約締結前交付書面を交付する必要があるか確認したい。また必要があるとすれば、どのタイミングで交付すればよいか確認したい。</p>                                 | <p>投資一任契約においては、改正法施行前に契約を締結し、その後新たに契約を締結していないのであれば、再度交付する必要はないと考えられます。</p>   |
| 28 | <p>金融商品取引業協会の会員は、金融商品取引業協会が認定投資者保護団体に業務委託している場合には、当該業者は認定投資者保護団体と直接契約している訳ではないが、業務方法書、登録申請書、契約締結前交付書面及び説明書類(事業報告書)には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容として、協会が業務委託している認定投資者保護団体の名称を記載する必要があるかどうか確認したい。</p>  | <p>ご意見のケースは、指定紛争解決機関が存在しない場合と考えられますが、業務方法書、契約締結前交付書面及び説明書類の記載事項として、各金融商品取引業者等が講じている苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載する必要があり、例えば、ご意見のような場合においては、加入している金融商品取引業協会の記載に加え、当該協会が苦情処理・紛争解決について業務委託している旨及び業務委託先の名称・連絡先を併せて記載することが適切と考えられます。</p> |
| 29 | <p>契約締結前交付書面及び説明書類(事業報告書)に記載すべき苦情処理措置及び紛争解決措置の内容は、業務方法書(下部規程に委任している場合を含む。)に記載する内容と同程度の記載が必要なのか確認したい。</p>   | <p>契約締結前交付書面及び説明書類(業務報告書)に記載すべき苦情処理措置及び紛争解決措置の具体的な内容については、必ずしも業務方法書と同程度の記載が求められるものではないと考えられます。</p>   |
| 30 | <p>金商業等府令第 82 条第 15 号において記載が求められる「指定紛争解決機関、又は苦情処理措置及び紛争解決措置」は、当該契約締結前書面において記載される金融商品取引契約に関するものに限ることを明確にしてほしい。</p>  | <p>ご指摘を踏まえ、指定紛争解決機関の定義を紛争解決等業務の種別に限るものに修正いたします。(金商業等府令第 82 条第 15 号イ)</p>   |
| 31 | <p>金商業等府令第 115 条の 2 に規定する苦情処理措置及び紛争解決措置には、国民生活センターや消費生活センター等、事業者との契約締結行為を想定していない機関も存在しているが、当該機関との間であらかじめ契約を締結することまでは求められていないとの理解でよいか。</p> <p>また、委託機関との契約締結ができない場合、契約締結前交付書面、事業報告書及び説明書</p> | <p>苦情処理措置及び紛争解決措置については、ご質問のように国民生活センターや消費生活センター等、事業者との契約締結行為を想定していない機関が存在する場合に、あらかじめ、苦情処理及び紛争解決を委託する機関との間での契約締結等を求めているものではありませんが、顧客からの苦情処理又は当事者からの紛争解決の申立てが行われた場合に、速やかに苦情処理</p>  |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>類には、当該機関の商号等の記載は不要との理解でよいか。</p> <p>さらに、指定紛争解決機関が存在しない場合には、苦情処理及び紛争解決を委託する機関の商号等の公表は不要との理解でよいか。</p>  | <p>手続又は紛争解決手続が開始されることが必要であると考えられます。</p> <p>また、苦情処理及び紛争解決を委託する機関との間で契約締結ができない場合においても、契約締結前交付書面、事業報告書及び説明書類には、金商業等府令第 115 条の2に規定する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載する必要があります。</p> <p>なお、指定紛争解決機関が存在しない場合には、金融商品取引業者等は、苦情処理及び紛争解決を委託する機関の商号等の公表を法律上義務付けられているものではありません。</p>  |
| 32 | <p>指定紛争解決機関の有無に関わらず、紛争解決等業務を取り扱う機関として、弁護士会を含む複数の紛争解決機関が存在すること及び各機関の内容や相違点等について、顧客に周知・教示すべき旨の規定を設けるべきである。</p>   | <p>一般に、ご意見のような周知・教示を行うことは望ましいものと考えられますが、個々の金融機関において適切に判断されるべきものと考えられます。</p>   |
| 33 | <p>契約締結前交付書面の記載事項として、指定紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容が規定されているが、苦情処理措置及び紛争解決措置として、認定投資者保護団体への委託等を選択する場合、契約締結前交付書面には、「苦情処理措置の内容は、認定投資者保護団体が行う苦情の解決により金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図る」、「紛争解決措置の内容は、認定投資者保護団体のあっせんにより金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図る」と記載すればよいとの理解でよいか。</p> | <p>契約締結前交付書面への具体的な記載事項については、金商業等府令第 115 条の2に規定する内容を踏まえたものとする必要がありますが、ご質問のような内容に加え、当該認定投資者保護団体の名称・連絡先を記載するなど、各金融商品取引関係業者等が講じている苦情処理措置及び紛争解決措置の実態に即して、適切に記載されるべきものであると考えられます。</p>   |
| 34 | <p>金商業等府令第 174 条第1号ホに規定する「苦情処置措置」は「苦情処理措置」ではないか。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>  |
| 35 | <p>金商業等府令第 174 条第1号ホに規定する説明書類の記載事項は、金融商品取引業者等が改正法第 37 条の7第1項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロの場合に該当しない場合には適用されないとの理解でよいか。</p> <p>適用されないのであれば、「(指定紛争解決機関が存在しない場合に限る)」という明確化を図るための文言を加えたほうがよいのではないか。</p>   | <p>説明書類の記載事項は、指定紛争解決機関が存在しない場合に、各金融商品取引業者等が講じなければならない苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を規定しているものであり、指定紛争解決機関が存在する場合には説明書類に記載する必要はありません。</p> <p>なお、各金融商品取引業者等が講じなければならない苦情処理措置及び紛争解決措置は、指定紛争解決機関が存在しない場合に限られるものであることは規定上明確であるため、あえて文言を加える必要はないものと考えられます。</p> <p>さらに、指定紛争解決機関が存在する場合には、金商業府令第 174 条第1号ニに定める説明書類の記載事項及び金商業等府令第7条第1号</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | に定める登録申請書の記載事項として、手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を記載することを規定しております。   |
| 36                                     | <p>金商業等府令案第 174 条第1号ホに規定する説明書類の記載事項は、第1種金融商品取引業者のみに適用されるものであり、第1種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者には適用されないとの理解でよいか。</p> <p>適用されないのであれば、「第2号口、第3号口、第4号口又は第5号口」は削除するべきである。</p>   | <p>金商業等府令第 174 条に規定する説明書類の記載事項は、第1種金融商品取引業に関するものに限られるものではありません。なお、第5号口については、登録金融機関の業務に関するもののため削除いたします。</p> <p>なお、第1種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者については、金商業等府令第 182 条及び第 183 条により、別紙様式第 12 号により作成した事業報告書の写し等を説明書類として公衆の縦覧に供さなければならないため、別紙様式第 12 号の記載事項に沿って適切に記載する必要があります。</p>   |
| <b>苦情処理措置及び紛争解決措置〔金商業等府令第 115 条の2〕</b> |  |   |
| 37                                     | <p>金商業等府令案第 115 条の2第1項に規定する苦情処理措置については、同条第1項各号のいずれか一つだけでなく、複数の組み合わせも認められるとの理解でよいか。</p>   | <p>ご理解のとおりです。</p>   |
| 38                                     | <p>金商業等府令案第 115 条の2第1項第1号イに規定する業務運営体制及び同号ロに規定する社内規則の整備について、業者の役職員等の業容や業務の実態を踏まえた整備が行われていればよいとの理解でよいか。例えば、社内規則について、「当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。」と規定しているが、1名で業務を行っている業者も存在しており、どの程度の整備が求められるかについて確認したい。</p>                                | <p>苦情処理措置に関する業務運営体制及び内部規則については、苦情等の状況に応じた整備が求められるとともに、公正かつ的確な苦情処理を妨げる内部の不当な影響力が働くことを排除する必要があります。</p> <p>こうした観点を踏まえ、各金融商品取引業者等の業務の性質や規模等に応じた適切な整備を図ることが必要と考えられます。</p>  |
| 39                                     | <p>金融商品取引業者向けの総合的な監督指針及び金融商品取引業者等検査マニュアルに示される体制整備を行っている金融商品取引業者については、金商業等府令案第 115 条の2第1項第1号イに規定する「人的構成及び業務運営体制」が整備されているとの理解でよいか。</p> <p>また、金融商品取引業者等検査マニュアルの - 1 - 1 - 3 . に基づいて「内部管理担当者等の権限等を明確に規定」している場合には、同号ロに規定する「社内規則」が整備されているとの理解でよいか。</p> | <p>「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」においては、十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、業務を「適正に」遂行することができる点と認められるかという点が規定されており、また、「金融商品取引業者等検査マニュアル」においては、内部管理担当者を「適所に」配置し、「所掌事務や役割分担を明確に」定めているかという点が規定されています。一方、金商業等府令第 115 条の2第1項第1号イにおいては、業務を「公正かつ適確に」遂行するに足る業務運営体制を整備することを規定しており、こうした観点を踏まえた体制整備を行っていただく必要があります。</p> <p>また、「金融商品取引業者等検査マニュアル」に</p> |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    |  | <p>おいては、内部管理担当者等の「権限等」を明確に規定しているかという点が規定されています。</p> <p>一方、金商業等府令第115条の2第1項第1号口においては、業務に関する社内における「責任分担」を明確化する規定を含んだ業務を公正かつ適確に遂行するための社内規則を整備することを規定されており、こうした観点を踏まえた社内規則の整備を行っていただく必要があります。</p>   |
| 40 | <p>金商業等府令第115条の2第1項第1号イに規定する「金融商品取引業等業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる業務運営体制」とは、具体的にどのような体制整備を必要とするのか。例えば、人的構成に具体的基準があるのか。また、金融商品取引業等業務関連苦情の処理にかかる業務であるが、労働金庫職員による対応も認められるとの理解でよいか。</p>  | <p>苦情処理措置に関する業務運営体制については、苦情等の状況に応じた体制整備が求められるとともに、公正かつ適確な苦情処理を妨げる内部の不当な影響力が働くことを排除する必要があります。</p> <p>こうした観点を踏まえ、各労働金庫の業務の性質や規模等に応じた適切な体制整備を図ることが必要と考えられます。</p> <p>なお、当該業務運営体制については、金融商品取引業等業務関連苦情を公正かつ適確に処理できる場合に限り、労働金庫職員による対応が可能であると考えられます。</p>  |
| 41 | <p>金商業等府令第115条の2第1項第1号口に規定する「当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むもの」とは、どのような内部規則を必要とするのか。</p> <p>具体的には、責任の「分担」とはどのような分担を必要とするのか。</p>  | <p>苦情処理措置に関する内部規則については、苦情等の状況に応じた内部規則の整備が求められるとともに、公正かつ的確な苦情処理を妨げる内部の不当な影響力が働くことを排除する必要があります。</p> <p>また、責任の「分担」については、例えば、苦情等の担当部署や処理手続が明確に定められていることや苦情等の内容が経営に重大な影響を与えるおそれがある場合には役員へ報告するなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる体制となっていること等が考えられますが、各金融商品取引業者等の業務の性質や規模等に応じた適切な内部規則の整備を図ることが必要と考えられます。</p> |
| 42 | <p>金商業等府令第115条の2第1項第1号に規定する苦情処理措置の要件の一つとして、「社内規則(当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備」することとされているが、金融商品取引業者等は、必ずしも苦情処理を担当する部門を別途設置する必要があるわけではなく、また、当該業務を担当する部門を設置する場合においても、当該業務に関する社内における責任分担が明確になっていれば、その役職員が他の部門を兼任・兼務することも問題ないとの理解でよいか。</p> | <p>苦情処理に関する業務を公正かつ適確に遂行することができる業務運営体制が整備されており、責任分担が明確に規定されているのであれば、必ずしも苦情処理を担当する部門を別途設置する必要はなく、金融商品取引業者等の規模等に応じ、担当者を配置する等の対応を行うことも可能と考えられます。なお、当該業務を担当する部門が設置されており、当該部門の役職員が他の部門を兼任・兼務する場合であっても、苦情処理業務を公正かつ適確に遂行されることが必要であり、例えば、営業担当者自身が苦情処理</p>  |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>また、金融商品取引業者等が複数の種別の業務を行っている場合には、複数の種別を兼ねた体制で苦情処理に関する業務を行うことに問題ないとの理解でよいか。</p>   | <p>業務を行うなどの利益相反が回避される体制を整備することが必要であると考えられます。</p> <p>また、金融商品取引業者等が複数の種別の業務を行っている場合において、複数の種別を兼ねた体制で苦情処理業務を遂行することは可能と考えられますが、それぞれの種別にかかる苦情処理業務が公正かつ適確に遂行されることが必要です。</p>  |
| 43 | <p>金商業等府令案第 115 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する苦情処理措置の要件の一つとして、「金融商品取引業等業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにこの業務運営体制及び口の社内規則を公表すること」とされているが、周知・公表の対象となる苦情の申出先並びに業務運営体制及び社内規則については、各社が開設しているホームページでの公表で足りるとの理解でよいか。</p> | <p>苦情の申出先の周知並びに業務運営体制及び社内規則の公表については、ホームページを利用できない顧客も想定されることから、周知・公表の方法は、ホームページのみならず、ホームページを利用できない顧客にも配慮した周知・公表を行うことが適当であると考えられます。</p>  |
| 44 | <p>金融商品取引業協会の会員は、金融商品取引業協会が認定投資者保護団体に業務委託している場合には、協会加入をもって、金商業等府令案第 115 条の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 1 号に規定する苦情処理措置及び紛争解決措置が講じられているとの理解でよいか。また、これにより、同条第 1 項第 1 号の措置は不要との理解でよいか確認したい。</p>       | <p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、金融商品取引業者は、行っている業務の種別ごとに苦情処理措置及び紛争解決措置を講ずる必要があるため、加入している金融商品取引業協会がどの業務を行う金融商品取引業者を対象とするものであるか、留意が必要です。</p>  |
| 45 | <p>金融商品取引業者等が金商業等府令案第 115 条の 2 第 2 項に規定する紛争解決措置を講じようとしない場合又は講じようとしてもいずれの機関からも断られるなど講じることが出来ない場合には、当該業者の登録等に影響があるのか確認したい。</p>   | <p>金融商品取引業者等は、金商法第 37 条の 7 に規定する紛争解決措置を講じなければならないこととされており、金商業等府令第 8 条においては、登録申請書の添付書類として、紛争解決機関が存在しない場合の紛争解決措置の内容を記載したものを添付しなければならないと規定されています。</p> <p>したがって、紛争解決措置を講じることができるよう関係機関と調整するなど、適切な対応をとる必要があります。</p> |
| 46 | <p>金商業等府令案第 115 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する紛争解決措置について、金融商品取引業者等が、業界団体が協定する弁護士会仲裁センターに移送する手続も含まれるとの理解でよいか。</p>   | <p>金商業等府令第 115 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する弁護士会仲裁センターにおけるあっせん又は当該センターにおける仲裁手続の内容には、業界団体が協定する弁護士会仲裁センターに移送する手続も含まれると考えられます。</p>   |
| 47 | <p>金商業等府令案第 115 条の 2 第 1 項第 5 号及び同条第 2 項第 5 号に規定する「業務を公正かつ適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人」について、具体的にどのような法人が該当するのか例示してほしい。</p>   | <p>具体的にどのような法人が該当するかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、金商業等府令第 115 条の 2 第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項第 2 号に規定する団体と実質的に同等の能力を有す</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    |   | ると認められる法人が該当すると考えられます。   |
|    | その他   |  |
| 48 | 金商業等府令第7条、第8条、第80条、第82条及び第174条の規定の施行時期はいつか。   | 金商業等府令第7条、第8条、第80条、第82条及び第174条の規定の施行日は平成22年10月1日となります。<br>なお、整備府令附則第6条において、第80条については1年間、第174条については施行日となる平成22年10月1日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する旨の経過措置が設けられています。                         |
|    | 銀行法施行規則   |  |
| 49 | 改正法第12条の3第1項第2号に規定する「顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第52条の73第3項第3号に掲げる者に行わせること」の「助言若しくは指導」とは、具体的に何か。どのようなことをどのような頻度で行うことを想定しているのか。 | ご意見の「指導若しくは助言」については、例えば、苦情処理を行う際に、解決に向けた方向性を示すことや必要な事項を進言すること等が考えられますが、その内容や頻度については、各金融機関の業務の性質や規模等に応じ、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。   |
| 50 | 銀行法施行規則案第34条の68第3項第6号に規定する「役員等」は、「役員及び職員」であって、「紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員」ではないとの理解でよいか。  | ご理解のとおりです。   |
| 51 | 銀行法施行規則案第34条の68第3項第3号、第4号及び第5号に規定する役員にかかる住民票、改正法第52条の62第1項第4号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びに履歴書の提出は、申請時のみならず、指定を受けた後の役員交代時にも届出が必要との理解でよいか。           | ご理解のとおりです。   |
| 52 | 銀行法施行規則案別紙様式第20号(業務に関する報告書)に規定する「5 役員の氏名等」について、本籍地はセンシティブ情報に該当することもあり、不要ではないか。  | ご意見を踏まえ、「本籍」については削除いたします。  |
| 53 | 銀行法施行規則案別紙様式第20号(業務に関する報告書)に規定する「11 紛争解決等業務の状況 苦情処理手続の実施状況 エ苦情処理手続の料金等の総額」について、「料金額」と「費用額」とは何を記載することを想定しているのか。                              | 料金額については、銀行法第52条の67第1項第5号に規定する「当事者から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合」の当該料金の合計額のうち、苦情処理手続に要した費用の合計額を記載することとしています。<br>また、費用額については、同項第4号に規定する「紛争解決等業務に要する費用」のうち、苦情処理手続に要した費用の合計額を記載することとしています。 |
|    | 信金法施行規則   |  |

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 54              | <p>信金法施行規則案第 113 条の 2 第 1 項第 1 号ロに規定する内部規則は、当該措置についての独立した内部規則を定める方法が考えられるほか、すでに存在する内部規則に盛り込むことも可能との理解でよいか。</p> <p>また、内部規則及び同号イに規定する業務運営体制については、どの程度のもものが求められるのか。その際、画一的なものではなく、規模等に応じたものとしてほしい。</p> | <p>ご理解のとおり、独立した内部規則を定めるほか、すでに存在する内部規則に盛り込むことも可能と考えられます。</p> <p>なお、内部規則及び業務運営体制の具体的内容については、苦情等の状況に応じた内部規則の整備が求められるとともに、公正かつ的確な苦情処理を妨げる内部の不当な影響力が働くことを排除する必要があり、こうした観点を踏まえ、各金融機関の業務の性質や規模等に応じた適切な整備を図ることが必要と考えられます。</p> |
| 55              | <p>信金法施行規則案第 113 条の 2 第 1 項第 1 号ハに規定する「金庫業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務体制及びロの内部規則を公表すること」については、どの程度のもものが求められるのか。その際、画一的なものではなく、規模等に応じたものとしてほしい。</p>  | <p>苦情の申出先の周知並びに業務運営体制及び社内規則の公表については、ホームページを利用できない顧客も想定されることから、周知・公表の方法は、ホームページのみならず、ホームページを利用できない顧客にも配慮した周知・公表を行うことが適当であると考えられます。</p>   |
| 56              | <p>信用金庫の紛争解決措置として、全国信用金庫協会が弁護士会仲裁センターと契約し、信用金庫が当該協会を通じてあっせん又は仲裁手続を行うといった方法で金庫業務関連紛争の解決を図る方法も問題ないとの理解でよいか。</p>   | <p>ご質問のような方法により、金庫業務関連紛争の解決を図る方法もあり得ると考えられます。</p>   |
| <b>貸金業法施行規則</b> |   |   |
| 57              | <p>貸金業法施行規則案第 4 条第 3 項第 14 号に規定する登録申請書の添付書類の様式を定めてほしい。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、様式を追加いたします。</p>  |
| 58              | <p>貸金業法施行規則案第 10 条の 6 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する「貸金業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること」について、どの程度の整備が求められるかについて確認したい。</p>   | <p>苦情処理措置に関する業務運営体制については、苦情等の状況に応じた整備が求められるとともに、公正かつ的確な苦情処理を妨げる内部の不当な影響力が働くことを排除する必要があります。</p> <p>こうした観点を踏まえ、各貸金業者の業務の性質や規模等に応じた適切な整備を図ることが必要と考えられます。</p>   |
| 59              | <p>貸金業法施行規則案第 10 条の 6 の 2 第 1 項第 5 号に規定する「貸金業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人」について、経理的基礎及び人的構成とは具体的にどの程度の規模を有する法人が認められるのか提示してほしい。</p>  | <p>具体的にどのような法人が該当するかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、紛争解決等業務を安定的かつ継続的に提供できる収支計画等が確実に備わっており、かつ、当該業務を的確に実施できる組織としての知識及び能力が必要であり、規模等については具体的な提示は困難です。</p>   |
| 60              | <p>貸金業法施行規則案第 10 条の 6 の 2 第 2 項第 1 号に規定する紛争解決措置について、弁護士法に規定する会則若しくは会則の規定により定められた規則に規定する機関とは、各都道府県の弁護士会を指すとの理解でよいか。また、法テ</p>   | <p>弁護士法に規定する会則若しくは会則の規定により定められた規則に規定する機関とは、各都道府県の弁護士会を指します。</p> <p>なお、法テラスについては、総合法律支援法（平成 16 年 6 月 2 日公布）に基づき設立された法</p>  |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>ラスの業務には仲裁手続等の業務は含まれないと考えられるが、当該規則における機関として認められるとの理解でよいか。</p>  | <p>人であり、当該規則に規定する機関として認められません。</p>  |
| 61 | <p>貸金業法施行規則案第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又、同条第 2 項第 1 号又及び同条第 5 項第 14 号に規定する契約締結前交付書面の記載事項にかかる施行日は、手続実施基本契約を締結する措置又は苦情処理措置及び紛争解決措置の構築を求める改正法第 12 条の 2 の 2 の施行日と同一との理解でよいか。</p> <p>また、貸金業法施行規則案第 13 条第 1 項第 1 号ソ、同第 3 項第 1 号ソ及び第 16 項第 1 号ノに規定する契約締結時交付書面の記載事項にかかる施行日は、手続実施基本契約を締結する措置又は苦情処理措置及び紛争解決措置の構築を求める改正法第 12 条の 2 の 2 の施行日と同一との理解でよいか。</p> | <p>契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の記載事項にかかる施行日は、手続実施基本契約を締結する措置又は苦情処理措置及び紛争解決措置の構築を求める貸金業法第 12 条の 2 の 2 の施行日と同一となります。</p> <p>なお、準備期間等を考慮し、施行日から 1 年の経過措置を設けることとしました。</p>   |
| 62 | <p>苦情処理措置及び紛争解決措置に係る内容について、「貸金業者の登録番号」などと同様、極度方式貸付け時の書面の記載事項から省略できるようにしてほしい。</p>   | <p>金融 ADR 制度という顧客保護の制度が創設されたことを資金需要者に周知する観点から、契約締結時などの交付書面の記載事項として、苦情処理措置及び紛争解決措置に係る内容を追加しています。</p> <p>また、当該内容については、「貸金業者の登録番号」などに比べ、情報提供の要請がより高く、極度方式貸付け時に交付する書面から省略できるとすることは、必ずしも適切ではないと考えられます。</p> |
| 63 | <p>説明会の開催前に送付等する業務規程等について、最初の説明会の日の 2 週間前まで送付等しなければならないとされているが、説明会を複数回実施する場合、各回の説明会の 2 週間前とすることも可能としてほしい。</p> <p>また、貸金業法施行規則案第 30 条の 19 に規定する指定申請書の提出の起算日について、複数回の説明会を開催する業態を考慮し、最後の説明会の開催日としてほしい。それが不可能な場合、業務規程等の送付の期限を各説明会の開催日の 2 週間前までとし、当該最後の説明会の開催前に業務規程等を送付等する日としてほしい。</p>   | <p>仮に説明会を複数回実施する場合、合理的期間内に全ての説明会が開催されないおそれがあることから、規定を修正することは適当でないと考えられます。</p>   |
| 64 | <p>貸金業法施行規則案第 30 条の 18 第 2 項第 5 号に規定する意見書における異議の記載について、改正法第 41 条の 39 第 1 項第 8 号に規定する異議に該当しないと判断した理由を記載することとされているが、同号に規定する「合理的な理</p>  | <p>ご理解のとおり、異議が「合理的な理由」に該当するかについては、指定紛争解決機関になるうとする者が判断することとなりますが、指定の際、監督当局において、合理的な理由に該当するか否かを審査することとなります。</p>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | 由」については、指定紛争解決機関になろうとする者が判断するとの理解でよいか。  |  |
| 65   | 貸金業法施行規則案第30条の25第2項に規定する苦情処理手続に関する記録の保存期間の起点を明確にすべきである。   | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。  |
| 66   | 貸金業法施行規則案第30条の26第3項第3号に規定する者について、例えば、民間会社(貸金業者含む)の苦情処理又は相談対応部門等に従事した期間が通算して10年以上である者も含まれるとの理解でよいか。  | 民間会社(貸金業者含む)において貸金業務関連の苦情処理又は相談対応等に従事した期間が通算して10年以上である者については、貸金業法施行規則第30条の26第3項第3号に規定する者に該当すると考えられます。  |
| <b>中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令</b> |   |  |
| 67   | 改正法第9条の9の3第2項第1号に規定する「利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を準用銀行法第52条の73第3項第3号に掲げる者に行わせること」は、いかなる助言・指導を行うものなのか。   | ご意見の「指導若しくは助言」については、例えば、苦情処理を行う際に、解決に向けた方向性を示すことや必要な事項を進言すること等が考えられますが、各金融機関の業務の性質や規模等に応じ、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。                          |
| 68   | 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令案(以下「信用組合等の事業に関する内閣府令案」という。)第3条第1項第1号イに規定する「業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること」は、どのような点に留意し行う必要があるか。<br>また、同号ロに規定する「業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則(当該業務に関する内部規則(当該業務に関する内部における責任分担を明確化する規定を含むものに限る)を整備すること」とは、いかなる程度のものが求められるのか。<br>さらに、その整備は、画一的なものではなく、各金融機関の規模・特性を踏まえて行うとの理解でよいか。 | 苦情処理措置に関する業務運営体制及び内部規則については、苦情等の状況に応じた整備が求められるとともに、公正かつ的確な苦情処理を妨げる内部の不当な影響力が働くことを排除する必要があります。<br>こうした観点を踏まえ、各金融機関の業務の性質や規模等に応じた適切な整備を図ることが必要と考えられます。 |
| 69   | 信用組合等の事業に関する内閣府令案第3条第2項第2号に規定する「弁護士会の仲裁センターにおける斡旋又は仲裁手続」について、これには、信用組合等が全国信用組合中央協会の協定する弁護士会仲裁センターに移送する手続により解決を図る方法も含まれるとの理解でよいか。  | 信用組合等の事業に関する内閣府令第3条第2項第2号に規定する弁護士会仲裁センターにおけるあっせん又は当該センターにおける仲裁手続の内容には、全国信用組合中央協会の協定する弁護士会仲裁センターに紛争解決を委託する手続も含まれると考えられます。                             |
| <b>保険業法施行規則</b>                                  |   |  |
| 70   | 指定紛争解決機関が存在しない場合において保険業関係業者が講じるべき苦情処理措置及び紛争解決措置の選択肢の1つとして、当該保険  | 保険業法第308条の7第3項の規定は、指定紛争解決機関がその指定を受けた紛争解決等業務の種別に係る保険業関係業者から手続実施   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>業関係業者が行う保険業務等以外の保険業務等をその紛争解決等業務の種別とする指定紛争解決機関が実施する苦情処理手続または紛争解決手続による処理が規定されているが、指定紛争解決機関として当該保険業関係業者が行う保険業務等にかかる苦情処理手続または紛争解決手続を実施する体制にない場合には、当該保険業関係業者からの手続依頼を謝絶できるとの理解でよいか。</p>  | <p>基本契約の締結の申込みがあった場合に、一定の事由に該当する場合を除き、これを拒否してはならない旨を定めるものですので、ご意見のような指定を受けた紛争解決等業務の種別に係らない保険業関係業者からの手続依頼を拒むことは妨げられません。</p>   |
| 71 | <p>保険業法施行規則案第 59 条の 2 第 1 項第 4 号二に、業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項として、指定紛争解決機関が存在する場合の手続実施基本契約の相手方である機関の名称を追加すること等が規定されているが、当該規定の施行日は、手続実施基本契約を締結する措置又は苦情処理措置及び紛争解決措置を求める保険業法第 105 条の 2 (第 199 条において準用する規定を含む) の施行日と同一との理解でよいか。</p> <p>また、その場合には、「保険業法施行規則案第 59 条の 2 第 1 項第 4 号二に掲げる事項については、施行日以後に終了する事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による」とする旨の経過措置を規定してほしい。</p> | <p>業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項にかかる施行日は、手続実施基本契約を締結する措置又は苦情処理措置及び紛争解決措置を求める保険業法第 105 条の 2 (第 199 条において準用する規定を含む) の施行日と同一となります。</p> <p>また、整備府令附則第 6 条第 2 項において、当該規定は、施行日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する旨の経過措置を設けております。</p> |
| 72 | <p>外国生命保険業務にかかる種別の指定申請にあたって業務規程の説明等を行う対象である保険業関係業者には、保険業法施行令第 21 条の規定により、手続実施基本契約を締結する措置又は苦情処理措置及び紛争解決措置を求める保険業法第 105 条の 2 の規定の適用を受けないこととされる外国生命保険会社等も含まれるとの理解でよいか。</p>   | <p>外国生命保険業務にかかる種別の指定申請にあたって業務規程の説明等を行う対象である保険業関係業者には、保険業法施行令第 21 条の規定により保険業法第 199 条において準用する同法第 105 条の 2 の規定の適用を受けないこととされる外国生命保険会社等も含まれます。</p>  |
| 73 | <p>保険業法施行規則案第 239 条の 3 第 1 項に規定する説明会に不参加であった保険業関係業者から、所定の期間内に意見書の提出が無い場合には、当該保険業関係業者は業務規程の内容について異議がないものとして扱うことで問題ないとの理解でよいか。</p> <p>また、同条第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する「すべての保険業関係業者の意見書の提出の有無」及び「提出を受けた意見書における異議の記載の有無」については、異議が無い場合には、異議がない旨を記載した意見書の提出を求める必要はないという理解でよいか。</p>   | <p>保険業関係業者から、所定の期間内に意見書の提出が無い場合には、当該保険業者は業務規程の内容について異議がないものとして取り扱うことは問題ないと考えられます。</p> <p>また、異議のない旨を記載した意見書の提出を求める必要もありません。</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 74 | <p>保険業法施行規則案第239条の5第1項第1号に規定する指定申請書の添付書類である申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表等は、提出可能な直近のものという理解でよいか。</p>  | <p>指定申請書の添付書類である貸借対照表等は、申請日において直前の事業年度の貸借対照表が作成されていない等のやむを得ない事情がある場合には、提出可能な直近のもので代替することが考えられますが、申請日以降指定までの間に、直前の事業年度の貸借対照表等が作成された場合には、指定申請書の添付書類として追加的に提出する必要があると考えられます。</p> |
| 75 | <p>保険業法施行規則案第239条の5第3項第1号に規定する「総株主等の議決権」とは、申請者が社団法人の場合、社員総会における議決権が該当するとの理解でよいか。</p>   | <p>紛争解決機関としての指定を受けようとする者（申請者）については、社団法人であることも想定されることから、ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>  |
| 76 | <p>保険業法施行規則案第239条の10第1項に規定する苦情処理手続に関する記録の記載事項に関して、申立人氏名が不詳や正式な解決の申立てがない等の理由により、苦情受付以降の手続を行えないものは、苦情処理手続を実施したものに該当せず、記録保存の対象外という理解でよいか。</p>                     | <p>基本的に、苦情処理手続を開始しなかったものについては、苦情処理手続に関する記録を作成する必要はないと考えられますが、具体的にどのような事案が記録作成の対象外となるかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>  |
| 77 | <p>保険業法施行規則案第239条の10第1項第2号に規定する苦情処理手続に関する記録の記載事項について、「申立てをした加入保険業関係業者の顧客及びその代理人の氏名」の「代理人」については、委任状等により代理権限を確認する必要があるという理解でよいか。</p>                             | <p>ご意見のような方法も考えられますが、その他の適切な方法が排除されるわけではありません。</p>  |
| 78 | <p>保険業法施行規則案第239条の10第1項第4号に規定する苦情処理手続に関する記録の記載事項について、「苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）」のうち「終了の理由」については、業務に関する報告書（11（1）イ）における終了事由と同一区分の記載が求められるという理解でよいか。</p> | <p>苦情処理手続に関する記録の記載事項の「終了の理由」については、業務に関する報告書における「終了事由」と同一区分の記載が必ずしも求められるものではなく、苦情処理手続に関する記録の記載事項の「終了の理由」をより詳細に記載するなど、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>                     |
| 79 | <p>保険業法施行規則案第239条の11第1項第5号に規定する紛争解決委員と利害関係を有する者である「当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から3年を経過しない者」に該当するか否かについては、選任しようとする紛争解決委員本人に確認することで足りることを確認したい。</p>         | <p>選任しようとする紛争解決委員が、「当事者から役務の提供により収入を得ていない者又は得ないこととなった日から3年を経過しない者」に該当するか否かを確認する方法の一つとしてご意見のような方法もあると考えられますが、具体的にどのような方法により確認すべきかについては、個別事例ごとに実態に即して、適切な方法により確認する必要があります。</p>  |
| 80 | <p>保険業法施行規則案第239条の13第2項第1号に規定する「紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容」について、「請求がされた年月日」とは具体的に何を指すのか。</p>   | <p>「請求がされた年月日」と「申立てをした年月日」は同一の内容です。趣旨を明確にするため、ご意見を踏まえ、規定を修正・削除いたします。</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | すなわち、保険業法第 308 条の 13 第 9 項第 1 号においては、「申立てをした年月日」と規定されており、これとの違いを確認したい。  |   |
| 81 | 指定紛争解決機関の届出事項について、保険業法施行規則案第 239 条の 14 第 2 項第 9 号において「加入保険業関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき」と規定しているが、指定紛争解決機関が常態として当該事由を把握することは困難であることから、加入保険業関係業者に対し、それら行為を行った事実を知ったときには指定紛争解決機関に対して報告を行うべき旨を手続実施基本契約等において規定し、それに基づき報告があった場合に指定紛争解決機関として当局あて本件届出を行うこととする運用も認められるか確認したい。 | ご質問にあるような方法により加入保険業関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を把握することも考えられますが、いずれの方法による場合であっても、保険業法施行規則案第 239 条の 14 第 2 項第 9 号に該当する事由を把握した場合に、当局に対して確実に届出が行われる必要があると考えられます。                     |
| 82 | 保険業法施行規則案別紙様式第 28 号(業務に関する報告書)は、指定を取得した種別ごとにそれぞれ作成・提出する必要があるか確認したい。<br>損害保険に関しては、複数の保険会社にまたがる苦情又は紛争が発生する可能性があり、ケースによっては指定を取得した複数の種別にまたがることも考えられる。また、業務に関する報告書を種別ごとに作成することとした場合、複数の種別の指定を取得している場合には、組織に関する事項等について重複の記載が求められることとなることから、一定の範囲内で簡略化して記載できるようにしてほしい。                     | 基本的には、指定の種別ごとに業務に関する報告書を作成・提出する必要があると考えられます。<br>ただし、ご質問にあるような、複数の種別の指定を取得している場合には、組織に関する事項等が同一内容にもかかわらず、重複の記載が求められることから、一定の範囲内で簡略化して記載することは問題ないと考えられますが、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。 |
| 83 | 保険業法施行規則案第 234 条の 24 第 1 項第 13 号に規定する契約締結前交付書面の記載事項にかかる施行日は、手続実施基本契約を締結する措置又は苦情処理措置及び紛争解決措置の構築を求める保険業法第 105 条の 2 (第 199 条において準用する規定を含む)の施行日と同一となり、経過措置の起算日も同一となるとの理解でよいか。   | 契約締結前交付書面の記載事項にかかる施行日は、手続実施基本契約を締結する措置又は苦情処理措置及び紛争解決措置を求める保険業法第 105 条の 2 (第 199 条において準用する規定を含む)の施行日と同一となります。<br>なお、準備期間等を考慮し、施行日から 1 年の経過措置を設けることとしました。                                   |
| 84 | 保険業法施行規則案第 246 条第 1 項に規定する「免許、認可又は承認に関する申請」は、「免許、許可、認可、承認又は指定に関する申請」ではないか。  | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。   |
| 85 | 保険業法施行規則案別紙様式第 28 号(業務に関する報告書)に規定する「11 紛争解決等業務の状況 苦情処理手続の実施状況 イ苦情処理手続の類型別の内訳件数」について、顧客を法人又は個人に区別して計上することとされてい   | ご意見を踏まえ、顧客が法人又は個人の区別に加え、「その他」の欄を新設いたします。  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>るが、苦情受付段階において解決する事例では、申出者が法人又は個人であるかを告げずに解決する事例が相当程度あることから、「その他」の欄を設けてほしい。</p>   |   |
| 86 | <p>保険業法施行規則案別紙様式第28号(業務に関する報告書)に規定する「11 紛争解決手続の実施状況 エ紛争解決手続の所要期間等」について、手続実施方法の区別は、各事例において主に取られた方法を記載するとの理解でよいか。</p> <p>また、その場合には、「面談のみ」の「のみ」を削除し、主として面談を手続実施方法とするものについて、「面談」の欄に計上することを明確にしてほしい。</p>   | <p>紛争解決手続の実施に当たっては、ご意見のように、面談や文書の送付、電話等の手続を併用することが多いと考えられることから、基本的に、各事例において主に取られた方法を記載することで問題ないと考えられます。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、手続実施方法の区別の「面談のみ」については、「のみ」を削除いたします。</p>                       |
| 87 | <p>保険業法施行規則案別紙様式第28号(業務に関する報告書)に規定する「3 組織に関する事項」について、期末における指定紛争解決機関の組織図でよいか確認したい。</p>   | <p>基本的には、ご意見のとおりで問題ないと考えられますが、期中において重大な組織変更が行われること等も想定されることから、そのような場合には、その旨を記載する必要があると考えられます。</p>   |
| 88 | <p>保険業法施行規則案別紙様式第28号(業務に関する報告書)に規定する「5 役員の氏名等」について、本籍地の記載の必要性はないと思われるので削除するとともに、略歴については、申請時に略歴書を添付している場合は省略してもよいか確認したい。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、「本籍」については削除いたします。</p> <p>なお、略歴については、申請時に略歴書を添付している場合であっても、業務に関する報告書の作成基準日時点において変更されている場合等が想定されることから、省略することは認められないと考えられます。</p>  |
| 89 | <p>保険業法施行規則案別紙様式第28号(業務に関する報告書)に規定する「7 役員の兼職状況」について、役員が他の事業を営んでいるときはその旨を記載することとなっているが、当該役員は、指定紛争解決等業務にかかる担当役員を指すとの理解でよいか。</p> <p>仮に全ての役員を指す場合には、役員が常勤又は非常勤であるかを問わず、当該役員を役員又は使用人とする法人をすべて記載することとなり、関連会社等の役員就任状況も含め、調査に時間を要するとともに作成の負荷が大きいことから、様式からの削除又は記載の簡素化を検討してほしい。</p> | <p>保険業法施行規則案別紙様式第28号(業務に関する報告書)に規定する「7 役員の兼職状況」中の役員は、指定紛争解決機関の全ての役員を指します。</p> <p>また、全ての役員の兼職状況を把握することは、指定紛争解決機関としての業務の公正性・中立性が確保されていることを確認するための重要事項であり、記載の削除・簡素化を図ることは適当でないと考えられます。</p> |
| 90 | <p>保険業法施行規則案別紙様式第28号(業務に関する報告書)に規定する「11 紛争解決等業務の状況 ウ苦情処理手続の実施状況 ヲ苦情処理手続の所要期間等」について、手続実施方法の区別は、各事例において複数の方法が取られた場合には、それぞれの手続実施方法に記載す</p>   | <p>苦情処理手続の実施に当たっては、ご意見のように、複数の方法がとられることも考えられることから、基本的に、各事例において主に取られた方法を記載することで問題ないと考えられます。</p>  |

|                              |   |  |
|------------------------------|---|--|
|                              | るとの理解でよいか。  |  |
| 91                           | 保険業法施行規則案別紙様式第28号(業務に関する報告書)に規定する「11 紛争解決等業務の状況 紛争解決手続の実施状況 ウ紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数」について、「紛争解決委員の別」は、保険業法第308条の13第3項及び保険業法施行規則案第239条の11第2項に掲げる区分の応じて記載するとの理解でよいか。   | 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数の「紛争解決委員の別」については、基本的には、保険業法第308条の13第3項及び保険業法施行規則第239条の11第2項に掲げる区分に応じて記載することで問題ないと考えられますが、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。   |
| 92                           | 保険業法施行規則別紙様式第28号(業務に関する報告書)に規定する「11 紛争解決手続の実施状況 エ紛争解決手続の所要期間等」について、手続実施方法の区別は、各事例において複数の方法が取られた場合には、それぞれの手続実施方法に記載するとの理解でよいか。   | 紛争解決手続の実施に当たっては、ご意見のように、面談や文書の送付、電話等の手続を併用することが多いと考えられることから、基本的に、各事例において主に取られた方法を記載することでよいと考えられます。   |
| <b>協同組合による金融事業に関する法律施行規則</b> |   |  |
| 93                           | 協金法施行規則案第41条第1項第4号ヌに規定する預金者等の求めに応じた説明に用いる又は交付するための書面、同規則案第110条の25第1項第18号ロに規定する契約締結前交付書面及び同規則案第69条第1項第4号ハに規定する説明書類に記載しなければならない「苦情処理措置及び紛争解決措置の内容」については、「苦情処理対応窓口及び紛争解決対応窓口」の記載で差し支えないことを確認したい。   | 預金者等の求めに応じた説明に用いる又は交付するための書面、契約締結前交付書面及び説明書類への具体的な記載事項については、ご意見のとおり、金融機関の実務面にも配慮するとともに、顧客の利便にも資する必要があります。このため、苦情処理・紛争解決の委託先の名称・連絡先を記載するなど、各信用協同組合等が講じている苦情処理措置及び紛争解決措置の実態に即して適切に記載されるべきものであると考えられます。 |
| <b>労働金庫法施行規則</b>             |   |  |
| 94                           | 労金法施行規則案第95条に規定する「重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該金庫が講ずる銀行法第12条の3第1項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)」は、労金法施行規則案第95条の2第1項第1号ロに規定する「金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則(当該業務に関する内部における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)」と同一のものでよいか。 | 労金法施行規則第95条の2第1項第1号に規定する「内部規則」の内容が、労金法施行規則第95条に規定する「内部規則」の内容を包含している場合には、同一のものでよいと考えられます。   |
| 95                           | 労金法施行規則案第95条の2第1項に規定する苦情処理措置については、同条第1項各号のいずれか一つだけでなく、複数の組み合わせも   | ご理解のとおりです。   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | 認められるとの理解でよいか。  |   |
| 96 | <p>労金法施行規則案第 95 条の2第1項第1号イに規定する「金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制」とは、具体的にどのような体制整備を必要とするのか。例えば、人的構成に具体的基準があるのか。また、金庫業務関連苦情の処理にかかる業務であることから、金庫職員による対応でよいのか。</p>  | <p>苦情処理措置に関する業務運営体制については、苦情等の状況に応じた体制整備が求められるとともに、公正かつ的確な苦情処理を妨げる内部の不当な影響力が働くことを排除する必要があります。</p> <p>したがって、各労働金庫の業務の性質や規模等に応じた適切な体制整備を図ることが必要と考えられます。</p> <p>なお、当該業務運営体制については、基本的には、金庫の役職員により構築されるものと考えられます。</p>   |
| 97 | <p>労金法施行規則案第 95 条の2第1項第1号ロに規定する「当該業務に関する内部における責任分担を明確化する規定を含むもの」とは、どのような内部規則を必要とするのか。</p> <p>具体的には、責任の「分担」とはどのような分担を必要とするのか。</p>  | <p>苦情処理措置に関する内部規則については、苦情等の状況に応じた内部規則の整備が求められるとともに、公正かつ的確な苦情処理を妨げる内部の不当な影響力が働くことを排除する必要があります。</p> <p>また、責任の「分担」については、例えば、苦情等の担当部署や処理手続が明確に定められていることや苦情等の内容が経営に重大な影響を与えるおそれがある場合には役員へ報告するなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる体制となっていること等が考えられますが、各労働金庫の業務の性質や規模等に応じた適切な内部規則の整備を図ることが必要と考えられます。</p>      |
| 98 | <p>労金法施行規則案第 95 条の2第2項第2号に規定する紛争解決措置について、労働金庫が、業界団体の設置する相談所が協定する弁護士会仲裁センターに移送する手続も含まれるとの理解でよいか。</p>   | <p>労金法施行規則第 95 条の2第2項第2号に規定する弁護士会仲裁センターにおけるあっせん又は当該センターにおける仲裁手続の内容には、業界団体の設置する相談所が協定する弁護士会仲裁センターに移送する手続も含まれると考えられます。</p>  |
| 99 | <p>労金法施行規則案第 86 条第1項第4号又(2)に規定する預金者等の求めに応じた説明に用いる又は交付するための書面及び労金法施行規則案第 114 条第1項第4号八(2)に規定する説明書類に記載しなければならない指定紛争解決機関が存在しない場合の「苦情処理措置及び紛争解決措置の内容」については、預金者や利用者等への周知が趣旨であることから、例えば「苦情処理対応窓口及び紛争解決対応窓口」の記載で差し支えないことを確認したい。</p> <p>なお、いずれかに苦情処理措置及び紛争解決措置の「仕組み等」を記載する必要があるのであれば、紙面の大きさ等も勘案し、説明書類に掲載</p> | <p>預金者等の求めに応じた説明に用いる又は交付するための書面及び説明書類への具体的な記載事項については、ご意見のとおり、労働金庫の実務面にも配慮するとともに、顧客の利便にも資する必要があります。このため、苦情処理・紛争解決の委託先の名称・連絡先を記載するなど、各労働金庫が講じている苦情処理措置及び紛争解決措置の実態に即して適切に記載されるべきものであると考えられます。</p> <p>なお、顧客保護の観点からは、説明書類に、ご質問のような苦情処理措置及び紛争解決措置の「仕組み等」が記載されていれば、預金者等の求めに応じた説明に用いる又は交付するための書</p> |

|                                     |   |   |
|-------------------------------------|---|---|
|                                     | すれば、預金者等の求めに応じた説明に用いる又は交付するための書面には、例えば「苦情処理対応窓口及び紛争解決対応窓口」の記載で差し支えないことを確認したい。   | 面には、「苦情処理対応窓口及び紛争解決対応窓口」の記載で差し支えないとすることは適当でないと考えられます。   |
| <b>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令</b> |   |   |
| 100                                 | 契約締結前交付書面の記載事項として、指定紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容が規定されているが、記載事項を苦情処理対応窓口及び紛争解決窓口のみ等とするなど、金融機関の実務面にも配慮して過度な記載が求められないようにしてほしい。                       | 契約締結前交付書面への具体的な記載事項については、ご意見のとおり、金融機関の実務面にも配慮するとともに、顧客の利便にも資する必要があります。このため、苦情処理・紛争解決の委託先の名称・連絡先を記載するなど、各金融機関が講じている苦情処理措置及び紛争解決措置の実態に即して、適切に記載されるべきものであると考えられます。 |
| 101                                 | 苦情処理措置について、「苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制」及び「内部規則(責任分担を明確化する規定を含むものに限る)」の整備については、金融機関画一的なものではなく、規模等の特性に応じたものとすべきである。<br>また、当該規定に関する考え方を明確化すべきである。 | 苦情処理措置に関する業務運営体制及び内部規則については、苦情等の状況に応じた整備が求められるとともに、公正かつ的確な苦情処理を妨げる内部の不当な影響力が働くことを排除する必要があります。<br>こうした観点を踏まえ、各金融機関の業務の性質や規模等に応じた適切な整備を図ることが必要と考えられます。            |
| 102                                 | 紛争解決措置について、弁護士会仲裁センターとの直接契約のみでなく、金融トラブル連絡調整協議会のモデルに準拠した業界団体等の第三者機関を経由した対応も可能であることを確認したい。  | 紛争解決措置については、弁護士会仲裁センターにおけるあっせん又は当該センターにおける仲裁手続により紛争の解決を図ることを規定しており、当該センターとの直接契約のみでなく、業界団体等の第三者機関を経由した対応についても問題はないと考えられます。                                       |
| <b>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令</b>          |   |   |
| 103                                 | 契約締結前交付書面の記載事項として、指定紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容が規定されているが、記載事項を苦情処理対応窓口及び紛争解決窓口のみ等とするなど、金融機関の実務面にも配慮して過度な記載が求められないようにしてほしい。                       | 契約締結前交付書面への具体的な記載事項については、ご意見のとおり、金融機関の実務面にも配慮するとともに、顧客の利便にも資する必要があります。このため、苦情処理・紛争解決の委託先の名称・連絡先を記載するなど、各金融機関が講じている苦情処理措置及び紛争解決措置の実態に即して、適切に記載されるべきものであると考えられます。 |
| 104                                 | 苦情処理措置について、「苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制」及び「内部規則(責任分担を明確化する規定を含むものに限る)」の整備については、金融機関画一的なものではなく、規模等の特性に応じたものとすべきである。<br>また、当該規定に関する考え方を明確化すべきである。 | 苦情処理措置に関する業務運営体制及び内部規則については、苦情等の状況に応じた整備が求められるとともに、公正かつ的確な苦情処理を妨げる内部の不当な影響力が働くことを排除する必要があります。<br>こうした観点を踏まえ、各金融機関の業務の性質や規模等に応じた適切な整備を図ることが必要と考えられます。            |
| 105                                 | 紛争解決措置について、弁護士会仲裁センタ  | 紛争解決措置については、弁護士会仲裁セン  |

|            |   |  |
|------------|---|--|
|            | <p>ーとの直接契約のみでなく、金融トラブル連絡調整協議会のモデルに準拠した業界団体等の第三者機関を経由した対応も可能であることを確認したい。</p> | <p>ターにおけるあっせん又は当該センターにおける仲裁手続により紛争の解決を図ることを規定しており、当該センターとの直接契約のみでなく、業界団体等の第三者機関を経由した対応についても問題はないと考えられます。</p>   |
| <p>その他</p> |   |  |
| 106        | <p>確定元本で高利回りの商品がないのは当然のことであり、それをADRを整備して保護する必要があるのか。</p>                    | <p>金融ADR制度は、金融商品のみならず預金やローン、保険などすべての金融サービスを対象として創設されたものです。金融サービス利用者の保護・利便性を向上させるものとして、平成21年6月17日に国会で議決され、同6月24日に公布されました。</p> <p>金融庁としては、当面、金融ADR制度の定着に努めるとともに、制度の進化発展に向けた改善に向けての検討も継続していきます。</p> <p>なお、本制度は、金融機関、消費者、学識経験者等で構成される金融審議会における議論を受けて、平成20年12月17日に出された「金融ADR報告」にそって制度化されました。同報告書もご参照ください。</p> |

その他

|                           | コメントの概要   | 金融庁の考え方   |
|---------------------------|---|---|
| 金融商品取引法施行令                |   |   |
| 組織再編成対象会社の範囲(金商法施行令第2条の2) |   |   |
| 1                         | <p>共同分割を組織再編成発行手続から除外しないのであれば、様々な形態の共同分割が当該手続の対象となるよう規定を修正してほしい。</p>  | <p>金商法施行令第2条の2においては、組織再編成対象会社の範囲から共同分割を除外するものではなく、共同分割が特定組織再編成発行手続から除外されるものではありません。</p> <p>したがって、組織再編成の対象となる吸収分割会社及び新設分割会社について、「吸収分割に係る会社法 757 条に規定する吸収分割契約」及び「新設分割にかかる同法 762 条に規定する新設分割契約」に規定を修正いたします(金商法施行令第2条の2)。</p>  |
| 無尽業法施行細則                  |   |   |
| 2                         | <p>無尽業法施行細則第2条第2項を削り、第1項に入れる。第3条第2項を削り、第1項に入れる。第25条第1項を削り、本則を改正する。</p> <p>金銭無尽は禁止されているので、金銭以外の無尽に関する規定しかありえないため改正すべきである。</p>  | <p>今回の無尽業法施行規則の改正は、ADR制度の創設に伴う規制の整備を目的としたものであり、ご指摘の点については、現状の実務に特段の支障を来すものではないため、現行のとおりとします。</p>  |
| 3                         | <p>昭和16年勅令363号無尽業法第21の8の規定による登記に関する件を無尽業法施行令へ統合すべきである。別に規定する意味がない。</p>  | <p>無尽業法施行令は、ADR制度の創設に関する政令委任事項について定めるものであり、無尽業者の登記手続きについて定めた「無尽業法第二十一条ノ八ノ規定ニ依ル登記ニ関スル件」とは、目的・内容が異なることから別に規定するものです。</p>   |
| 労働金庫法施行規則                 |   |   |
| 4                         | <p>労働金庫法施行規則第42条第6項、同第7項によれば、「決済の終了後に商品を保有することとならないこと」、「商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと」、「決済の終了後に排出量を保有することとならないこと」といった「限定」が付された「商品デリバティブ取引」やいわゆる「温室効果ガス」に係る算定割当量等の売買取引などが、「労働金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引」に該当するものとして規定されると思われるが、この「限定」は労働金庫法第58条第2項第18号の「又は」より前に列記された取引には適用されないものと理解してよいか。</p> <p>そうではなく、労働金庫法第58条第2項第18号の規定により労働金庫が行うことができる「金融</p> | <p>ご理解のとおり、労働金庫法施行規則第42条第6項において規定する「決済の終了後に保有することとならないこと」等の「限定」は、商品及び算定割当量のスワップ取引及びオプション取引に係るものであり、労働金庫法第58条第2項第18号の「又は」より前に規定する金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量の指標(指数)先物取引に係るものではありません。</p> <p>なお、金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量の指標(指数)先物取引は、金銭の授受を約する取引であり、決済の終了後に保有することや保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担することとはならない取引です。</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>等デリバティブ取引」業務すべてに当該「限定」が適用されるのであれば、上記第6項は、「労働金庫法第58条第2項第18号に規定する金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって内閣府令・厚生労働省令で定めるものは……」ではないか。</p>  |   |
| 5 | <p>労働金庫法第58条第2項第19号は、同項第18号の規定において「金融等デリバティブ取引」と置き換える取引の「媒介、取次ぎ又は代理」を、労働金庫が行うことができる業務として定めているが、「金融等デリバティブ取引」と置き換える取引のすべてに、上記のとおり「限定」が付されるとすれば、労働金庫自体が残高を有することにはならない「媒介、取次ぎ又は代理」であっても、取扱えるのは「決済の終了後に商品を保有することとならないこと」、「商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと」、「決済の終了後に排出量を保有することとならないこと」といった商品性である必要があるか。</p> | <p>ご理解のとおり、労働金庫法第58条第2項第19号の規定により媒介、取次ぎ又は代理を行える取引は、決済の終了後に保有することや保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担することとはならない同項第18号に規定する取引となります。</p> |